

JETRO

# 平成 20 年度業務実績報告書

自 平成 20 年 4 月 1 日  
至 平成 21 年 3 月 31 日

独立行政法人日本貿易振興機構

(平成 21 年 7 月 3 日)

## 目次

|   |            |
|---|------------|
| <b>1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</b> .....                  | <b>1</b>   |
| 〔1〕 効率化目標の設定及び総人件費改革.....                                     | 1          |
| 〔2〕 費用対効果の分析への取組.....   | 10         |
| 〔3〕 柔軟かつ機動的な組織運営.....   | 12         |
| 〔4〕 民間委託（外部委託）の拡大.....  | 26         |
| 〔5〕 随意契約の見直し.....   | 28         |
| 〔6〕 資産の有効活用等に係る見直し.....                                       | 35         |
| 〔7〕 情報化.....  | 37         |
| 〔8〕 内部統制.....   | 41         |
| 〔9〕 各種事務・事業の廃止等に関する取組.....                                    | 45         |
| <b>2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</b> ..... | <b>46</b>  |
| 〔1〕 対日投資拡大.....   | 47         |
| 〔2〕 我が国中小企業等の国際ビジネス支援.....                                    | 55         |
| （イ） 輸出促進.....   | 55         |
| （ロ） 在外企業支援.....   | 76         |
| （ハ） 国際的企業連携支援.....  | 94         |
| 〔3〕 開発途上国との貿易取引拡大.....  | 108        |
| 〔4〕 調査・研究等.....   | 118        |
| （イ） 調査・研究.....  | 118        |
| （ロ） 情報発信.....   | 136        |
| （ハ） 貿易投資相談.....   | 145        |
| <b>3. 財務内容の改善に関する事項</b> .....                                 | <b>150</b> |
| 〔1〕 自己収入拡大への取組.....   | 150        |
| 〔2〕 決算情報・セグメント情報の公表の充実等.....                                  | 151        |
| 〔3〕 短期借入金の限度額.....  | 151        |
| 〔4〕 重要な財産の処分等に関する計画.....                                      | 152        |
| 〔5〕 剰余金の使途.....   | 152        |
| <b>4. その他業務運営に関する事項</b> .....                                 | <b>153</b> |
| 〔1〕 人事に関する計画.....   | 153        |

# 1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

## 〔1〕 効率化目標の設定及び総人件費改革

### 1. 効率化の推進

#### 【中期計画】

- ・ 運営費交付金を充当して行う業務については、一般管理費について毎年度平均で前年度比 3%以上の効率化を行う。
- ・ 運営費交付金を充当して行う業務については、業務経費について毎年度平均で前年度比 1%以上の効率化を行う。
- ・ 各年度以降で新たに必要となり運営費交付金を充当して行う業務についても、翌年度から年 1%程度の効率化を図るものとする。

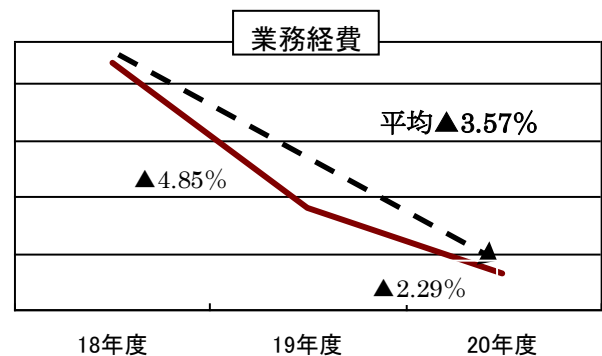
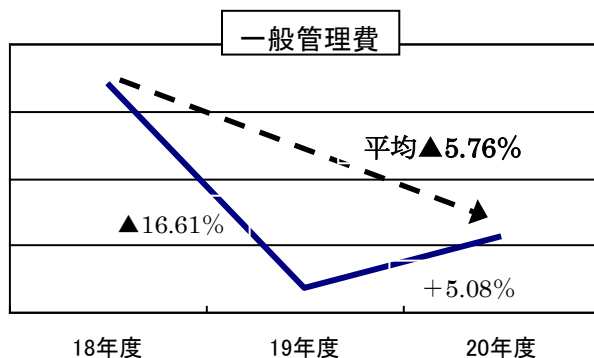
運営費交付金を充当する一般管理費については、毎年度平均で前年度比 3%以上の効率化が求められています。20 年度は 19 年度実績比で 5.08%増となりましたが、19 年度の効率化実績とあわせると、19 年度、20 年度における平均で 5.76%の削減を達成しました。

中期計画初年度である 19 年度は、予定していた情報システムの開発の遅延や、人事異動の延期などの特殊要因により、支出が減りました。20 年度は 19 年度実績比では効率化比率はプラスとなりましたが、コスト削減努力等により、両年度を通せば中期計画で定める目標を達成しています。

運営費交付金を充当する業務経費については、毎年度平均で前年度比 1%以上の効率化が求められていますが、20 年度は 19 年度実績比で 2.29%の削減、19 年度からの平均では 3.57%の削減を達成しました。

19 年度から繰り越して実施した事務・事業の影響もありましたが、人件費削減の取組等の経費削減努力を継続したことで、両年度を通せば中期計画で定める目標を着実に達成しています。

|             | 19 年度   | 20 年度  | 19-20 年度平均   |
|-------------|---------|--------|--------------|
| 一般管理費（前年度比） | ▲16.61% | +5.08% | ▲5.76%（3%以上） |
| 業務経費（前年度比）  | ▲4.85%  | ▲2.29% | ▲3.57%（1%以上） |



## 2. 総人件費改革

### 【中期計画】

- ・総人件費については、5年間で5%以上を基本とする削減の着実な実施を行う。
- ・役職員の給与に関し国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しを促進する。

### 【整理合理化計画での指摘事項】

- ・給与水準に関して、十分国民の理解が得られる説明がなされているか等の観点から、監事による監査、評価委員会による事後評価において、それぞれ厳格にチェックする。

### 【総務省政独委による経済産業省評価委員会の19年度評価に対する2次意見】

- ・行政改革推進法等に基づく総人件費の削減に向けた取組状況やその効果について厳格な評価を行うべき。
- ・給与水準が国家公務員の水準を上回る法人について、その理由と講ずる措置についての法人の説明が国民に対して納得の得られるものとなっているか、及び法人の給与水準自体が社会的な理解の得られるものになっているか、など国民の視点に立って給与水準の適切性等について厳格な評価を行うべき。
- ・取組開始からの達成状況踏まえ、法人の取組状況の適切性について検証し、5年間で5%を確実に達成するための展望を評価結果において明らかにした上で、法人の取組を促すべき。

### 【総務省政独委による「独立行政法人の実績に関する評価の視点」における指摘事項】

- ・国家公務員と比べて給与水準の高い法人について、その理由及び講ずる措置（法人の設定する目標水準を含む）についての法人の説明が、国民に対して納得の得られるものとなっているか、法人の給与水準自体が社会的な理解の得られる水準となっているか、について厳格な評価を行う。
- ・国の財政支出規模や累積欠損の状況を踏まえた給与水準の適切性に関する法人の検証状況をチェックする。
- ・総人件費改革の取組開始からの経過年数に応じ取組が順調であるかどうかについて、法人の取組の適切性についての検証また今後、削減目標の達成に向け法人の取組を促すものとなっているか、評価する。
- ・法人の福利厚生費について、法人の事務・事業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼確保の観点から、必要な見直しが行われているか評価する。

### 【総務省政独委による「20年度業務実績評価の具体的取組について」における指摘事項】

- ・レクリエーション経費については、国におけるレクリエーション経費の取扱いに準じた予算執行、予算編成作業がなされているか、またレクリエーション経費以外の福利厚生費（法定外福利費）については経済社会情勢の変化を踏まえた事務・事業の公共性・効率性及び国民の信頼確保の観点からの法人の見直し等の活動について評価を行う。
- ・給与水準の厳格なチェックに当たっては、国と異なる諸手当の適切性について、特に留意した評価を行う。

## (1) 総人件費改革

### ① 行政改革の重要方針に基づく人件費改革の進捗状況

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）」等に基づき、18年度からの5年間で17年度の人件費実績の5%削減に取り組んでいます。

ジェトロは17年度から給与構造改革に着手し、その一環として、18年度から現給保障なしで職員の給与水準を5.35%引き下げたほか（役員は7.5%引き下げ）、定期昇給を圧縮するなどの人件費削減に取り組んできました。これらはいずれも国家公務員の給与構造改革の内容を上回る引き下げとなっています。

役員報酬については、理事長の業績給の額は評価委員会の結果を反映させ、その他の役員の業績給の額は、評価委員会の評価結果及び役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案し、理事長が決定しています。また、監事については、業績連動は不適當であるため、B評価に固定しています。

職員給与については、業務の実績を考慮し、社会一般の情勢に適合したものとなるように定めています。また、人事評価制度を導入し、当該年度の個人業績評価及び能力評価の結果を賞与及び昇給に反映させています。

このような給与構造改革の取組に加え、総人件費改革の達成に向けて人件費支出をきめ細かに管理する必要がある、との監事からの指摘も踏まえ、職員採用の抑制、国内事務所の人員配置見直し（ジェットロ人件費負担2名から原則1名化）などの人件費抑制策を講じた結果、役職員の人件費は約7.5億円の減となりました。

一方、海外現地採用者関連支出は、為替や物価変動等の外部環境による増加が採用抑制および人員の入れ替え等による削減効果を上回ったものの約0.9億円の増に留まり（前年度は、約2.2億円増）、役職員給与と総合すると、20年度の人件費支出実績は17年度（基準年度）に比べ、約6.6億円の減となりました。

さらに、行政改革の重要方針にて認められている人事院勧告を踏まえた給与改定のほか、外務公務員の海外給与改定を踏まえた改定、現地採用職員給与の物価変動等を踏まえた改定、為替変動等の人件費削減におけるジェットロの特殊性を考慮した実績は、17年度に比べ約12.5億円（9.2%）の減となりました。

<20年度人件費実績>

(単位：千円)

| 費目                |                          | 17年度       | 18年度       | 19年度       | 20年度       | 増減額<br>(17年度比) | 増減率<br>(17年度比) |
|-------------------|--------------------------|------------|------------|------------|------------|----------------|----------------|
| 役員報酬              |                          | 162,178    | 157,716    | 140,542    | 136,570    | ▲25,608        | ▲15.8%         |
| 職員給与（国内）          |                          | 6,747,034  | 6,635,199  | 6,559,615  | 6,240,635  | ▲506,399       | ▲7.5%          |
| 職員給与（海外）          |                          | 5,495,476  | 5,439,620  | 5,423,246  | 5,280,885  | ▲214,591       | ▲3.9%          |
| 計①                |                          | 12,404,689 | 12,232,537 | 12,123,404 | 11,658,091 | ▲746,598       | ▲6.0%          |
| 海外現地採用者給与         |                          | 1,260,009  | 1,382,963  | 1,481,673  | 1,347,020  | 87,011         | 6.9%           |
| 計②                |                          | 13,664,699 | 13,615,501 | 13,605,078 | 13,005,111 | ▲659,588       | ▲4.8%          |
| 人事院勧告を踏まえた改定の影響額* |                          | 0          | 0          | ▲84,863    | ▲81,606    | ▲81,606        | —              |
| 計③                |                          | 13,664,699 | 13,615,501 | 13,520,214 | 12,923,505 | ▲741,194       | ▲5.4%          |
| 人件費削減における特殊性      | 外務公務員の海外給与改定を踏まえた改定の影響額  |            | (83,689)   | (161,394)  | (258,536)  | —              | —              |
|                   | 現地採用職員給与の物価変動を踏まえた改定の影響額 |            | (43,705)   | (80,800)   | (135,535)  | —              | —              |
|                   | 為替変動による影響額               |            | (163,069)  | (312,155)  | (11,963)   | —              | —              |

|           |                           |                   |                   |                   |                   |                   |              |
|-----------|---------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|--------------|
|           | 政府から特別に与えられた業務に関する人件費の影響額 |                   | (27,019)          | (79,569)          | (106,120)         | —                 | —            |
|           | 競争的資金による任期付き職員の人件費の影響額    |                   | (0)               | (0)               | (0)               | —                 | —            |
| <b>計④</b> |                           | <b>13,664,699</b> | <b>13,298,016</b> | <b>12,886,294</b> | <b>12,411,349</b> | <b>▲1,253,350</b> | <b>▲9.2%</b> |

(注) \*計①×人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく年間平均給与の増減率 (0.7%)

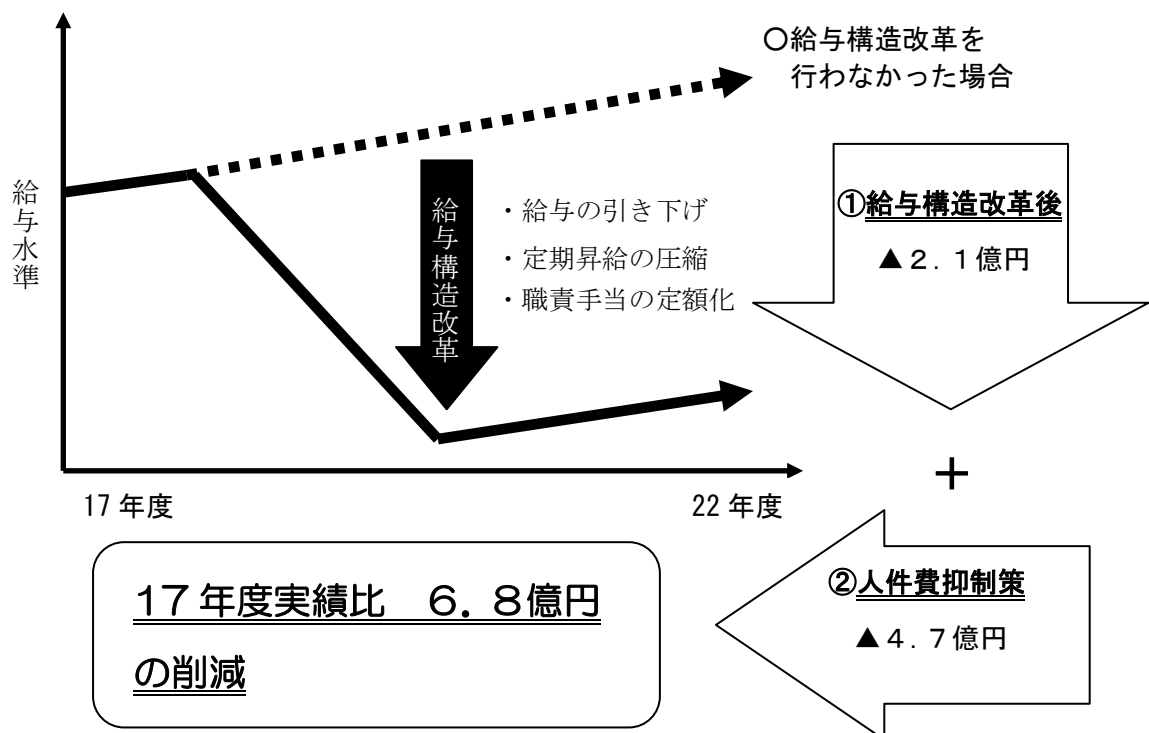
\*\*実績は1円単位で計算し千円未満切り捨て。増減値および増減率は千円未満切り捨て後に算出。増減率は小数点第二位を四捨五入し表示。

## ② 行政改革の重要方針に基づく人件費改革の展望

17年度より着手している給与構造改革を踏まえた給与水準の5.35%引き下げ（役員は7.5%引き下げ）、定期昇給の圧縮、職責手当の定額化による2.1億円程度の削減効果に加え、職員採用の抑制、海外事務所ネットワークの見直し、海外現地採用者の採用抑制等の方策により引き続き人件費削減に取り組むほか、国家公務員の19年度若年層ベア改定および21年度本府省手当新設に準じた制度導入を見送るなどの人件費抑制策を引き続き講ずることにより、計4.7億円を削減します。

これらの努力により、22年度の目標である17年度実績比6.8億円の削減を達成する見通しです。

＜給与構造改革による削減効果の見通しと人件費改革の展望＞



#### ※1 人件費削減におけるジェトロの特殊性について

1. 「行政改革の重要方針」では、独立行政法人が行う人件費の削減について、「今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分を除く」との注意書きがあります。ジェトロは、国内業務を主としている多くの法人と異なり、多数の海外勤務職員がいるため、海外勤務職員の在勤俸については、人事院勧告ではなく外務公務員の海外給与改定を踏まえた給与改定を行っています。また、海外事務所に勤務する現地採用者については、それぞれの国の労働慣習を踏まえて当該国のインフレーション相当分等の物価変動に見合った給与改定を行っています。これらの給与改定は人事院勧告と同様のものと考えられます。
2. 加えて、海外事務所に勤務する現地採用者の給与及び海外勤務職員（日本からの派遣）の海外給与の一部は、為替動向によって大きく変動するため、人件費削減の進捗状況を把握するためには為替変動の影響を考慮する必要があります。
3. 閣議決定によってジェトロが参加機関となることが決定しているサラゴサ博、上海博関連業務については、効率的な実施に十分留意するものの、政府から特別に指示された業務であり、事業の成功が最優先であることから、別途の整理としております。
4. 「公的部門における総人件費改革について（独立行政法人関係）」では、「競争的研究資金により雇用される任期付職員については、（中略）総人件費改革の取組の削減対象の人員及び人件費からは除く」との記載があります。

## （２）職員と国家公務員等との給与水準の比較

### ① 国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由

貿易投資の実施・促進機関という性格上、職員は、海外における日系企業のビジネス環境整備のために、相手国政府と調整や交渉をすることが求められています。そのため、英語のみならず、その他の特殊言語を含め、実用性の伴った高い語学力を備えていること、加えて海外での交渉に必要とされる異文化への高い順応性、国際情勢への精通、貿易投資に関する高度な知識が必要となるなど、専門性の高い優れた人材を登用する必要があります。

また、大学・大学院卒業者の割合が95.2%と高く、さらに在職地域が東京、大阪で77.3%と地域手当の支給率が高い都市部に集中しており、他地域勤務者についても国の制度を準用した異動保障制度対象者が過半を占めることも、対国・行政職（一）事務・技術職ラスパイレス比較において指数が高くなる要因となっています。

さらに、設立当時に広く人材確保を図る必要がある等の理由により、給与水準が国家公務員のそれより高めに設定されたという経緯があったことに加え、雇用保障がないなど国家公務員と身分が異なることも一因となっています。

なお、これら在職地域や学歴を加味した東京・大卒（院卒）のラスパイレス指数を独自に試算したところ108.2となります（大学・大学院卒業者の割合以下、各数値は20年度給与公表用データより算出）。

## ②「ラスパイレス指数の状況」（20年度給与公表値）

### ●事務・技術職員

|                 |       |         |
|-----------------|-------|---------|
| 対国家公務員（行政（一））   | 125.1 | 前年比+1.4 |
| 対国家公務員（地域別・学歴別） | 111.4 | 前年比+1.1 |
| 対他独法（事務・技術職員）   | 116.7 | 前年比+2.0 |

<参考>：過去の指数の推移

|                    | H17   | 前年比  | H18   | 前年比  | H19   |
|--------------------|-------|------|-------|------|-------|
| 対国・行政職（一）（年齢階層別）   | 129.3 | ▲3.1 | 126.2 | ▲2.5 | 123.7 |
| 対国・行政職（一）（地域別・学歴別） | 115.0 | ▲3.0 | 112.0 | ▲1.7 | 110.3 |
| 対他独法（事務・技術職員）      | 119.7 | ▲2.6 | 117.1 | ▲2.4 | 114.7 |

### ●研究職員

|                 |      |         |
|-----------------|------|---------|
| 対国家公務員（研究職員）    | 92.5 | 前年比+3.2 |
| 対国家公務員（地域別・学歴別） | 93.7 | 前年比+3.5 |
| 対他独法（研究職員）      | 91.6 | 前年比+3.5 |

ラスパイレス指数については、各年齢階層別の人数、個別の昇給状況、退職の状況、公務員の平均給与の変動等の前提が複雑に影響しますが、ジェトロ事務・技術職員の平均給与の増減要因を分析すると、減少要因としては、給与構造改革の一環として継続している職員の給与水準の引き下げ、職責手当の定額化があげられます。

一方、増加要因としては、国が19年度の人事院勧告を受け遡及実施した地域手当支給率の増改定（例：東京特別区+0.5）をジェトロは20年度に先送りしたこと等の影響により指数が前年比増に転じたものと考えられます。

21年度は、国の凍結措置を上回る賞与支給率の削減、国の本府省業務調整手当に相当する制度の見送り、一部本俸引き下げの継続などの措置を講じることにより、事務・技術職員の対国・行政職（一）ラスパイレス指数の低減に向けて取り組んでまいります。

## ③ 常勤職員の給与の支給状況（20年度給与公表値）

|         | 人員(人) | 平均年齢(歳) | 年間平均給与額(千円) |       |       |
|---------|-------|---------|-------------|-------|-------|
|         |       |         | 総額          | うち所定内 | うち賞与  |
| 常勤職員    | 572   | 40.5    | 7,733       | 5,534 | 2,199 |
| うち事務・技術 | 458   | 39.8    | 7,674       | 5,505 | 2,169 |
| うち研究職種  | 114   | 43.3    | 7,968       | 5,650 | 2,318 |

### 参考1 役職員の給与決定に関して特筆すべき事項

- ・全役職員について、目標管理型の個人業績評価及び能力評価による人事評価を実施している。
- ・個人業績評価においては、目標の達成度合いに加えて目標を達成するための手段や方法も評価し、さらに能力評価において、個人の能力の発揮度合いを評価することにより組織目標の達成を図る仕組みを構築している。



- ・ポスト管理の考え方を導入し、人事評価に基づく昇格・昇進・降格基準を整備して運用している。
- ・賞与の支給にあたっては、個人業績評価の結果を反映させている。また、昇給にあたっては、個人業績評価及び能力評価の結果を反映させている。

**参考 2 常勤役員の報酬等の支給状況**

単位：千円

| 役名                  | 20 年度年間報酬等の総額 |        |          | 就任・退任の状況                    |       | 前職          |
|---------------------|---------------|--------|----------|-----------------------------|-------|-------------|
|                     | 報酬<br>(給与)    | 賞与     | その他 (内容) | 就任                          | 退任    |             |
| 法人の長                | 22,314        | 13,560 | 6,585    | 0 (通勤手当)<br>2,169 (地域付加額)   |       | *           |
| A 副理事長              | 9,001         | 6,752  | 1,154    | 15 (通勤手当)<br>1,080 (地域付加額)  | 9月2日  | ◇           |
| B 副理事長              | 8,516         | 4,899  | 2,834    | 0 (通勤手当)<br>783 (地域付加額)     |       | 9月1日<br>◇   |
| A 理事                | 13,123        | 10,068 | 1,296    | 149 (通勤手当)<br>1,610 (地域付加額) | 4月1日  | ※           |
| B 理事                | 9,790         | 7,551  | 997      | 34 (通勤手当)<br>1,208 (地域付加額)  | 7月1日  | ◇           |
| C 理事                | 6,888         | 2,517  | 3,892    | 77 (通勤手当)<br>402 (地域付加額)    |       | 6月30日<br>*※ |
| D 理事                | 16,855        | 10,068 | 4,889    | 288 (通勤手当)<br>1,610 (地域付加額) |       | *           |
| E 理事                | 6,289         | 5,034  | 299      | 151 (通勤手当)<br>805 (地域付加額)   | 10月1日 | ※           |
| F 理事                | 9,868         | 5,034  | 3,892    | 137 (通勤手当)<br>805 (地域付加額)   |       | 9月30日<br>※  |
| G 理事                | 12,780        | 9,900  | 1,296    | 0 (通勤手当)<br>1,584 (地域付加額)   | 4月1日  | ※           |
| 理事<br>(非常勤)<br>(0人) |               |        |          |                             |       |             |
| A 監事                | 11,915        | 9,108  | 1,173    | 177 (通勤手当)<br>1,457 (地域付加額) | 4月1日  | ※           |
| B 監事<br>(非常勤)       | 1,680         | 1,680  | 0        | 0 (通勤手当)<br>0 (地域付加額)       |       |             |

(注) 報酬(給与)、賞与、その他(内訳)の端数を千円未満切り捨て処理後に総額を表示。

(注) 賞与欄は業績給を含む。ただし、19年度中に退任した役員に対し、20年度に支給された業績給については計上していない。

(注) 「地域付加額」とは、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給されているものである。

(注) 本表の「前職」欄のうち、「\*」は退職公務員(本府省課長・企画官相当職以上で退職した者)であることを、「◇」は役員出向者(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第7条の3第1項に規定する独立行政法人等役員となるために本府省課長・企画官相当職以上で退職をし、かつ、引き続き同項に規定する独立行政法人等役員として在職する者)であることを、「※」は独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)の対象法人)の退職者であることを、「\*※」は退職公務員が独立行政法人等の役職員に就任し退職した後に独立行政法人の役員となった場合を示す。

### 参考3 役員報酬についての業績反映の仕方

業績の役員報酬への反映の仕方については、役員報酬規程第9条にて以下のとおり定められています。

- 1 業績給は、経済産業省独立行政法人評価委員会の当該事業年度に係る業務の実績に関する評価の結果（以下「評価結果」という。）の通知を受けた日から起算して1月を越えない範囲（以下「評価結果通知日」という。）に、前年度において在籍した常勤役員に対して支給する。
- 2 年度の初日以外の日において新たに任命された役員及び年度の末日以外の日において退職し、解任され、又は死亡した役員の業績給の額は、日割り計算で支払う。
- 3 前項の日割り計算をする時は、業績給の額を365で除した額を一日分とする。
- 4 理事長の業績給の額は、第3条第1項に定める月例支給額に100分の230を乗じて得た額に、次の表に定める評価結果に則した割合を乗じて得た額とする。

| 評価委員会の評価結果 | 割合       |
|------------|----------|
| AA評価       | 100分の200 |
| A評価        | 100分の150 |
| B評価        | 100分の100 |
| C評価        | 100分の50  |
| D評価        | 100分の0   |

- 5 常勤役員（理事長を除く。）の業績給の額は、評価結果及び役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案し、前項を準用して理事長が決定するものとする。
- 6 常勤監事の業績給の額は、前項の規定にかかわらず、その評価結果がB評価である場合に支給される額とする。

（参考） 業績給＝月例支給額×2.3（定率）×評価委員会の評価結果による割合等

AA評価：200/100、A評価：150/100、B評価：100/100、C評価：50/100、D評価：0/100

### 参考4 常勤役員の退職手当の支給状況

| 区分   | 支給額<br>(総額)<br>(千円) | 法人での在職期間 |     | 退職<br>年月日 | 業績<br>勘案率 | 摘 要  | 前職 |
|------|---------------------|----------|-----|-----------|-----------|--|----|
|      |                     | 年        | ヶ月  |           |           |  |    |
| 理事 A | 5,323               | 4年       | 0ヶ月 | H20.3.31  | 1.0       | 支給額（総額）は、H16.4.1～退職日の期間に係る、独立行政法人評価委員会による業績の評価後の業績勘案率を乗じて得た総額である。  | ※  |
| 理事 B | 3,961               | 3年       | 0ヶ月 | H20.3.31  | 1.0       | 支給額（総額）は、H17.4.1～退職日の期間に係る、独立行政法人評価委員会による業績の評価後の業績勘案率を乗じて得た総額である。  | ※  |
| 理事 C | 1,992               | 1年       | 7ヶ月 | H20.6.30  | 1.0       | 支給額（総額）は、H18.12.8～退職日の期間に係る、独立行政法人評価委員会による業績の評価後の業績勘案率を乗じて得た総額である。 | *※ |
| 理事 D | 2,517               | 2年       | 0ヶ月 | H20.9.30  | 1.0       | 支給額（総額）は、H18.10.1～退職日の期間に係る、独立行政法人評価委員会による業績の評価後の業績勘案率を乗じて得た総額である。 | ※  |

|    |       |    |     |          |     |   |   |
|----|-------|----|-----|----------|-----|---|---|
| 監事 | 2,351 | 2年 | 0ヶ月 | H20.3.31 | 1.0 | 支給額（総額）は、H18.4.1～退職日の期間に係る、独立行政法人評価委員会による業績の評価後の業績勘案率を乗じて得た総額である。 | ※ |
|----|-------|----|-----|----------|-----|---|---|

（注）本表の「前職」欄のうち、「\*」は退職公務員（本府省課長・企画官相当職以上で退職した者）であることを、「◇」は役員出向者（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の3第1項に規定する独立行政法人等役員となるために本府省課長・企画官相当職以上で退職をし、かつ、引き続き同項に規定する独立行政法人等役員として在職する者）であることを、「※」は独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）の対象法人）の退職者であることを、「\*※」は退職公務員が独立行政法人等の役職員に就任し退職した後に独立行政法人の役員となった場合を示す。

### （3）福利厚生費等の見直し

#### ① 法定外福利費の見直し

ジェットロは、レクリエーション経費に該当する支出はありません。法定外福利費については、役職員の福利厚生の一環として外部福利厚生サービスを活用し、同サービスの月会費（定額）を自己財源にて支出しておりましたが、国家公務員の例にならい、同経費の半分程度を役職員の個人負担とすべく、21年度中の改定・実施に向けて検討を進めています。

#### ② 諸手当の見直し

福利厚生制度の一環で、国内に勤務する職員に対する食事代の補助として毎月一定額を支給、また、本部所属の国内職員（役員は支給対象外）のうち、持ち家所有者や賃貸住宅居住者に対して一定の要件を満たした場合に職員給与規程に規定されている住居手当と併せて住宅費補助を支給していましたが、社会情勢などを鑑みた上で検討した結果、両制度とも平成20年9月末をもって廃止しました。

## 〔2〕費用対効果の分析への取組

### 【中期計画】

・事業の実施に要した費用及び事業によって得られた効果を把握・分析し、その結果を事業実施内容の見直しや新たな事業展開に繋げる。

#### 1. 全体予算の推移

20年度予算は、運営費交付金（退職手当及び政策経費を除く）は前年度比▲1.5%となっており、中小企業海外展開等支援事業費補助金の前年度比 3.5%増と合わせても、全体的に国庫予算は1.0%縮減しています。

このように国からの予算が縮減される中、ジェットロでは事業手法の見直し、自己収入の拡大などを通じた事業運営の効率化に努めています。国庫依存を低減しつつも、中期目標・計画で定められたアウトカム目標を着実に達成するよう、費用対効果の把握・分析及びその向上に向けて取り組んでいます。

#### 2. 個別事業における費用対効果の分析

全体の事業予算が縮小する中で、アウトカム指標の達成度合いを分析し、事業実施プロセスの見直しを行うと同時に、その結果を新たな事業展開に繋げています。以下がその代表的な取組事例です。

##### （1）対日投資案件発掘・支援件数の目標達成に向けた取組事例

対日投資案件発掘・支援の事業予算は前年度比で 18%減であり、加えて世界経済危機の影響で20年度下半期には外国企業の対日ビジネス活動が鈍化したものの、件数の実績は、前年度実績（19年度 1,259件）ならびに目標（年平均 1,200件以上）を上回る 1,279件となりました。

限られた資源の中で目標を達成するため、国内外事務所および本部では各対日投資誘致担当者間において発掘、支援ノウハウの共有に努め、発掘、支援効率の維持向上を図りました。

##### （2）商談件数の目標達成に向けた取組事例

###### ① 輸出商談件数

平成20年11月19～23日に開催された「日系自動車部品調達販売展示商談会事業（JAPPE）」（広州）においては、20年度より、従来のジェットロ主催型から、フェア・イン・フェア形態に移行することによって、展示スペースの拡充を実現しました。また、事業予算額をほぼ前年並みに維持する中、会期を前年度の3日から5日に延長したこと、さらに、35,000通以上のDMの送付や現地のフリーペーパーへの広告掲載など、積極的な来場者誘致努力を行うことによって、輸出商談件数は11,384件と前年度に比べて約2倍の実績となりました。

###### ② 国際的企業連携事業における商談支援

20年度の地域間交流支援（RIT）事業では、19年度予算とほぼ同額（前年度比1%減）の事業予算で前年度より5件多い19案件を実施するとともに、商談件数は前年度の480

件を大きく上回る 812 件（前年度比 69%増）を達成しました。

20 年度は、19 年度事業のフォローアップ結果を踏まえてミッション派遣、有力企業招へいなどのツールの効率的な活用に努めるとともに、地域間の調整を綿密に行い他の事業における機会を有効利用する等の工夫を通して、よりスムーズに商談が進むよう支援しました。

### **（３） 日本での途上国産品コンサルテーションによるコスト削減**

運営交付金（ODA）の削減により事業の予算規模にも制約が生じ、特にアフリカなど遠隔地での事業実施は専門家派遣などの渡航経費がかさむことから現地での産品育成支援活動に困難が生じていましたが、日本での産品コンサルテーション（現地ジェトロ事務所が中心となって有望産品を収集、日本へサンプルを送付した後、本部にて複数の専門家をアレンジして品評会を開催）という新たな取組を実施した結果、様々な産品を対象に複数の専門家の評価を得ることができたうえ、コストの削減が実現でき、日本企業との商談が継続するなど成果も出ています。

### **（４） ウェブサイトへのアクセス件数増加に向けた取組**

ウェブサイト（ジェトロ海外情報ファイル）の事業予算は前年度比で 15%縮小しましたが、ジェトロウェブ内における検索機能を強化することで、求める情報へ素早く辿り着けるようにシステム面での改善を行ったところ、アクセス件数は 22%増となりました。引き続き、アクセス件数の増加のための取組を実施します。

### **（５） 役立ち度の目標達成に向けた取組事例**

アジア経済研究所における研究成果の普及事業（講演会・セミナー、シンポジウム）に要した予算（交付金）は前年度比で 16.0%減となりましたが、事業参加者に対する役立ち度調査の結果は上位 2 つの項目で 96.9%と高い評価を得ました。

特に講演会については、時期・関心度ともに最適度を重視し TICADIV（第 4 回アフリカ開発会議）に合わせてアフリカ研究職員をフル動員してアフリカ連続フォーラムを 3 月から 6 月にかけて開催しました。

また、国際機関との連携を重視して、世界貿易機関（WTO）において研究所の研究成果で世界唯一のアジア国際産業連関表をテーマとして海外講演会を開催しました。

### **（６） 貿易実務オンライン講座の目標達成に向けた取組事例**

貿易実務オンライン講座に要した事業予算は19年度比20%増でしたが、受講者数は、前年度を 27%上回る大幅な伸張となりました。広報・営業活動を見直すとともに、受講者拡大キャンペーンを実施、さらにメンバーズを中心とした営業活動を効果的に展開した結果と分析しています。

### 〔3〕柔軟かつ機動的な組織運営

#### 1. 有機的な連携の向上に向けた取組

##### 【中期計画】

- ・本部、アジア経済研究所、国内事務所、海外事務所間で情報の円滑な流通・有機的連携の向上に努める。
- ・組織のあり方について、事業の効率的な実施が可能な組織設計に取り組む。
- ・研究所の有する能力を最大限発揮するため、種々の研究課題に柔軟に対応する。また、研究者を地域別、分野別にグループ分けし、途上国を巡る諸問題について情報共有を推進し、研究者の共通認識を高める。

#### (1) 組織の見直し

本部では、国内企業の海外市場開拓支援および農林水産物の輸出促進のための体制を強化するため、輸出促進・農水産部を廃止し、「海外市場開拓部」、「農林水産部」を設置する組織改編を行いました（平成21年1月）。

#### (2) 時代の要請に応えた組織横断的な取組

##### ① 「農林水産物等地域産品輸出促進本部」の活動状況等

政策ニーズに基づき、地域に根ざした農林水産業や商工業等の産業間の連携を促進することを通じて地域経済の活性化を図ることを目的に農林水産小、経済産業省、地方自治体等との連携を一層強化すべく、平成20年4月1日、理事長を本部長とし、本部内関連部署をメンバーとする「農林水産物等地域産品輸出促進本部」を発足しました。

発足式には岩永農林水産省副大臣、新藤経済産業省副大臣が出席し、両省による「農工商連携」を通じた地域経済活性化への取組にジェトロが積極的な役割を果たしていくことが確認されました。

また、平成21年2月3日には第1回の会合が開催され、関係者が一堂に会して以下の具体的な活動成果を共有し、今後の輸出促進事業及び来年度事業に関して活発な意見交換がなされました。

##### (i) 経済産業省、農林水産省との連携による農商工連携事業の実施（企画部、同企画課、同事業推進室、貿易投資相談センター、同貿易投資相談課、海外市場開拓部、同海外市場開拓課、農林水産部、同農林水産企画課、同農林水産事業課、同農林水産調査課、関係国内外事務所）

経済産業省、農林水産省等と協議し、連携を図りながら、農商工連携の事業（海外貿易会議、輸出アドバイザーの配置、海外コーディネーターの配置、試験輸出、輸出失敗事例等調査）を実施しました。

海外貿易会議は、9月に香港、2月にドバイにて、市場開拓ミッションや農水省の見本市事業及び「WASHOKU-Try Japan's Good Food」事業と同時期に開催しました。会議には経済産業省、農林水産省の幹部及び総領事を参加者として迎えたほか、一部のプログラム（ビジネス交流会）を外務省、経済産業省、農林水産省と共催で実施しました。

##### (ii) 農商工連携事業担当部署による連絡会議（貿易投資相談センター、同貿易投資相談課、

**海外市場開拓部、同海外市場開拓課、同開拓案件支援課、農林水産部、同農林水産企画課、同農林水産事業課、同農林水産調査課**

ジェットロ内の農商工連携事業を担当する部署の関係者が、各事業の進捗状況等を共有するため、定期的に連絡会議を開催しました。

**(iii) 日本各地における農林水産物等地域産品の輸出促進に関わる関係機関への事業説明・意見交換（農林水産部、関係国内事務所）**

農林水産物等地域産品の輸出促進に関し、地域ブロック別の「農林水産物等輸出促進連絡協議会」にて事業説明、意見交換を行いました。また、農水省主催の「輸出オリエンテーションの会」においては、相談コーナーを設置するなど、参加者向けに貿易投資に関する情報提供を行いました。

**(iv) 海外における商標問題に関わる連携（農林水産部、同農林水産企画課、同農林水産調査課、在外企業支援・知的財産部、同知的財産課）**

海外にて日本各地の地域ブランド等が抜け駆け登録されるという問題を受け、農林水産省主催の「輸出オリエンテーションの会」において、知的財産課のアドバイザーが「農水産品輸出における模倣対策について」と題したミニセミナーで講演しました。また、農林水産省の海外商標問題研修会に参加し、農水省及び特許庁との情報共有を行いました。

**② 日中省エネ・環境協力相談窓口の設置**

平成 19 年 12 月の日中首脳会談で合意した「環境・エネルギー分野における協力推進に関する共同コミュニケ」に基づき、(財)日中経済協会、(独)新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)と連携して、平成 20 年 4 月 1 日より「日中省エネ・環境協力相談窓口」をジェットロ在中国 5 事務所(北京、上海、大連、青島、広州)に設置しました。

中国企業に対して、①日本の省エネ・環境技術導入等に関する相談受付及び、日本企業の紹介、②日本企業等が有する省エネ・環境技術の紹介を行っています。また、日本企業に対しては、中国省エネ・環境ビジネスに関するメールマガジンの配信、展示会等を通じたビジネス・マッチングを支援しています。

20 年度にジェットロでは中国企業から 478 件の相談を受け付けました。案件を精査した後、88 件をメールマガジン等を通して日本企業に紹介、ビジネスマッチング支援を行った結果、28 件が商談に結びつきました。

**③ 海外ビジネス緊急支援対策の発表・実施**

世界経済の後退が急速に深刻化し、日系企業の海外ビジネスへの影響が顕在化したことを受け、平成 21 年 1 月 30 日に「ジェットロ海外ビジネス緊急支援対策」を発表しました。同対策においては、本部に緊急支援デスクを設置、また、国内外 110 ヶ所の拠点に専門窓口を設け、企業が抱える代金・債権回収、事業再編などの課題を中心として個別相談に対応してきております。本年 2 月～3 月の面談による相談対応件数 1,843 件の内 269 件が緊急支援対応でした。これらの実施にあたっては、貿易投資相談センター、在外企業支援・知的財産部、海外調査部の本部 3 部間の連携体制を整備すると同時に、日本政策金融公庫、

日本貿易保険、中小企業基盤整備機構など外部機関とも協力しつつ事業を実施しました。

また、173 件の国内外における緊急支援セミナーの開催（8,845 名の参加）を通じて、現地ニーズを適切に踏まえた情報提供を行うと同時に、特にニーズに高い保護主義的措置に関する情報については、経済産業省と連携体制を新たに構築し情報収集・提供を行いました。さらに、ジェトロのホームページ上に、緊急支援対策専用ページも開設し、同対策関連情報を一元的にとりまとめ、必要な情報に容易にアクセス出来るよう対応しました。

さらに、中長期的に有望な市場であるインド、ベトナム、ドバイについては、企業ニーズを踏まえたテーマに応じ、ミッションを派遣し、海外新規市場展開を支援しました。

#### 【成功事例①】注文機械の納期延期に困る企業を支援

日本企業C社は、長年取引のある韓国企業から、出荷直前に機械の納期延期の要請を受けた。C社の資金回収の相談についてアドバイスを提供した結果、C社は前金として一部の資金が回収出来た。残金の返済についても、双方の認識が一致するまでに至っている。

#### 【成功事例②】請負業務の代金不払いへの対応を支援

日米国企業から品質検査業務を請け負っている日本企業B社は、米国企業からの一時的な業務停止依頼を受けた。B社の代金回収に関する相談について、支払い要求文書の作成などについて支援を提供。B社は現在も米国企業と交渉中であり、継続的にフォロー中。

#### 【成功事例③】労働問題についてアドバイスを提供

アジアに複数の生産拠点を有する企業より、一時帰休による操業短縮を検討しており、具体的な手続や一時帰休補償に相談があった。現地労働法に基づき、給与補償が期間によって異なること、最低給与基準などについて解説・アドバイスを行った。

#### 【成功事例④】資金調達についてアドバイスを提供

親会社の状況も厳しく、邦銀より融資をうけるにあたって親会社の保証が取れない海外の日系現地法人に対して、邦銀及び現地銀行の融資条件を説明すると同時に、日本政策金融公庫を紹介し、同社への融資についての検討をお願いした。

### ④ 東アジア・ASEAN 経済研究センター（ERIA）支援事業の実施

「新経済成長戦略：フォローアップと改訂」（平成20年9月閣議決定）における、『ERIAを最大限活用しながら、持続的発展、経済統合の深化、格差是正に向けた具体的取組を進め、このアジア「経済圏」の一体的発展と日本の成長を共に図るべき』という政策等を支援すべく、ERIAの活動に協力しています。

20年度は、バンコク研究センター、ERIA支援室が中心となり、海外調査部、海外事務所各部門が連携し、東アジア・ASEAN 経済研究センター（ERIA）の正式設立に協力・貢献したほか、ASEAN+6 経済大臣会合等に向けた政策提言支援を行いました。

また、平成21年2月にはERIAと16カ国研究機関との覚書（MOU）の締結により、16カ国研究機関会合がERIAを支援することが明文化されるとともに、バンコク研究センターが16カ国研究機関会合の運営事務局となること定められました。アジア経済研究所は16カ国研究機関会合の日本代表機関です。



### (3) 環境と社会に配慮した業務運営体制構築への取組

#### ① ジェトロ環境社会配慮ガイドライン諮問委員会の開催

19年度に策定した「環境社会配慮の実施に関する規程」および環境社会配慮ガイドラインに基づき、ジェトロ事業における環境社会配慮の実施及びガイドラインの見直し、外部からの指摘及び意見に対する助言を行うことを目的として、ジェトロ環境社会配慮ガイドライン諮問委員会を開催しています。

「第1回ジェトロ環境社会配慮諮問委員会」を平成20年7月2日に開催し、関連する事項を報告したところ、19年度事業については、同規程及びガイドライン施行前の事業でしたが、「適切に遂行された」との評価をいただきました。

20年度事業についても、環境社会配慮の下で実施しており、平成21年7月を目途に第2回諮問委員会を開催し、環境社会配慮に関する貿易投資相談の内容やアドバイス方法、経済産業省から受託している円借款供与の可能性のある案件や民活事業及び石油資源開発案件の発掘を目的とする案件形成調査報告書のうち、環境社会配慮に関する事項について検討する予定です。

なお、ジェトロの環境社会配慮ガイドライン諮問委員会の概要についてはホームページで公表しているとともに、ガイドライン遵守に関する意見等についてもホームページを通じて広く募集を行う体制を整えています。

#### ② 地球温暖化対策推進委員会設置への取組

平成20年6月12日に「第1回地球温暖化対策推進委員会」を開催し、19年度の温室効果ガス排出実績の報告および20年度の取組方針についての議論を行いました。20年度は主に照明消灯・冷暖房の適正な温度管理に取り組んでいます。20年度のCO<sub>2</sub>削減実績は19年度比で1.04%削減となっており、20年度の削減目標である1%をやや上回りました。今後ともさらにこの取組を徹底するべく、イントラネットへの掲載等を通じて職員へ協力を呼びかけていきます。

## 2. 貿易情報センター

### 【中期計画】

・貿易情報センターについては、事務所ごとの業務実績、事務所が存置する地方自治体からの負担金の在り方等を踏まえ、負担割合の適正化や事務所の統廃合などによる経費削減等に取り組みつつ、国内の機能・体制の見直しを進めることとし、効率性及び機動性をより高める。特に、第二期中期目標期間中は、事務所の人員配置や運営手法などについて、地方自治体等と協議をすすめて、見直しを行う。

貿易情報センターについては、第二期中期計画で定める目標を達成するために、負担割合の適正化を目指して国内事務所における新体制ルールを作成しました。各地方自治体に対して、当該新体制ルールに基づく負担割合の見直し、2名体制を標準とする貿易情報センターのサービス提供体制についての説明を行った結果、全事務所にて負担金基準額を満たし、36事務所1支所で引き続き事業を実施しています。

20年度からは広域事業の円滑な実施に向けて域内におけるとりまとめ機能を担う調整セン

ター制度を導入しました（調整センターとなった事務所は以下表のとおり）。この調整センターを中心に、経済産業局・農政局との会合を開催するなど連携を深めたほか、本部および他の事務所との連携等による効率的事業実施も目指しているところです。また政策ニーズに基づき、農水産品等地域産品の輸出を支援する農商工アドバイザーを全国6ヶ所に配置しています。

|                   |                              |
|-------------------|------------------------------|
| 調整センター            | 北海道、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、高松、福岡、沖縄 |
| 農商工アドバイザー<br>配置箇所 | 北海道、東京、名古屋、大阪、広島、香川、福岡       |

### 3. 海外事務所

#### 【中期計画】

- ・海外事務所については、第二期中期目標期間においても、事務所ごとの業務実績等を踏まえ、第一期中期目標期間に引き続き配置を適切に行うための目標を設定の上、事務所の統廃合などによる経費削減等に取り組む。
- ・ジェトロが実施する重点事業分野における企業のニーズおよび政策的要請に十分対応できるよう引き続き再配置を検討する。
- ・特に、第二期中期目標期間中は、新興経済諸国を中心にネットワーク展開を検討していく。

平成20年7月に「海外事務所ネットワーク検討委員会」を開催し、経費削減の視点および企業ニーズや政策ニーズを踏まえ、スクラップアンドビルドの原則に基づき海外事務所の配置見直しについての議論を行いました。

その結果、ミュンヘン事務所については、ドイツ国内の他の事務所（デュッセルドルフ、ベルリン）に人員及び業務を集約することで、経費削減及び業務効率化が見込まれることから、20年度中に閉鎖しました。一方、事務所の新設・拡充については、20年度までの業務経費及び総人件費の削減効果を計算し、その結果を踏まえて、21年度以降引き続き、新興国等を中心に検討を行います。

#### （1）事務所の新設・拡充

|      |                     |
|------|---------------------|
| 16年度 | 中国・広州(5月)、中国・青島(9月) |
| 18年度 | インド・バンガロール(6月)      |
| 19年度 | ロシア・サンクトペテルブルク(7月)  |
| 20年度 | なし                  |

#### （2）事務所の廃止

|            |  |
|------------|--|
| 15年度(3事務所) | ジンバブエ・ハラレ(12月)、タンザニア・ダルエスサラーム(12月)、ノルウェー・オスロ(3月)         |
| 16年度(4事務所) | スイス・チューリッヒ(6月)、米国・デンバー(10月)、カナダ・モントリオール(3月)、ギリシャ・アテネ(3月) |
| 17年度(1事務所) | アイルランド・ダブリン(3月)  |
| 18年度(1事務所) | ドイツ・フランクフルト(6月)  |
| 19年度(1事務所) | ポルトガル・リスボン(6月)   |
| 20年度(1事務所) | ドイツ・ミュンヘン(3月)  |

また、海外事務所運営経費の効率化を図るため、海外事務所面積の適正な規模に関する算定の基準並びに見直し等を検討する際に基本となる事項について定めたガイドラインを平成20

年12月に策定しました。本ガイドラインに基づき、事務所面積の評価、検証を原則毎年行い、効率的な海外事務所運営に努めます。

#### 4. 事業の効率的な実施のための柔軟な取組

##### (1) アウトカム向上委員会の開催を通じた業務改善等への取組

年度間に4度のアウトカム向上委員会(※)を開催し、PDCAサイクルに基づく業務改善や、サービス利用者からの意見を踏まえた業務改善への活用を図りました。

※理事長をヘッドに役員会メンバー(全役員および本部各部部长、アジア経済研究所研究企画部長他)を委員とし、四半期毎に業務の実績と評価、業務運営上の課題、サービス利用者からの意見等について組織横断的な情報共有と対応の検討を行った。

[20年度事業内容に関するアウトカム向上委員会開催実績]

第1回 平成20年7月25日

第2回 平成20年11月5日

第3回 平成21年2月6日

第4回 平成21年4月27日

具体的には、(i)各事業における数値目標(定量的指標)の達成状況と今後の見通し、(ii)顧客からの要望・意見と対応状況、(iii)事業遂行における課題の抽出や業務の改善・見直しに向けた取組状況、(iv)前回アウトカム向上委員会で出された課題に対する対応状況などについて議論し、具体的な業務改善につなげました。以下がその代表例です。

##### 【改善事例】TICADIVのフォローアップ

###### 【事業遂行上の課題】

「TICADIV」(第4回アフリカ開発会議)のフォローアップはアフリカ諸国から高い関心を寄せられており、今後も計画的に実施していく必要があります。

###### 【20年度の対応状況】

・TICADIV開催後5年間をフォローアップ期間と位置付けた「アフリカ製品日本市場開拓メカニズム」(ACCESS JAPAN!)を立ち上げ、同メカニズムの中に①アフリカ製品の対日輸出を実現するための包括的な支援、②日本企業によるアフリカ製品の開発輸入を実証するための支援を盛り込みました。

・①については平成20年7月からの在京アフリカ外交団(ADC)との調整により平成21年4月にアフリカ22カ国370品目の産品をジェトロ本部に集め、専門課による品評会を開催しました。今後、品評結果については各国にフィードバックするとともに、有望産品については今後の中期的な産品育成支援につなげる予定です。また、②については平成21年3月に「アフリカビジネス創出支援セミナー」を開催し、過去の成果事例紹介や当該事業の広報を行いました。

##### 【改善事例】国際機関との積極的な連携

###### 【事業遂行上の課題】

WTO(世界貿易機関)、OECD(経済協力開発機構)、UNCTAD(国連貿易開発会議)など国際機関との連携を積極的に図り、知見を共有する必要があります。

###### 【20年度の対応状況】

・世界銀行との共催により国際シンポジウム(平成20年12月)、IDEAS 開発問題セミナー(平成

20年12月～平成21年2月)を開催しました。

- ・国際連関表作成について、WTO（ジュネーブ）OECD（パリ）等において講演（平成20年10月、計4カ国、7回）。これら機関からの要請に応じて、今後も研究協力や共同研究を行う予定です。
- ・研究者の知見を活用し、研究者を国連イラク支援ミッション、国連アフガニスタン支援ミッションに政務担当官として派遣したほか、インドネシア商工会議所（KADIN）に派遣しました。

## （２） 外部からのニーズ把握・意見収集

### ① 外部有識者からの意見の収集

産業界（西室東芝相談役や野村大阪ガス会長など）や政府関係機関など、様々な分野における外部有識者からなる「ジェトロ運営審議会」を4回（東京2回、大阪2回）開催し、各界のオピニオン・リーダーにジェトロ事業の説明を行うとともに、ジェトロの事業運営全般に関わる意見を聞き、ジェトロの経営方針に役立てました。

#### <20年度における運営審議会の開催実績>

| 日程        | 場所 | 参加委員数 | 主な議題                   |
|-----------|----|-------|------------------------|
| 20年5月12日  | 東京 | 16名   | 19年度重点事業報告、20年度重点事業予定  |
| 20年8月5日   | 大阪 | 11名   | ジェトロの中小企業支援策、大阪本部の重点事業 |
| 20年11月28日 | 東京 | 10名   | 20年度重点事業               |
| 21年2月10日  | 大阪 | 11名   | 20年度重点事業、緊急支援策、21年度予算案 |

### ② 地域経済界からの意見の収集

平成20年9月および10月に東京にて、「ジェトロ貿易情報センター会長会議」（会長には地元経済人を委嘱）を開催しました。会議ではジェトロの事業説明を行うとともに、地元経済の現状と展望、ジェトロに対する要望事項、国内外事務所のあり方などについて活発な意見交換が行われました。

また、日頃より貿易情報センター所長が地元の関連機関・団体等から地域経済界の声を積極的に取り込み、各地のニーズに合致したジェトロの事業紹介を行いました。

### ③ 政策課題研究会の開催を通じた民間企業からのニーズ収集

ジェトロにとって重要な政策分野について中期的な観点から検討することを目的に、各分野における内外有識者を講師として招き、今後の業界展望などの認識を共有すると共に、それらを踏まえた意見交換を通じ、ジェトロ事業の在り方について方向性を検討しました。本年度内に16回の研究会を開催しました。

| 日程        | 場所 | 参加人数 | 主な議題                    |
|-----------|----|------|-------------------------|
| 20年8月18日  | 本部 | 19名  | 国内外公的機関組織運営の成功事例        |
| 20年9月26日  | 本部 | 25名  | 日系企業の海外展開（ASEAN、インド、中国） |
| 20年10月2日  | 本部 | 36名  | WTO、EPA、知財問題            |
| 20年10月9日  | 本部 | 27名  | サービス産業の国際展開             |
| 20年10月24日 | 本部 | 29名  | 日系企業の海外展開（米国、欧州）        |
| 20年11月19日 | 本部 | 30名  | 環境ビジネス                  |
| 20年11月26日 | 本部 | 29名  | デファクト・標準化戦略             |
| 20年12月1日  | 本部 | 36名  | M&A                     |
| 20年12月11日 | 本部 | 21名  | 知的財産                    |

|           |    |     |                |
|-----------|----|-----|----------------|
| 20年12月16日 | 本部 | 21名 | 資源開発、レアメタルビジネス |
| 21年1月13日  | 本部 | 33名 | 農産品の輸出         |
| 21年1月28日  | 本部 | 25名 | 資源開発、中東のビジネス   |
| 21年2月4日   | 本部 | 25名 | F T Aの戦略的活用事例  |
| 21年2月12日  | 本部 | 17名 | アフリカビジネスの現状    |
| 21年2月13日  | 本部 | 23名 | 新興市場におけるビジネス展開 |
| 21年3月26日  | 本部 | 24名 | 人材開発策のトレンド     |

#### ④ サービス利用者のニーズ把握の取組

対外的サービスの提供時に随時行っている利用者へのヒアリングや役立ち度アンケートの実施に加え、顧客（ジェトロ・メンバーズ）に対する能動的なニーズ把握にも努めました。具体的には、ジェトロ・メンバーズ（延べ4,624社・団体）にアンケートを実施し、メンバーズサービスの利用状況、個別ニーズをヒアリングしました。271社からの回答から得たお客様の声を反映させ、具体的に以下のような改善事例につなげました。

##### 【改善事例】メールマガジンによるジェトロ事業の情報提供のより一層の充実を求める声に対応

###### 【事業遂行上の課題】

ジェトロ・メンバーズに対してメンバーズサービスに対するニーズ・ヒアリングを実施したところ、メールマガジンによるジェトロ事業の情報提供をより一層充実してほしい、との声がありました。

###### 【20年度の対応状況】

・メンバーズ専用メールマガジンの配信を、従来の月1回から月2回に拡大し、ジェトロが行うイベントや各種サービスの情報をより豊富にかつタイムリーに提供するようにしました。

##### 【改善事例】メンバーズ講演会の地方開催頻度を高めてほしいとの声に対応

###### 【事業遂行上の課題】

ジェトロ・メンバーズに対してメンバーズサービスに対するニーズ・ヒアリングを実施したところ、メンバーズ講演会の地方での開催を増やしてほしい、との声がありました。

###### 【20年度の対応状況】

・時宜を得たテーマ・内容であり、かつ地方での関心度が高い講演会については、東京以外の地域（大阪本部、地方貿情センター）でも実施することとしました。引き続き、貿情センターとも協力し、地方で開催されるメンバーズ講演会を増やしていきます。

#### ⑤ サービス非利用者のニーズ把握の取組

さらに、サービスの非利用者に対して、本部、大阪本部、各貿易情報センターが計92社・団体を訪問し、ジェトロの会員制度の説明、事業への参加勧誘と並行して、事業・サービスに対するニーズ・ヒアリングを実施しました。ヒアリング結果を分析した結果、回答企業におけるジェトロの知名度は高いものの、サービスの知名度や利用率は必ずしも高くなく、ジェトロの事業・サービスに対する認知度の低さが浮き彫りとなったため、アウトカム向上委員会の場などを通じて組織内での課題共有を図り、サービスの一層の利用促進に向けた積極的なPRなどの活動に向けての検討材料としました。

## ⑥ 事務・業務の改善・見直しへ向けた取組

また、事業遂行上の課題等についてもアウトカム向上委員会の中で議論をし、具体的には、以下のような業務の改善、効率化につなげました。

### 【改善事例】作業効率化のためのシステム開発

#### 【事業遂行上の課題】

ジェットロが有する顧客情報管理を管理するシステム（顧客管理システム）や経理・予算・会計等といった関連する業務を包括して運用するシステム（新経理システム）の開発は、組織全体の業務効率化、コンプライアンス強化にもつながる話であり、組織全体として、体制構築を含めて実行する必要があります。

#### 【20年度の対応状況】

アウトカム向上委員会での議論を踏まえ、顧客管理システム開発については、企画部を中心に体制を組み、繰り返し議論を重ねるとともに、外部コンサルを活用した調査を実施しました。新経理システム開発については、企画部、総務部等関係各部署による開発連絡会を開催し、21年度からは専任体制の下で開発のための取組を開始することが合意されました。

## 5. 関係機関との連携強化に向けた取組

### (1) 国内における関係機関との連携強化

関係機関との情報共有、ネットワーク形成を通じ、連携が強化されるとともに、ジェットロ事業の広報につなげました。

#### <連携強化例>

20年5月～10月 全国に存在する地域力連携拠点（中小企業庁が全国各地に設置した支援機関）との連携強化に向け、約300の全ての拠点に対しジェットロ事業を説明し、輸出案件の発掘協力につき要請。

20年8月 国際観光振興機（JNTO）本部との間で第1回連絡会を開催（於：ジェットロ本部）し、在外事務所での連携の可能性について意見交換を実施。

20年9月 関東経済産業局、中小企業基盤整備機構との合同企業訪問を実施（14社）。  
～21年1月

21年1月～ 経済産業省中小企業庁の設置したグローバル経済プロジェクトチームが検討を進める「中小企業の海外市場開拓支援プログラム」に協力するため、本省や中小企業基盤整備機構と協議を行うとともに、各地域の経済産業局を訪問し、中小企業等の海外市場開拓に向けた具体的連携方策等について意見交換及び調整を実施。

21年1月～ 世界経済の後退が急速に深刻化し、日系企業の海外ビジネスへの影響が顕在化したことを受け、平成21年1月30日に「ジェットロ海外ビジネス緊急支援対策」を発表。同対策においては、本部に緊急支援デスクを設置、また、国内外110ヶ所の拠点に専門窓口を設け、日本政策金融公庫、日本貿易保険、中小企業基盤整備機構など外部機関とも協力しつつ、企業が抱える代金・債権回収、事業再編などの課題を中心として個別相談を実施。

## (2) 海外における関係機関との連携強化

国内における情報共有、ネットワーク形成をベースに、海外において在外大使館、領事館や関係機関等と共同企画等を行い、各組織との連携の下で効果的な事業実施につなげました。20年度は北米16件、中南米16件、欧州27件、アジア・大洋州52件、中東・アフリカ20件の合計131件の連携事例がありました。

国際観光振興機構（JNTO）とは20年度、合計18件の事例があり、イベント等を共催し、日本の製品の紹介と観光促進を相乗的に行うなどの取組を行いました。また国際協力機構（JICA）とも合計18件の連携事例がありました。ODAタスクフォースなどの枠組みも活用し、開発途上国での支援を補完的に行いました。

### <連携強化例>

- 20年7月8日 「上海ビジット・キャンペーン推進会」の第3回会合において、中国人観光客の日本訪問を促進するため、在上海の自治体事務所、旅行業者、国際観光新興機構（JNTO）、日本総領事館など関係者が一堂に会し、議論を実施し、具体的な促進策等について検討した。
- 20年10月23日 日加ビジネスフォーラム（トロント）において、トロント総領事館と協力しながら、ジェトロは対日投資の観点から、国際交流基金は日本文化の浸透の観点から、JNTOは日本への旅行者誘致の観点から、各社が連携して講演者の選定や参加者募集を実施した。
- 20年10月28日 フィリピン日本人商工会議所とタイアップしてASEAN事務局との対話を実現。ASEANの経済統合に向けて日系企業の生の声を聞きたいとするスリンASEAN事務局長の依頼を受け、ASEAN事務局、フィリピン日本人商工会議所、ジェトロの3者で意見交換会を実施。来年以降も定例化するとともに、ASEAN日本人商工会議所連合会の設置も決定した。
- 20年11月 ミャンマー食品産業支援に関し、日本大使館、JICAと協力。ミャンマー食品加工業者・輸出業者協会とのコンタクトをJETROが行い、国際協力機構（JICA）の支援スキームを活用する方針で支援策を策定した。
- 20年11月7日 在ストックホルム大使館にて第2回日本大使館、JETRO、日本学術振興会（JSPS）連絡会を開催。科学技術外交の強化に向けた取組について、企画・グループを立ち上げ、具体的に協議を行った。
- 20年12月 サンティアゴ事務所は、省エネ環境事業について、JICA事業との連動性を高める事でJICAチリ事務所長と合意。専門家の選定、日系企業への広報など、役割分担を明確化し、具体的な連携取組を開始した。
- 20年12月26日 カンボジア展示会において、JICA、JNTO、日本国大使館、カンボジア日本人商工会と連携の下、商業展示・パネル展示・セミナーなどを通じて、オールジャパンとして参加、広報を実施した。
- 21年3月4日 在米日本大使館（ニューヨーク）と連携し、“East Asian Economic Integration Semina” and “Climate Change Forum”を開催。同イベントにおいて、JNTOや宇宙航空研究開発機構（JAXA）等と連携し広報

活動を行うと共に、食品販路開拓総合プログラムの一環として石川県の日本酒3種の試飲回および食材図録展示を実施した。

### (3) 現地日系商工会議所等の活動への協力

海外事務所が現地日系商工会議所等の活動に協力して事務局活動を担うなど、日系企業の活動支援や現地情報の共有に貢献しました。

<支援例>

- 20年5月                    ミャンマーで死者・行方不明者が14万人に達するサイクロンが発生した際、ジェトロはヤンゴン日本人商工会議所の事務局として、現地大使館と連携し、サイクロン情報の共有、会議所会員の安否確認、さらにはミャンマー商工会に対して義捐金を寄付するなど、日系企業の危機管理対応への支援や現地社会貢献に協力した。
- 20年6月                    ジェトロはスリランカ日本商工会の事務局として、現地日系企業に対して鳥インフルエンザに係わるアンケート調査を実施するなど、現地日系企業の危機管理対応への情報支援を行なった。
- 20年12月                  青島日本人会商工会の情報提供活動の一環として、青島日系企業の現地スタッフ給与調査をヒアリング調査するにあたり、ジェトロは調査ノウハウを提供すると共に、事務局として調査の実施、報告書のとりまとめ、現地企業に対する調査結果の公表を支援した。
- 21年1月                    平成21年に日蘭修好400周年を迎えるにあたり、在蘭日本商工会議所が行う各種PR事業について、ジェトロは事務局の立場で協力した。
- 21年1月                    東京オリンピック招致委員会の海外招致活動に協力するため、チェコ日本商工会の事務局として、在チェコ大使館及び現地日系企業関係者と招致委員会メンバーとの関係構築を図った。
- 21年3月                    ドバイにて日系企業の集積が進み、現地の日系企業団体の開設機運が高まってきたことを受け、ジェトロでは中東初の日本商工会議所となるドバイ日本商工会議所の設立に向けて、関係者との連絡調整を図りつつ平成20年8月に発起人集会を開催した。その後、ジェトロは事務局として幹事会社、在ドバイ日本総領事館とともに、会議所定款の作成、首長府での認可・登記手続等を行い、平成21年3月総会をもって正式に会議所の設立を実現させた。



<各海外事務所と現地の商工会・日本人会等との協力関係>

| 国名     | 事務所名          | 現地の商工会・日本人会等との協力関係   |
|--------|---------------|--|
| 米国     | ニューヨーク・センター   | 日本クラブ理事、在 NY 日本商工会議所特別会員   |
|        | シカゴ・センター      | シカゴ日本商工会議所 顧問、同理事  |
|        | ヒューストン・センター   | ヒューストン日本商工会特命理事(日本人会担当)、同企画・調査委員長、グレーターヒューストン日本人会副会長   |
|        | ロサンゼルス・センター   | 日系企業ビジネス協会(JBA)の役員会出席、日米協会の役員会出席   |
|        | サンフランシスコ・センター | 北加日本商工会議所役員、ジャパン・ソサエティ役員、経済ソサエティ・アドバイザリーボード、ベイエリア大学間連携ネットワーク・アドバイザリーボード、シリコンバレー日系起業家ネットワーク顧問・事務局、シリコンバレー・マルチメディアフォーラム事務局ほか |
|        | アトランタ・センター    | ジョージア日本人商工会 事務局長、ジョージア日本人商工会 機関誌担当役員、ジョージア日本人商工会 情報企画部長  |
| カナダ    | トロント・センター     | トロント日本商工会常任顧問  |
|        | バンクーバー事務所     | バンクーバービジネス懇話会理事、日加協会理事   |
| メキシコ   | メキシコ・センター     | メキシコ日本商工会議所経済調査委員長(07年)、同委員、ビジネス環境整備委員会委員、日本メキシコ学院理事長(05年、06年)、理事(07年、08年)。  |
| コロンビア  | ボゴタ事務所        | 日本コロンビア商工会議所副会頭、木曜会(日系進出企業親睦会)貿易投資金融委員長、商工会議所委員長、日本文化協会(文部省日本大使館付属日本人学校の運営母体)企画担当理事  |
| ベネズエラ  | カラカス事務所       | 日本人学校理事会総務担当理事   |
| ペルー    | リマ・センター       | 三水会(進出企業の団体)会計幹事、日秘商工会議所 貿易委員、広報委員   |
| チリ     | サンティアゴ事務所     | 日智商工会議所理事  |
| ブラジル   | サンパウロ・センター    | 日本商工会議所の常任理事   |
| アルゼンチン | ブエノスアイレス事務所   | 在亜日本商工会議所理事、同会議所分科会日亜経済委員会・FTAセクター委員、外商団・大来財団セクター委員長、所管三カ国(アルゼンチン、ウルグアイ、パラグアイ)ODAタスクフォースメンバー、日本文化教育協会会長                    |
| コスタリカ  | サンホセ事務所       | 二水会(日系企業会)事務局  |
| パナマ    | パナマ事務所        | パナマ日系企業連絡会幹事役  |
| 英国     | ロンドン・センター     | 在英日本商工会議所理事、日本クラブ理事、Japan Society Business Group Committee member  |
| フランス   | パリ・センター       | 在仏日本商工会議所理事兼アドバイザリー・ボード委員長、日本人学校理  |

|         |               |  |
|---------|---------------|--|
|         |               | 事  |
|         | リヨン事務所        | リヨン日本人補修校名誉会長、リヨン日本人会名誉理事、地中海・メゾン・ド・ジャポン発起人理事  |
| ドイツ     | ベルリン・センター     | ベルリン日本商工会会長役員、ベルリン日本人国際学校監事、ベルリン日独協会副会長、森鷗外記念館日本側役員  |
|         | デュッセルドルフ・センター | デュッセルドルフ日本商工会議所 オブザーバー(副会頭待遇)、デュッセルドルフ日本クラブ 総務委員、日独産業協力推進委員会(DJW) 副委員長、ニーダーライン日独協会(DJG) 理事 |
|         | ミュンヘン事務所      | ミュンヘン日本人会会長  |
| オランダ    | アムステルダム事務所    | 在蘭日本商工会議所 理事兼事務局長  |
| ベルギー    | ブリュッセル・センター   | ベルギー日本人会商工委員会委員長、日白協会兼商工会議所(BJA) Member of Board of Directors                              |
| デンマーク   | コペンハーゲン事務所    | 在デンマーク日本商工会議所(JCCD)の事務局  |
| スウェーデン  | ストックホルム事務所    | 在スウェーデン日本商工会(Japanese Businessmens Club)貿易部会役員   |
| スイス     | ジュネーブ事務所      | ジュネーブ日本倶楽部の副会長兼商工部会長   |
| オーストリア  | ウィーン・センター     | オーストリア日本人会会長、同法人部(2008年4月正式設置)担当役員、日本人会事務局   |
| イタリア    | ミラノ・センター      | 在イタリア日本商工会議所事務局長   |
| スペイン    | マドリッド事務所      | マドリッド水曜会(日系企業団体) 幹事(経済交流部会長)   |
| フィンランド  | ヘルシンキ事務所      | フィンランド日本商工会議所 役員、日本人商工会 副会長  |
| ルーマニア   | ブカレスト事務所      | ルーマニア商工会の副会長(08年)  |
| ハンガリー   | ブダペスト事務所      | 商工会永年副幹事、日本人会理事  |
| チェコ     | プラハ事務所        | チェコ日本商工会 副会長兼事務局長  |
| ロシア     | モスクワ・センター     | ジャパンビジネスクラブ副会長、ジャパクラブ顧問  |
|         | サンクトペテルブルク事務所 | サンクトペテルブルク日本商工会事務局長(21年5月～)  |
| ウズベキスタン | タシケント事務所      | 日本人会会長   |
| インド     | ニューデリー・センター   | インド日本商工会理事(06、07年)   |
|         | バンガロール事務所     | 印日商工会議所 顧問、バンガロール日本人会 理事   |
|         | ムンバイ事務所       | 日本人会理事会メンバー  |
| パキスタン   | カラチ事務所        | カラチ日系企業商工会監事、日本人会監事、PJBF(パキスタン・日本ビジネスフォーラム)特別会員(役員扱い)                                      |
| バングラデシュ | ダッカ事務所        | ダッカ日本商工会事務局長、日本バングラデシュ商工会議所財務担当理事、ダッカ日本人会文化担当理事  |
| スリランカ   | コロネポ事務所       | 商工会事務局長、日本人会理事   |
| シンガポール  | シンガポール・センター   | シンガポール日本商工会議所(JCCI) 参与   |
| インドネシア  | ジャカルタ・センター    | 商工会 調査部会長  |

|          |               |   |
|----------|---------------|---|
| マレーシア    | クアラルンプール・センター | マレーシア日本人商工会議所(JACTIM)参与及び調査委員長、日本人会理事   |
| タイ       | バンコク・センター     | バンコク日本人商工会議所特別理事、泰日協会理事   |
| フィリピン    | マニラ・センター      | フィリピン日本人商工会議所推薦理事   |
| 韓国       | ソウル・センター      | ソウル・ジャパン・クラブ(SJC)常務理事・同産業政策委員長  |
| 中国       | 香港・センター       | 香港日本人商工会議所参与、香港・日本経済合同委員会委員、香港日本人倶楽部常任顧問  |
|          | 北京・センター       | 中国日本商会 副会長、調査委員長  |
|          | 上海・センター       | 上海日本商工クラブ 常任顧問、事業環境委員長  |
|          | 大連事務所         | 日本人商工会事務局長  |
|          | 広州事務所         | 広州日本商工会 顧問、会員企業サポート室長(役員)、広州市国際投資顧問   |
|          | 青島事務所         | 青島日本人会理事・事務局長   |
| ベトナム     | ホーチミン事務所      | ホーチミン日本商工会 理事、投資促進委員会委員長  |
|          | ハノイ・センター      | 日本商工会サービス部会理事、投資促進委員長   |
| ミャンマー    | ヤンゴン事務所       | ヤンゴン日本人商工会議所専務理事(事務局長)  |
| オーストラリア  | シドニー・センター     | シドニー日本商工会議所理事   |
|          | メルボルン・センター    | メルボルン日本商工会議所(JCCI Melbourne)常任理事、メルボルン日本人会理事、文化広報部長、メルボルン安全対策邦人連絡協議会(在メルボルン日本国総領事館主催)委員 |
| ニュージーランド | オークランド事務所     | 二水会(日本貿易懇談会)商工部副部長  |
| トルコ      | イスタンブール事務所    | 日本人会商工部会委員  |
| イラン      | テヘラン事務所       | 日本人会商工部会長   |
| サウジアラビア  | リヤド事務所        | リヤド日本人会理事   |
| イスラエル    | テルアビブ事務所      | 日本商工会副会長  |
| アラブ首長国連邦 | ドバイ事務所        | ドバイ経済評議会副部長、ドバイ日本人会商工部副部長、設立準備中のドバイ日本商工会議所では事務局長就任予定                                    |
| エジプト     | カイロ・センター      | 日本商工会副会長、日本人会総務理事   |
| ケニア      | ナイロビ事務所       | 在ケニア日本人商工会常任役(※事実上の事務局長)  |
| 南アフリカ共和国 | ヨハネスブルク・センター  | 在南ア日本商工会議所 無任所役員及び通商・投資部会長  |

## 6. 政策当局との連携を通じた予算策定プロセスの改善

予算策定プロセスにおいて、経済産業省の政策当局、農林水産省、外務省、財務省、国土交通省などの関係省庁との定期的な会合での意見交換を行い、各地域の情勢分析も行った上で、資源配分区分から提出される骨子案に織り交ぜたものを基に経営方針を策定するよう見直し、改善を図りました。

## 〔4〕民間委託（外部委託）の拡大

### 【中期計画】

- ・人事・給与等、物品調達などの各業務については、情報システムの統一化などを進めるとともに、積極的に外部委託を図る。
- ・「民間でできることは民間に」という原則を基本として、実施している事務・事業について、民間参入に向けた環境整備を積極的に推進する。

### 【整理合理化計画での指摘事項】

- ・官民競争入札等の積極的な導入を推進し、機構が提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。

## 1. 官民競争入札（市場化テスト）等の導入に向けた事務・事業整備の取組

「独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）」及び「公共サービス改革基本方針（平成19年12月24日閣議決定）」において、官民競争入札等の導入が決定されている以下の業務について、入札対象範囲とする業務や入札対象業務に係るサービスの質に関する要求水準についての案を、限られた財源の中でサービスの受益者である国民に対しより質の高いサービスを提供していく観点から策定し、民間委託（外部委託）に向けた準備を進めています。各業務における20年度の進捗は以下のとおりです。

### （1）外国企業誘致担当者育成事業

公共サービス改革基本方針別表において官民競争入札等の対象として選定された、独立行政法人日本貿易振興機構の「外国企業誘致担当者育成事業」について、その後、官民競争入札等監理委員会で簡易版民間競争入札の対象として決定された事を踏まえ、「簡易版民間競争入札実施方針」を内閣府と連携しながら策定し、入札を実施の上、21年度、22年度の委託業者を決定しました。

### （2）見本市・展示会情報総合ウェブサイト（J-Messe）の管理・運營業務

「見本市・展示会情報総合ウェブサイト（J-Messe）」については、官民競争入札等監理委員会の審議を経て作成した「民間競争入札実施要項」に基づき入札を行った結果、3社の応札があり、総合評価方式によって予定価格内で、21、22年度の委託先を決定しました。平成21年4月1日に委託契約を締結し、委託先による業務が開始されます。

### （3）環境関連ミッション受入事業

「環境関連ミッション受け入れ事業」については、先行事例の対応を確認し、「民間競争入札に準じた手続による一般競争入札」（簡易版競争入札）の実施方針の素案を作成し、その内容について内閣府との間での調整を開始しました。21年度は、公共サービス改革基本方針を踏まえ、引き続き内閣府と連携しつつ適切に対応していく予定です。

### （4）ビジネスライブラリーの運營業務

「ビジネスライブラリーの運營業務」については、入札対象業務の選定を実施し、入札対象業務にかかるサービスの質に関する要求水準案の作成を進めました。22年度からの落札者による

業務運営開始に向けた今後のビジネスライブラリーの官民競争入札のスケジュールは以下のとおりです。

|              |   |
|--------------|---|
| 平成 21 年 4 月～ | 入札対象業務に係るサービスの質に関する要求水準案の作成（概要、入札対象範囲、要求水準案の作成）、各種マニュアル作成<br>内閣府とのキックオフミーティング<br>入札実施要項案の作成開始 |
| 第2四半期        | 官民競争入札等監理委員会による審議   |
| 第3～第4四半期     | 入札実施  |
| 平成22年4月～     | 落札者による運営開始  |

## （５） アジア経済研究所図書館の運營業務

「アジア経済研究所図書館の運營業務」については、21 年度中の入札実施、22 年度からの落札者による運営開始に向け、第 1 四半期には研究企画部及び図書館に市場化テスト担当者置き、準備作業を開始しました。具体的には、官民競争入札の対象となる業務を明らかにするため、18 年度～20 年度における図書館の全業務の洗い出しを行い、棚卸し表を作成しました。

第 2 四半期は、図書館業務の概要説明図、主要業務のフロー図および実績値の作成を行いました。また市場化テストに対する図書館の方針を固めるため、図書館職員および研究所職員の意見徴収、外部の有識者からのヒアリング、本部ビジネスライブラリーとの打ち合わせを行いました。

第 3 四半期は、業務フロー図の追加作成、官民競争入札実施要綱（素案）等の作成を行いました。また、図書館において入札後の図書館業務のあり方について検討を進めました。

第 4 四半期は、官民競争入札実施要綱（素案）等についてさらに詳細を検討するとともに、市場化テスト準備の一環として民間活用導入可能性調査を実施しました。

これらの準備を踏まえ、21 年度中に入札を実施し、22 年度から落札者による運営を開始できる見通しです。

## 2. 情報システムの統一化

人事・給与面における情報システムの統一化を進めるべく、平成 20 年 4 月より、人事に関するシステムの本稼動を開始し、人事発令、職員情報管理等の業務に活用しました。また、超勤管理システムについては平成 21 年 1 月から運用を開始しました。この結果、超勤時間について、人事給与システム内で一元管理が可能となり、給与計算に連携できるようになりました。また、21 年度からの人事関連制度等変更に対応したシステム上の各種設定変更を行いました。個人業績評価については目標設定時の本稼動に備えているところです。引き続き、担当職員の操作スキルの向上、システム上の不具合の調整などを行いながら、運用効率を高めていきます。

（「情報化」項目に再掲）

## 〔5〕 随意契約の見直し

### 【中期計画】

- ・一般競争入札の導入・範囲拡大や契約の見直し等を通じた業務運営の一層の効率化を図る。

### 【整理合理化計画での指摘事項】

- ・独立行政法人の契約は、原則として一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。）によることとし、各独立行政法人は、随意契約によることができる限度額等の基準について、国と同額の基準に設定するよう本年度中に措置する。
- ・各独立行政法人は、契約が一般競争入札等による場合であっても、特に企画競争、公募を行う場合には、真に競争性、透明性が確保される方法により実施する。
- ・「随意契約見直し計画」の実施状況を含む入札及び契約の適正な実施について、監事による監査、評価委員会による事後評価において、それぞれ厳正にチェックする。
- ・各独立行政法人は、「随意契約見直し計画」を踏まえた取組状況をウェブサイト公表し、フォローアップを実施する。

### 【総務省政独委による経済産業省評価委員会の19年度評価に対する2次意見】

- ・随意契約の適正化に向けて「随意契約見直し計画」の実施状況について厳格な評価を行うべき。
- ・業務運営の適正性・透明性確保の観点から、国の契約の基準と異なる規程が設けられている場合はその適切性を評価する。

### 【総務省政独委による「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」における指摘事項】

- ・契約方式等、契約に係る規程類について、整備内容や運用の適切性等、必要な評価が行われているか、契約事務手続に係る執行体制や審査体制について、整備・執行等の適切性等、必要な評価が行われているか、「随意契約見直し計画」の実施・進捗状況や目標達成に向けた具体的取組状況について、必要な評価が行われているか、個々の契約について、競争性・透明性の確保の観点から、必要な検証・評価が行われているか、について評価する。

### 【総務省政独委による「平成20年度業務実績評価の具体的取組について」における指摘事項】

- ・契約手続の執行体制や審査体制の整備状況に関する評価の取組が十分か、法人の契約の適正性の確保の観点から、随意契約についての評価の取組（「随意契約見直し計画」の進捗状況及び計画の効果、随意契約の金額、件数及びこれらの割合の対平成19年度比の増減等）が十分かについて留意する。
- ・法人の契約の適正性の確保の観点から、一般競争入札であって一者応札となった契約についての評価の取組（応札者の範囲拡大のための取組等）が十分かについて、特に留意する。その際、次の点に留意する。
- ・契約方式等に係る規程類については、「独立行政法人における契約の適正化（依頼）」（平成20年11月14日総務省行政管理局長事務連絡）において講ずることとされている措置（一般競争入札における公告期間・公告方法等、指名競争入札限度額など計6項目）の状況について、特に留意する。

## 1. 一般競争入札等の導入に向けての取組

### (1) 契約手続の執行体制及び審査体制の整備

#### <競争入札>

##### ① 一般競争

- I 契約に関する内規に従い執行部門が入札事務を実施します（入札公告→入札・開札の実施→契約手続→事業実施）。
- II 決裁規程に従い、調達管理部門である総務部管理課長が入札公告前に入札に関する手続（公告期間等）が契約に関する内規に従ったものか等について審査を行います。
- III 契約に関する内規に従い入札・開札の際には、必ず総務部管理課の職員が立ち会いを行い、入札・開札が適正に執行されているか確認を行います。
- IV 契約締結にあたっては、執行部門の長による決裁の他、総務部管理課長及び契約審査責任者（総務課管理職）による審査（入札に係る書類の適切性の再確認や開札時の条件と異なっていないか、契約書の内容等を審査）を実施します。また、契約金額に応じて担当理事、理事長まで決裁レベルを引き上げるようルールが整備されています。

##### ② 指名競争

- I 入札事務については上記① I と同様。
- II 決裁規程に従い、総務部管理課長が指名通知書出状前に入札に関する手続（指名通知等）が契約に関する内規に従ったものか、指名競争を行う理由が適切か、等について審査を行います。
- III 入札・開札にあたっては上記① III と同様。
- IV 契約締結にあたっては上記① IV と同様。

#### <随意契約>

##### ① 競争性のある随意契約

- I 契約に関する内規に従い執行部門が企画・公募事務を実施します（公告→企画・公募審査の実施→契約手続→事業実施）。
- II 決裁規程に従い、総務部管理課長が公告前に企画・公募手続（公告期間等）が契約に関する内規に従ったものか、企画・公募とする理由が適切か等について審査を行います。
- III 執行部門が提案書の審査を実施しますが、審査にあたっては、なるべく外部有識者を審査委員に加えることとしています。
- IV 契約締結にあたっては執行部門の長による決裁の他、総務部管理課長及び契約審査責任者（総務課管理職）による審査（企画・公募書類の適切性の再確認や決定時の条件等と異なっていないか、契約書の内容等を審査）を実施します。また、契約金額に応じて担当理事、理事長まで決裁レベルを引き上げるようルールが整備されています。

##### ② 競争性のない随意契約

- I 競争性のない随意契約を行う際には、決裁規程及び契約に関する内規に従い総務部総務課長及び契約審査責任者の事前審査をうける体制となっています。総務部総務課長は「公共調達の適正化について」等をふまえて随意契約を行う理由が適正か否かの判断を行い適

正な案件のみ認めることとします。

- II 契約締結にあたっては執行部門の長による決裁の他、総務部管理課長及び契約審査責任者による審査（随意契約の適切性の再確認や内容等と事前審査時と異なっていないか、契約書の内容等を審査）を実施します。また、契約金額に応じて担当理事、理事長まで決裁レベルを引き上げるルールが整備されています。

一定金額を超える契約については監事が全ての契約について事前閲覧することとしています。また、監査室においては、監査計画に従い遵法性、妥当性、有効性の観点から監査を行い、監査終了後、結果を副理事長へ報告することとしています。

20年度の監査室による監査の結果、海外共同研究、セミナー・シンポジウムの会場借り上げ、契約先がソフトウェアの著作権をもたないシステムの改修や保守の業務委託について競争性のある契約方式に移行すべき等の指摘がありました。

また、20年度の監事監査の結果、監事からは、随意契約見直し計画の徹底と共に、入札、契約の競争性を一層高めるための役職員に対する契約マニュアル等を用いての周知、定期的な入札予定の把握が重要である、等の指摘がありました。

これらの指摘を受けて、改めて随意契約削減の取組を職員に徹底させると共に、入札予定の把握・公表準備、入札手続についての執行部門からの相談対応強化、公募の実施を推進、加えて入札等手続を行う総務部管理課の体制強化を行いました。

## **（２） 随意契約見直し計画の進捗状況**

20年度における競争性のない随意契約は、19年度と比較して約20億円、167件減少し、契約全体に占める随意契約の割合も金額で35.1ポイント、件数で21.6ポイント減少し、随意契約の状況は大きく改善しました。しかし、随意契約見直し計画に対しては、金額では7.9%と目標値である9.7%をクリアできた反面、件数では29.3%と19.4%の目標を達成することができませんでした。

随意契約見直し計画の件数面での目標を達成できなかったことについて、監事からは原因の特定と目標達成のための方策の検討の指示がありました。

20年度当初においては、展示会出展契約や供給元が一のデータベースや書籍の購入など随意契約とせざるを得ない契約と、19年度の随意契約から競争入札等に移行する契約を勘案し、随意契約見直し計画は達成できると見込んでいました。

しかしながら、急遽シンポジウムを開催せざるを得なかったこと、海外への協力事業において相手国からの要請をふまえた契約を行ったこと、中小企業への継続的な支援を行うために必要な契約を行ったこと等、当初想定していなかった随意契約が増加してしまいました。

具体的には、相手国政府機関等から事業の継続（専門家派遣事業における同一指導者の派遣）を要請された契約（14件）、中小企業から支援の継続（輸出に関わるアドバイザーの派遣）を要請された契約（14件）、アフリカ支援の観点から実施されていたTICADIVにあわせ、イベントを併催することが効果的であると判断し、展示会及びシンポジウムを開催（会場借上契約）（2件）、急遽開催が決まったシンポジウム（日韓省エネ・環境フォーラム）の会場借上、広告契約



(2件)、当初、大阪、東京でのシンポジウム開催（日越経済交流事業）を予定していたが、直近になって中部地方での開催も決定した契約（会場借上契約）、また東京でのシンポジウム開催にあたっては複数の会場からシンポジウム会場を選考する予定としていたところ警備上の理由から相手国要人等の宿泊ホテルをシンポジウム会場として指定された契約（会場借上契約）（2件）、空港における開発途上国支援のための展示販売店舗（一村一品）の賃貸借契約で、空港側の事情により急遽移転せざるを得なかったがより広い店舗を確保した契約（1件）、上海国際博覧会での日本館の展示にあたり、当初計画を超える業務量に対応するため、専門家を追加した契約（当該専門家の選出にあたっては日本館の主要協賛企業及び政府関係者で構成される委員会での審議課程を踏まえ選出）（1件）です。また、テーマや扱うデータが特殊なことから研究相手が限定されるため20年度は随意契約とした海外共同研究（24件）も随意契約の件数を押し上げる一因となりました。

こうした事態を改善するため、21年度はこれまでも取り組んできている複数年度契約や、これまで随意契約をせざるを得なかったシステム保守についても開発から保守までライフサイクルコストを勘案して一括調達を行うことを順次進めること、海外共同研究について公募を実施すること、さらに20年度に締結した随意契約を精査し競争性のある契約方式に移行できないか検討することにより、上記のような当初想定していない随意契約が発生しても随意契約見直し計画を達成できるよう、随意契約の削減に努めます。

なお、20年度における競争性のない随意契約176件のうち、契約の相手方が第三者に再委託したケースは、契約事務がグループ内の一社に一元化されていたため発生したもの、セミナー開催業務委託における会場借上の2件でした。うち1件については19年度と同じ者との再委託ですが、いずれの件についても再委託承認に係る事務手続は適正に行われており、ジェットロから契約相手先への再就職者はおらず、特段の問題は見られません。

#### 20年度に締結した契約の状況

| (金額<br>単位:千<br>円)        | 19年度            |                      |           | 20年度            |                       |           | 目標       |          |
|--------------------------|-----------------|----------------------|-----------|-----------------|-----------------------|-----------|----------|----------|
|                          | 契約件数            | 契約金額                 | 平均<br>落札率 | 契約件数            | 契約金額                  | 平均<br>落札率 | 契約件<br>数 | 契約金<br>額 |
| 競争入<br>札                 | 261件<br>(38.7%) | 2,021,143<br>(28.1%) | 76.4%     | 317件<br>(52.7%) | 11,599,934<br>(80.1%) | 74.2%     |          |          |
| 企画競<br>争・公募<br>による契<br>約 | 70件<br>(10.4%)  | 2,081,898<br>(28.9%) |           | 108件<br>(18.0%) | 1,735,068<br>(12.0%)  |           |          |          |
| その他<br>随意契<br>約          | 343件<br>(50.9%) | 3,097,856<br>(43.0%) |           | 176件<br>(29.3%) | 1,147,039<br>(7.9%)   |           | 19.4%    | 9.7%     |
| 合計                       | 674件            | 7,200,898            |           | 601件            | 14,482,041            |           |          |          |

### (3) 契約の適正性の確保

前述(1)契約手続の執行体制及び審査体制の整備に記載のとおり、契約の適正性を確保するため、契約前や契約締結時に管理部門が適切に審査をする体制を整備しています。また、監

事及び監査室による監査も実施しています。

透明性確保の観点から、企画・公募契約については外部有識者を審査委員とすることも実施しています。

また、締結した契約の状況については、国と同等の基準を会計規程細則に定め、毎月ホームページで公表しています。さらに競争性のない随意契約を行った案件については、一般競争入札等の競争性のある契約方式に移行できないかの検討を行い、その結果を半年毎にホームページで公表しています。

#### ① 一者応札

一般競争入札に占める一者応札の割合は、システム保守・改修業務や海外への資料調達・発送業務の増加により、19年度の28.0%（37件）から20年度には36.4%（90件）へと増加しました。

この要因としては、システム保守・改修契約ではシステム設計に携わった者でないと構築したシステムの理解が困難な場合が多いこと、海外事務所毎に異なる多種の新聞や書籍を期日までに手配し発送するという特殊な業務であったことなどにより、採算の観点から応札を控えたものと考えられます。

また、一者応札の契約相手が第三者に再委託している場合についてはシステム開発6件を含む8件（一者応札全体の8.9%）でした。システム開発では、専門性を要する業務を関連企業に委託して開発することが多いためと考えられます。このほか海外特定国についての調査で現地調査機関でないと収集できないデータについて再委託しています。いずれの件についても継続的な契約はなく再委託承認に係る事務手続は適正に行われており、契約相手先へのジェトロからの再就職者はおらず、特段の問題は見られません。

応札者の範囲を拡大するため、これまでも競争参加資格の申請書類の削減、競争参加資格有効期間の延長、十分な公告期間の確保（2週間）、事業者が提案をするに当たって必要となる情報を適切に盛り込んだ仕様書の具体化などの取組を行ってきました。これらに加えてさらに事業者が余裕をもって計画的に入札に参加できるよう21年度より年度内の入札予定をホームページで公表することとしています。

#### 一者応札の状況

| 応札(応募)<br>者 | 一般競争入札 |       | 指名競争入札 |       | 企画競争 |       | 公募    |      | 合計    |       |
|-------------|--------|-------|--------|-------|------|-------|-------|------|-------|-------|
|             | 19年度   | 20年度  | 19年度   | 20年度  | 19年度 | 20年度  | 19年度  | 20年度 | 19年度  | 20年度  |
| 二者以上        | 95     | 157   | 125    | 61    | 48   | 68    | 18    | 0    | 286   | 286   |
| 一者          | 37     | 90    | 4      | 9     | 0    | 28    | 4     | 0    | 45    | 127   |
| 0者          |        |       |        |       |      |       | 0     | 6    | 0     | 6     |
| 合計          | 132    | 247   | 129    | 70    | 48   | 96    | 22    | 6    | 331   | 419   |
| 一者の割合       | 28.0%  | 36.4% | 3.1%   | 12.9% | 0%   | 29.2% | 18.2% | 0%   | 13.6% | 33.2% |

#### ② 高落札率

落札率99%以上の契約は、一般競争入札247件中10件（4.0%）で、内訳は、書籍の購入な

ど正規料金を参考に予定価格を作成したもの7件、継続案件において過年度実績を参考に予定価格を作成したもの3件でした。前述のとおり正規料金や過年度実績を参考としたことから、高落札となったものと推定されます。

落札率の低下を図るため、単純に正規料金や過去の実績を予定価格とするのではなく、これまで以上に幅広い市場調査の実施など予定価格算定方法の改善に努めます。

#### (4) 規程等の整備

契約に関する規程等は、国の規程に準じて「会計規程」、「会計規程細則」、「契約に関する内規」において整備し、指名競争入札限度額を国と同額とする定めや総合評価方式や複数年度契約等に関して定めており、前述(1)契約手続の執行体制及び審査体制の整備に記載のとおり、当該規程等に従い適正に執行しています。

従来、運用として実施していましたが「一般競争入札における公告期間・公告方法」について規定化した他、国と異なる定めであった「予定価格の作成を省略できる金額」について国と同じ基準に改正しました。

また、昨年の会計検査院からの指摘を踏まえ、監事から物品の納品・検収や調達手続の適正化のための制度・体制整備を図るべきとの指摘を受け20年度に関連規程の見直しを行いました。

具体的には、「物品管理規程」において物品の管理責任者を明確化し、「契約に関する内規」において、物品の購入に係る検収の複数人による実施を規定しました。

この他、総合評価方式、企画競争・公募の実施を含む契約に関するマニュアルを整備しました。

#### **随意契約によらざるを得ない契約の内訳**

1. 当該場所でなければ業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約（当該契約に付随する契約を含む）  
例：展示会展出契約（MIPCOM2008 会展契約等）、一村一品空港展会展出契約  
4 4 件 2. 4 億円
2. 供給元が一の場合における出版元等からの書籍、データベースの購入  
例：インターネット版 EIU COUNTRY REPORT、D&B オンラインデータベース  
1 7 件 0. 7 億円
3. 知的財産権を有する装置等の調達及び保守等契約先が限定されているもの  
例：図書館運用システム保守、ナレッジマネジメント支援システム保守  
8 件 0. 3 億円
4. 契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるもの  
例：会計監査人との契約（独立行政法人通則法第 40 条により規定）  
博覧会関連業務（経済産業省が公募により決定した業務委託先）  
4 件 1. 5 億円
5. 海外の研究機関との共同研究  
例：「2005 年アジア国際産業連関表の作成と利用」共同研究（フィリピン他）  
2 4 件 0. 4 億円
6. 設備、物品、ソフトウェア等の購入と不可分な関係にある保守点検業務  
例：コピー・プリンタ等複合機保守  
1 1 件 0. 6 億円

7. 専門的な知見、ノウハウを必要とするため、役務の供給先が一に限られるもの  
例：海外への専門家派遣等  
5 4 件 4. 8 億円
8. 中小企業から支援の継続を要請された契約  
1 4 件 0. 8 億円

## 〔6〕資産の有効活用等に係る見直し

### 【中期計画】

- ・機構の保有する研修施設等について、一般利用への開放等により、効率的な活用を促進し、自己収入の増加を図る等の観点から、見直しを行う。

### 【整理合理化計画での指摘事項】

- ・各独立行政法人は、基本方針及び専門調査会の議論等を踏まえ、保有する合理的理由が認められない土地・建物等の実物資産の売却、国庫返納等を着実に推進し、適切な形で財政貢献を行う。このため、所要の条件整備を行う。
- ・各独立行政法人は、上記の売却等対象資産以外の実物資産についても、引き続き、資産の利用度等のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを実施する。その際、継続する事務・事業に当該資産が必要と判断される場合であっても、証券化等による資産圧縮について検討する。
- ・保有資産の見直しの状況については、監事による監査、評価委員会による事後評価において、それぞれ適切にチェックする。

### 【総務省政独委による経済産業省評価委員会の19年度評価に対する2次意見】

- ・主要な固定資産についての減損会計の情報等を十分に活用して、保有目的・利用状況を把握した上で、資産の活用状況についての評価を行うべき。

### 【総務省政独委による「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」における指摘事項】

- ・固定資産等の活用状況等について評価する。また「整理合理化計画」で処分等することとされた資産についての処分等の取組状況や進捗状況等について評価する。

## 1. 本部5階会議室の現行貸出しの実施状況

20年度の外部への有料貸出し実績は以下のとおりです。

昨今のジェトロの事業規模の拡大や一般競争入札実施の拡大等に伴う入札説明会・開札会の開催など会議室に対する内部利用のニーズが高まった結果、外部への貸出しの余地は狭まり、貸出し件数は減少しました。

こうした状況を踏まえ、『独立行政法人整理合理化計画』（平成19年12月24日閣議決定）において指摘されている「資産の利用度や本来業務に支障の無い範囲での有効利用」という点では、外部への有料貸出しは少なくなることが想定されますが、可能な限り、自己収入獲得に努めます。

|    | 19年度     | 20年度     |
|----|----------|----------|
| 件数 | 9件       | 7件       |
| 金額 | 590,625円 | 603,750円 |

## 2. 職員用住宅の集約化への取組

『独立行政法人整理合理化計画』（平成19年12月24日閣議決定）に基づき、保有する職員住宅について合理的な集約化を行うべく、20年度から検討を本格化させました。現在の不動産市況及び独立行政法人を取り巻く状況を考慮し議論を重ね、平成21年3月に、集約化案をとりまとめました。即ち、現有地を全て売却のうえ、関西圏については借上げ住宅制度を適用、関

東圏については既存の物件を購入（一棟買い）して集約化します。但し、必要な戸数が確保できなかった場合、不足分については賃貸物件で対応します。21年度は、本案に従って、現有地売却などの手続を順次進めていきます。

スケジュール（予定）

|         |                   |
|---------|-------------------|
| 平成21年4月 | 売却手法検討、入札手続開始     |
| 夏～秋頃    | 順次、現有地売却入札、売買契約締結 |
| 年末～年明け  | 購入物件選定・売買契約締結     |
| 平成22年3月 | 集約化               |

※来年初時点で、物件購入が不調の場合は現有地のいずれかを建替えるプランに移行

<参考：現在保有する職員住宅>

（関東圏）保有宿舍5カ所、借上げ宿舍1カ所（全136戸）

（関西圏）保有宿舍2カ所（全19戸）

合計：保有宿舍7カ所、借上げ宿舍1カ所（全155戸）

### 3. その他、ジェットロが保有する資産について

ジェットロ会館については、職員の研修（管理職研修等）や業務に資する勉強会・研究会などに利用し、施設稼働率は80%と19年度（78%）に比べて増加し、利用者数も11%増加しました。

21年度においては、会議室予約状況のイントラネット掲載等による情報提供や部内での会議等を通じての利用周知を行い、より一層の効率的な活用を目指します。

## 〔7〕情報化

### 1. 利用状況の把握・分析および利用者の利便性向上等への取組

#### 【中期計画】

- ・利用者の利便性向上のため、ウェブサイトの画面構成の向上等を進める。
- ・各種データベースについては、利用者の利用状況の把握・分析や利用者の意見を踏まえ、その内容を更に充実させる。

#### (1) ユーザー・ニーズに応じたウェブサイトの見直し

平成 20 年 9 月、ユーザーの利便性向上を目的にウェブサイトの全面的なリニューアルを実施しました。サイト全体を通じた統一的なデザイン・ナビゲーションの適用をより一層徹底するとともに、明確な見出しの表現や IT 弱者への配慮など、きめ細かな見直しを行いました。コンテンツには従来の国・地域別の検索機能に加え、テーマ別・産業別の検索機能を導入し、「ジェトロのビジネス情報」のページをよりわかりやすく整理しました。また、「ジェトロのサービス」のページでも、「始めよう！国際ビジネス」という初心者向けコンテンツなどを設けるなど、ジェトロの事業やサービスをターゲット別に訴求可能な体制を整えました。

さらに、利用者にとってのわかりやすさ、管理側のメンテナンス性向上及び保守経費の削減を目的に、ジェトロ海外情報ファイル（J-File）の改修にも取り組みました。

こうした結果、平成 20 年 9 月に実施された「独立行政法人 Web サイトユーザビリティ調査」（日経 BP コンサルティング実施）では、ジェトロのウェブサイトが独立行政法人全 101 サイト中第 1 位という評価を得ました。

#### (2) TPPP（引き合い案件データベース）の不正ユーザーへの対策強化

ジェトロのウェブサイト上で国内外企業が登録した商品・サービス情報を紹介し、ビジネス・マッチング支援を行う「TPPP」（Trade Tie-up Promotion Program）では、登録情報の信頼性を高め、ユーザーのトラブルを予防するため、迷惑メール等の報告がワンクリックでできるようにシステムを改善するとともに、登録情報の必須項目拡大や、利用規約等の見直しを行いました。

#### (3) 「Investing Japan」の多言語化

ジェトロの対日投資情報専門サイト「Investing Japan」の中で、日本への進出を検討中、あるいは日本での他地域への進出を検討中の外国企業向けに各地域の産業情報（産業の魅力や規模、研究開発機能の集積など）や投資環境について紹介する「地域進出支援ナビ」のページを、従来の日本語、英語のみの表記から、ドイツ語、フランス語、中国語、韓国語のページを追加し、より多くの外国企業にサイト活用いただけるよう取り組みました。

## 2. 作業の効率化に向けた取組

### 【中期計画】

- ・内部の管理業務等については、作業の効率化や業務における部署間の連携が円滑に行われるよう体系的整理を行い、改善を図る。
- ・業務・システムの最適化を計画策定、実行、評価、改善のPDCAサイクルに基づき、継続的に実施する。

### (1) 作業の効率化に向けたシステム等の改善・開発

#### ① 「情報化ワーキンググループ」の開催

企画部が中心となり、平成20年6月～9月にかけて「情報化ワーキンググループ」を計10回開催し、既に関から5～10年を経過したシステムを中心に見直し検討を行いました。同ワーキンググループの議論を踏まえ、20年度は以下について具体的な取組を行いました。

#### (i) 顧客管理業務の在り方に関する調査実施

現行のシステムにおける課題、システムを活用した顧客情報管理業務の在り方などについて検討するため、外部コンサルティング会社の意見を踏まえつつ、組織横断的なアンケート調査の実施、顧客情報を取り扱う関連部署へのヒアリングを通じて現状の課題や意見等を洗い出し、課題解決に向けた顧客情報管理業務及び顧客管理システムの在り方について、情報更新処理の改善案、煩雑な処理手続の簡素化、統一的な運用・管理等を含んだ刷新案を取りまとめました。

この調査結果に基づき、21年度には、関連部署と調整を図りつつ顧客情報管理システムの刷新・再構築に向けた取組を行う予定です。

#### (ii) 新たな予算管理・会計システムの開発に向けた取組

経理・予算・契約など各種の作業の集中化と効率化、事業ニーズに応じたタイムリーな予算管理、コンプライアンス強化を目指し、新たな予算管理・会計システム開発の検討を開始しました。平成21年3月に「第1回新経理システム開発推進連絡会」を開催し、現状の問題点の共有および開発のための体制・スケジュール確認等を行いました。

21年度は、システム開発にあたっての事前調査を行うコンサルティング会社の選定、開発内容の策定など、具体的な取組を開始する予定です。

#### ② 人事給与システム

平成20年4月より、人事に関するシステムの本稼動を開始し、人事発令、職員情報管理等の業務に活用しました。また、超勤管理システムについては平成21年1月から運用を開始しました。この結果、超勤時間について、人事給与システム内で一元管理が可能となり、給与計算に連携できるようになりました。また、21年度からの人事関連制度等変更に対応したシステム上の各種設定変更を行いました。個人業績評価については目標設定時の本番稼動に備えているところです。引き続き、担当職員の操作スキルの向上、システムの調整などを行いながら、運用効率を高めていきます。

#### ③ ドキュメントサービス・携帯電話貸出手続の電子化

現行の会議室予約システムの機能を拡張し、ドキュメントサービス(資料等の印刷発注)



および携帯電話貸し出しの申請手続の電子化に取り組み、平成20年11月より運用を開始しました。社外からメールのリモートアクセスを安全に行うため、実証試験にも取り組みました。

### **3. 業務・システムの最適化に向けた取組**

独立行政法人の主要な業務・システムに関する最適化（業務効率化・情報化の総合的かつ効率的な推進）実現方策を定めた「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策」が平成17年6月29日に情報化統括責任者連絡会議において決定されました。同方策に基づき、費用対効果を勘案した基本情報システムの共通化や情報セキュリティレベルの向上などを原則とし、18年度に「ジェットロ共通システム基盤の最適化計画」を策定しました。本計画に沿って、22年度末を終期として以下の取組を進めています。

- ① 情報化戦略としてのシステム基盤再構築
- ② 情報セキュリティを徹底するための新たな技術の採用
- ③ 情報セキュリティの高度化に向けた運用ルールの見直し
- ④ 管理・運用体制の整備等

19年度はシステム基盤再構築のためのPC・サーバー更改に向けて、その仕様書の策定および調達計画書の公表、意見招請を行いました。またインターネット回線の契約を見直し入札を実施しました。これを踏まえ、20年度は、以下の具体的な取組を実施しました。

#### **（1） PC・サーバーシステムの更改**

平成20年11月～12月にPC・サーバーシステムの更改を行いました。更改にかかる調達は一般競争入札により、本部、研究所で一括して実施し、業務運営の効率化、合理化を図りました。この更改に併せて、会議室予約、資産管理、ジェットロのウェブサイトなど、各アプリケーション・システムについて円滑な業務の継続を最優先にした移行をおこないました。また、システム運用管理業務（機器およびソフトウェア等管理、障害対応、ヘルプデスク等業務）の外部委託による調達を、本部、アジア経済研究所で一括して行い、協同化を図りました。

#### **（2） 情報セキュリティの強化**

情報セキュリティの強化を図るため、政府機関統一基準に沿ってセキュリティポリシーに関する基本方針、対策基準（規程類）、実施マニュアル（案）を作成しました。平成20年10月に「情報セキュリティ説明会」を本部職員向けに6回開催し、計596名の参加を得ました。また、平成21年3月に情報セキュリティ規程を策定しました（平成21年4月施行）。

今後は運用強化に向け、機構内教育のための説明会を開催する予定です。

## 4. 業務運営上の課題と改善に向けた取組

### (1) 外部委託サーバー活用の課題

#### 【課題】

北京センター知的財産権部が外部委託のサーバーで運営しているサイトにおいて、法律法規のページが平成20年12月に、何者かに改ざんされるトラブルが発生しました。

#### 【対応した内容】

同ページは安全性が確認されるまでアクセスを停止し、アクセスをした可能性があるユーザーにウィルスチェック等を促すお知らせを北京知財サイトに掲載しました。今後、ジェトロ事業として行う場合については、事故防止対応策として、外部独自サイトと本部サイトとの一元化を、広報課等本部関係部署と連携して進めて行く予定です。

## 〔8〕内部統制

### 【整理合理化計画での指摘事項】

- ・各独立行政法人は、民間企業における内部統制制度の導入を踏まえ、独立行政法人における役職員の職務執行の在り方をはじめとする内部統制について向上を図るものとし、講じた措置について積極的に公表する。
- ・独立行政法人における監事の在り方を含めた内部統制の在り方について、第三者の専門的知見も活用し、検討を行う。

### 【総務省政独委による経済産業省評価委員会の19年度評価に対する2次意見】

- ・コンプライアンス体制の整備状況（倫理行動規程の策定、第三者を入れた倫理委員会等の設置、コンプライアンス実践のための具体的手引書の策定・活用、職員に対する研修の実施、監事による内部体制に関する評価の実施等）についての評価を行うべき。
- ・契約事務の適正な実施を確保するため、物品の購入に係る検収等の事務の実施について厳格な評価を行う。

### 【総務省政独委による「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」における指摘事項】

- ・内部統制（業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、業務活動に関わる法令等の遵守等）に係る取組についての評価が行われているかについて評価する。

### 【総務省政独委による「平成20年度業務実績評価の具体的取組について」における指摘事項】

- ・適切な財務状況管理、保有資産の管理・運用、人件費管理、契約のみならず、整理合理化計画を踏まえて内部統制向上のためにとられた措置を評価する。

## 1. コンプライアンス体制の強化

コンプライアンス遵守のための体制及び20年度に行った取組は以下のとおりです。

### （1）規程類の整備

- ① コンプライアンス遵守については、倫理規程に従い法令等の遵守や適正な業務の執行等を実施しています。また、契約の適正性・透明性の確保や責任所在の明確化、物品の購入の際の検収等における相互牽制については、会計規程、物品管理規程等の各規程において定めており、これらの規程等に従いコンプライアンス遵守に努めております。さらに、コンプライアンスの実践を徹底すべく、業務運営上の様々なリスクをまとめた資料「コンプライアンスの徹底」を19年度に作成し全職員に配布する他、研修等において活用しております。
- ② 20年度においては、適正でない会計処理が行われていた事案（詳細は後述2. 参照）を踏まえ、再発防止のため、規程類の見直し、実施体制の見直しや研修の場等を通じた職員の意識を徹底させるための強化対策等を講じました。対策を講じるにあたっては、監事からの物品の納品・検収や調達手続の適正化のための制度・体制整備を図るべきとの指摘も踏まえた対応としております。
- ③ 規程類の改正については契約手続の適正化・透明性の確保及び、物品の納品・検収・管理における責任の所在の明確化、相互牽制・内部統制機能の強化のために関連規程類の全面見直しを実施しました。  
具体的には、「物品管理規程」において物品の管理責任者を明確化したことや、「契約に関する内規」において物品の購入に係る検収の複数人による実施を規定したほか、従来、

運用として実施しておりました「一般競争入札における公告期間・公告方法」について同内規に規定しました。更には「コンプライアンスの徹底」の改定も実施しております。

- ④ また、機構における情報資産の取扱い、情報漏えい等を防止するために、政府が定める「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」をもとに「情報セキュリティ規程」を策定し21年度から運用することとしました。
- ⑤ 海外事務所においてもコンプライアンス遵守強化のため、これまで運用で実施していた海外調整センターの各域内管轄事務所のコンプライアンス遵守状況確認を規定化しました。

## **(2) 役職員等への教育・研修**

- ① コンプライアンスの実践を徹底すべく、業務運営上の様々なリスクをまとめた資料「コンプライアンスの徹底」を19年度に作成しました。20年度は、個人情報保護や会計処理上の留意点等につき最近の事例を盛り込むなどして本資料を改訂し、本部及び国内外事務所に書面で周知しました（平成20年5月）。
- ② 海外においては、各地域の調整センターによる域内管轄事務所のコンプライアンスの遵守状況の確認をしました（平成20年4月～21年3月）。また海外調整センターのコンプライアンス遵守状況の確認については、本部出張者により、実施しました（平成20年5月～21年1月）。
- ③ 上記に加え、職員への研修、国内外事務所長が集まる会議、国内外事務所への赴任者研修において、上記①の資料や、「倫理コンプライアンスハンドブック」、「個人情報保護マニュアル」、「個人情報保護ハンドブック」、「契約マニュアル」等のマニュアルを活用してコンプライアンスの周知を徹底しました。
- ④ 海外事務所におけるパソコン盗難事案を受けて、監事から内外事務所に対して個人情報保護の更なる徹底に関する指摘が出されたことも踏まえ、適切な管理が要求される個人情報保護についても注力し、従来から実施している説明会（本部で4回開催）のほか、各種会議や赴任者研修、事務所単位での個別説明もあわせて20年度は合計38回開催し、約700名が受講しました。
- ⑤ 今後も必要な資料やマニュアルを更新・整備し、引き続き会議や研修の場を通じた教育を行っていく予定です。

## **(3) 監査体制の強化**

監事、監査室は、監査計画に従い監査を行い、監査終了後、結果を理事長、副理事長へ各々

報告しています。

整理合理化計画等において、監査体制の強化が求められているなか、19年度時点では、国内事務所に対する監査は2～3年に1回、海外事務所については5～6年に1回のペースであったが(過去3年平均)、20年度は年間の監査対象事務所数を増やし、各国内事務所に対する監査は21年度末までに2年に1回のペース、各海外事務所に対する監査は22年度末までに3年に1回のペースで実施されるよう見直し、取り組んでいるところです。

## 2. 業務上の課題と再発防止に向けた取組

### 【課題】

内部統制に関連し、20年度は以下のような事案が業務上の課題として認識されました。

- (1) 会計検査院による実地検査の結果、12年度から18年度までの7年間、アジア経済研究所が事業の一環として実施した海外の新聞のマイクロフィルム化について、マイクロフィルム撮影にかかわる消耗品の調達の際、支払った代金の一部がマイクロフィルムの現像等の役務に使用されていたという事実が判明しました。
- (2) インターネット上での国際的な詐欺事件が増加するなか、ジェトロのウェブサイト上で国内外企業が登録した商品・サービス情報を紹介し、ビジネス・マッチング支援を行う「TTPP」(Trade Tie-up Promotion Program：引き合い案件データベース)においても、信頼性をさらに向上させるための改善が必要となりました。
- (3) 平成20年7月23日深夜から24日早朝にかけ、何者かがジェトロ・バンガロール事務所に侵入し、454件の個人情報を含むノート型パソコンが盗難されるという事件が発生しました。

### 【対応した内容】

上記事案を踏まえ、以下のような内部統制の更なる向上に向けた体制構築・強化を行いました。

- (1) 物品の購入・検収にかかわる会計処理関連への対応

#### ①内部調査の実施

内部調査チームを発足させ徹底した内部調査を行い事実の究明に努めた結果、本件は、(i) マイクロフィルムの撮影という特殊且つ専門的な業務ゆえに長期にわたり同一の職員が担当していたこと、(ii) 当該作業が新聞の保管、機材の設置、現像液の臭気を考慮して一般事務スペースから離れた場所で行われていたこと、(iii) 担当職員の物品の調達・検収・管理に対する意識が希薄であったことから内部牽制が働かなかったことが原因であることが判明しました。一方、当該資金は、マイクロフィルムに関わりのある現像等に使われていたことが判明し、業務に無関係の物品等の購入に充当されていた事実や私的な流用は一切なかったことが判りました。監事からの、物品の納品・検収や調達手続の適正化のための制度・体制整備を図るべき、との指摘も踏まえ、以下のとおり具体的な対応をしました。

#### ②規程の改正、マニュアルの統一

物品の納品・検収・管理における責任の所在の明確化、相互牽制・内部統制機能の強化のため、関連規程の全面見直しを実施するとともに、アジア経済研究所独自のマニュアルは廃止し本部のマニュアルに統一する等の対策を講じました。

#### ③相互牽制・内部統制機能の強化

物品を購入した場合等の納品検収の体制を強化することとし周知徹底しました(平成20年5月及び6月)。

平成20年9月には、債権債務報告書のチェック体制を改善することを周知徹底しました。

平成 20 年 8 月には、監査室が再発防止策の取組状況につき、研究所において実地監査を行い、より適正な事務処理等に向けた改善を図っていることを確認しました。

④コンプライアンス意識の徹底

平成 20 年 6 月から 8 月にかけて、研究所における会議等の場において、繰り返しコンプライアンスの徹底の周知を図りました。

⑤組織体制の強化

平成 20 年 4 月 1 日付で本部から研究所管理部門へ 3 名の管理職を配置したのに加え、6 月 1 日には本部の庶務の経験者である課長代理 1 名を本部から研究管理課へ配置し、適切な経理執行を進めるための人事配置を進めました。また、同一人の同一業務への長期配置は行わないとの方針の下、人事を行っています。

⑥国庫返納

12 年度から 18 年度にかけての海外新聞のマイクロフィルム化に関連して適性でない手続による経理処理金額が確定した 24,613,155 円のうち、補助金部分 (19,983,285 円) については所定の利息 (15,202,442 円) を加え、35,185,727 円を国庫納付しました (平成 21 年 3 月)。

⑦関係者の処分

関係者は厳正な処分を行いました。

(2) TTPP 不正ユーザーへの対策を改善

これまで信頼性を向上するために様々な対策を強化してきましたが、20 年度にはさらなる改善に向けて以下のとおり対策を実施しました。

① 迷惑メール等のジェトロ報告を迅速かつ容易にできるよう改善

② 登録・利用規約および閲覧利用規則の見直し (不正ユーザー対策条項、TTPP コンテンツ等の第三者提供の禁止事項等の追加)

③ TTPP 登録情報の必須項目拡大

(3) 個人情報保護関連への対応

① バンガロール事務所では、ノート型パソコンは、通常は施錠保管及び ID、パスワード保護を行っていましたが、職員が通常使用しているパソコンの不具合メンテナンス期間中の暫定措置として使用し、メンテナンス終了後にパソコン間の同期、データ移行を行うために一時的に ID、パスワードを解除し、また、当該ノートパソコンを机等に固定せずにしたために、賊の侵入によって盗難にあったものでした。

② バンガロール事務所ですノート型パソコンが盗難されたことによって、格納データを悪用したようなトラブルは発生していませんが、パソコンの盗難については現地警察へ盗難届けを出すとともに、パソコンに格納されていた個人情報に該当されるお客様に対しては管理職等が個別に電話連絡等を行いお詫びし、ホームページにて対外発表を行いました (7 月 28 日)。

③ また、再発防止のために、鍵の交換など事務所の防犯体制を整えるとともに、ノート PC の利用に当たっては、施錠された執務室内であっても持ち運び可能な状態で放置せず、施錠保管やワイヤーロックでの固定を行って盗難防止措置を講ずること、また、情報保護のためにパスワードによる保護について、組織全体に対して書面での注意喚起を行い (7 月 30 日)、実行しているところです。

④ 今後こうした事態が発生しないよう、21 年度においても、お客様情報 (個人情報) の重要性を再認識し、職員教育や各種会議などを通じて個人情報保護の取組を強化していく予定です。

## 〔9〕各種事務・事業の廃止等に関する取組

### 【中期計画】

- ・機構のコア・コンピテンスとの関係を踏まえつつ、費用対効果の分析への取組等を通じ、以下の措置を含め各種事務・事業の廃止等に努めるものとする。  
〔産油・産ガス国協力モデル事業及び産油国研修事業、国際インターンシップ支援事業、ビジネス日本語能力テスト事業、貿易アドバイザー試験事業、その他各種事業（地域活性化シンポジウム開催事業、タイ地場産品デザイナー育成支援事業、特定物資技術動向等調査、見本市・展示会講座、アジア・ビジネス・インキュベーション協会事務局機能）〕
- ・これ以外の各種事務・事業についても一層の精査を行うものとする。

### （1）BJT ビジネス日本語能力テスト事業

平成19年12月24日の「独立行政法人整理合理化計画」に関わる政府閣議決定に基づき、標記事業の民営化を予定どおり20年度中に終了しました。民営化に際しては、外部有識者による「外部化検討委員会」を設置しその答申を踏まえながら、一般関心者向けの事業説明会を開催し、同事業に対する正しい認識の周知を図った上で競争入札を実施しました。入札では参加法人の財務基盤、テスト事業に対する理解度と実施能力、さらには将来の事業展開計画を審査し本事業を民営化後も継続して実施するにふさわしい法人を複数選定しました。最終的にはこれら法人間で本事業の価格入札を実施し、本事業をより高く評価した法人と優先的に譲渡契約交渉を行い民営化先を決定しました。

### （2）対日投資ハンドブック発行事業

外国企業の日本進出及び進出後のビジネス展開に必要な関連法制度を実務面から解説した有料出版物「対日投資ハンドブック（SETTING UP ENTERPRISES IN JAPAN）」について、その発行事業を民間の実施主体へ移管（民営化）すべく、著作権及び版下データの譲渡について、一般競争入札を行いました。入札の結果、落札者がなかったことから、21年度に再度入札手続を行う予定です。

### （3）ASEAN・インド物流円滑化支援プログラム

現状把握のための調査を中心としたASEAN・インド物流円滑化支援プログラムについては、22年度末までに廃止が予定されています。20年度では、18、19年度に実施した調査結果の我が国進出企業等へのフィードバックに重点を置き、調査内容の更新、補強、広報、普及等に努めました。また、ASEAN及びメンバー諸国・インド政府に対して、物流環境の具体的改善策につなげるべく、政策提言にも取り組む予定です。「独立行政法人整理合理化計画」の内容を踏まえ、22年度末までに所期の目標を確実に達成するよう、PDCAサイクルを回しながら事業を遂行していきます。

## 2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

各事業における役立ち度については、従来より民間コンサルティング会社（監査法人）の監修を経て作成したマニュアルに基づいて統一的な手法で実施、集計しているところですが、「第38回独立行政法人評価委員会」（19年度業務実績評価）における役立ち度調査の妥当性に関する指摘を踏まえ、より客観性・正確性を高めるべく、調査実施方法について見直しを行いました。

### 1. 業務運営上の見直しについて

業務運営上の見直しとしては、具体的に以下のとおりです。

- (1) 調査結果の集計方法については、事業実施主体が個別事業毎に集計する一次集計表と各事業の所管課が事業ツール毎に集計する二次集計表についてフォームおよび計算式等を統一しました。
- (2) 調査票の保管方法について統一ルールを作成し、事業実施主体者が、アンケート個票（オリジナル）および一次集計表を、個人情報保護規程および法人文書管理規程に則り、原則として事業実施翌年度末まで保管する、としました。
- (3) ジェトロ内部の各種会議を通じて本部・国内外事務所向けに改めて周知徹底を行いました。
- (4) 「役立ち度調査実施マニュアル」を改訂し（上記ルールを反映）、さらなる周知徹底を図りました。

### 2. 20年度業務実績報告にあたっての対応について

20年度の業務実績報告書を作成するにあたり、以下の対応をしました。

- (1) 業務実績報告書上に最上位評価、上位2段階目の評価を記載  
業務実績報告書上の役立ち度調査の結果欄に上位2項目の割合だけではなく、最上位評価（「役に立った」）および上位2段階目の評価（「まあ役に立った」）の割合の内訳をそれぞれ記載しました。
- (2) 業務実績報告書上の定量的指標の目標達成状況のポイント欄に主な評価理由を記載  
業務実績報告書上の「定量的指標の目標達成状況」のポイント欄に事業参加者の代表的な評価理由（事業参加者、サービス利用者等から寄せられた代表的な意見等）を記載しました。
- (3) 二次集計表の提出  
各事業ツールの役立ち度上位第1位から第4位までの内訳を記載した集計表（二次集計表）を補足データとして配布しました。



## 〔1〕対日投資拡大

### 1. 定量的指標の目標達成状況

参考【中期計画に明記されている数値目標（定量的アウトカム指標）】

- ・従来の新規案件発掘・支援に加え、進展していない既存案件のフォローアップによる追加支援及び進出した外資系企業の定着・二次投資促進等の進出後の支援を合わせて、対日投資案件発掘・支援件数を年平均1,200件以上とする。
- ・外国企業、地方自治体等、対日投資促進事業の関係者に対し「役立ち度」に関するアンケート調査を実施し、4段階評価で上位2つの評価を得る割合が7割以上とする。

#### 〔ポイント〕

1. サプライム問題に端を発する金融危機等の影響を受け、年度後期には外国企業の活動が鈍化するものの、前年度までの地道な広報活動、対日投資案件発掘および支援活動を通じ、国内・海外において誘致ノウハウが蓄積されたことにより、対日投資案件発掘・支援件数は1,279件と目標を達成することができました。
2. 外国企業や自治体に対する「役立ち度」アンケートの結果でも、4段階評価中の上位2項目の割合が8割を超え、目標を達成しました。多くの評価者からは、「日本法人設立まで大変お世話になり非常に感謝。もう少し早くジェトロのサービスを知りたかった」、「価値のある多くのコンタクト先を得ることができた」、「自治体の一方的な情報提供ではなく、企業の目線に立つ重要性が理解できた」といった意見が寄せられました。

#### （1）対日投資案件発掘・支援件数

20年度の対日投資案件発掘支援件数は1,279件となり、中期計画の目標を上回りました。また、サプライム問題に端を発する金融危機等の影響を受け、年度後期には外国企業の活動が鈍化したものの、誘致成功件数は123件と19年度とほぼ同じ水準の実績を達成しました。

〔中期計画上の目標〕発掘支援件数を年平均で1,200件以上

|            | 19年度   | 20年度   |
|------------|--------|--------|
| 発掘・支援件数    | 1,259件 | 1,279件 |
| 〔参考〕誘致成功件数 | 125件   | 123件   |

#### （2）役立ち度調査の結果

対日投資ビジネス・サポート・センター（Invest Japan Business Support Center, IBSC）入居施設の利用者および、ジェトロの支援を得て日本に拠点を設立した外国企業によるジェトロの役立ち度調査では、それぞれ高い評価を得ることができました。また、自治体関係者を対象とした事業についても、事業参加者から高い評価を得ることができました。

〔中期計画上の目標〕4段階中上位2つの割合が7割以上

|              | 19年度       | 20年度         | 20年度内訳        |
|--------------|------------|--------------|---------------|
| IBSC入居者からの評価 | 98.0% (97) | 100.0% (104) | 96.5%<br>3.6% |

|                                     |             |             |       |
|-------------------------------------|-------------|-------------|-------|
| 投資誘致成功外国企業の評価                       | 99.2% (125) | 99.2% (122) | 86.9% |
|                                     |             |             | 12.3% |
| 外国企業の対日投資シンポジウムの評価                  | 98.8% (120) | 91.9% (65)  | 55.5% |
|                                     |             |             | 36.5% |
| 日本企業とのマッチングイベントに参加した海外企業（国内での展示会参加） | —           | 89.1% (127) | 43.5% |
|                                     |             |             | 45.6% |
| 自治体ワークショップ参加者                       | 88.5% (117) | 88.8% (205) | 43.5% |
|                                     |             |             | 45.4% |
| 外国企業誘致担当者育成事業参加者                    | 100% (26)   | 100% (17)   | 88.2% |
|                                     |             |             | 11.8% |

括弧内は有効回答数

(注) 役立ち度内訳の上段は、最上位評価（役に立った）の割合、下段は2段階目の評価（まあ役に立った）の割合を指す。また、小数点第二位を四捨五入している為、両者の合計が必ずしも役立ち度の割合数値とはなっていない。

### (3) 国内地方都市への進出実績〔参考〕

東京以外の地域への進出は全体の43.1%（53件）にのぼり、19年度に比べて件数は減ったものの、外資系企業の日本本社の約74%（出典：東洋経済「外資系企業総覧2008」）が東京都に所在することを勘案すると、引き続き地方への進出が進んでいるといえます。

19年度と比べて地域への投資比率が下がった要因としては、①金融関連会社が金融センターである東京への進出を増やしたこと、②19年度に急増した地域への自動車関連企業の進出が20年度に一服したことなどが考えられます。

#### 〔参考〕地域（国内）への対日直接投資誘致成功件数

|                | 19年度  | 20年度  |
|----------------|-------|-------|
| 東京以外の地域への成功案件数 | 62件   | 53件   |
| 全体の誘致案件数       | 125件  | 123件  |
| 地域への投資比率（%）    | 49.6% | 43.1% |

### (4) 海外地域別進出実績〔参考〕

従来、欧米地域からの対日投資が大きなウエイトを占めていましたが、近年、アジア地域の割合が増大しています。19年度は33件であったアジア地域からの誘致件数は20年度には41件となりました。

#### 〔参考〕海外地域別の対日直接投資誘致成功件数

| 地域  | 19年度<br>件数 | 20年度 |                              |
|-----|------------|------|------------------------------|
|     |            | 件数   | 主要国                          |
| 欧州  | 49件        | 44件  | 仏：14件、ドイツ：11件、英：4件           |
| アジア | 33件        | 41件  | 中国：15件、韓国：9件、印・シンガポール・香港：各4件 |
| 北米  | 34件        | 31件  | 米国：28件、カナダ：3件                |
| 大洋州 | 6件         | 4件   | オーストラリア：4件                   |
| 中南米 | 2件         | 2件   | メキシコ・ブラジル：各1件                |
| 中東  | 1件         | 1件   | イスラエル：1件                     |
| 合計  | 125件       | 123件 |                              |

## 2. 具体的なアウトカムの実現例

参考【中期計画に明記されている取組目標（定性的アウトカム）】

- ・ 新しいビジネスモデルの導入等我が国経済の活性化につながる対日投資案件の発掘・誘致、地方自治体等の対日投資誘致活動への貢献、我が国の投資環境のPR等の具体的なアウトカムの実現を図る。

【整理合理化計画での指摘事項】

- ・ 地域経済活性化に資する案件を除き、原則として初期投資額が3,000万円超の経済波及効果の大きな案件に重点化する。

〔ポイント〕

1. 諸外国からの直接投資は、生産性の向上、地域活性化、生活の質の向上をもたらし、日本経済・市場へ新たな風を吹き込む原動力となります。ジェットロではこうした効果を持つ対日投資案件を海外ネットワークを活用して発掘・支援するとともに、既進出外資系企業の二次投資案件支援や新たに海外のファンド等の資金を国内に還流させるための取組を始めました。
2. 大きな波及効果を国内にもたらした支援の事例としては、投資規模が大きく地元の経済発展に貢献した案件（ペトロブラスのM&A）や消費者の支持を得た案件（H&M）の新規投資とともに、新たなビジネスモデルの導入となった案件（イケア、エムシードウコー）の二次投資（追加投資）があります。
3. また対日投資の多面的機能に着目して日本の成長戦略に結びつける案件も支援しました。具体的には、国内企業の輸出拡大に結びつく日本製品の調達拠点の設置案件、日本企業の海外ビジネス展開の一助となる投資案件、生活に密接に関連する環境・省エネや医薬品・医薬機器分野での投資案件、外国人観光客誘致に直結する投資案件、新興国との物流拡大に寄与する投資案件、海外からの資金還流に貢献する投資案件などです。
4. 既進出外資系企業の二次投資案件については、熱処理加工の生産拠点設置（英国企業）に向けた動きが進展するなど、具体的な事例が現れました。さらにGE、サムソンなどが日本での調達を行う際の中小企業との商談を支援しました。
5. 資源高により海外に流出した所得を還流してイノベーションに向けた国内投資を実現させるため、日本のベンチャーキャピタル等ファンド関係者を中心に23社をサウジアラビアとアラブ首長国連邦に派遣しました。ミッション参加者は、再度現地を訪問するなど、商談継続の動きがみられています。

### （1） 国内に大きな波及効果をもたらした案件事例

19年度に地域経済活性化に資する案件を除き、原則として初期投資額が3,000万円超の経済波及効果の大きな案件に重点化する方針が取り決められたことを踏まえ、20年度は、明示的に対日投資支援案件の支援認定基準に「初期投資額見込み」を加える改訂を行い、大きな経済波及効果を見込める案件の支援に積極的に取り組んでいます。具体的には、以下のような、地域の経済発展に貢献した案件や消費者の支持を得た案件、新たなビジネスモデルの導入に結びつ

いた案件を支援しました。

#### 【成果事例①】 ペドロブラス (Petro bras) M&A を通じて沖縄に進出

ブラジル最大の国営石油会社である「ペドロブラス」の M&A を支援しました。同社は南西石油を東燃ゼネラルから約 55 億円で買収し沖縄に進出しました。沖縄の優れた地理的条件を生かし、アジアを含む新しい世界戦略上の重要拠点として位置づけ、バイオ燃料 (バイオエタノール) 等の精製、販売を展開、同社は今後約 1,000 億円規模の投資を予定しております。ジェトロでは 19 年度より沖縄県等と共に支援を開始、今回の M&A につなげました。

#### 【成果事例②】 H&M (Hennes & Mauritz) 平成 20 年 9 月銀座に旗艦店を開店、多くの消費者が来店

世界 33 カ国で約 1,700 店舗 (平成 21 年 1 月現在) を展開、世界第 3 位の売り上げを誇る世界有数のカジュアルアパレル企業である H&M (スウェーデン) が日本 1 号店となる旗艦店を銀座に開店しました。銀座地区には、ユニクロ (日本) や、既にジェトロが支援を提供した ZARA (スペイン)、GAP (米国) が店舗を展開していますが、H&M の参入で世界カジュアルアパレル激戦区となり、国内外のアパレル関係者から注目を集め、消費者からの支持も集めました。ジェトロは同社に対し、18 年度より業界団体の紹介や関連規制の情報提供等による支援を行っていますが、同社は今後都心部を中心に店舗拡大を予定していますので、引き続き支援を継続します。

#### 【成果事例③】 イケア・ジャパン (株) 日本初の物流センターを名古屋市に設立

組み立て家具大手の IKEA (スウェーデン) は日本進出後、関東・関西で複数店舗を展開し順調に売り上げ拡大をしていますが、愛知県弥富市に日本で初めての物流拠点を設立する事となりました。同社ディストリビューション・センター設立にあたってジェトロは愛知県と連携し候補地提案の支援を行い、最終的には関東・関西圏店舗の中間に位置し、名古屋港の物流における利便性を評価し、愛知県企業庁から工業用地 27 ヘクタール (東京ドーム 6 個分) を約 100 億円で愛知県企業庁より購入するに至りました。同社によると、これまでにオープンした国内 5 店舗の総投資額は約 1,000 億円、総雇用者数は約 2,500 名にもなります。ジェトロでは同社に対し、日本拠点設立当初から支援を行っており、引き続き同社とのコミュニケーションを重ね支援を行います。

#### 【成果事例④】 エムシードゥコー (株) 仏大手の交通機関広告会社、規制緩和による新市場の創出

エムシードゥコー (株) は JC Decaux 社 (フランス) と三菱商事の合弁会社として、平成 12 年 10 月に設立後、広告付きバス停を自社負担で建設し、建設費用は広告収入でカバーするというビジネスモデルを展開しています。15 年の規制緩和を受け、仙台市、横浜市、名古屋市、神戸市、広島市、岡山市等の自治体と次々に事業契約を締結し、平成 21 年 1 月時点では 32 都市で 950 基が設置されています。ジェトロは同社に対し、日本拠点設立当初から支援を行っており、今年度は斬新なビジネスモデルを自治体ワークショップなどを通じ全国の自治体関係者に紹介しました。中でも仙台市長は本ビジネスモデルに関心を示し、今後 7 年間で 500 基を設置していくと表明しました。

## (2) 外国企業の日本における機能の多面化

日本企業の輸出拡大に結びつく案件や外国人観光客誘致に直結する案件など、日本における海外企業の機能が多面化しています。

#### 【成果事例①】 輸出拡大に結びつく日本産品の調達拠点の設置

台湾の大手流通企業でセブンイレブン 4,700 店舗を展開する「統一超商」は各店舗で販売する商品

を調達するための拠点を東京に設立しました。ジェトロは、IBSC への入居、法務・税務・登記に関するコンサルティング、輸出入規制等に関する情報提供の面で支援を行いました。21 年度は同社と日本企業との商談支援を行う予定です。同社以外にも、ジェトロは、日本の酒類（特に梅酒）の調達（イタリア）や、日本製アニメの共同開発（中国）等、日本製品の調達拠点を設置する案件を支援しました。

#### 【成果事例②】日本企業の国際ビジネス展開に資する支援案件

米国に進出した日本企業に対し、自動車産業に特化したコンサルティングを行う「Consultant Solutions Inc.」や、米国での訴訟に対応できる電子情報整備を目的としたソフトウェア開発を手がける「Ji2」等が、相次いで日本に拠点を設立する等、グローバルにビジネスを展開する日本企業に貢献する案件を支援しました。ジェトロは、両社に対して IBSC への入居や各種コンサルティング、サービスプロバイダーの紹介等の支援を行いました。

#### 【成果事例③】環境・省エネ分野での支援案件

日本をはじめアジア諸国での環境・省エネ分野での市場拡大を睨んだ投資をジェトロは支援しました。インスター・イツ・ジャパン社(チェコ)はエネルギーマネジメントシステムを開発する企業ですが、兵庫県に拠点を設立し今後は日本を拠点としてアジア地域へのビジネス拡大を予定しています。同社に対して、IBSC 東京ではビザや各種証明書にかかるコンサルティングを、IBSC 神戸では PR に係る支援を実施しました。この他、環境・省エネ分野では、ジェトロは家電リサイクル（香港）やリサイクル分別（フランス）の案件を支援しました。

#### 【成果事例④】医薬・医療機器分野での支援案件

「対日投資加速プログラム」の一環で薬事法が改正され海外での治験(国際協同治験)が認められたことを受け、日本医薬企業の世界各国での治験、認可申請を受託することを目的としたサービスが活発化しました。例えば、ジェトロでは、「Biomedical System（米国）」、「BBK Worldwide（米国）」、「BCG（米国）」といった治験受託機関（CRO, Clinical Research Organization）の日本進出を支援しました。

#### 【成果事例⑤】外国人観光客誘致に直結する支援案件

観光庁の設置(平成 20 年 10 月)など観光立国を目指すことは重要な政策になっています。ジェトロでは、長野県白馬村にて、日本企業の旧保養所を買収・改装し外国人向けロジック運営を開始した投資案件（豪州）や、インターネットホテル予約大手の投資案件（豪州）等、外国人観光客誘致に直結する案件を支援しました。これに加えて、21 年度は、長野県白馬村にて、宿泊施設を中心とするスキーリゾートの開発を目指している投資案件（米国）の支援を継続していきます。

#### 【成果事例⑥】新興国との物流拡大に寄与する支援案件

中国、ロシアなどの新興国とのビジネス拡大を目指す動きが活発になっています。ジェトロでは、新興国との物流拡大に結びつく、国際物流（中国）や海運（ロシア）の投資案件を支援しました。

#### 【成果事例⑦】海外からの資金還流に結びつく支援案件

資源価格上昇などにより海外に流出した所得を還流することは国内の経済発展にとって重要な側面を持ちます。20 年度は、マレーシア最大の投資運用会社(PNB アセットマネジメントジャパン)、フランスの投資金融コンサルティング会社（ウェンデルジャパン）、シンガポールの不動産投資会社（アセンドスジャパン）等、海外からの資金還流に結びつく案件を支援しました。ジェトロは、IBSC への入居や各種コンサルティング、サービスプロバイダーの紹介に加え、金融庁と協力して業者登録に関

する情報提供等を行いました。

### (3) 地域経済活性化に資する投資誘致活動

#### ① 既進出外資系企業による地域への投資（二次投資）を支援

既進出外資系企業の地域への二次投資を支援するため、自治体の誘致担当者を対象とした地域への進出に関心を持つ外資系企業を紹介するセミナーである「自治体ワークショップ」を実施しています。20年度は合計3回開催し、合計11社の案件を紹介しました。

#### 【成果事例①】イケア・ジャパン（株） 日本初の物流センターを名古屋市に設立（再掲）

組み立て家具大手のIKEA（スウェーデン）は日本進出後、関東・関西で複数店舗を展開し順調に売り上げ拡大をしていますが、愛知県名古屋市に日本で初めての物流拠点を設立する事となりました。同社ディストリビューション・センター設立にあたってジェトロは愛知県と連携し候補地提案の支援を行い、最終的には関東・関西圏店舗の中間に位置し、名古屋港の物流における利便性を評価、愛知県企業庁から工業用地27ヘクタール（東京ドーム6個分）を約100億円で愛知県企業庁より購入するに至りました。同社によると、これまでにオープンした国内5店舗の総投資額は約1,000億円、総雇用者数は約2,500名にもものぼります。ジェトロでは同社に対し、日本拠点設立当初から支援を行っており、引き続き同社とのコミュニケーションを重ね支援を行います。

#### 【具体的事例②】英ボディコート社 生産拠点設立を検討するため自治体を訪問

熱処理加工を専門とする英ボディコート社（名古屋に日本法人）は、自治体ワークショップにて、今後10年間で日本に10カ所の生産拠点（自社又は委託生産）を確保する意向を表明しました。平成21年3月まで熊本、広島、青森など7カ所の自治体を訪問し、生産拠点設置のための情報収集および検討を進めています。

#### 【具体的事例③】米マグニ社 生産拠点設立に向けインセンティブ等の情報収集を開始

防錆コーティング剤の最大手メーカーである米マグニ社（横浜に日本法人）は、自治体ワークショップにて、製造業の集積地域における生産拠点（委託生産）を確保する意向を示唆しました。平成21年3月までに、神奈川、埼玉などにおける自治体からのインセンティブや規制等に関し具体的な情報収集を行いました。また、投資環境視察・顧客開拓等を目的に愛知県を訪問しました。

#### 【具体的事例④】シンガポール バンヤンツリー ホテル建設に関するFS調査のため自治体を視察

東京に支店を設立したシンガポールの長期滞在型リゾートホテル開発大手のバンヤンツリーは、自治体ワークショップにて、日本におけるリゾート施設設立の意向を示しました。平成21年3月までに、沖縄、京都、岡山など、同社が関心のある地域を訪問し、自治体が提案した用地を視察するなど、FS調査を実施しました。

#### ② 外資系企業を活用し日本の中小企業の販路拡大を支援

既進出外資系企業の中には国内で調達活動を行っている企業があり、他方で国内中小企業の中に独自の技術を持っている企業が数多くあります。ジェトロは商談会の開催や企業紹介等を通じて、こうした外資系企業と我が国中小企業との商談を支援しました。

#### 【具体的事例①】産業交流展で外資系企業と中小企業との商談会を実施

平成20年11月に東京ビックサイトで開催された「産業交流展」において、外資系企業と国内中小企

業との商談会を開催しました（参加外資系企業 20 社、商談総数 693 件）。現在、GE、サムスン、パクター等の外資系企業 7 社が日本での調達・購買を目的に中小企業との商談 28 件を継続中です。

#### 【具体的事例②】米 GE 日本法人に対する中小企業の紹介

米 GE 日本法人に対し、平成 21 年 2 月に、同社が特に関心を持つ先端材料（ナノ金属、耐熱合金等）やエレクトロニクス関連の中小企業を個別に紹介しました（ジェトロ貿易情報センターおよび経済産業省産業クラスター室、経済産業局と連携）。このうち 7 社が、GE 内部での事前選考を通過しました。

### ③ 地域への広域的誘致活動に向けた支援を開始

複数の自治体による、広域的な投資誘致活動に対する支援を開始しました。

#### 【具体的事例①】関西地域、グレーター・ナゴヤ・イシニアチブ等の活動を支援

複数の自治体による、広域的な投資誘致活動に対する支援を開始しました。20 年度については、例えば、「バイオブリッジ関西（参加自治体・団体：大阪府、大阪市、大阪商工会議所、京都府、滋賀県、奈良県、和歌山県、兵庫県、神戸市）」による「バイオテクニカ 2008」（平成 20 年 10 月 7～9 日、ドイツ）参加、「グレーター・ナゴヤ・イシニアチブ（愛知県、岐阜県、三重県、名古屋市、GNI 協議会）」による「エレクトロニカ 2008」（平成 20 年 11 月 11～14 日、ドイツ）参加を支援しました。

### （４） 海外からの資金呼び込みに向けた新たな取組

資源高により海外に流出した所得を還流させ、イノベーションに向けた国内投資を実現することが重要視されています。ジェトロは 20 年度第一次補正予算の一環として中東ミッションを実施しました（経済産業省受託事業）。日本のファンド、ベンチャー、不動産等の企業関係者 23 社をリヤド（サウジアラビア）及びアブダビ（アラブ首長国連邦）に派遣し、セミナー・商談会等を開催して日本への投資を呼びかけました。ミッション参加者に対しては引き続き以下のフォローアップを行う予定です。

- ・個別案件ごとに提案を作成した上で再度現地を訪問する予定。
- ・中東の企業が訪日する機会を捉え、その際に面談を予定。
- ・継続的な情報のアップデートとプレゼンテーション、メールや電話などによるフォローアップ。

## 3. 業務運営上の課題と改善に向けた取組

### （１） 金融危機・世界同時不況の影響

#### 【課題】

平成 20 年 9 月に発生した、米国サブプライム・ローン問題に端を発する金融危機、世界同時不況の影響を受け、20 年度内に日本拠点設立を計画していた投資案件のうち 39 社が、対日投資計画を相次いで延期・中止しました。

#### 【対応】

21 年度もこうした厳しい状況が続くことが見込まれますが、新しいビジネスモデルの導入等我が国経済の活性化につながる案件などを中心に発掘活動を継続していきます。

## (2) 対日投資誘致促進の成果普及活動

### 【課題】

対日投資促進に向けて重要な課題として内外への積極的な広報が挙げられます。

### 【対応】

- ・メディアに対し戦略的にPRしていくことの重要性を踏まえ、広報強化の方法について議論を重ねました。
- ・20年度は、ジェトロが支援し拠点設立に至った成功事例等を新聞、雑誌といったメディアに積極的に紹介する活動（メディアリレーション）に力を入れ、当該案件の記事化を通じて、より効果的な広報を行うこととしました。
- ・一例として、日経ビジネスの平成21年1月5日号にジェトロの産業交流展における外資系企業と日本の中小企業とのビジネス・マッチング事業が取り上げられ、同事業を通じて693件の面談が実現したことが報じられました。これにより、外資系企業の対日投資拡大支援を狙ったジェトロのビジネス・マッチング事業が、日本の中小企業のビジネス拡大支援にも繋がっている好例を紹介することができました。

## (3) 対日直接投資加速プログラム改定への対応（M&A への理解増進、ファンドの活用等）

### 【課題】

対日直接投資加速プログラムにおいて今後実施すべき措置とされている「既進出外資系企業の再投資・二次投資」、「M&A に対する国民理解の増進」、「ファンドの効果的活用」への取組が必要となっています。

### 【対応】

- ・新たに既進出外資系企業と日本企業との商談会を開催するなど、再投資・二次投資支援への取組を強化していきます。
- ・海外企業によるM&Aが国内の対象企業の事業再生、業務改善、従業員の雇用確保などにつながった事例をジェトロセンサー(定期刊行物)等で紹介し、海外企業によるM&Aに対する理解を深めていく活動を行います。また、ジェトロとしてもこうしたM&A案件の発掘活動を行います。
- ・中東ミッションのフォローアップを行うとともに、日本とのビジネスに関心を持つ海外の投資ファンドやベンチャーキャピタルを発掘して、優れた製品・技術を有する日本企業の情報提供などを行っていく予定です。



## 〔2〕我が国中小企業等の国際ビジネス支援

### （イ）輸出促進

#### 1. 定量的指標の目標達成状況

##### 【中期計画】

- ・全体として年平均 25,000 件以上の商談を提供する。
- ・重点分野別の商談件数についても各年度の年度計画において具体的な目標値を明示してその達成を図る。
- ・輸出支援事業の利用者に対し「役立ち度」に関するアンケート調査を実施し、4段階評価で上位 2 つの評価を得る割合が 7 割以上とする。

##### 【20 年度計画】

- ・全体として 20 年度 1 年間で 2 万 9,859 件以上の商談を提供し、分野別の目安を次のとおりとする。

（内訳） 繊維 525 件  
デザイン（地域伝統産品含む） 5,620 件  
機械・機器・部品 10,160 件  
コンテンツ 350 件  
食品 13,204 件

##### 【ポイント】

1. 輸出商談件数については 34,882 件となり、当初目標を 5,023 件上回りました。また、成約件数も当初目標の 3,875 件を 1,414 件上回る 5,289 件となりました。
2. 特に、繊維分野および機械・機器・部品分野における輸出支援に重点的に取り組んだ結果、この 2 分野で目標を大きく上回る商談件数を達成しました。
3. 役立ち度アンケートにおける上位 2 項目の割合も各支援ツールの平均で 95.9%と、目標を大きく上回りました。主な評価理由として、海外マーケティング調査（中国における陶磁器製品の市場動向調査）では、「民間ではまとめられていない中国現地企業についてのレポートは参考になった」、輸出有望案件支援専門家事業では「海外のお客様情報や売れる商品の特徴を教えていただき、商品開発に役立てることができた」といった声が寄せられました。

#### （1）輸出商談件数

20 年度の商談件数は、中期目標（年平均 2 万 5,000 件以上）ならびに当初の内部目標（2 万 9,859 件）の約 1.17 倍となる 3 万 4,882 件に上りました。

重点分野別では、繊維分野（目標比 99%増（+520 件））および機械・機器・部品分野（目標比 49%増（+5,006 件））において商談件数の当初目標を上回りました。特に機械・機器・部品分野では、日系自動車部品調達販売展示商談会事業（JAPPE）」（広州）において従来のジェットロ主催型からフェア・イン・フェア形態に移行した等の理由により、多くの輸出商談件数を獲得しました（11,384 件）。他方で、コンテンツと食品分野では政策的要請に基づく事業に新たに取り組むことで、委託事業（展示会）を削減せざるを得なかったことなどにより、目標件数を下回る結果となりました。

なお、19 年度実績に比べて商談件数が減少した主な理由としては、繊維分野とコンテンツ分野において出展見本市の変更などに伴い、同分野の目標設定自体を見直したことによる実績の

減少が挙げられます。具体的には、繊維分野において19年度に約3,000件の商談があった「インターテキスタイル上海」への参加を20年度は行わなかったこと、また19年度に約2,900件の商談があった「ジャパンファッションフェア・イン北京2008-CHIC」への参加を「パリ・サロン展」(年4回)への参加に変更するなど、20年度は中国における見本市からデザイン性を重視する欧州開催の見本市にシフトした結果、約5,000件の商談件数の減少につながりました。また、コンテンツ分野においては、広報を目的とした出展から海外販路開拓を目的とした出展に重点化した結果、約1,500件の減少となりました。

[中期計画上の目標]商談件数を年平均で25,000件以上

|              | 繊維(ファッション等) | デザイン(地域伝統産品等) | 機械・機器・部品 | コンテンツ | 食品・農水産品 | その他      | 計                  |
|--------------|-------------|---------------|----------|-------|---------|----------|--------------------|
| 19年度商談件数の実績  | 6,209       | 6,940         | 9,412    | 1,808 | 18,279  | (24,297) | 42,648<br>(66,945) |
| 20年度計画の分野別目安 | 525         | 5,620         | 10,160   | 350   | 13,204  | —        | 29,859             |
| 20年度商談件数の実績  | 1,045       | 5,652         | 15,166   | 319   | 12,700  | —        | 34,882             |
| <参考>成約件数     | 291         | 1,884         | 1,117    | 59    | 1,938   | —        | 5,289              |

\*「その他」は中国(広州)にて開催したJapanフェア in 広州における実績

## (2) 役立ち度調査の結果

展示会・商談会、セミナー・ミッション参加者等に対する役立ち度アンケートの結果では、上位2項目の割合が各支援ツールの平均で95.0%と、目標を大きく上回りました。

[中期計画上の目標]4段階中上位2つの割合が7割以上

|                           | 19年度             | 20年度           | 20年度内訳         |
|---------------------------|------------------|----------------|----------------|
| 海外マーケティング調査に対する役立ち度       | 100.0%<br>(9)    | 100.0%<br>(17) | 73.3%<br>26.7% |
| コーディネーターによる商談サポートに対する役立ち度 | 86.6%<br>(59)    | 82.0%<br>(49)  | 30.5%<br>51.4% |
| 展示会・商談会参加者に対する役立ち度(出展者)   | 93.9%<br>(1,731) | 93.0%<br>(799) | 69.0%<br>24.0% |
| 展示会・商談会参加者に対する役立ち度(来場者)   | 94.6%<br>(581)   | 99.1%<br>(430) | 59.7%<br>39.4% |
| セミナー参加者に対する役立ち度           | 86.1%<br>(928)   | 91.5%<br>(569) | 49.6%<br>42.0% |
| ミッション参加者に対する役立ち度          | 100.0%<br>(43)   | 100.0%<br>(12) | 100.0%<br>0.0% |
| 輸出有望案件支援専門家に対する役立ち度       | 100.0%<br>(16)   | 99.1%<br>(39)  | 72.0%<br>27.0% |

括弧内は有効回答数

(注) 役立ち度内訳の上段は、最上位評価(役に立った)の割合、下段は2段階目の評価(まあ役に立

った)の割合を指す。また、小数点第二位を四捨五入している為、両者の合計が必ずしも役立ち度の割合数値とはなっていない。

## 2. 具体的なアウトカムの実現例

### 【中期計画】

- ・日本ブランドの海外市場における認知度の向上、企業・産地等による新たな輸出ビジネスへの取組事例等の具体的なアウトカムの実現を図る。

### 〔ポイント〕

1. 20年度は、我が国政府が、「中小企業の活性化」「地域経済の再生」を強く打ち出す中、ジェトロでは、世界的に評価の高い展示会出展などを通じた日本ブランドの発信・海外販路開拓支援や、政府の重要施策の一つである「農商工連携」を踏まえた事業などを効率的・効果的・機動的に実施するよう努めました。
2. 具体的には、「感性価値創造イニシアティブ」に基づき、パリにて日仏修好150周年イベントとして「感性kansei - Japan Design Exhibition -」を開催。日仏両国の要人も参加し、プレスでも高い評価を得ました。来場者は1万人を超え、日本製品の魅力を海外に効果的に発信することができました。また、メゾン・エ・オブジェでは、ジェトロが現地のトレンド等を踏まえ、適切な商品をセレクトし、雑貨メーカーA社の活発な商談に繋がりました。ニューヨーク国際ギフトフェア2009-冬展では、北米ギフト市場に精通したコーディネーターが商品選びや販売の心得などのアドバイスを行うことにより、商談成果の更なる向上に向けた取組を行いました。
3. 農商工連携事業の一環として海外貿易会議（香港）やドバイ食品ミッション／海外貿易会議（ドバイ）を実施。海外貿易会議（香港）では、両国有識者の意見交換のみならず、商談機会を提供。参加した企業・団体の9割以上は受注の可能性があるとの好感触を得た。また、ドバイ食品ミッション／海外貿易会議（ドバイ）では農水省、経産省、在ドバイ日本国総領事館との連携のもとに実施され、活発な意見交換がなされました。
4. 平成20年12月に上海で行われた「日本農産物競技会 in 中国」では、麻生内閣総理大臣名での「金賞」をはじめとして日本政府から海外で活躍している企業に対し表彰が行われました。日中双方の多数のマスコミに取り上げられたことにより（テレビ局5社、通信社4社、新聞社28紙、WEBメディア等74媒体）、日本産農産物・食品の全体的なプレーアップにもつながりました。

### （1）海外における「日本ブランド」の普及促進と個別企業の海外販路開拓支援

#### ① 感性kansei - Japan Design Exhibition -

経済産業省が平成19年5月に産業競争力の向上を目的として発表した「感性価値創造イニシアティブ」に基づいて展示会「感性kansei - Japan Design Exhibition -」を開催しました。日本製品の中に込められた「ものづくりの心」や「ものづくりの背景」を紐解くことで、製品の中に含まれる「感性価値」を、海外で幅広く理解してもらい、国際市場の拡大につなげることを趣旨としています。

福田首相（当時）、フィヨン首相の日仏両国首相による平成20年4月の経済宣言にも盛り込まれ、また甘利経済産業大臣（当時）とラガルド経済財務雇用大臣との会談でも開催が合意され、二国間経済交流イベントとして位置づけられるとともに、日仏交流150周年記念イベントとして実施しました。両国の共同プロジェクトとして、ルーブル宮の一角に位置しデザインの殿堂として名高い装飾美術館（LES ARTS DECORATIFS）を共催者として迎え入れ、同美術館の企画展示場が会場となりました。

展示内容と構成は装飾美術館の意見も取り入れながら、掛け軸を連想させる12本のLED画面から流れる源氏物語絵巻をモチーフにした映像と、和言葉を連想させる象徴的な製品を約100点展示し、日本の第一線で活躍するクリエイター達の「ものづくり」に対するこだわりを表現しました。

10日間の会期中に10,374人が来場し、来場者に対する役立ち度アンケートにおける上位2項目の割合は99%でした。

- 期 間：平成20年12月12日（金）～12月21日（日）
- 開催地：フランス・パリ
- 出品規模：1,000 m<sup>2</sup>
- 主な出品物：インテリア、家電製品、テーブルウェア、生活用品、ファッション雑貨、ファブリック、文房具、キッチン用品、精密機器、家具、容器、その他。

#### 【成果事例】感性価値創造イニシアティブを推進

感性価値創造イニシアティブを所管する経済産業省製造産業局デザイン・人間生活システム政策室から、「仕上がりが素晴らしかった。全体のコンセプトがしっかりしていた。感性価値の打ち出し方も適切だった」と高い評価を得ました。

#### 【成果事例】要人からの高い評価

アンヌ＝マリー・イドラック経済・財政・雇用省貿易担当大臣から「質の高い、他に例をみない展示会である。産業振興に携わるジェットロが本展示会を主催したことを評価する。感性価値創造展の初めての開催地としてパリを選んでくれたことに感謝する」との高い評価が寄せられました。共催者である装飾美術館のベアトリス・サルモン館長も「ジェットロと装飾美術館にとっての共通の目的は、極めて満足のいくかたちで達成された。展示会の空間プロデュースは来場者に感動を与えるものであり、また、展示会そのものがたいへんインフォーマティブだ」とコメントされました。高市早苗経済産業副大臣からも「素晴らしい展示会を実現してくれた」との評価をいただきました。飯村豊駐仏大使は「日仏150周年記念イベントの中で最重要のイベント」と評されました。

#### 【成果事例】来場者数が1万人を突破

来場者数が目標とした1万人を突破しました（10,374人）。滞留時間もアンケート回答者のうちの84.1%が30分以上、47.4%が45分以上と長く、来場者にとって見応えのある展示会であることを示しています。「素晴らしい展示会、優れた視覚的展示のすべてが美しい。純粋に幸福を感じられる時間を過ごし、感謝している」といった好意的なコメントが数多く寄せられました。

#### 【成果事例】高いプレスカバレッジ

日仏ともにメディアが活発に取り上げました。フランスでは、ル・パリジャン紙、リベラシオン紙

など日刊紙6紙が取り上げました。ルモンド紙では「感性（デザインの感受性と哲学的側面を指し、日本文化にとっては重要な要素）を基軸として展開。厳選された120のオブジェを見れば芸術家たちの感受性の全て、また彼らの技術的偉業やノウハウがよりよく理解できる」と紹介されました。

## ② 見本市出展支援による個別企業の販路開拓に貢献

各種見本市の開催や参加を通じて、外国企業との直接の商談の場を提供し、中小企業の海外市場拡大に貢献しました。

### (i) メゾン・エ・オブジェ 2009 (パリ)

●期 間：平成21年1月23日（金）～1月27日（火）

●開催地：フランス・パリ

●出品規模：27企業・団体、336㎡（約37小間）、

●主な出品物：インテリア関連ギフト、ホームテキスタイル製品、テーブルウェアなど

●成 果：商談件数2,215件、成約件数（見込含）447件

成約金額（見込含）602,136ユーロ

●概 要：インテリア雑貨分野において世界で最も注目される見本市であると同時に、世界へのトレンドの発信地としても知られ、世界中からバイヤー、プレス、デザイン決定権者を集めます。また、出展審査が厳しいことでも有名です。

また、「紙」をテーマに我が国のデザイン性に優れた製品をPRするためのテーマ展示も実施しました（約27㎡（3小間））。

●成 果（テーマ展示）：

・役立ち度アンケート結果：92%

・来場者数：3,034名（そのうちメディア関係者は134名）

・引き合い件数：44件

・成約見込み金額：22,451ユーロ

### 【成果事例】新規参入の健闘

今回初出展のA社は竹の食器を出品し、その斬新なデザインと色使いで多くのバイヤーと商談し、成約に結び付けました。また、同じく初出展で和紙を出品したB社は、フランスの高級ファッション誌が選定するイノベーションに優れ、クリエイティブで高機能な製品が対象となる賞を受賞しました。さらに、同様に和紙を扱うC社は、会期初日に大手百貨店のボンマルシェから商談を受けるなど、新規出品者が大いに健闘しました。

### 【成果事例】雑貨メーカーA社、更なる海外展開への発展

海外で通じる日本の商品を現地のトレンドや消費者の志向を踏まえてジェトロが選定した結果、雑貨メーカーA社は、ボンマルシェやプランタンをはじめとするフランスの有名デパート、イタリアの大型代理店等からの引き合いがありました。またインテリアデザイン関連の複数の雑誌で記事として取り上げられ、海外で脚光を浴びることに成功しました。同社は今回の出展で感触をつかみ、輸出有望案件発掘支援事業のスキームを利用し、本格的に海外展開にとりかかり始めました。

### 【成果事例】メゾン・エ・オブジェでの日本製品PRに成功

在仏PRエージェントを活用し、欧州でも受け入れられる製品を選定し、英仏でのカタログ及びウエ

ブサイトを立ち上げました。さらに、景気後退の影響もありメゾン・エ・オブジェ全体の来場者は昨年度と比べ12%減少しているにもかかわらず、早い段階から効率的に欧州での事前広報を行ったことで、ジェトロの広報ブースには昨年度と同様に好評であり、3,034名（そのうちメディア関係者は134名）もの多数の来場がありました。その結果、広報ブース参加企業から、新規取引先の開拓や、メディアでの自社製品PRにつながったと好評を得ました。

#### **【成果事例】国内外の各種メディアへの記事掲載**

ジェトロの広報ブースの活動及び出展企業が海外7件、国内10件のメディアに掲載されました。国内外のメディアに掲載されることで、日本製品の海外広報に貢献しました。（以下、掲載媒体）  
海外メディア：Le FIGARO、MADAME FIGARO、C DECO、INTRAMUROS、Carnets du design、  
Le Journal de la Maison、A NOUS A PARIS  
国内メディア：山陽新聞、織研新聞、日経産業新聞、神奈川新聞、ブレン、日経デザイン、AXIS  
等

#### **(ii) 2008 日中韓産業交流会（大阪）**

- 期 間：平成20年6月18日（水）～20日（金）
- 出展規模：101企業・団体、134小間
- 主な出品物：電気・電子、機械・機器、部品・素材、設備、環境・エネルギー等
- 成 果：
  - ・ 商談件数311件（本数字は輸出相談件数だが、全体の商談数は2,962件）
  - ・ 成約件数（見込含）30件
  - ・ 成約金額（見込含）4,600,000円
- 概 要：平成18年3月の中国・山東省（青島）、平成19年6月の韓国（ソウル）引き続き開催しました。日中韓3ヵ国共催方式は一巡したことになります。今後は、3ヵ国協力の精神を維持しつつ、フレキシブルな事業展開を進めていく予定です。

#### **【成果事例】環境に配慮した技術に中韓から引き合い**

環境・エネルギー分野を専門とするA社では、「創生エネルギー転換機能水」（燃料油に同量を加えることにより燃料油と同じレベルのカロリーを発する特殊な水。温室効果ガスの削減効果もあり、環境に優しい）の輸出につながる商談が30件あり、環境対応商品への注目の高さが伺えました。

#### **(iii) 国際アパレルマシショール（JIAM 2008 Singapore）**

- 期 間：平成20年5月13日（火）～16日（金）
- 開催地：シンガポール
- 出展規模：23企業・団体、64小間
- 主な出品物：繊維機械・縫製機械等
- 成 果：
  - ・ 商談件数1,894件
  - ・ 成約件数（見込含）167件
  - ・ 成約金額（見込含）US\$9,169,100
- 概 要：この展示会は3年おきに、過去8回にわたって日本で開催してきたもの。しかし、世界のアパレル製品生産の約70%がアジア地域に集中している現状を踏まえ、主催者である社団法人日本縫製機械工業会（JASMA）は

今回初めて、JIAM を東南アジアの中核地であるシンガポールで開催しました。

#### 【成果事例】年間生産台数に匹敵する受注を獲得

名古屋で工場用大型縫製機械製造を行っている A 社は、これまで国内大手企業にのみ販売していましたが、今回の出品を通じ、仲介業者を介さない新規販路の開拓に成功しました。会期を通じてインド、韓国、中国等の来場者から引き合いが絶えず、最終的にはインドの企業と年間 200 台の販売契約を締結しました。この数字は A 社の年間生産台数にあたり、今回の出品は期待以上のものだったとのコメントをいただきました。

#### (iv) ニューヨーク国際ギフトフェア 2009-冬展

- 期 間：平成 21 年 1 月 25 日（日）～29 日（木）
- 開催地：米国・ニューヨーク
- 出品規模：11 社・1 団体（うち、トライアル出品 4 社）、16 小間
- 主な出品物：ギフト、食器類、ファッション・アクセサリ、家具、照明、文具 等
- 成 果：
  - ・商談件数 1,302 件
  - ・成約件数（見込含）696 件
  - ・成約金額（見込含）US\$684,007
- 概 要：「ニューヨーク国際ギフトフェア」は、70 年以上の歴史を有する北米最大規模のギフト見本市です。世界のトレンド発信地の一つであるニューヨークにて、年 2 回開催され、例年 4 万人近い来場者が訪れます。来場者の多くはバイヤーで、ビジネスに直結する見本市と評価が高く、海外販路開拓を目指すには最適な見本市として、出品者から高い好評を得ています。

#### 【成果事例】ジャパンプースの集客力が高い成果を生む

大阪で繊維製品を製造している A 社の、タオルをアレンジしたユニークなギフト商品が、過去の同見本市への出品を契機にアメリカ市場で大ブレイクしました。同社は、今回を含めた 4 回の同見本市への出品で、累計 1,000 件の成約件数（見込み含む）を獲得しています。担当者からは、「スペース確保が非常に難しい本見本市で、ジャパンプースの集客力の高さが多くの取引先確保に結びついた」と高い評価を得ました。同社は、今回、商談件数 450 件、成約件数（見込み含む）244 件、成約金額（見込み含む）47,000 ドルという成果をあげました。

#### (v) パリ・サロン1月展（トラノイオム）

- 期 間：平成 21 年 1 月 22（日）（木）～25 日（日）
- 開催地：フランス・パリ
- 出品規模：6 企業、6 小間
- 出品物：メンズアパレル全般
- 成 果：
  - ・商談件数 97 件
  - ・成約件数（見込含）41 件
  - ・成約金額（見込含）US\$345,600

- 概要：「トラノイオム」は、パリ・コレクションと同時期に年2回、6月と1月に開催されるアパレルの展示会で、メンズアパレル全般が出品対象となっています。ファッション業界も世界不況の影響を受け、出品者数、来場者数とも減少しましたが、出品者からは「重要な取引先のバイヤーの来場は確実にあった。これほど重要な国際的・バイヤーが来場する展示会は少ない」との評価が寄せられ、役立ち度調査は4段階評価中の上位2項目が100%でした。

#### 【成果事例】不況時にも安定した契約者の獲得

トラノイへの出品は今回が3回目のA社は、クオリティの高い素材をカジュアルなアイテムに落とし込んだラグジュアリーなウェア、ブーツ、バッグを出品して成果を上げています。素材の開発に注力し、他と差別化されたオリジナルな製品であることが厳しい海外のファッションバイヤーの目にも適っているようです。そのオリジナル性は「展開アイテムは世界的にみても、弊社以外になく、取引先を確立しながら、安定的にマーケットに供給していくことを目標としている」とのことで、この世界不況時にも既存のバイヤーのみでなく、新規の契約も獲得しました。

#### (vi) パリ・サロン3月展 (アトモスフェール)

- 期間：平成21年3月6日（金）～9日（月）
- 開催地：フランス・パリ
- 出品規模：3企業、3小間
- 出品物：レディース・プレタポルテ
- 成果：
  - ・商談件数 151 件
  - ・成約件数（見込含） 37 件
  - ・成約金額（見込含） US\$126, 765
- 概要：「アトモスフェール」は、パリ・コレクションと同時期に年2回、10月と3月に開催されるアパレルの展示会で、レディースの洋服が出品対象となっています。ファッション業界も世界不況の影響を受け、いつもより地味になっていると言われる中、同展には来場者が前回の10月展よりも11%増となる8,130名が来場しました。出品者からは、「継続して出展することの重要性を感じた」と同展への継続出品を希望する声が聞かれました。

#### 【成果事例】前回出展時の反省を活かす

レディースの洋服を出品したA社は、アトモスフェールへの出品は今回が2回目。前回の成果が納得のいくものではなかったため、今回は出品する商品の準備に時間を掛け、自社ブランドの強みをアピールする展示をしました。その結果、「ブースを訪れた来場者数をカウントできない程で、パリで初めての手ごたえを得た」とのことでした。海外と国内展示会を比較し、「クリエイション色の強いものに対してのリアクションが特に良く、国内では難しいと思われる服が実際にオーダーに繋がりそう」といったコメントがあり、今後、海外取引先を増加させていくために、アトモスフェールへの継続出展が不可欠だと感じたとのことでした。

#### (vii) ジェトロミラノ展 2009 ～ジャパステキスタイルの挑戦～

- 期間：平成21年2月4日（水）～6日（金）



- 開催地：イタリア・ミラノ
- 出品規模：22 企業・団体、26 小間
- 出品物：テキスタイル
- 概要：ジェトロミラノ展は、欧州ブランド・アパレルをメインターゲットとした、ジェトロ主催のテキスタイル展示商談会です。イタリア最大の服地見本市「ミラノウニカ」に時期をあわせ、ミラノ市内中心地で開催することで集客を図っています。これまでミラノ・センターが培ってきたテキスタイル分野でのネットワークを活かし、会場の選定や、有力バイヤーの来場誘致を行いました。日本企業が独自の技術・ノウハウをもとに企画・製造したハイセンス、ハイクオリティなテキスタイル素材（主に春夏向け）を紹介しています。

#### 【成果事例】継続した出展による大きな成果

A 社は、本展示会がきっかけでイタリアの有名企業 B 社と成約しました。成約に至った商品は、本展示会会期中にサンプル引き合いがあった商品です。同社は、平成 19 年より継続して本展示会に出展し（初回は、繊維リソースいしかわ傘下で出展）、3 回目の出展で成約にこぎつけました（3 月 19 日付繊維ニュースに記事掲載済）。

#### 【成果事例】広報支援が有力引き合いを呼ぶ

ジェトロは、本展示会に今回初出展した C 社の商品を、複数の欧州代理店に紹介していました。イタリアの代理店 D 社は、C 社商品に対して関心を示したため本展示会に来場し、C 社と商談しました。現在、C 社と D 社は代理店契約を締結するべく、商談を継続中です。

### (viii) 2008 日系自動車部品調達販売展示商談会（広州）

- 期 間：平成 20 年 11 月 19 日（水）～11 月 23 日（日）
- 開催地：中国・広州
- 出品規模：196 企業・団体、332 小間
- 出品物：自動車関連部品及びサービス
- 概要：

JAPPE・広州は 17 年度に第 1 回目を開催し、今回で 4 回目の開催です。昨年の第 3 回目までは JAPPE・広州を単独展として実施してきましたが、今回は、広州市政府からの要請を受け、「第 6 回広州モーターショウ」のフェア・イン・フェア形態で開催しました。経済の低迷による影響が心配されましたが、ジェトロと出展企業による来場者誘致努力により、商談件数、成約件数共に当初目標件数を上回り過去最多となりました。

#### 【成果事例】低いコストで高い成果

主に日系アSEMBラーにシャーシ用のプレス製品を納入している今回初出展の自動車部品メーカー A 社のブースには、普段は会うことが難しい、取引関係のない日系他社、PSA(プジョー・シトロエン)、GM、中国系の比亞迪(BYD)などが訪れました。「4 万元のコスト(2 ブース分のブース代金とその他諸経費合計)と 5 日間という時間ではこれだけの人物と一度に出会うことは不可能だ」と、期待以上の成果に高い評価をいただきました。現在、会期中出会った企業の購買部門との間で具体的に商談が進んでいます。

## **(IX) MIPCOM 2008**

- 期間：平成20年10月13日（月）～10月17日（金）
- 開催地：フランス・カンヌ
- 出品規模：9企業、10小間
- 出品物：TV向け映像コンテンツ
- 概要：

「MIPCOM」は、世界最大級のエンターテインメント・コンテンツの国際見本市です。会期中はコンテンツの権利取引が積極的に行われる他、ビジネス・カンファレンスやネットワーク・イベントなども開催され、今後の業界のトレンドやビジネスの傾向などの情報を得る場所となっています。海外ビジネスに即結びつく見本市出展として出品者から高い評価を得ました。

### **【成果事例】効率よく新規顧客を獲得**

アニメ制作会社のA社は、昨年までブースを持たずに飛び込み営業のみで同展示会に参加していましたが、今年初めてジャパン・ブースに出展しました。ジャパン・ブースとして出展することで、日本の作品に興味があるバイヤーと商談できたことや、国内展示会では会うことのできないアフリカ、中東、中南米のバイヤーと会うことができたことを高く評価していました。同社は今回の出展により、商談件数32件、成約件数10件（含見込み）、成約金額約140万ドル（含見込み）を達成しました。

### **③ 日本ブランドの普及促進**

20年度、ジェトロは、中期計画に基づき、「繊維（ファッション等）」デザイン（地域伝統産品等）「コンテンツ」などの分野を中心に、日本ブランドの普及促進に取り組みました。

#### **(i) 香港フィルマート - コンテンツ分野における「日本ブランド」の普及促進**

20年度は有望な海外市場における見本市にて、我が国コンテンツ産業の輸出拡大を目的に、広報展示を通じて支援をしました。

また、国内では副理事長が実行委員会の委員に就任しているジャパン・コンテンツフェスティバルと連携しました。同フェスティバルのオフィシャル・イベントに合わせて、中国から有識者を招へいし、中国の映像コンテンツ市場に関するセミナーを開催するなど、積極的に連携支援しました。

- 期間：平成21年3月23日（月）～26日（木）
- 開催地：中国・香港
- 参加内容：日本映画のPRをするジャパン・パビリオンの運営。
- 出展規模：36㎡
- 成果：役立ち度調査結果：上位2項目比率100%

### **【成果事例】ジェトロ・ブースによる広報展示がセールス実績に大きく貢献**

1920年代に制作された日本の無声映画フィルムを修復・デジタル化してDVDとして販売するD社は、「香港フィルマート」で初めて海外マーケットに参加。香港企業との間に「日本アニメクラシックコレクション」の期限付き館内上映権の契約が成立しました。さらに、「香港フィルマート」の参加を通じ、海外の映画祭における弁士付き上映のオファーが寄せられており、「海外に日本の無声映画と

その伝統を伝えることができました。今後も引き続きジャパン・ブースに参加したい」とのコメントを頂いています。

## (ii) Japan Fashion Week in New York-ファッション分野における「日本ブランド」の普及促進

ファッション分野では、引き続き、経済産業省および関係機関と一体となって JFW を支援し、日本ブランドの普及促進に努めました。20 年度については、NY でのランウェイショーを実施するなど、従来行っていなかった手法を取り入れながら、更なるブランドの普及促進に取り組みました。

●期 間：平成 21 年 1 月 27 日（火）～2 月 1 日（日）

●開催地：米国・ニューヨーク

●実施内容：レセプションとランウェイショーを開催。また現地小売 5 店舗にて試験販売。

### 【成果事例】JFW 広報の新たな取組

ジェットロでは新たな試みとして、1 月の NY でのイベントにてレセプションとランウェイショーを開催し、420 名のプレス、業界関係者が集まりました。またショー翌日から、現地の小売 5 店舗にて 13 メゾンのルックスを展示、一部は試験的な販売を行い、現地の主要 8 媒体にその様子が報道されました。

『JFW の海外来場者、主に欧米系のプレスが増えたのはジェットロが開催した NY の PR イベントや継続的に行ってきた海外広報活動が効果をあげた。』（平成 20 年 3 月 31 日織研新聞）と評価されています。

## (iii) デザイン編集長招へい事業 - デザイン分野における「日本ブランド」の普及促進

「モノ作り」を支える品質に加え、デザイン等の知的財産を十分に活かした新たな商品会が津を促すことによって、業界全体の知名度の向上（デザイン力のアピール）や海外バイヤーの関心喚起を促すことを目的に以下の事業を実施しました。

●期 間：平成 20 年 10 月 26 日（日）～11 月 2 日（日）

●被招へい者：

- ・フランスのデザイン専門誌 *intramuros* 編集長 Ms. Chantal Clavier Hamaide（*intramuros* 誌：世界中のデザインを扱った仏英併記の専門誌。フランスにおいてはデザイン業界で最も権威のある専門誌の一つ）
- ・イタリアのインテリアデザイン誌 *abitare* 副編集長 Ms. Anniina Koivu（*abitare* 誌：建築、インテリアデザイン、プロダクトデザイン関係の月刊誌で、イタリアのみならず世界的にも権威のある雑誌）

●概 要：

- ・地域産品の取材、理解促進とメディアを通じた海外市場への我が国地域産品に関する情報発信を目的に海外の有力デザイン誌編集長を招へいしました。
- ・*intramuros* 編集長は岐阜、*Abitare* 副編集長は新潟を訪れ、各地の企業訪問などを行いました。

●成 果：

- ・両編集長の地方訪問は地元紙 4 紙（6 記事）に掲載されました。
- ・両編集長により、フランスの *intramuros* 誌では「ジャパンスタイル」と称して岐阜県の伝統産品等について 12 ページにも亘る特集が生まれ、またイタリアの *abitare* 誌にも取材成果を紹介する記事が掲載されました。

## (2) 農商工連携への取組

政策ニーズに基づき、地域に根ざした農林水産業や商工業等の産業間の連携を促進することを通じて地域経済の活性化を図りました。具体的には、理事長を本部長とし、本部内関連部署をメンバーとする「農林水産物等地域産品輸出促進本部」を設立して会合を開催したほか、経済産業省、農林水産省等と協議し、連携を図りながら、農商工連携の事業（海外貿易会議、輸出アドバイザー及び海外コーディネーターの配置、試験輸出、輸出失敗事例等調査）を実施しました。

### ① 海外貿易会議（香港）

#### (i) 海外貿易会議

経済産業省、農林水産省の幹部および在香港日本総領事を参加者として迎え、日本製品の香港市場開拓に関する課題（市場ニーズに即した商品展開の必要性等）の共有、および今後の対策を議論しました。またビジネス交流会を外務省、経済産業省、農林水産省と共催にて実施しました。

- 期 間：平成 20 年 9 月 11 日（木） 9：30～15：50
- 開催地：香港 Renaissance Harbour View Hotel
- 参加者数：460 人（ビジネス交流会参加者数を含む）

#### 【成果事例】香港市場開拓にあたっての課題が明らかに

貿易会議を通じ、以下のとおり香港市場の開拓にあたっての課題が明らかになりました。

#### 販促プロモーションの工夫

- 〔例〕日本産果実の競争力を高めるための統一マークの使用
- 中国語の販促資材の作成・活用
- 栽培方法、品種情報の提供等の付加価値を高めるための説明
- 日本製品の露出度を高めるためのファシリティーの拡充

#### 供給サイド・需要サイド間のコミュニケーション・情報共有の強化

- 〔例〕バイヤー側からサプライヤー側への売れ筋情報、ニーズ情報等の提供
- 香港の消費者の生活・食事・風習等を踏まえた商品提案
- 供給サイドによる需要サイド向け英文HPの作成等、情報発信の強化
- 日本の生産者と香港市場との間のビジネスをつなぐエージェント（仲介人）の活用

#### ターゲットとするセグメントの明確化

- 〔例〕高級マンション・ホテル、日本食レストランの内装材等のコントラクト（業務用）市場

#### (ii) ビジネス・マッチング

貿易会議参加者に、具体的な商談の機会を提供しました。

- 期 間：平成 20 年 9 月 12 日（金）9：00～13：00
- 開催地：香港 Renaissance Harbour View Hotel
- 概 要：香港貿易発展局の協力を得て、参加 13 社・団体に対してのべ 41 件（1 社・団体あたり 3 件）のビジネスアポイントを設定しました。

#### 【成果事例】商談会参加者の 9 割以上が受注の可能性

日本側参加者にコントラクト市場にターゲットを絞った香港側輸入者との商談機会を提供すること

により、家具、食器、和紙、キャンドル、江戸切子といった日本製品がデザイン事務所、高級デパート、ホテル、スパ施設等から多数の引き合いを受けました。  
その結果、アンケートでは、参加した13社・団体の9割以上が受注の可能性があるとの好感触を得て（継続交渉）、今後ビジネスに発展する可能性が高いと回答しました。

## ② ドバイ食品ミッション/海外貿易会議（ドバイ）

農林水産省が日本パビリオンを設置した国際食品見本市「Gulfood2009」の会期に併せて、ドバイ食品ミッション、海外貿易会議（ドバイ）を実施しました。農林水産省や経済産業省とも連携し、オールジャパンとしての真剣な取り組みを現地関係者へ強く印象づけました。

### (i) 海外貿易会議

経済産業省、農林水産省の幹部および在ドバイ日本総領事を参加者として迎え、ドバイ側からも96名が参加し、日本食品の中東市場開拓に関する課題や工夫（ドバイ市場において高額となる日本製品の品質や付加価値について説明することの重要性等）を議論しました。

- 期 間：平成21年2月22日（日） 9：30～13：00
- 開催地：ドバイ AL Murooj Rotana Hotel
- 参加者数：134名（日本側38名、ドバイ側96名）

### **【成果事例】中東市場開拓にあたっての課題が明らかに**

貿易会議を通じ、以下のとおり中東市場の開拓にあたっての課題が明らかになりました。

#### イスラム圏への輸出への理解

宗教や文化への理解が重要であり、イスラム教で規制されている豚やアルコールについて配慮した商品である必要がある。

<例>当該成分を含まない商品であってもこれらを連想させるパッケージは規制の対象となりうる。

#### 消費者に対する訴求

他国産品に比較して高額である日本製品については、その品質や付加価値を中東の消費者に良く説明し、理解してもらうことが重要である。毎日消費する食品としてではなく、贈答用などとしての需要を促すべきである。

#### 安定的な供給

日本からの食材で年末年始など繁忙期になると調達が難しくなるようなこともあるため、安定的な供給体制を望みたい。

### (ii) ドバイ食品ミッション

ドバイの食品流通事情について川上から川下まで網羅的に視察・意見交換のプログラムを提供しました。現地のホテル、レストラン、輸入業者、卸売市場等の訪問をし、現地の市場情報を収集したほか、ドバイ政府食品管理局からのレクチャー、現地日系商社との個別意見交換会を実施しました。

- 期 間：平成21年2月20日（金）～23日（月）（現地集合、現地解散）
- 参加者数：34名

※参加者のうち、6名はミッション団長（ジェトロ理事）のほか、副団長、

貿易会議コーディネーター2名、プレゼンター2名

- プログラム内容：ドバイ政府食品管理局によるレクチャー、現地小売店、レストラン、卸売市場、農場、物流施設の訪問、見本市「GULFOOD」の視察など
- 役立ち度アンケート結果：100%（4段階中上位2段階の割合）。うち、82%（28名中23名）が最上位の「役に立った」と回答。

#### 【成果事例】参加者の8割以上が長期的に取り組みたいとコメント

ドバイに関する国内でのネガティブな報道等により、中東市場に対する不安の声もあったが、最終的に参加者した方は高い意識を持ち、活発な意見交換を行いました。参加者からは、「現在のドバイの経済状況は一時的な調整段階であり、来る時期のために”今”、仕込みが必要であると感じた」など、前向きに取り組みたいとするコメントが多くありました。その結果、アンケートでは、参加した24社・団体の8割以上が今後も長期的に中東向け輸出に取り組んでいきたいと回答しました。

### （3）国際見本市への出展支援により、地方の農水産品の新たな輸出に貢献

20年度は、FOOD TAIPEI2008、日本農産物競技会 in 中国、SIAL2008、FHC China2008、Natural Products Expo2009、SIA2009、IFEの海外見本市に日本パビリオンを出展しました。出展にあたり、会期前に卸・小売業及び日本食レストラン等のバイヤーへの日本パビリオンの案内を行うと同時に、見本市会期中も水産物などの日本食と各国の料理素材を使用した料理デモンストレーションを行い、出展者がより多くの商談の機会を持ち成約につながるよう出展のコーディネートをしました。

#### ① 「FOOD TAIPEI2008」（第18回 台湾国際食品展）

- 期 間：平成20年6月18日（水）～6月21日（土）
- 開催地：台北
- 出品規模：80小間（出品者ブース71小間、広報ブース4小間、キッチン商談ブース5小間）
- 主な出品物：食品、飲料、関連機器
- 成 果：
  - ・役立ち度アンケート結果：本見本市への出品について出品企業65社・団体中63社（97%）が「満足」「まあ満足」（4段階中上位2位以上）と回答。
  - ・商談件数：3,997件（目標商談件数：4,097件）
  - ・成約件数：592件（目標成約件数：327件）

#### 【成功事例】（ワインメーカー）

ワインメーカーA社は、農水産課より提供した台湾企業ダイレクトリーをもとに、会期前に2つのワイン輸入業者とコンタクトを取り会期中に業者と商談を行いました。商談の結果、日本から台湾にワインを輸出することが決まりました。

#### 【成功事例】（業界団体）

業界団体B社は、会期中に2つの大手デパートと商談を行い、今後、継続的に台湾にメロンを輸出する話をする事ができました。特に、1つの大手デパートとはこの秋に物産展を行うことで話が進んでいます。商談が上手くいった最大の理由は、昨年Asia Fruit Logistica（バンコク（タイ））（農水省

事業/ジェットロ受託)にて現地の代理店(輸入業者)と予め Email 等で連絡を取り合い、開催前に契約できそうな代理店を見つけたことです。同団体は、継続的にジェットロが運営する見本市に参加しており、今年度もジェットロの受託が内定している Asia Fruit Logistica 2008(香港)に出展予定です。

#### 【成功事例】(緑茶メーカー)

緑茶メーカーC社は、今回の出展によって5社ほど有望な代理店(輸入業者及び卸業者等)候補と商談できました。商品のパッケージデザインに特徴があり、またブースの立地もよかったこともあり、商談成功の理由となりました。この5社から1社を選び、台湾に自社商品を輸出することが決まりました。初回オーダーとして300万円ぐらいを見込んでいます。

#### 【成功事例】(酒類)

酒類メーカーD社は、見本市の会期中に代理店を通して受注が入り、受注後そのバイヤーに見本市会場にて実際に自社商品取扱店を見てもらい、条件等につき交渉することが出来ました。この代理店を通じて年間およそ1,200万円の取引を行える予定です。

## ② 日本農産物競技会 in 中国

「FHC China 2008」への来場者が競技会参加ブースを訪れて総合的に評価し、最も優れたブースに投票しました。投票結果を踏まえ、麻生内閣総理大臣名による「金賞」、経済産業大臣、農林水産大臣名による「銀賞」、ジェットロ理事長名による「銅賞」等の表彰が行われたことにより、海外で活躍している企業にとって更なる輸出促進への励みとなりました。

また、これから海外で活躍しようとする企業に対しても、先行事例として表彰することで、今後の展示会における販路開拓戦略について一定の示唆を与えることができました。

日本農産物競技会 in 中国開催の発案者は二階経済産業大臣であり、日中双方の多数のマスコミに取り上げられたことにより(テレビ局5社、通信社4社、新聞社28紙、WEBメディア等74媒体)、日本産農産物・食品の全体的なプレーアップにもつながりました。

### (i) 競技会概要

#### ●投票評価会

- ・期間：平成20年12月4日(木)～5日(金) 9:30～17:00

#### ●表彰式

- ・期間：平成20年12月6日(土) 11:00～11:50
- ・開催地：FHC会場内イベントスペース WineTheatre
- ・参加者：競技会参加者、経済産業省 岡田通商政策局長、農林水産省 福岡参事官、在上海日本国総領事館 横井総領事、中国土畜進出口商会 辺副会長、林理事長、プレス等
- ・レセプション：表彰式後に、競技会参加者及び関係者による交流会を開催しました。
- ・参加企業：40企業・団体(うち、10企業・団体は独自出展)

## ③ SIAL2008

- 期間：平成20年10月19日(日)～10月23日(木)
- 開催地：フランス・パリ
- 日本パビリオン：26小間(出品者ブース21小間、広報・商談ブース等5小間)
- 主な出品物：味噌、醤油、酢、山葵、海苔、日本茶、豆乳、米、清酒、焼酎及び加工食品等

●成 果：

- ・役立ち度アンケート結果：100%（4段階中上位2段階の割合）
- ・商談件数：2,462件（目標商談件数：1,566件）
- ・成約件数：552件（目標成約件数＜参考＞：160件）

**【成果事例①】（輸出商社）**

輸出商社 A社はフランスに加えウクライナ、レバノンなど東欧や中近東諸国のバイヤーと一日20件ペースで商談を行うことができました。大分県産のパールライス米に期待以上の人気が集まり、成約につながる商談を多く行えました。米に加え、寿司関連商品として海苔やわさびの人気もあり、日本食への関心の高さを感じながら取引を行うことができました。

**【成果事例②】（卸小売業）**

卸小売業 B社は平成20年2月に開催されたSIA2008に出展した際にギャバライスこまち（発芽玄米）のサンプルを購入したイタリアの輸入業者と会期中に商談を行い、ギャバライスこま치의輸出が決まりました。成約見込み総額は70,000ユーロになります。

**【成果事例③】（海苔・緑茶メーカー）**

海苔・緑茶メーカーC社は、フランス、東欧及び中近東等幅広い地域からのバイヤーと商談を行うことができました。その中でもモロッコの輸入業者とは海苔について2日間商談を行い、その場で32,000ドルの成約に至りました。

**【成果事例④】（味噌メーカー）**

味噌メーカーD社はフランスをはじめ、東欧やエジプトのバイヤーとも商談を行うことができました。フランス企業からPBの依頼があり、また英国の小売店からの引合もありました。現在、成約に向けて話を進めているところです。

**④ FHC China 2008**

- 期 間：平成20年12月4日（木）～12月6日（土）
- 開 催 地：中国・上海
- 日本パビリオン：42小間（出品者ブース33小間、広報・商談ブース等9小間）
- 主な出品物：海産物、果物、調味料、水産加工品、加工食品等
- 成 果：
  - ・役立ち度アンケート結果：96.7%（4段階中上位2段階の割合）
  - ・商談件数：2,340件（目標商談件数：3,350件）
  - ・成約件数：380件（目標成約件数＜参考＞：421件）

**【成功事例①】（水産加工品メーカー）**

水産加工品メーカーA社は、現地法人が中心となって出展準備を進め、「たこわさび」「いか黄金」等を冷蔵ショーケースに陳列し、その色鮮やかさと味・食感が大変評判となり、数多くのバイヤーがブースを訪れました。多くの引き合いがあり、商談を進めた結果、業務用食材問屋や中華料理チェーン店等と約10万円の成約を見込んでいます。

**【成功事例②】（調味料メーカー）**

調味料メーカーB社は、出品したドレッシング、醤油等の調味料全てについて引き合いがあり、現



地食品加工メーカーやレストランと、2,700万円程度の成約が見込まれることとなりました。また、最大の目的であった代理店の獲得も出来、顧客に対するフォロー体制を整え、中国への輸出拡大を図ってゆくとしています。なお、同社は今回が初の海外見本市への出展だったこともあり、ジェトロからは知的財産商標登録等に関する情報提供を行いました。

#### 【成功事例③】（卸売業者）

卸売業者D社は、昨年度の FHC China 等の見本市で中国向け輸出ルートを確認した強みを最大限に活かし、現地日系小売店の新規取引先取得にターゲットを絞り、全国各地の人気ラーメンシリーズに出品物を限定し、効果的な商談を進めました。上海を初め全国各地、台湾などの卸市場、スーパーマーケット、レストラン等と多くの引き合いがあり、半年間で500万円程度の新規成約を見込んでいます。

### ⑤ Natural Products Expo 2009

- 期 間：平成21年3月6日（金）～3月8日（日）
- 開 催 地：米国・アナハイム
- 日本パビリオン：20小間（出品者ブース16小間、広報・商談ブース等4小間）
- 主な出品物：水産物、農畜産物、日本茶、日本酒、調味料、加工食品等
- 成 果：
  - ・ 役立ち度アンケート結果：100%（4段階中上位2段階の割合）
  - ・ 商談件数：1,597件（目標商談件数：2,380件）
  - ・ 成約件数：267件（目標成約件数＜参考＞：180件）

#### 【成功事例①】（豆腐メーカー）

豆腐メーカーA社は、試食や料理デモンストレーションにおいて、豆腐にアボガドをトッピングするなどの工夫を凝らし、積極的に自社商品の売り込みを行いました。その結果、多くの現地バイヤー等と商談を進めて、現地小売店への導入が決まり、また、業務用食材として、米国の寿司チェーン店（約2,500店舗）から引き合いがありました。

#### 【成功事例②】（調味料メーカー）

調味料メーカーB社は、削りたての鰹節の試食提供によって、積極的に自社商品を売り込み、多くの引き合いをもとに、商談を進めた結果、代理店等と約1トン、10,000ドルの成約を見込んでいます。

### ⑥ SIA 2009

酒、茶、こだわり品の各カテゴリーブース、料理デモブース、軽食コーナー、販売棚など様々なブースを設け、フランス人を中心とする来場者に対して、日本食・日本食品、そして日本食文化の総合的なPR・普及を行いました。

- 期 間：平成21年2月21日（土）～3月1日（日）
- 開 催 地：フランス・パリ
- 日本パビリオン：20小間（出品者ブース16小間、広報・キッチン商談ブース4小間）
- 主な出品物：水産物、農畜産物、日本茶、日本酒、調味料、加工食品等
- 成 果：

- ・出展者役立ち度アンケート結果：100%（4段階中上位2段階の割合）うち約7割（13社中9社）が最上位の「役に立った」と回答

- ・メディアによる報道

＜国内＞

NHK「おはようにつぼん」 2月25日（水）朝6時22分～、1分12秒間

朝日放送（ABC） 2月28日（土）

日本農業新聞 3月1日（日）

読売新聞 3月7日（土）等

＜海外＞

「No Life」（地元インターネットテレビ）取材

「L'Hotellerie Restauration」（ホテル・レストラン業界雑誌）事前紹介記事

## ⑦ The International Food & Drink Event (IFE)

### ～日本産食品の品質 PR 対策イベント（ロンドン）～

英国で2年に1度開催される国際食品見本市 IFE(International Food&Drink Event)に、ジェトロはクッキングデモ、PR ブース及び商談ブースからなる日本パビリオンを出展しました。今回は農林水産省の「日本産食品の品質 PR 対策」事業によるクッキングデモ・PR ブースと、独自出展者からなる商談ブースを連結させ、日本パビリオンとして一体的に日本食品を PR しました。また、日英交流 150 周年事業としても位置付けられるなど、在英国日本大使館や日本政府観光局 (JTNO) 等の関係機関とも協力しつつ、日本食・日本文化の PR を行いました。

PRブースにおいて、パンフレット、サンプル展示等により日本産農林水産物・食品の「健康的 (Healthy)」、「おいしさ (Delicious)」、「信頼性 (Trustworthy)」をアピールしました。クッキングデモブースでは、現地有名シェフ等に加え、独自出展者らにも協力をいただき、デモ・試食を積極的に行い、多くの来場者に日本食品等の品質の高さを PR しました。

●期 間：平成 21 年 3 月 15 日（日）～18 日（水） 4 日間

●開催地：英国・ロンドン

●日本パビリオン規模： 117 m<sup>2</sup> うち農林水産省ブース 79.5 m<sup>2</sup>

内訳：PR ブース 60 m<sup>2</sup> クッキングデモブース 12 m<sup>2</sup> 事務局 7.5 m<sup>2</sup>

(参考) 独自出展者ブース 37.5 m<sup>2</sup>

●出展企業：10 社

●主な出品物：果物（リンゴ、梨、柿）、野菜（サツマイモ、ゴボウ、ジャガイモ等）、日本茶、酒類（日本酒、梅酒、焼酎等）、うどん、豆乳等

●成 果：

- ・出展者役立ち度アンケート結果：100%（4段階中上位2段階の割合）

うち約 88.9%（9 社中 8 社）が最上位の「役に立った」と回答。

#### (4) 農林水産物・食品の輸出拡大に向けた調査と事業との連携

##### ① 有望市場への試験輸出の実施

農商工連携事業の一環として、富裕層・中間所得層が拡大するとともに持続的な消費市場の拡大が見込まれる地域を対象に、日本産農林水産物・食品を試験的に輸出し、現地輸入制度の運用実態や物流事情についての実証的な調査を行いました(試験輸出)。具体的には、新たな流通チャネルを模索するものとして消費者へ直接届けることを想定した輸送(宅配、香港)や有望市場として脚光を浴びつつも、通関・物流事情等の情報が不足しているロシア向けの試験輸出を実施しました。うちロシア向け試験輸出は新年度のミッション派遣事業に繋がるものとなっています。

##### ② 海外販路開拓に向けた失敗事例等調査の実施

また、日本国内の輸出者(商社、生産者団体、メーカー等)や海外輸入者(輸入業者、卸売・小売業)へのヒアリング等を通じ、農林水産物・食品の販路開拓が進展しない理由や輸出入・マーケティング等各段階での諸問題を調査(「我が国農林水産物・食品の輸出拡大に向けての阻害要因と今後の課題」(失敗事例等調査))を新たに実施しました。各国で実施する輸出促進ミッション、国際見本市への出展支援など各種事業の企画立案に資するものとなっています。

#### (5) 優れた技術・製品を持つ中小企業の新たな輸出ビジネス開始に寄与

輸出有望案件発掘支援事業では、優れた技術・製品を持ちつつも輸出経験のない中小企業を中心に、輸出実現に向けたハンズオン支援を行っています。20年度においては、食品分野の専門家を強化するなど、中小企業ならびに政策ニーズを踏まえた事業展開に努めました。

20年度は食品分野において増加する支援ニーズに応えるため、同分野のジェットロ専門家の数を1名増員し、2名体制に強化しました。さらに、昨年度から引き続き各地方自治体および関連機関、農林水産省および各地域の農政局等とも連携した有望企業の発掘や商談支援を行っています。

その結果、20年度において5分野全体で新たに65件の有望案件を発掘し、980件の個別商談を提供、18件の成約を得ました。このうち、食品分野では7件の成約を得ました。

##### 【成果事例①】ジェットロ事業が契機となり、初めて直接輸出に成功(高知県)

高知県の環境整備機器メーカーであるA社は中長期観点から同社の主力製品である強力吸引装置の輸出に積極的で、従来の間接貿易中心から直接輸出の実現を目指していました。同装置は車両に架装して建設現場や製鉄所、発電所、上下水場、港湾浚渫などの汚泥や粉体を吸引するもので、高い技術力と商品力を有しています。同社の強みは、どんな顧客のニーズにも合わせる設計力であり、当該製品の特長としては、メンテナンスのし易さ、簡単な操作性も評価が高いことなどがあげられます。

当初、アジア市場への売り込みを図りましたが、平成19年7月に専門家のアドバイスによって、過去に取引先から照会を受けたインドネシア企業の掘り起こしを試みたところ、インドネシア企業は同社との取引に前向きで、両社は契約に向けて諸条件を詰めることで基本合意に達しました。

同社は、海外駐在経験のある人材を採用、初めて海外代理店と直接契約に取り組み、専門家およびジェットロは、契約交渉の仕方、契約条件の設定、契約書などについてきめ細かなアドバイスを行いました。これにより、同社は平成20年4月にインドネシア企業と総代理販売店契約を締結することができました。平成20年7月末に当該製品を納入する予定です。

### 【成果事例②】 ジェトロのサポートにより、インド市場に参入成功（愛知県）

愛知県の縫製機械メーカーであるB社は、比較的縫製が複雑なワイシャツやズボン用縫製機械の製造を得意としています。同社製品は、品質面ではもともとオンリーワンとの評価が高いものの、輸出については国内商社経由でスポット取引による成約に限られていました。さらに、近年安価な中国製機械等との競争が激化、ビジネス環境の変化への対応を検討するなか、ジェトロ名古屋の薦めから平成19年9月にジェトロメンバーズに加入し、ジェトロの支援を受けて積極的に直接輸出の実現に取り組みました。

海外ユーザーからの同社への品質面での高い評価、実績を背景に、平成19年10月にはインド大手アパレルメーカーから引き合いがあり、ジェトロ名古屋および専門家は契約締結に向けて粘り強く支援を行いました。ドイツメーカーとの競争にも勝って、平成20年3月にインド企業が来日した際、両社は商談を進めました。同社は同年5月にシンガポールで開催された「国際アパレルマシンショー」のジェトロ・パビリオン（展示事業部所管）に参加、当該インド企業と売買契約に向けて基本合意に達しました。同社は同年7月に訪印し、専門家の随行支援もあって当該インド企業と最終契約を締結しました。

### 【成果事例③】 ジェトロ事業が契機となり、初めて直接輸出に成功（熊本県）

熊本県の菓子メーカーであるC社は主力商品である国産の黒糖・小麦粉などを原料とした「黒糖ドーナツ棒」を数年前から貿易投資相談、セミナー・展示会の参加などジェトロ熊本を活用して情報収集しつつ、間接輸出を始めていました。同社は新規市場へ自ら輸出することにも前向きで、その商品の独自性に注目したジェトロ熊本は平成19年9月に輸出有望案件発掘支援事業による支援を開始しました。

同社は台湾市場をターゲットとし、平成20年に入って専門家が代理店候補の選定や台湾出張に同行して現地での商談支援を行なった結果、同年6月に直接輸出を実現しました。同月に台北での国際食品見本市に参加、専門家とジェトロ熊本職員も随行してきめ細かなアドバイスをを行い、同社は当該候補企業と代理店契約に基本合意しました。

### 【成果事例④】 ジェトロのサポートで輸出に成功（青森県）

青森県の半導体検査装置等メーカーであるD社は、高性能な産業用電源安定機器を開発。同製品は、他社製品と比較して小型、軽量、高出力、高性能（突出した音質等）等が特徴です。ジェトロ青森は、同社を平成20年6月に正式登録し、輸出インフラの整備、台湾における展示会出展支援、その他の市場調査など本格的な支援を開始しました。ジェトロ青森および専門家の支援により、同社は台湾の販売代理店候補を約30社発掘。同社は専門家のアドバイスをもとに代理店候補を1社に絞り込み、その後、ジェトロ青森と専門家によるきめ細かい支援（契約書作成等の輸出実務等）により、平成20年9月、台湾企業と販売代理店契約を締結しました。

同社の発掘者は青森県庁とジェトロ青森であり、連携という観点からも良い成功事例となりました。

### 【成果事例⑤】 ジェトロ事業が契機となり、初めて直接輸出に成功（広島県）

広島県の発酵醸造食品メーカーであるE社は、業界では先駆けて平成5年にクラシック音楽による味噌の発酵技術を開発、これを用いて国産大豆を原料とした味噌を製造しています。同社は以前から間接輸出を行っていましたが、新規市場へ自ら輸出することにも前向きで、同社の取り組みに注目したジェトロ広島は平成20年3月に輸出有望案件発掘支援事業による支援を開始しました。

同社はまずアジア市場をターゲットとし、同年4月にシンガポールで開催された「Food & Hotel Asia 2008」のジェトロブースに参加、専門家およびジェトロ広島が代理店候補の選定やシンガポール出張に同行して現地での商談を支援しました。その結果、同社は同年5月にシンガポール企業との間で輸出売買を成約しました。同社はシンガポールでの成功により、他のアジア向け販路を新たな開拓するなど輸出への取り組みについて自信を深めました。

## 3. 業務運営上の課題と改善に向けた取組

### (1) 「Japan Fashion Week in New York」ショーと現地小売の連携イベントを開催

#### 【課題】

米市場を中心とする世界不況と円高の影響でJapan Fashion Week(JFW)へ来場する海外メディアおよびバイヤー数が低下することが懸念され、彼らを第8回JFW（平成21年3月23日～29日）に向けて誘致するために、現地で開催するより効果的なイベントの計画実施が必

要となりました。

**【対応した内容】**

JFWの認知度を高めるために、情報の発信拠点であるNYにて10のメゾンを集めてファッションショーを行い、WWDやVOGUEといった主要業界メディアに話題を提供しました。また参加デザイナーが実際にNYへ行き、ショー直後にメディアのインタビューに対応し、新鮮で活気のあるJFWの様子を伝えました。さらには現地の5つの小売店舗にてショーで使ったルックスを展示し、一部は販売も行うことでバイヤーや一般消費者へ向けてもJFWの認知度を向上させました。イベント開催の翌日から、Wall Street JournalやStyle.comなど米国の8メディアにイベント概要が掲載され、日経ではテレビ東京の「モーニングサテライト」でも放映されました。結果として海外メディアおよびバイヤーの第8回JFWへの来場が、合計で前回の約10%増となりました。JFW事務局からは「海外メディアが着実に増加している、ジェトロの継続的な広報活動の成果である」と評価されています。

## **(2) パビリオン立地の調整による商談件数増**

**【課題】**

「SIAL2008」で当初主催者側から提案された日本パビリオンの設置場所は入り口から遠く、立地条件のよい場所ではありませんでした。会期の2年前からスペース予約が開始される一方で、委託事業としての制約から半年前のスペース申し込みとなるため必然的に良い場所の確保は難しい状況にありました。

**【対応した内容】**

主催者へ日本パビリオンの位置変更について幾度も要望し、設置場所の調整を行ってもらいました。その結果、日本パビリオンは会場入り口に近く、かつメイン通路及び隣のホールへの連絡通路に面した場所に変更することができました。その結果、日本パビリオンはバイヤーが訪れやすい場所となり、大幅な商談件数アップにつながりました。次年度以降の対策として、農林水産省に直接展示スペースを事前予約してもらうこと、事業の公募時期を早めてもらうことを提案しました。

## (ロ) 在外企業支援

### 1. 定量的指標の目標達成状況

参考【中期計画に明記されている数値目標（定量的アウトカム指標）】

- ・在外企業支援事業の関係者に対し「役立ち度」に関するアンケート調査を実施し、4段階評価で上位2つの評価を得る割合が7割以上とする。

〔ポイント〕

- 20年度の在外企業支援事業の役立ち度はいずれも目標を大幅に上回り、90%以上となりました。
- 海外投資ミッション派遣は、企業が単独では訪問することが困難な場所や企業を訪問して現地事情を見聞できること、配布資料が充実していること、現地でのきめ細かい対応等が評価され、非常に高い役立ち度を達成しました。
- 海外投資セミナーは、進出済企業の生の声が聞けること、プログラム構成が総論とケーススタディ等のバランスが良いこと等が評価されました。
- 海外ビジネス・サポートセンターは、投資アドバイザーやスタッフが利用者に対して常に適切かつ親身になって相談に対応していることを評価する声が多く、高い役立ち度につながりました。
- 知的財産セミナーは、具体的事例を豊富に用いた実務に直結した内容であること、企業が直面する喫緊の課題をテーマとして取り上げていること等に対して高い評価が得られ、19年度と比べても非常に高い役立ち度となりました。

### (1) 役立ち度調査の結果

それぞれの事業において、中期計画上の目標（「役立ち度」に関するアンケート調査、4段階評価で上位2つの評価を得る割合7割以上）を上回り、90%以上となりました。

〔中期計画上の目標〕4段階中上位2つの割合が7割以上

|          | 19年度             | 20年度             | 20年度内訳 |
|----------|------------------|------------------|--------|
| ミッション派遣  | 95.5%<br>(167)   | 98.9%<br>(119)   | 71.0%  |
|          |                  |                  | 27.9%  |
| 海外投資セミナー | 91.2%<br>(1,838) | 91.9%<br>(813)   | 42.7%  |
|          |                  |                  | 49.3%  |
| 海外BSC    | 99.2%<br>(53)    | 97.5%<br>(36)    | 86.1%  |
|          |                  |                  | 11.5%  |
| 知的財産セミナー | 91.3%<br>(1,508) | 97.2%<br>(1,533) | 54.0%  |
|          |                  |                  | 43.2%  |

括弧内は有効回答数

(注) 役立ち度内訳の上段は、最上位評価（役に立った）の割合、下段は2段階目の評価（まあ役に立った）の割合を指す。また、小数点第二位を四捨五入している為、両者の合計が必ずしも役立ち度の割合数値とはなっていない。

各事業における代表的な役立ち度結果は以下のとおりです。

### ① 海外投資ミッション派遣事業における役立ち度

20年度に実施したミッション4件のうち3件で役立ち度100%となり、非常に高い評価を得ました（19年度役立ち度95.5%）。

[中期計画上の目標] 4段階中上位2つの割合が7割以上

| ミッション名                         | 派遣期間              | 参加者数 | 役立ち度          | 役立ち度内訳 |
|--------------------------------|-------------------|------|---------------|--------|
| ロシア投資・ビジネスミッション<br>(自動車関連産業)   | 20年8月31日～9<br>月7日 | 34名  | 100%<br>(28)  | 53.6%  |
|                                |                   |      |               | 46.4%  |
| インド南部投資・ビジネスミッシ<br>ョン(自動車関連産業) | 20年11月23日～<br>28日 | 17名  | 100%<br>(13)  | 92.3%  |
|                                |                   |      |               | 7.7%   |
| インド投資・ビジネスミッション                | 21年2月22日～<br>27日  | 15名  | 100%<br>(12)  | 66.7%  |
|                                |                   |      |               | 33.3%  |
| ベトナム投資・ビジネスミッション               | 21年3月1日～6<br>日    | 74名  | 95.5%<br>(66) | 71.2%  |
|                                |                   |      |               | 24.2%  |

括弧内は有効回答数

(注) 役立ち度内訳の上段は、最上位評価(役に立った)の割合、下段は2段階目の評価(まあ役に立った)の割合を指す。また、小数点第二位を四捨五入している為、両者の合計が必ずしも役立ち度の割合数値とはなっていない。

### ② 海外投資セミナーにおける役立ち度

20年度は、合計で86件のセミナーを開催(主催・共催・後援)し、うち主催・共催した18件のセミナーで合計1,385名の参加があり、役立ち度は91.9%(有効回答数813件)となりました(19年度役立ち度91.2%)。

[中期計画上の目標] 4段階中上位2つの割合が7割以上

| セミナー名                                     | 実施日      | 開催地 | 参加者数          | 役立ち度          | 役立ち度内訳 |
|---|----------|-----|---------------|---------------|--------|
| ザンビア投資セミナー                                | 20年5月27日 | 東京  | 84名           | 74.2%<br>(31) | 12.9%  |
|   |          |     |               |               | 61.3%  |
| モーリタニア投資セミナー                              | 20年5月30日 | 東京  | 142名          | 94.9%<br>(78) | 24.4%  |
|   |          |     |               |               | 70.5%  |
| ミッション参加者交流会・セミナー                          | 20年6月6日  | 東京  | 32名           | 95.7%<br>(23) | 56.5%  |
|   |          |     |               |               | 39.1%  |
| 日本カザフスタンビジネスフォーラム                         | 20年6月20日 | 東京  | 135名          | 61.7%<br>(47) | 14.9%  |
|   |          |     |               |               | 46.8%  |
| ロシア投資・ビジネスセミナー～<br>自動車産業を中心としたロシア<br>の見方～ | 20年6月30日 | 東京  | 138名          | 82.8%<br>(99) | 18.2%  |
|   | 20年7月2日  | 名古屋 | 53名           | 94.9%<br>(39) | 64.6%  |
|   |          |     |               |               | 30.8%  |
| 20年7月3日                                   | 大阪       | 63名 | 97.4%<br>(39) | 64.1%         |        |
|   |          |     |               |               | 25.6%  |
|   |          |     |               |               | 71.8%  |

|                          |           |     |               |               |       |
|--------------------------|-----------|-----|---------------|---------------|-------|
| モロッコ投資セミナー               | 20年10月9日  | 東京  | 75名           | 100%<br>(48)  | 60.4% |
|                          |           |     |               |               | 39.6% |
| インドビジネスセミナー～インド進出とその留意点～ | 20年10月17日 | 東京  | 121名          | 100%<br>(70)  | 55.7% |
|                          |           |     |               |               | 44.3% |
| イラン投資セミナー                | 20年11月18日 | 東京  | 126名          | 94.2%<br>(69) | 50.7% |
|                          |           |     |               |               | 43.5% |
| 韓国ビジネスセミナー               | 21年1月30日  | 東京  | 106名          | 94.9%<br>(78) | 35.9% |
|                          |           |     |               |               | 59.0% |
|                          | 21年2月6日   | 福岡  | 32名           | 100%<br>(16)  | 43.8% |
|                          |           |     |               |               | 56.3% |
|                          | 21年3月12日  | 高知  | 23名           | 100%<br>(11)  | 72.7% |
|                          |           |     |               |               | 27.3% |
|                          | 21年3月12日  | 静岡  | 55名           | 94.4%<br>(36) | 44.4% |
|                          |           |     |               |               | 50.0% |
| 21年3月13日                 | 新潟        | 21名 | 78.6%<br>(14) | 57.1%         |       |
|                          |           |     |               | 21.4%         |       |
| 21年3月18日                 | 岡山        | 16名 | 100%<br>(16)  | 56.3%         |       |
|                          |           |     |               | 43.8%         |       |
| 21年3月19日                 | 大阪        | 43名 | 97.2%<br>(36) | 58.3%         |       |
|                          |           |     |               | 38.9%         |       |
| ペルー投資誘致セミナー              | 21年2月24日  | 東京  | 120名          | 93.7%<br>(63) | 49.2% |
|                          |           |     |               |               | 44.4% |

括弧内は有効回答数

(注) 役立ち度内訳の上段は、最上位評価(役に立った)の割合、下段は2段階目の評価(まあ役に立った)の割合を指す。また、小数点第二位を四捨五入している為、両者の合計が必ずしも役立ち度の割合数値とはなっていない。

### ③ 海外ビジネス・サポートセンター事業における役立ち度

(19年度役立ち度 99.2%)。

[中期計画上の目標] 4段階中上位2つの割合が7割以上

| 設置場所   | 室数   | 入居者数※① | 役立ち度※②       |        |
|--------|------|--------|--------------|--------|
| バンコク   | 9室   | 30社    | 100%<br>(19) | 84.2%  |
|        |      |        |              | 15.8%  |
| マニラ    | 2室※③ | 4社     | 100%<br>(3)  | 100.0% |
|        |      |        |              | 0.0%   |
| ニューデリー | 5室   | 12社    | 90%<br>(10)  | 60.0%  |
|        |      |        |              | 30.0%  |
| ムンバイ   | 3室   | 7社     | 100%<br>(4)  | 100.0% |
|        |      |        |              | 0.0%   |



※① 入居者数は期間中の入居企業の実数

※② 役立ち度調査は退去時のアンケートに基づくため、入居者数とは一致しない。

※③ マニラは平成 20 年 7 月 31 日までは 5 室

括弧内は有効回答数

(注) 役立ち度内訳の上段は、最上位評価（役に立った）の割合、下段は 2 段階目の評価（まあ役に立った）の割合を指す。また、小数点第二位を四捨五入している為、両者の合計が必ずしも役立ち度の割合数値とはなっていない。

#### ④ 知的財産セミナーにおける役立ち度

20 年度は、計 37 件のセミナーを開催し、合計で 2,431 名の参加があり、役立ち度は 97.1%（有効回答数 1,533 件）と非常に高い評価を得ました（19 年度役立ち度 91.3%）。

##### 【代表的なセミナー】

| セミナー名                       | 実施日           | 開催地 | 参加者数  | 役立ち度           | 役立ち度内訳 |
|-----------------------------|---------------|-----|-------|----------------|--------|
| 韓国模倣対策セミナー                  | 20 年 5 月 28 日 | 東京  | 136 名 | 100%<br>(89)   | 53.9%  |
|                             |               |     |       |                | 46.1%  |
| 企業を取り巻く知財問題と具体的な知財構築に向けて    | 20 年 6 月 25 日 | 仙台  | 26 名  | 100%<br>(25)   | 56.0%  |
|                             |               |     |       |                | 44.0%  |
| 中国・台湾における商標権問題・知的財産権セミナー    | 20 年 7 月 4 日  | 香川  | 61 名  | 100%<br>(45)   | 53.3%  |
|                             |               |     |       |                | 46.7%  |
| 中国における中小企業の商標権問題と対策事例       | 20 年 7 月 16 日 | 福岡  | 49 名  | 100%<br>(31)   | 45.2%  |
|                             |               |     |       |                | 54.8%  |
| 入門編：中国における商標登録セミナー          | 20 年 7 月 23 日 | 名古屋 | 58 名  | 93.5%<br>(46)  | 39.1%  |
|                             |               |     |       |                | 54.3%  |
| 中国における商標の冒認出願・抜け駆け登録対策セミナー  | 20 年 8 月 1 日  | 東京  | 138 名 | 95.7%<br>(92)  | 53.3%  |
|                             |               |     |       |                | 42.4%  |
| 中国知的財産権セミナー                 | 20 年 8 月 7 日  | 岐阜  | 46 名  | 96.9%<br>(32)  | 25.0%  |
|                             |               |     |       |                | 71.9%  |
| インド知的財産セミナー                 | 20 年 9 月 24 日 | 東京  | 149 名 | 97.4%<br>(77)  | 48.1%  |
|                             |               |     |       |                | 49.4%  |
| 中国における模倣品・商標権問題の現状とその対応     | 20 年 11 月 5 日 | 鳥取  | 11 名  | 100%<br>(10)   | 70.0%  |
|                             |               |     |       |                | 30.0%  |
| 中小企業等のための知的財産セミナー           | 21 年 1 月 16 日 | 鹿児島 | 26 名  | 100%<br>(17)   | 64.7%  |
|                             |               |     |       |                | 35.3%  |
| 農産物輸出に係る知的財産問題セミナー          | 21 年 2 月 13 日 | 岡山  | 31 名  | 100%<br>(19)   | 68.4%  |
|                             |               |     |       |                | 31.6%  |
| 中国における知的財産権保護政策セミナー         | 20 年 2 月 25 日 | 東京  | 272 名 | 95.8%<br>(143) | 34.3%  |
|                             |               |     |       |                | 61.5%  |
| 初心者向け中国模倣品対策セミナー～現状と具体的な対策～ | 21 年 3 月 26 日 | 大阪  | 86 名  | 95.1%<br>(61)  | 52.5%  |
|                             |               |     |       |                | 42.6%  |

括弧内は有効回答数

(注) 役立ち度内訳の上段は、最上位評価（役に立った）の割合、下段は2段階目の評価（まあ役に立った）の割合を指す。また、小数点第二位を四捨五入している為、両者の合計が必ずしも役立ち度の割合数値とはなっていない。

### ⑤ 展示会における役立ち度

広州での商談会では、モーターショーと併催した結果、モーターショー主催者からのJAPPEのPR制限、盗難事件の多発等、併催による運営面での課題が浮き彫りとなり、出展企業の役立ち度調査は、上位2項目63.0%と目標に達しませんでした。チェンナイでの商談会は、現地工業会との共催により優良サプライヤーの来場誘致に努めた結果、高い評価を得ました。

| 展示会名                                       | 概 要  |                                    | 役立ち度内訳         |
|--|------|------------------------------------|----------------|
| 2008 日系自動車部品調達販売展示商談会<br>(広州) at 広州モーターショー | 期間   | 20年11月19日～23日                      | —              |
|  | 規模   | 49社・団体、73小間                        | —              |
|  | 商談件数 | 2,499件                             | —              |
|  | 役立ち度 | 63.0%                              | 13.0%<br>50.0% |
| インド部品調達展示商談会<br>(チェンナイ)                    | 期間   | 20年11月26日～27日                      | —              |
|  | 規模   | 54社、63小間<br>(日本企業22社・<br>インド企業32社) | —              |
|  | 商談件数 | 1,019件<br>(日本企業を対象に調査)             | —              |
|  | 役立ち度 | 95.5%<br>(日本企業を対象に調査)              | 45.5%<br>50.0% |

(注) 役立ち度内訳の上段は、最上位評価（役に立った）の割合、下段は2段階目の評価（まあ役に立った）の割合を指す。また、小数点第二位を四捨五入している為、両者の合計が必ずしも役立ち度の割合数値とはなっていない。

## 2. 具体的なアウトカムの実現例

参考【中期計画に明記されている取組目標例（定性的アウトカム事例）】

- ・我が国企業の海外における知的財産権の保護、現地政府等への提言等による現地日系企業の事業環境の改善等具体的なアウトカムの実現を図る。

〔ポイント〕

1. 知的財産保護活動においては中国（6回目）のほか、初めてサウジアラビア王国及びアラブ首長国連邦に官民合同の知財ミッションを派遣し、現地当局との協力関係を強化しました。
2. 中国では、コンテンツ海外流通促進機構（CODA）や海外における日系企業情報交換グループ（IPG）による政府当局への働きかけを支援し、インターネット上の違法コンテンツの削除や模倣品の摘発等で多くの具体的な成果を実現しました。
3. 日印両国政府が合意、推進する「デリー・ムンバイ間産業大動脈」構想への協力の一環として、ムンバイにインドでは2カ所目となる海外ビジネス・サポートセンターを開設したほか、2回のミッション派遣を通じて、日本企業のインド進出を積極的に支援しました。
4. 日本企業の関心が高いベトナム、ロシア等新興市場国への進出をサポートするためのミッション派遣を実施したほか、在外企業による第三国展開を支援するためのミッション派遣やセミナー等を積極的に展開し、日本企業の新興市場国への進出を強力にサポートしました。
5. 現地日系企業が抱える問題点を集約し、法令等へのパブリックコメント募集に対して意見書の提出を行ったほか、進出日系企業が直面した具体的なトラブル解決等に積極的に取り組みました。

### （1） 知的財産保護活動、個別企業サポートを積極的に展開

#### ① ミッション派遣により相手国政府と関係強化、知的財産権保護で連携

ジェトロが事務局を務める「国際知的財産保護フォーラム（IIPPF）」は、中国での知的財産保護強化を目的として、日本政府と連携し、平成21年2月10日～13日に第6回知的財産保護官民合同訪中ハイレベルミッションを派遣しました。本ミッションは、平成20年3月の中村座長（パナソニック株式会社代表取締役会長）就任以来では初めての派遣であり、政府代表として経済産業省副大臣が7年ぶりに参加しました。協議を通じ、知財保護分野での日中間の協力の重要性につき双方で認識が一致したほか、北京市人民法院判事の日本招へい（平成21年3月に実施済み）や改正専利法セミナーの開催で合意に達する等、今後は双方の協力関係が一層深まると期待されます。平成21年4月に中国政府が発表した「2009年中国知的財産保護行動計画」において、本ミッション受入れを通じた交流と協力の強化が明記されました。

また、IIPPFは、平成21年1月24日～29日にかけて、初めてサウジアラビア王国及びアラブ首長国連邦へ官民合同ミッションを派遣しました。両国の税関等政府機関に対し、模倣品の取締強化を要請したほか、日本製品の真贋判定手法を提供する真贋判定セミナー

を開催し、日本側の協力姿勢を示したことで、現地当局との間で信頼・協力関係を構築できました。

## ② インターネット上の違法コンテンツの削除で成果を得る等海賊版対策を積極的に展開

ジェットロが事務局を務めるコンテンツ海外流通促進機構（CODA）は、平成20年6月1日から6日にかけて、コンテンツ業界単独では初となる官民合同ミッションを北京と上海へ派遣しました。ミッションは、「インターネット上における著作権侵害の違法アップロード」問題の改善を国家版權局に申し入れたほか、中国インターネット協会や中国版權協会海賊版撲滅委員会、中国のコンテンツホルダーと意見交換を行い、協力関係を構築しました。日本側からの要請を受けて、中国インターネット協会が会員企業に対して日本企業の被害事例の報告を行った結果、中国の有力な動画共有サイトである「YOUKU（優酷網）」から違法コンテンツが削除されました。

また、CODAは、平成20年9月から12月にかけて現地の知財侵害取締当局に対して真贋判定情報・ノウハウを提供する「トレーニングセミナー」を台湾、香港、マカオ、北京、上海、杭州、深センの各地にて開催しました。本セミナーは、海賊版対策の実効性を高めるため、現地担当官のキャパシティ・ビルディングを行うこと、担当官とのネットワーク強化を図ることを目的に実施しています。これまで本セミナーでは、CODA独自の商標である「CJマーク」を活用した海賊版の摘発を周知してきましたが、その結果、平成20年2月に香港で同商標の侵害を事由とする摘発が初めて実施されました。

このような背景の下、CODAは、日本コンテンツの海賊版摘発に尽力している香港税関の実務部隊責任者を平成21年3月に招へいしました。招へい期間中は、関係政府機関及び民間企業・団体との意見交換会を開催し、協力関係の一層の強化を確認したほか、東京国際アニメフェアでセミナーを開催し、海外機関との連携による著作権保護活動を日本の関係者にPRしました（参加者110名）。

## ③ 中国での個別企業へのサポート事例

20年度にジェットロ（東京、北京、上海、広州、ソウル、バンコク）に寄せられた知的財産に関わる相談は2,479件となりました。

これら個別相談やジェットロが事務局を務めるIPG（海外における知的財産権問題に関わる情報交換グループ）活動に基づいて、個別企業や各業界が抱える問題について、ジェットロから中国政府への要請を行うことで、数多くの知的財産権侵害排除を実現しました。

### 【成果事例①】当局への継続的な要請により、4件の自主摘発が実現

浙江省義烏市には、大規模な電卓市場があり、多くの電卓の模倣品が流通していました。権利者は従来から調査摘発行動を続けていましたが、費用・人的資源の面で限界があるため、中国当局（工商局、質監局）による自主摘発の増加を目指していました。19年度よりジェットロと電卓企業4社は義烏市場を共同で調査し、その結果をもとに浙江省や義烏市の当局に対して、自主摘発の強化を要請しました。その結果、平成20年8月に義烏市当局を訪問したところ、これまでの要請に基づき4件の自主摘発の実施が確認できました。

### 【成果事例②】 農業部への働きかけ等を通じ、農薬模倣業者の排除で具体的成果

ジェットロと農薬企業6社は、展示会でのニセモノ農薬の摘発を目指し、18年度から継続的に以下の6点に取り組んできました。①展示会主催地域の当局に対する展示会での摘発要請、②展示会での模倣品の出展状況調査、③展示会での模倣品摘発、④模倣品出展者への警告、⑤主催者（農業部）への状況報告、⑥主催者への模倣品出展者リストの提供と以後の出展拒絶要請

こうした努力の結果、20年度に実施された展示会会場における摘発に成功したことに加え、上海IPG（事務局：ジェットロ上海）より、模倣品出展者リストを農業部に提示した結果、同部がこれらの業者に対して模倣品を扱わない旨誓約させたほか、展示会の出展条件に知的財産権の侵害を禁止する旨が明記されました。

### 【成果事例③】 インターネットサイト上での化粧品企業の侵害対策に成功

化粧品業界では、以前よりインターネット（特にBtoBサイト）上での権利侵害に悩まされていました。そこで、ジェットロが仲介役となり、化粧品企業6社とともに、平成20年3月にTAOBAO（最大のサイト運営者）を訪問し、知的財産権侵害問題への協力を要請しました。その結果、日本企業からの削除要請への対応が円滑に行われ、権利侵害品の排除が実施されています。

### 【成果事例④】 日系企業の商標権侵害訴訟をサポート

商標権侵害で訴訟中の日系企業の依頼により、被告の中国企業が商務部のウェブサイトに掲載した資料を不正登録の証拠として入手するため、在中国日本国大使館と連携して商務部に要請し、当該資料を入手しました。この資料により被告の不正登録を証明できたことで、日系企業が勝訴を勝ち取りました。

### 【成果事例⑤】 セミナーを通じた関係強化により、模倣品の摘発に成功

上海IPG（事務局：ジェットロ上海）と南通市工商行政管理局（AIC）とは、平成20年3月に真贋判定セミナーを開催して以来、交流を継続し、協力関係の強化を図ってきました。同年11月にはセミナーの開催に併せて、市内の小売店を共同で捜査し、ミシンおよび電子機器の数店舗で、参加した日系企業の模倣品の押収に成功しました。

### 【成果事例⑥】 真贋判定セミナーを通じた啓発が模倣品押収に結実

平成20年12月、上海IPG（事務局：ジェットロ上海）は、上海市質量技術監督局の模倣品取締官向けに真贋判定方法等を説明するセミナーを開催しました。平成21年3月19日、同局取締官が市場を検査していたところ、日系メーカーの模倣品である疑いのある計算機を発見しました。取締官はセミナーで得られた真贋判定方法に関する知識により日系メーカーの模倣品であると特定し、その場で数百台の模倣電卓を押収しました。この摘発については、上海市の新聞でも報道されました。

### 【成果事例⑦】 福建省でスポーツ用品の模倣品押収に協力

平成20年9月、ジェットロ広州は日本のスポーツ用品メーカー2社とともに、模倣被害が深刻な福建省の取締機関を訪問し、摘発強化を要請しました。その後12月に、このうち1社の製品の模倣品が同省内で発見され、摘発が行われましたが、その後当局は侵害者に対して押収物の一部を返却しようとしてきました。これに対して、同社代理人を通じて「押収物を返却したら、後日、権利者はジェットロと協力して苦情申立てを行う」と警告した結果、返却を阻止できました。本件は刑事案件となる可能性もあり、同局から公安への移送に協力するとの発言も得られました。

### 【成果事例⑧】 広州で意匠権侵害の調停と模倣品の金型廃棄を支援

摘発が困難な意匠権侵害に関する紛争に関して、取締当局に対応（模倣品の生産設備、金型、在庫の

処分)をどのようにして求めるべきか、メーカーA社から相談が寄せられました。ジェトロ広州は、同社から寄せられた手続上の質問を当局に照会するとともに、同社が直接対応を要請できるよう、当局の訪問アポイントの取得を支援しました。その後、同社が有力な証拠を揃えたことも奏功し、平成20年12月、同社と侵害者との間で当局の仲介による調停協議書が締結され、模倣品生産用の金型が廃棄されました。

#### ④ ASEANでの知的財産保護活動の強化

ASEANでは、中国とASEANの日系企業が協力して効果的な模倣品対策を行うことを目的として、平成20年10月にシンガポールにて各国の日系企業代表者が参加するIPG連携会議を開催し、併せて東アジア模倣対策セミナー(参加者55名、役立ち度96.6%)を開催する等、同地域における知財保護活動に積極的に取り組みました。

##### 【成果事例①】真贋判定セミナー開催に対してインドネシア国家警察本部より謝意

ジャカルタIPGは、平成20年9月にジャカルタと近郊の警察官、知的財産権文民捜査官を対象とした真贋判定セミナーを開催しました。警察官等を対象とした模倣品の判別能力向上のためのセミナーは初めて開催されるもので、国家警察本部バンバン刑事部長(現国家警察長官)より謝意が寄せられるとともに、警察と日系企業が協同して模倣品の取締りに力を入れて行きたいとの発言を得ました。

##### 【成果事例②】タイ王国の知的財産権法改正に向けパブリックコメントを提出

タイ王国商務省知的財産権局から出された特許法(意匠制度を包含)、商標法の改正案に係るパブリックコメント募集に対して、平成20年10月に、日本知的財産協会とも協力し、同局担当者と会合を行い、意見提出とともに趣旨説明を行いました。その後、政情の関係から法改正自体は滞っていますが、同局担当者から提出した意見のいくつかを採用する旨のコメントが得られています。

##### 【成果事例③】マレーシアの意匠法改正を提言し、改正に向け前進

マレーシアの意匠法は、その新規性判断が同国国内に限られる等、進出日系企業には不利な点が多くありました。このため、20年度に実施された日マEPAの知財小委員会や現地IPG活動を通じて、同国政府に意匠法改正を強く提言してきました。その結果、日系企業の要望を取り入れた意匠法改正案が関係者に提示されました。

#### ⑤ 中小企業の知財保護活動を積極的に支援

専門の知財部門を持たない中で海外ビジネスを行っている中小企業の方々に対して、海外における知財権侵害防止のノウハウ等の情報共有化を図るために、19年度より新たに立ち上げた「中小企業のための海外での知的財産保護についての情報交換会(海外展開中小企業IPG)」を東京および大阪で各3回開催し、毎回15~17名の参加者を得て、中小企業の知財保護活動への基盤づくりを支援しました。大阪の情報交換会のメンバー企業である株式会社シード、ホーユー株式会社の2社は「講演等を通じて中小企業における知的財産活用経験を紹介するなど、産業財産権制度の普及・発展に貢献」したとして平成21年度知財功労賞を受賞しました。

中国・台湾等において我が国の地名や地域ブランド等が第三者によって出願登録される事例が相次いでいることを受けて、平成20年4月にこの実態を調査、公表し、関係者への

注意喚起を行いました。あわせて、平成 20 年 6 月より、中国における商標抜け駆け登録への対応に関する相談窓口を北京に設置し、個別相談に対応するとともに、商標検索・法的対応措置に関するマニュアルを作成、提供しました。

また、中小企業に広く情報提供を行うため、中国等における第三者による商標等の抜け駆け出願の問題に係るセミナーを東京（参加者：138 名、役立ち度：95.7%）や地方で開催したほか、模倣品対策の初心者向けに「中国における模倣品対策セミナー」を東京（参加者：80 名、役立ち度：100%）、大阪（参加者：86 名、役立ち度：95.1%）で開催しました。さらに、中小企業のネットワークを拡大するため、地方を中心とした企業を 20 社あまり個別訪問し、ジェトロの中小企業支援策を説明しました。

このような中小企業向け情報提供を積極的に行ったこともあり、海外で知的財産の侵害を受けている中小企業に対し、模倣品・海賊版の製造元や流通経路を特定し、摘発活動につなげるための調査を助成する「中小企業知的財産保護対策事業」は 20 年度には 15 件の調査を支援し、17 年度の事業開始以来最多の件数となりました（申請企業の侵害商品事例：化粧品、自動ねじ供給機、ドアクローザー、ビニールバック、ガス圧力調整器等）。

## **（２） 日本企業の新興市場国への進出を強力にサポート**

### **① インド進出支援のための事業を集中的に実施**

#### **（i）海外ビジネス・サポートセンター ムンバイを開設**

平成 19 年 8 月の安倍首相（当時）訪印時の共同声明における合意事項に基づき、日印両国政府が推進する「デリー・ムンバイ間産業大動脈（DMIC）構想」への協力の一環として、平成 20 年 7 月 1 日に海外ビジネス・サポートセンター ムンバイ(BSCM)を開設しました。7 月 15 日にムンバイで開催した開所式には、マハラシュトラ州のデシュムク・マ首相をはじめ同州およびグジャラート州政府関係者、インド工業連盟会員、在マハラシュトラ州及び在グジャラート州日系企業等、日印双方から約 130 名の関係者が参加しました。デシュムク・マ州首相からは、「ジェトロが日本からの投資を後押ししてくれると確信している」との期待が寄せられました。その後 20 年度末までに、7 社が入居し、うち 5 社が具体的にビジネスを開始しています。

#### **（ii）ミッション派遣を通じてインド投資環境の実態把握を支援**

インド南部は、北部のデリー周辺に続く新たな投資先として日本企業の注目を集め、自動車関連産業を中心に新規・拡張投資が相次いでいることを受けて、インド南部（カルナータカ州、タミル・ナドゥ州）へミッションを派遣しました（平成 20 年 11 月 23 日～11 月 28 日、参加者 17 名）。プログラムは自動車関連産業の製造現場視察を重視し、日系のセットメーカーと第一次下請メーカー、第二次下請のインド地場系企業 2 社を含む計 5 ヲ所を訪問・視察しました。併せて、同時期にタミル・ナドゥ州のチェンナイで開催した「インド部品調達展示商談会」へ参加し、具体的な商談の機会を提供しました。その結果、「役立ち度」の上位 2 項目は 100%に達し、「インドへの直接投資を 2 年以内に検討したい」、「すぐにもビジネスチャンスがあると感じた」企業がそれぞれ 1 社、「中長期的にはインドへの直接投資を検討したい」が 4 社、「中長期的にはビジネスのチャンスがあると感じた」が 7

社と、多くの企業がビジネスチャンスを実感することができ、高い評価を得ました。

さらに、平成 21 年 2 月には、世界的な景気後退の中でも比較的その影響が軽微であり、中長期的に世界で最も有望な投資先の一つであるインドに新たなビジネスの活路を見出そうとする我が国中小企業等を支援するため、バンガロール、デリーを視察するミッションを派遣しました（平成 21 年 2 月 22 日～27 日、参加者 15 名）。インド国際産業&技術フェア（IETF）視察による商談機会の提供や進出日系企業や現地企業への訪問を通じて、インドでのビジネスを検討するに当たっての多面的な情報提供を行いました（「役立ち度」の上位 2 項目 100%）。シャンカール工業省次官への表敬訪問では、厳しい経済状況の中の訪印への感謝が示されるとともに、これからもよりよいパートナーシップを組んでいきたいとの期待が述べられました。

## ② ロシア投資環境の実態把握を支援

自動車メーカーを中心に、日本企業のロシア進出が活発化する中、ロシアの投資環境の実態については、情報を収集しづらいという問題点が指摘されています。このため、自動車関連分野で将来の投資を検討する日本企業に対し、実地検分の機会を提供することを目的として、ロシア連邦タタルスタン共和国およびサンクトペテルブルク市にミッションを派遣しました（平成 20 年 8 月 31 日～9 月 7 日、参加者 34 名）。プログラムは製造現場視察を重視し、エラブガ経済特区でのフィアット、いすゞ工場の見学をはじめ、ロシア地場企業 4 カ所を含む合計 8 カ所を訪問・視察しました。また、第 3 回日露投資フォーラム（主催者：経済産業省、ロシア経済発展貿易省、サンクトペテルブルク市政府、日露貿易投資促進機構）への参加、タタルスタンおよびサンクトペテルブルクでの投資環境説明会、サンクトペテルブルク港等インフラ施設の視察、在露欧米企業や進出日系企業との意見交換会等、ロシア投資環境の情報を様々な角度から提供しました。

その結果、「役立ち度」の上位 2 項目は 100%に達し、「すぐにもビジネスチャンス（販売・調達・提携等）があると感じた」企業が 5 社、「中長期的にはロシアへの直接投資を検討したい」企業が 3 社のほか、「中長期的にはビジネスチャンスがあると感じた」企業が約半数の 14 社に上りました。

ミッション派遣を含むロシアにおけるジェトロの取組に対して、ロシア政府・ビジネス関係者より以下のような評価と期待が表されました。

### 【ロシア側要人によるコメント】

- ・ ヴォスクレセンスキー・ロシア経済発展省次官：フォーラム開催にあたってのジェトロの協力に感謝。
- ・ マトヴィエンコ・サンクトペテルブルク知事：ジェトロは当地に事務所を開設し、1年以上業務にあたっている。ジェトロ、日本センター、日露貿易投資促進機構の当地での活躍は、日本企業がサンクトペテルブルクにおいて、ビジネスおよび日露相互の利益に基づく協力の実施に可能性を見出していることの証明である。
- ・ ラブレンチェフ・在日ロシア連邦通商代表部主席：（西岡・ロシア NIS 貿易会会長が提案した）ロシア企業の対日投資については、日本で通用するロシア企業が少ないという面があるが、他方、ロシア企業が自らの力を知らないという面もある。ジェトロが、日本と外国の両方の企業家に対して、支援、情報提供を行ってくれるのは大変有益であり、近い将来には力をつけたロシア企業が日本市場にも参入するだろう。ジェトロのロシアでの活動はよく知られている。
- ・ ショーヒン・ロシア産業家企業家連盟会長：日露経済関係発展のためにも、ジェトロミッション



のような具体的な動きは非常に望ましい。

### ③ 世界不況下の日本企業によるベトナムへのビジネス展開を支援

世界不況下における日本企業に対する緊急支援の一環として、特に中小企業の海外進出を支援するため、大阪本部が中心となってベトナム（ハノイ・ホーチミン）へミッションを派遣しました（平成21年3月1日～6日、参加者74名）。東京、大阪、広島、石川、静岡等15都府県から参加があり、金融危機による景気低迷の中でもベトナムの注目度の高さが伺えました。

ハノイで開催した日越経済討論会では、ベトナム側を代表し、フック計画投資大臣から日本企業の投資を期待する力強いメッセージが寄せられました。ホーチミンで実施した個別商談会は、参加希望団員から事前に詳細なリクエストを聞き取り、それをベトナム側に伝えたいと、できる限り双方のニーズがマッチするよう努めた結果、多数の商談が実現しました。

その結果、「役立ち度」の上位2項目は95.5%に達し、「中長期的にはビジネスチャンスがあると感じた」方が35名、「中長期的にはベトナムへの直接投資を検討したい」が26名、「すぐにもビジネスチャンスがあると感じた」が18名、「ベトナムへの直接投資を2年以内に検討したい」が7名と、多くの企業がビジネスチャンスを実感することができ、高い評価を得ました。

本ミッション最高顧問として参加した下妻関西経済連合会会長からは「今回のミッションが盛会であったのはひとえにジェトロのオーガナイザーとしての能力の高さに負うところ大であり、関係された方々のご苦勞に心から感謝したい」と評価いただきました。

### ④ 在外企業による第三国展開を強力的にサポート

#### (i) 在米自動車関連企業のメキシコへの展開をサポート

日メキシコ EPA 協定発効後、両国経済関係が深化する中で、ソホ・メキシコ経済大臣の要請を受けて、平成20年4月21日～24日に在米日系企業を中心とするメキシコ自動車産業視察ミッションを派遣しました（参加47企業・機関67名）。役立ち度調査の上位2項目は100%（うち、最上位評価が76.3%）となり、「期待以上の情報を得られた」、「質、量共に高度な情報が得られた」等の高い評価を得ました。今後のビジネス展開では、拠点設立を考えている企業が15社と比較的多い結果となりました。企業訪問やセミナーのほか、メキシコ経済省次官、メキシコ州知事、ヌエボレオン州知事等との面談も実現し、これらメキシコ政府関係者からもジェトロの活動が高く評価されました。ミッション派遣後も関心企業に対して継続的にフォローアップを行い、参加企業のうち4社がメキシコに進出、または進出を決定しました。

また、世界同時不況による北米自動車産業の低迷とメキシコ政府からの強い要望を受けて、平成21年2月に、デトロイトにて「メキシコの自動車産業の現状と自動車部品産業の可能性」セミナーを開催しました（参加者74社83名）。ブランコ元メキシコ商工大臣やメキシコ政府自動車関連機関トップ等による同国自動車産業の現状についての説明のほか、

既進出企業によるメキシコ展開の経験を情報提供した結果、役立ち度 91.7%と高い評価を得ました。

#### **(ii) 在欧州日系企業を対象としたポーランド東部・投資環境視察ミッションを派遣**

平成20年9月25日～26日に、製造・物流拠点として関心の高まるポーランド東部の投資環境視察を目的として在欧州日系企業を対象とするミッションを派遣しました（参加者21名、役立ち度100%）。参加者からは「このような企画・運営を実行できるのはジェットロだけ」と高い評価を得ました。今後のビジネス展開では、「将来の投資先候補として検討したい」企業が3社、「将来のビジネス展開の対象地として検討したい」企業が6社となりました。その後の調査では、経済環境の悪化により計画を一時中断している企業が多いものの、いずれも将来的な発展の可能性を引き続き模索しており、ビジネスパートナー発掘のために継続的に現地調査を実施している企業も見られます。本ミッションについては、ジェシエフ投資センター、プシェミシル市及びミエレツ特別経済区がWEBページで発表し、TPV等現地テレビ・ラジオ放送でも報道され、大いに注目を集めました。現地自治体・産業団体・企業と日系企業を結び付けるというジェットロの役割が改めて高く評価されました。

#### **(iii) 在外企業に対してニューフロンティアの情報を提供**

昨今の中国、ベトナムの投資コスト上昇から、新たな進出拠点を検討している在外企業を支援するため、平成20年7月23日に南西アジア3カ国（パキスタン、バングラデシュ、スリランカ）を対象としたニューフロンティア投資セミナー（参加者65名、役立ち度100%）、平成21年3月6日にカンボジア、ミャンマーのビジネス情報を紹介するメコン・セミナー（参加者83名、役立ち度98.4%）をそれぞれシンガポールで開催しました。両セミナーともに「これまで情報が少なかった地域であり参考になった」として、大変高い評価を頂きました。

また、新興市場として注目される中東地域の投資、経済情報を提供するため、シンガポール（平成20年10月10日、参加者55名、役立ち度97.6%）とロンドン（平成21年3月5日、参加者75名、役立ち度100%）で中東ビジネスセミナーを開催しました。いずれも中東地域のジェットロ駐在員が講師となって最新の現地情勢とビジネスチャンスを紹介し、高い評価を得ました。

### **⑤ 注目集めるアフリカの投資情報を提供**

「第4回アフリカ開発会議（TICADIV）」に併せて、平成20年5月27日にはムタティ・ザンビアエネルギー商務貿易産業大臣等をスピーカーとするザンビア投資セミナー（参加者84名）を、5月30日にはアブダライ・モーリタニア大統領等をスピーカーとするモーリタニア投資セミナー（参加者142名）をそれぞれ在京大使館等との共催により、開催しました。

また、平成20年10月9日には、アフメッド・シャミ商工業・新技術大臣の来日を機に、「モロッコ投資セミナー」を開催しました（参加者75名）。

各国要人からはセミナー開催協力への謝辞が寄せられるとともに、参加者からは各国政府要人による投資環境の説明のみならず、進出企業等からの生の声等、なかなか情報を得

られない国の情報を入手できたことを評価されました。

### (3) 進出日系企業の事業環境改善のための提言、トラブル解決への貢献

#### ① 現地法令等投資環境の改善のための提言

在外企業が抱える現地法制度等に起因する問題をジェトロが汲み上げ、現地政府や所管団体等へ提言することによって、ビジネスが円滑に行われるよう活動しました。

##### 【成果事例①】中国専利法改正案への提言

中国国務院法制弁公室と全国人民代表大会による専利法（特許・意匠法）改正案に関するパブリックコメント募集に対して、中国日本商会と協力して日系企業の意見をそれぞれ集約し、提言を行いました。この迅速な取組に対して日系企業から高い評価を得ました。

##### 【成果事例②】中国独占禁止法の関連弁法（運用規則）への提言

平成21年1月、中国独占禁止法（平成20年8月1日施行）の関連弁法（運用規則）について中国商務部よりパブリックコメントの募集がありました。そこで中国5カ所の事務所が連携して、日系企業の意見集約を行い、中国日本商会と連名にて意見書を提出しました。その結果、提出した意見書の内容に基づいて日本の運用状況について商務部より照会がある等、具体的な検討につながりました。

##### 【成果事例③】在中国日本大使館と協力して労働契約法の遵守を呼びかけ

中国での労働関連法規は、地域によって規定や運用に差異がある等、進出企業にとっては労務問題対応上の大きな課題となっています。そこで、北京センターは在中国日本大使館と協力し、労働契約法のポイントと留意すべき事項を簡潔明瞭にまとめた資料を企業に配布し、困った時はすぐに相談するよう呼びかけました。

##### 【成果事例④】マレーシア・セランゴール州首相との直接対話により電力供給安定化が前進

平成20年9月16日、ジェトロが中心となってマレーシア・セランゴール州の首相や投資関連機関幹部と州内の日系企業の直接対話の場を設定しました。州首相とこうした対話の場が設けられるのは初めてのことで、約60社の日系企業から①外国人労働者の規制緩和、②インフラ設備の推進等、5項目を重点項目として提案しました。インフラ問題の中でも日系企業の関心の高い電力供給の安定化については、州政府が日系企業とも協力して電力会社の責任を追及するための仕組み構築を連邦政府に求めていることを約束する等、前向きな対応を引き出すことができました。

#### ② 進出企業のトラブル解決等への貢献

東アジア9カ国15カ所17名のアドバイザーを配置し、現地への進出や現地での企業経営上の問題やトラブル等、貿易投資に関する相談を7,820件受けました。

中国では、「進出企業支援センター」の活動として、各地の日本商工会や日本総領事館等と連携し、在外日系企業が抱える現地法制度等に起因する問題を現地政府に伝え、改善を求めるための政策提言活動に注力しました。中国での相談は、工会（労働組合）設立強化の動きや労働契約法等の労務に関するもの、平成20年7月以降実施された外貨管理強化の動き等の新たな法律や制度変更に関するもののほか、事業再編に関わるものが多く寄せられました。一方で、進出に関わるビジネス環境や進出企業や市場動向等、新たなビジネスチャンスを求める相談も引き続きかなりの割合を占めました。

また、各国ともに世界同時不況の影響を受けて、年度後半には一時帰休や人員削減等の事業再編に伴う労務問題、資金調達や債権回収等に関わる相談が目立ちました。このような現下の経済情勢の影響に伴う喫緊の課題について広く進出企業に情報提供を行うべく、全世界レベルにて海外ビジネス緊急支援セミナーを95件開催しました。

さらに、ジェットロから現地政府への働きかけや個別具体的なアドバイスを通じ、各地で進出企業の具体的なトラブル解決に貢献しました。

#### 【成果事例①】中国東莞にて地方官民対話を通じ、租税減免を実現

景気後退により進出企業の経営環境が厳しさを増す中、進出企業に対して一律課税される各種の税負担が経営にマイナスの影響を及ぼしていました。そこで、ジェットロが中心となって開催した平成20年10月の東莞日系企業定期連絡会において、東莞市政府に対して堤防費（堤防の保全等の目的として売上額に対して一定の率で課される地方税の一つ）の負担の減免について要求した結果、11月28日付けで正式に地方税務局が同費を半分に減免することが決定されました。

#### 【成果事例②】中国青島にて当局への働きかけを通じて増値税未還付問題を解決

中国青島では、20年度の増値税還付が大幅に遅れており、最も深刻な企業では未還付額が4,000万円超（約6億円）にも達し、企業のキャッシュフローに重大な影響を及ぼしていました。そこで、平成20年10月に市政府担当部門に早急な還付を行うよう働きかけた結果、翌11月に全額一括で全社に還付が行われました。

#### 【成果事例③】中国青島で土地使用权証の未発給問題で大幅前進

19年度以来、土地使用权証の未発給問題が多発していた青島地区の即墨市、開発区、膠南地区において、継続的に政府関係当局への働きかけを行った結果、平成20年12月以降、ジェットロが要求した進出時点での契約条件による契約履行申し入れに応じて土地使用权証発給手続が開始され、膠南地区では平成21年3月に問題が解決しました。

#### 【成果事例④】日系企業の移転問題（上海）の解決をサポート

上海市嘉定区で平成17年秋から発生している都市再開発に伴う日系企業移転問題について、上海センターと在上海総領事館とが協力して関係当局への働きかけ等の支援を行ってきたところ、平成20年5月13日に日系企業一社が移転を終了、竣工式典を挙行了しました。挙行政典に同席した嘉定区関係者に対し、他の日系企業の工場移転に伴う作業が順調に進むよう要望しました。

#### 【成果事例⑤】突然輸出禁止となった加工砂、輸出再開に向け中国政府と交渉開始

平成21年1月「2009年出口許可証管理貨物目録」が施行され、コンクリート専用の加工砂（天然砂は中国から輸出禁止）を中国から日本へ輸出しているA社は、同社製品には80%の天然砂が入っているという理由で突然輸出が禁止され、甚大な被害が懸念されました。A社は自社で商務部等関係機関へ交渉を試みましたが、制度変更は認められず、広州事務所へ相談が寄せられました。そこで、同事務所と北京センターが連名にて商務部へ書状を送付すると共に、輸出許可の再検討を強く要請しました。その結果、契約済みの日本向け輸出について、3ヶ月の移行期間を設ける等の措置が検討されることとなり、被害を最小限に食い止めることができました。

#### 【成果事例⑥】韓国で進出企業の売掛債権回収へのアドバイスを行い、具体的成果

世界的なクレジットクラッシュが進行する中で、海外進出日系企業が直面する問題の一つに売掛債権の回収遅延・不良債権化があります。平成20年12月に在シンガポールの日系企業B社からソウルセン

ターに韓国企業の売掛債権回収に関わる相談があり、①事実関係の整理、②弁護士・法律事務所起用についてのガイダンス、③債務者との交渉へのアドバイスを行いました。その結果、まもなく債権の一部である10万ドルの回収に成功し、「残りの38万ドルについても分割払いで、年内に完済する」旨のレターを入手するに至り、B社から感謝されました。

#### 【成果事例⑦】 フィリピン進出企業のスムーズな国外移転を支援

平成16年よりフィリピン法人として操業していた企業（ジーンズ洗い加工業）が、顧客企業の業務縮小に伴う国外移転も含めた海外抛運営の検討のため平成18年半ばより継続的にマニラセンターに相談に訪れていました。主な相談内容として、①会社清算手続、②完全撤退はせず下請け業者を利用した業務委託を継続した場合のPEZA事業認可の取り扱い、BIRへの届出等、③従業員解雇に係る労働法上の取り扱い（解雇通知、退職金支給、労働省への届出等）や法令上の規制と日系企業の事例等といった対応方法につき、2年間に及ぶ継続的なアドバイスにより、最終的に同社は労働関係のトラブルもなく、円満に国外移転を実現しました。

#### 【成果事例⑧】 インド進出企業のスムーズな許認可取得をサポート

インドに進出するに当たって発生する政府許認可関連事項の中で、地下水汲み上げのための中央許認可の取得が厳しくなり、ニムラナ工業団地の進出企業を悩ませていました。そこで、中央政府商工省投資促進企画局及び州産業公社へ働きかけを行った結果、許認可取得がスムーズに行われるようになり、併せて将来的な水資源確保についての配慮を確認できました。

#### 【成果事例⑨】 人員解雇を巡るタイ労働局介入を迅速に解決

タイ進出企業C社は無断欠勤を行った派遣社員を解雇しようとしたところ労働局が介入し、解雇手当の支給等に関する協議が数ヶ月にも及んだため、バンコクのアドバイザーに相談に来ました。事実関係を確認したところ、改正された労働者保護法によっても解雇は違法とにならないことから、同法を実際に労働当局に見せて毅然として交渉すること等をアドバイスした結果、労働局側も納得し、数ヶ月にわたった当局との話し合いはわずか1日で決着し、C社から非常に感謝されました。

### ③ 在外企業の経済連携協定活用促進を支援

在外日系企業の経済連携協定（EPA）の活用促進を図るため、クアラルンプール、バンコク、マニラ、ジャカルタ、シンガポールに計5名のEPAアドバイザーを派遣し、EPA利用に関する相談を839件受けました。

平成20年12月に発効した日フィリピンEPA（JPEPA）、同12月に発効した日アセアンEPA（AJCEP）に関する相談やAJCEPと既発効の二国間EPAとの比較に関する相談が数多く寄せられました。

また、EPAに基づくビジネス環境の整備に関する小委員会では、メキシコ、マレーシア、チリ、タイでその運営に積極的に関与し、メキシコにおける出入国手続の円滑化や模倣品の取締り強化等、具体的な問題解決に貢献しました。

#### 【成果事例①】

在ジャカルタの日系飲料メーカーA社は、ジャカルタセンターによるEPA解説セミナーに参加し、EPAに対する理解を深めました。その後、ジャカルタセンターのEPAアドバイザーに対して具体的な手続等の相談があり、これに基づいて手続を行った結果、プラスチックボトルの原料とキャップ部分の

アルミ箔を同社インドネシアの工場へ輸入する際、各月 3,000 万ルピア（約 30 万円）の関税負担減が可能となりました。

#### （４） 進出日系企業の現地調達向上を支援

##### ① 自動車部品分野調達目的の展示商談会を初めて広州モーターショーの中で開催

平成 20 年 11 月に開催した「2008 日系自動車部品調達販売展示商談会（広州）」（JAPPE）は、広州市政府からの要請を踏まえ、初めて「第 6 回広州モーターショー」におけるフェア・イン・フェア形式を採用しました。調達目的の出品者数は 49 社・団体、展示規模は 73 小間でした。出展企業からは「自社系列外の日系企業から新規ビジネスの話が寄せられたほか、外資大手メーカーからも具体的な商談があった」、「欧米系完成車メーカーの担当者に会うことができた点はモーターショーとの併催効果と考えており、大変感謝している」等、モーターショーと併催した効果について評価を得ました。

また、中国で自動車部品の模倣品が数多く流通していることに鑑み、知的財産保護活動の一環として、模倣品の不買を訴える消費者啓蒙活動を行い、日系 9 社が自動車部品の正規品と模倣品のサンプルを比較展示するとともに、模倣品利用の危険性を訴えるビデオを放映する等、事業の相乗効果を図りました。

##### ② 自動車関連企業の進出が見込まれるインド南部での部品調達を支援

インドで初の部品調達展となる「インド部品調達展示商談会」を、チェンナイにてインド自動車部品工業会と共催で開催しました（期間：平成 20 年 11 月 26 日～27 日、出展者：日本企業 22 社・団体（30 小間）、インド企業 32 社（33 小間））。出展企業からは「現地調達率向上のためのポテンシャルを持った現地サプライヤーとコンタクトすることができた」、「将来のサプライヤー候補が数社見つかった」、「ジェットロから現地サプライヤー側への働きかけを行ってくれたおかげで有意義な商談が行えた」等、高い評価を得ました（役立ち度：95.5%）。

### 3. 業務運営上の課題と改善に向けた取組

#### （１） ミッション派遣運営上の課題

##### 【課題】

ミッション派遣全体として、非常に高い評価を得ていますが、大規模ミッションにおいては、相手国政府とのパイプ作りや多業種の参加メンバーと交流ができる点等のメリットがある反面、表敬や座学が多くなるために、企業訪問の時間が少ないといった意見があったほか、いくつかのミッションでは、限られた派遣期間内で数多くの企業訪問やセミナー等の予定を組んだ結果、『スケジュールがタイトすぎる』との意見がありました。

##### 【対応した内容】

このような意見を踏まえ、より一層お客様のニーズに即したプログラムを提供するため、業界等を絞った小規模でのオーダーメイド型ミッションを 21 年度より実施することとしました。また、派遣期間と視察内容や情報量のバランスを十分に考慮し、お客様の立場に立ったムダのないスケジュールの組み立てに努めています。

## (2) 海外ビジネス・サポートセンターの見直し等のガイドラインの策定

### 【課題】

海外ビジネス・サポートセンター（BSC）については、19年度の財務省予算執行調査の結果、海外事務所運営費の効率化を図る観点から、「入居率等の動向を踏まえて見直し等の基準を設定することが必要」との指摘を受けました。

### 【対応した内容】

入居率や運営経費の推移、我が国通商政策上の必要性や企業ニーズ等を総合的に勘案し、19年度に大幅に入居率が減少する一方運営経費が高止まり傾向にあったシンガポールについて、借館契約終了時である平成20年5月末にてオフィススペースの提供業務を終了しました。他方で、日印両国政府が推進する「デリー・ムンバイ間産業大動脈（DMIC）構想」への協力の一環として、平成20年7月1日に海外ビジネス・サポートセンター ムンバイ（BSCM）を開設しました。

今後は、平成20年12月に海外ビジネス・サポートセンターの見直し等に関するガイドラインを策定したことから、これに基づいて評価、検証を行ってまいります。

## (ハ) 国際的企業連携支援

### 定量的指標の目標達成状況

参考【中期計画に明記されている数値目標（定量的アウトカム指標）】

- ・年平均 3,500 件以上の商談提供を目標とする。
- ・20 年度の事業別の設定目標（計 3,750 件）は以下のとおり。  
（内訳）
  - ビジネス・マッチング支援事業：2,600 件
  - 地域間交流支援（RIT）事業：400 件
  - 展示事業（ハノーバー・メッセ）：750 件
- ・国際的企業連携支援事業の関係者に対し「役立ち度」に関するアンケート調査を実施し、4 段階評価で上位 2 段階の評価を得る割合が 7 割以上とする。

#### 〔ポイント〕

1. 商談件数については目標を大きく上回る商談件数を達成しました（22,492 件）。理由としては、世界的に環境・エネルギー技術への関心が高まる中で、日本の環境・エネルギー分野における優秀な技術が注目され同分野における商談が活発に展開されたこと、年度途中で新に大型展示会を追加したことなどがあげられます。
2. 役立ち度アンケートにおける上位 2 項目の割合も概ね 9 割を超え、目標を大きく上回りました。展示・商談会への参加者からは「ビジネス機会が他と比べて多く満足」、「マッチングの質が非常に良い」、セミナー等については、「海外ビジネスに関する生の情報が得られた」、地域間交流支援（RIT）事業については「自力では難しい海外情報の収集や現地訪問時の支援が効果的」、ベンチャー・インキュベーション事業については「ソフト面でのサポートも豊富で海外でのビジネス立ち上げに役立った」などのコメントを得ました。

### (1) 国際的企業連携支援における商談件数

20 年度の国際的企業連携支援における商談件数は、中期計画の目標（年平均 3,500 件以上）ならびに年度計画の目標（3,750 件）を大きく上回る 22,492 件になりました。

目標件数を大きく上回った理由としては、まずハノーバー・メッセ 2008 での商談件数が目標の 11 倍を超える件数を記録したことが上げられます。

同見本市においては、当初、欧州に進出している日系大手メーカーの現地法人の出品による広報・宣伝中心の展示を想定して出展企業数を 50 社、目標件数を 750 件と見込んでいましたが、①パートナー・カントリーとしての参加を全面に打ち出して出展勧誘に注力した結果、国内中小企業を中心に当初予定の倍以上の 103 社・団体の参加を得たこと。また、②これら出展企業は広報・宣伝に留まらず海外企業とのビジネス・アライアンス形成に熱心な企業が多かったこと、③特に力を入れた『環境・エネルギー』分野のブースにおいて欧州にはまだ紹介されていない新製品、新技術が来場者の関心を惹き付けたなどの要因から、目標を大幅に上回る商談が行われる結果となりました。

さらに、年度途中で重点分野として中国、ブラジル、インドにおける環境関連見本市への参加を追加したことも、本資源配分区分における商談件数を大きく伸ばす結果となりました。



[中期計画上の目標] 国際的企業連携支援における商談件数を年平均で 3,500 件以上

| ツール    | 分野                     | 19 年度   | 20 年度    |
|--------|------------------------|---------|----------|
| 展示・商談会 | バイオ                    | 1,881 件 | 1,670 件  |
|        | ICT (デファクト含む)          | 1,033 件 | 866 件    |
|        | ナノ                     | 60 件    | 119 件    |
|        | 環境・エネルギー               | —※1     | 828 件    |
|        | ハイテク全般等 (ハノーバー・メッセ)    | —※2     | 8,789 件  |
|        | その他                    | —※3     | 9,408 件  |
| RIT 事業 | バイオ、環境、ナノ、<br>アニメーション等 | 480 件   | 812 件    |
|        | 合 計                    | 3,454   | 22,492 件 |

※1 「環境・エネルギー」分野は 20 年度から開始。

※2 「ハノーバー・メッセ」は 19 年度は広報展示のみ。

※3 年度途中で追加実施した 2008 中国国際工業博覧会 (上海)、ブラジル持続的国際環境産業見本市 (サンパウロ)、第 18 回インド国際産業&技術フェア (バンガロール) における実績。

## (2) 役立ち度調査の結果

### ① ビジネス・マッチング支援事業等における役立ち度

20 年度の国際的企業連携支援事業の関係者に対する「役立ち度」アンケートにおける上位 2 項目の割合は平均で 9 割以上と高い結果を得ました。

[中期計画上の目標] 役立ち度 4 段階中上位 2 つが 7 割以上

| 分野        | 役立ち度         | 役立ち度内訳 |
|-----------|--------------|--------|
| バイオ       | 95.3% (209)  | 50.6%  |
|           |              | 44.7%  |
| ICT・デファクト | 94.3% (198)  | 43.3%  |
|           |              | 51.0%  |
| ナノ        | 94.4% (81)   | 71.9%  |
|           |              | 22.5%  |
| 環境・エネルギー  | 92.6% (472)  | 60.3%  |
|           |              | 32.4%  |
| その他       | 94.6% (1208) | 46.3%  |
|           |              | 48.3%  |

括弧内は有効回答数

(注) 役立ち度内訳の上段は、最上位評価 (役に立った) の割合、下段は 2 段階目の評価 (まあ役に立った) の割合を指す。また、小数点第二位を四捨五入している為、両者の合計が必ずしも役立ち度の割合数値とはなっていない。

詳細内訳は以下のとおりです。

|                  | 事業名  | 参加者数<br>(展示会は出展者数)  | 役立ち度<br>(括弧内は有効回答数)   | 役立ち度内訳 |
|------------------|--|---|---|--------|
| バイオ              | BIO 2008 バイオ展示会<br>(6/17~20 米国・サンディエゴ)                       | 36社・団体  | 94.3% (35)  | 57.1%  |
|                  |  |   |   | 37.1%  |
|                  | JETRO BIOLINK FORUM 2008<br>バイオ商談会<br>(10/15~17 横浜)          | セミナー 186名<br><br>クラスター企業ネットワーク<br>358名<br><br>企業プレゼンテーション(米<br>国3社) 40名 | セミナー 94.4% (72)<br><br>クラスター企業ネットワーク<br>98.3% (59)<br><br>企業プレゼンテーション(米国3<br>社)90.5% (21) | 23.6%  |
|                  |  |   |   | 70.8%  |
|                  |  |   |   | 45.8%  |
|                  |  |   |   | 52.5%  |
|                  | BioSquare2009<br>欧州バイオ商談会・セミナー<br>(21年3/9~11 フランス・リヨン)       | 5社・団体<br>セミナー参加者 40名  | 商談会 100% (5)<br><br>セミナー 94.1% (17)   | 60.0%  |
|                  |  |   |   | 40.0%  |
|                  |  |   |   | 64.7%  |
|                  |  |   |   | 29.4%  |
| ICT<br>(デファクト含む) | ユビキタスネットワークセミナー<br>(5/27 東京)                                 | 65名   | 92.9% (42)  | 35.7%  |
|                  |  |   |   | 57.1%  |
|                  | Bizmatch @ CEATEC 2008<br>ICT 商談会<br>(9/30~10/2 幕張)          | 海外企業 17カ国 34社<br><br>国内企業 103社・団体<br>(国内企業 延べ133<br>社・団体)               | 海外企業 90.9% (33)<br><br>国内企業 96.4% (112)<br>(国内企業の回答数は3<br>日間の延べ回答数)                       | 54.6%  |
|                  |  |   |   | 36.4%  |
|                  | East Asia Tech @CEATEC2008 企業<br>プレゼンテーション (9/30 幕張)         | 海外企業 2カ国・地域 3<br>社  | 100.0% (2)  | 0.0%   |
|                  |  |   |   | 100.0% |
|                  | 2009 International CES<br>情報家電展示・見本市<br>(21年1/7~11 米国・ラスベガス) | 7社・団体   | 85.7% (7)   | 57.1%  |
|                  |  |   |   | 28.6%  |
|                  | Cebit2009 情報通信技術見本市<br>(21年3/3~8 ドイツ・ハノーバー)                  | 2社・団体   | 商談会 100% (2)  | 50.0%  |
|                  |  |   |   | 50.0%  |
| ナノ               | Bizmatch @ nanotec 2009<br>ナノテク商談会<br>(21年2/18~2/20 東京)      | 海外企業 12カ国 25社   | 海外企業 95.8% (24)   | 66.7%  |
|                  |  |   |   | 29.2%  |

|   |   |                                      |  |       |
|---|---|--------------------------------------|--|-------|
|   |   | 国内企業 54 社・団体<br>(国内企業 延べ 67<br>社・団体) | 国内企業 93.0% (57)<br>(国内企業の回答数は 3<br>日間の延べ回答数) | 77.2% |
|   |   |                                      |  | 15.8% |
| 環境・エネルギー  | 第 5 回中国国際中小企業博覧会<br>(広報展示) (9/22~25 中国・広州)                            | (博覧会全体の来場数 :<br>27.5 万人) (参考)        | 100% (221)<br>(ジェットロブース<br>来場者対象)            | 50.2% |
|   |   |                                      |  | 49.8% |
|   | 2008 中国国際工業博覧会<br>(11/4~8 中国・上海)                                      | 54 社・団体<br>(孫出展含め計 85 社・<br>団体)      | 97.3% (75)<br>(日本パビリオン出品<br>企業)<br>※孫出展企業含む  | 56.0% |
|   |   |                                      |  | 41.3% |
|   | 第 10 回ブラジル持続的国際環境産業<br>見本市 (X FIMAI2008)<br>(11/12~14 ブラジル・サンパウ<br>ロ) | 14 社・団体                              | 84.6% (13)<br>(日本パビリオン出品<br>企業)              | 69.2% |
|   |   |                                      |  | 15.4% |
|   | Pollutec2008 環境展示会<br>(12/2~5 フランス・リヨン)                               | 5 社・団体                               | 100% (5)                                     | 60.0% |
|   |   |                                      | 40.0%  |       |
| 日中省エネルギー・環境協力フォー<br>ラム(広東) (12/22 広州)   | 約 1,000 人 (延べ)  | 全体フォーラム<br>94.5%<br>(127)            | 54.3%  |       |
|   |   |                                      | 40.2%  |       |
| 第 18 回インド国際産業&技術フェア<br>(IETF2009)<br>(21 年 2/23~26 インド・バンガロー<br>ル)                                      | 24 社・団体   | 72.0% (25)                           | 32.0%  |       |
|   |   |                                      | 40.0%  |       |
| Renewable Energy Technology Conference<br>& Exhibition (RETECH)<br>新エネ・環境展示会<br>(21 年 2/25~27 米国・ラスベガス) | 6 社   | 商談会 100% (6)                         | 100.0%                                       |       |
|   |   |                                      | 0.0%   |       |
| その他   | ハノーバー・メッセ 2008<br>(4/21~25 ドイツ・ハノーバー)                                 | 103 社・団体                             | 87.3% (55)                                   | 41.8% |
|   |   |                                      |  | 45.5% |
|   | 日独太陽電池イニシアティブ・シン<br>ポジウム (4/24 ドイツ・ハノーバ<br>ー)                         | 171 名                                | 95.7% (23)                                   | 47.8% |
|   |   |                                      |  | 47.8% |
|   | サウジアラビア・ビジネス環境セミ<br>ナー (5/13 東京、5/14 大阪)                              | 東京 211 名                             | 東京 95.7% (70)                                | 35.7% |
|   |   |                                      |  | 60.0% |
|   |   | 大阪 135 名                             | 大阪 100% (71)                                 | 28.2% |
|   |   |                                      |  | 71.8% |
| 新産業創出地域連携フォーラム<br>(東京、5/27~21 年 3/18 計 5 回開<br>催)   | 計 411 名   | 平均 95.3% (270)                       | 47.3%  |       |
|   |   |                                      | 47.9%  |       |
| 「科学技術と産業」国際シンポジウ<br>ム 20 年 (10/8 東京)  | 402 名   | 96.4% (195)                          | 44.6%  |       |
|   |   |                                      | 51.8%  |       |

|  |   |             |              |       |
|--|---|-------------|--------------|-------|
|  | 海外最新動向セミナー<br>(東京、名古屋、大阪、福岡、11/18<br>~1/21) 計6回 | 計592名       | 平均93.3%(469) | 49.4% |
|  |   |             |              | 43.9% |
|  | 米国ハイテクビジネス実践セミナー<br>(東京、21年3/12~13)             | セミナー参加者 69名 | 96.4%(55)    | 56.4% |
|  |   |             |              | 40.0% |

(注) 役立ち度内訳の上段は、最上位評価(役に立った)の割合、下段は2段階目の評価(まあ役に立った)の割合を指す。また、小数点第二位を四捨五入している為、両者の合計が必ずしも役立ち度の割合数値とはなっていない。

## ② 地域間交流支援(RIT)事業における役立ち度

19年度から開始した同事業は、地域の産業集積や地方公共団体等が海外関係団体と国際的な産業交流を行うことを通じて、地域の活性化、国際化を支援するもので、事業の利用者(地方公共団体等)による役立ち度調査の結果は19年度同様、中期計画での目標を上回る100%となりました。

[中期計画上の目標] 役立ち度4段階中上位2つが7割以上

|                      | 19年度       | 20年度     | 20年度内訳 |
|----------------------|------------|----------|--------|
| 利用者(地方公共団体等)に対する役立ち度 | 100.0%(14) | 100%(18) | 66.7%  |
|                      |            |          | 33.3%  |

括弧内は有効回答数

※20年度19件のうち1件については支援ツールを用いた活動実績なし。

(注) 役立ち度内訳の上段は、最上位評価(役に立った)の割合、下段は2段階目の評価(まあ役に立った)の割合を指す。また、小数点第二位を四捨五入している為、両者の合計が必ずしも役立ち度の割合数値とはなっていない。

## ③ ベンチャー・インキュベーション事業における役立ち度等

米国・英国でハイテク分野(IT、バイオ等)のビジネスの立ち上げを希望する中小・ベンチャー企業や新たに起業予定の個人を対象に、ベンチャービジネスへの支援サービスが充実した有力インキュベータへの入居支援を行いました。我が国のイノベーションを支えるベンチャー企業の多くの商談を支援するとともに、高い役立ち度を得ました。

[中期計画上の目標] 役立ち度4段階中上位2つが7割以上

|       | 19年度       | 20年度      | 20年度内訳 |
|-------|------------|-----------|--------|
| 入居企業数 | 27社        | 24社       | -      |
| 商談件数  | 1,204件     | 1,048件    | -      |
| 役立ち度  | 100.0%(57) | 98.3%(64) | 81.1%  |
|       |            |           | 17.2%  |

括弧内は有効回答数

※入居企業数は年度内に入居していた企業数。

※「役立ち度」調査は四半期毎に実施しており、括弧内は四半期毎の入居企業からの延べ回答数。

(注) 役立ち度内訳の上段は、最上位評価(役に立った)の割合、下段は2段階目の評価(まあ役に立った)の割合を指す。また、小数点第二位を四捨五入している為、両者の合計が必ずしも役立ち度の割合数値とはなっていない。

## 2. 具体的なアウトカムの実現例

参考【中期計画に明記されている取組目標（定性的アウトカム）】

・次世代産業や技術に関する我が国企業と海外企業とのアライアンスの形成、地域産業の国際交流による地域の活性化等の具体的なアウトカムの実現を図る。

〔ポイント〕

1. ハノーバー・メッセ 2008 では、パートナー・カントリーとして、6 分野 7 ホールにおいてジャパン・パビリオンを組織し、各ホールのテーマに即した多彩な展示を行い、日本の先端技術を通じた日欧企業の国際連携を促しました。
2. ハイテク産業分野における海外企業とのアライアンス促進では、20 年度に初めて環境・エネルギー分野で海外の展示会に参加し、商談支援を行いました。これにより、具体的な成果が生まれ始めており、同分野における我が国産業技術の海外展開促進に寄与しました。
3. 地域間交流支援（RIT）事業では、20 年度実施案件 19 件のうち 9 案件で、地方の企業と海外企業との間で製品・技術の共同開発契約が締結されるなど、地域の活性化に貢献しました。
4. 20 年度にスタートした日中・省エネ環境ネットワーク事業では、ジェトロへの相談件数は合計 478 件にのぼりました。中国からの有望引き合い案件 88 件に対してはメールマガジン等を通じてマッチング支援を行い、うち 28 件が業者間の交渉段階に至っており、日中間の環境分野におけるビジネス連携の促進を支援しました。

### （1）我が国企業と海外企業とのハイテク等分野におけるアライアンス促進への貢献

#### ① 「ハノーバー・メッセ 2008」にパートナー・カントリーとして参加

平成 19 年 1 月の安倍総理（当時）とドイツ・メルケル首相との日独首脳会談での合意に基づき、日本は世界最大規模の産業技術見本市「ハノーバー・メッセ 2008」にパートナー・カントリーとして参加しました。日本の先端技術の展示を通じた日欧企業の国際連携促進のため、ジェトロは「Cooperation through Innovation（イノベーションを通じた協力）」をタイトルに、「研究開発とテクノロジー」、「エネルギー」等、6 分野 7 ホールにおいて 103 社・団体からなるジャパン・パビリオンを設けました。広報ブースでは、「The Japanese Way of Robotics」として日本のロボット技術を歴史的なものから最新のものを展示し、多くの来場者の関心を惹きつけました。

会期中は日本の最新技術や商品が注目され、ジャパン・パビリオンに出品した企業の商談件数は 8,789 件、成約件数（見込含）は 250 件に達しました。また、ジャパン・パビリオンの開館式には安倍総理特使、中野経済産業副大臣、メルケル首相、シャヴァーン連邦教育研究相、ヴルフ・ニーダーザクセン州首相などが参加し、ジェトロのプレゼンス向上にもつながりました。

ハノーバー・メッセの併催事業として実施した「日独太陽電池イニシアティブ・シンポジウム」では、世界の太陽電池生産をリードする日本・ドイツ両国の産学官の代表を講師に

迎え、日独間の協力のあり方などについて活発な議論を展開しました。

#### 【成果事例①】イタリア大手メーカーと商談を継続

産業用部品ホールに出品した A 社は、静電気除去装置の技術についてイタリアの通信用ケーブル大手メーカーと 100 万ドル相当の商談を行っています。

#### 【成果事例②】欧州市場への販路拡大に向け商談中

エネルギー・ホールに出品した B 社は、従来の小型風力発電の音、耐久性などの欠点を克服した製品を展示した結果、欧州主要各国における「パートナー」候補を見つけ、現在商談中です。

## ② ハイテク分野における国際ビジネス・マッチングの促進

19 年度に引き続き、バイオ、ICT、ナノテク等のハイテク分野において、主にフェア・イン・フェアの形式により我が国企業と海外企業とのビジネス・マッチングの機会を提供し、国際的企業連携の推進に寄与しました。以下はその代表的な事例です。

### (i) バイオ分野における国際的企業連携事例

#### 【成果事例①】セミナーは参加者定員を超える反響 (JETRO BIOLINK FORUM 2008)

米国から 3 名の講師を招き、日本のバイオベンチャーが直面している①マネジメント、②研究開発戦略、③資金調達、における課題克服をテーマに講演を行ったところ、定員 120 名に対し 180 名を超える聴衆が来場し、大きな反響を得ました。

#### 【成果事例②】ビジネス交流の場として高い評価 (JETRO BIOLINK FORUM 2008)

19 カ国・地域から集まった 59 のバイオクラスターが参加したクラスター・企業ネットワークは、研究内容の情報交換や提携交渉等、国際ビジネス交流の有効な場として評価されました。例えば、南東イングランドバイオコンソーシアムでは、日本の大手バイオ関連企業 C 社と南東イングランド地域の 2 大学がナノ粒子を利用した化粧品の共同研究開発に向けた具体的な協議を開始し、協議は現在も継続中です。

#### 【成果事例③】BioSquare 出展企業が現地法人を設立 (BioSquare2004)

BioSquare2004 に出展した再生医療に関わる「細胞シート」の研究開発を行っている D 社は、フランスの E 大学の大学病院との交渉を進め平成 18 年秋より臨床開発を行ってきました。この臨床試験の途中結果を踏まえて、平成 20 年 10 月、将来的な製品販売に向けた現地法人を設立しました。なお、D 社は BioSquare への参加メリットを評価し、16 年度以降継続して出展しています。

### (ii) ICT 分野における国際的企業連携事例

#### 【成果事例①】DRM 分野で日韓企業の商談が成立 (BIZMATCH @ CEATEC JAPAN 2008)

BIZMATCH @ CEATEC JAPAN 2008 に参加した日本のハイテク商社であるライトスピード株式会社は、デジタル著作権管理 (DRM) ソリューションを開発する韓国の Teruten 社と商談を行い、コンサルティング、品質向上・機能強化、セールス・マーケティングを請け負うストラテジックパートナー契約を締結しました。

#### 【成果事例②】DRM 分野で日韓企業の商談が成立 (BIZMATCH @ CEATEC JAPAN 2008)

BIZMATCH @ CEATEC JAPAN 2008 に参加した日本のコンテンツプロバイダーである F 社は、デジタル著作権管理 (DRM) ソリューションを開発する韓国の G 社と商談を行い、製品供給契約を締結しました。

#### 【成果事例③】光通信分野で日英企業の商談が成立 (BIZMATCH @ CEATEC JAPAN 2008)

BIZMATCH @ CEATEC JAPAN 2008 に参加した英国の Optelian Access Networks 社は、同社の光伝送システムに関する代理店契約を日本企業ジェイ・ティ・エス社と締結しました。両社から、同イベントでの商談のマッチング度が高く、効果的であったとの評価を受けました。事前のニーズ精査に基づく個別マッチングが的確であったことが早期の契約締結につながりました。

### (iii) ナノテク分野における国際的企業連携事例

#### 【成果事例①】参加企業からのコメント (BIZMATCH @ nano tech 2009)

- ・ 将来、ビジネスパートナーや代理店になる可能性が高い企業と多くのコンタクトができた (オーストラリア企業)。
- ・ 日本企業が海外企業とビジネスをする際に、こういった点を気にするかが理解できた (イタリア企業)

- 業)。  
・ ナノテクを応用した医薬品を国内で開発することに関して話し合い、ビジネスとして成立する感觸を持てた(日本企業)。

### ③ 環境・エネルギー分野でのビジネス・マッチングを重点的に実施

世界的に環境・エネルギー分野への関心が高まる中、日本の優れた環境技術をアピールするため、年度途中に事業の追加も行い世界各地域で開催される環境関連展示会への参加を重点的に実施しました。

#### (i) 第10回ブラジル持続的国際環境産業見本市(X FIMA2008)

(平成20年11月12-14日、サンパウロ)((財)省エネルギーセンター受託事業)

ブラジルにおける日本企業のビジネス交流促進のため、サンパウロ市で開催された南米最大規模の環境産業関連見本市に、日本企業14社・団体からなる日本パビリオンを組織し、参加しました。会期中の商談件数は1,651件、成約見込みは12件、成約見込み金額はUS\$3,250,000となりました。

#### (ii) 国際環境総合展 POLLUTEC2008(平成20年12月2-5日、リヨン)

欧州地域への取組としては、欧州最大級の環境・エネルギーの国際見本市「POLLUTEC2008」の日本パビリオンに5社・団体を取りまとめて出展しました。日本は日仏外交関係開設150周年の特別招待国であり、日本パビリオンにはジェットロ・ブースと共にNEDO(新エネルギー・産業技術総合開発機構)ブース(11社・団体)、個別企業5社が参加するなど、多彩な企業の出展により日本の環境技術・製品を強くアピールしました。

#### (iii) RETECH 2009(平成21年2月25-27日、ラスベガス)

北米地域への取組としては、平成21年2月にラスベガスにて開催された再生可能エネルギー分野の国際カンファレンス・見本市である「RETECH 2009」に日本ブースを設け、日本の再生可能エネルギー関連企業6社を取りまとめて出展しました。

#### 【成果事例①】プロが集まる見本市として高い評価

RETECH 自体が今回初開催ということもあり、来場者数は少ないと感じたが、非常に質の高い来場者が多く、会場全体の来場者数とは関係なく質の高い商談ができたといったコメントが複数の出展者から寄せられる等、RETECH への出展について有効なビジネスの場として高く評価されました。

#### 【成果事例②】米国企業への販売にかかる基本合意書が交わされる等の成果

太陽光発電と風力発電を融合したハイブリッド型街路灯のパネル展示を行った(株)Winpro は米国の発電機販売会社P社と、P社への製品販売にかかる基本合意書を交わし、現在は契約書の詳細項目等について商談が継続中です。また、同社はこの他にも数件の商談が継続中です。

#### (iv) 第18回インド国際産業&技術フェア(IETF2009)(平成21年2月23-26日、バンガロール)

((財)省エネルギーセンター受託事業)

安倍総理(当時)の平成19年8月訪印時の「省エネ・環境分野における二国間協力」表明を受けて、インドにおいて省エネ・環境をテーマとする展示会を開催しました。インド最大の機械技術分野の見本市である第18回インド国際産業&技術フェアにおいて24社・団体からなる日本パビリオンを組織し、会期中の商談件数は2,426件、成約件数(見込み含)は122件に達しました。

#### ④ 日本発デファクト標準形成への貢献

我が国発技術のデファクト標準化を支援するため、19年度より重点事業として海外展示会での広報出展支援を行っています。20年度は米国で開催される世界最大の情報家電展示・見本市「CES」（平成21年1月、於：ラスベガス）に加え、欧州における情報通信技術の代表的展示・見本市「CeBIT」（平成21年3月、於：ハノーバー）で携帯電話を用いた情報家電プラットフォーム（PUCC プロトコル）を搭載したヘルスケアセンサー機器、セキュリティ機器、ホームゲートウェイ等の展示を行い、外国企業との共同研究、技術提携に向けた可能性を追求しました。展示期間中には、米国大手ソフトウェア企業、英国携帯電話メーカー、スペインや UAE の通信企業等と商談機会を持ち、今後の具体的な事業提携に向けて商談を継続することになりました。

#### ⑤ ベンチャー・インキュベーション事業による新規ビジネスの創出

同事業では米国・英国でハイテク分野（IT、バイオ、環境等）のビジネスの立ち上げを希望する中小・ベンチャー企業や新たに起業予定の個人を対象に、ベンチャービジネスへの支援サービスが充実した有力インキュベータへの入居支援を行いました。以下は代表的な成果事例です。

##### 【成果事例①】インキュベーション卒業後も米国子会社を中心に展開を継続

情報ナレッジソリューションを提供するリアルコム社は、平成20年3月には米国企業のナレッジマネジメント事業（年商約3億円）の買収契約を締結しました。平成20年9月の卒業後も米国で活動を続け、平成21年4月にはナイジェリアの有力エンジニアリング会社に同社製品が採用されることが決定しました。

##### 【成果事例②】新規リリースの英語版ブラウザが世界各国に展開

インターネットブラウザを提供する Lunascape（株）は、平成20年11月、英語版ブラウザのα（テスト）版を新規リリースしました。全世界に向けてPRを行った結果、同ブラウザは世界で約300のネットニュースメディアや約3万のブログに取り上げられました。また、平成21年3月には英語版ブラウザのRC（製品候補）版をリリースし、平成21年4月現在、197カ国で累計約10万回のインストールが行われています。

##### 【成果事例③】日米間・インターネットオークション取引が好調

（株）ショップエアラインは eBay 社と共同で運営する海外オークションサイト「セカイモン」を平成19年12月に設立し、同サイトの平成20年10～12月中の流通総額実績は年間換算で約25億円に達しました。

#### ⑥ 米国ハイテクビジネス実践セミナーの実施

米国市場展開を検討している日本のハイテク中小・ベンチャー企業の関係者を対象に市場参入戦略の立案・実行に資するよう、日米で活躍中のコンサルタント、起業家、ベンチャーキャピタリスト、弁護士など各分野の専門家9名が、米国市場・企業動向等に関する現地の最新情報や実際のビジネスで必要とされるビジネスノウハウやルールについて講義を行いました。来場者へのアンケート結果では、「世界市場を目的とすることの重要性やどのような進出計画を作るべきか等が明確となった」「起業家自身の経験談が参考になった」「実践的な内容が有益であった」など、高い評価を受けました。



## (2) 国内及び海外の産業クラスター間の交流支援を通じた地域活性化への貢献

### ① 地域間交流支援 (RIT) 事業

20年度は19案件を実施し、ミッション派遣や有力企業・有識者招へい事業等の実施を通じて、計812件の商談が行われました。支援案件の対象分野はバイオ、環境、ナノテク、アニメ産業等多岐にわたり、また19件中10件が欧州との交流であり、日欧間の産業交流促進および地域経済の活性化に寄与しました。全19件のうち9件において、国内企業と海外企業との間で製品・技術の共同開発契約が締結されるなど、具体的な成果が得られました。次年度以降の案件を検討するための研究会・事前調査では16案件を実施し、うち7案件が21年度RIT事業への応募に結びつきました。

#### 【成果事例①】 ミッション参加企業が現地法人を設立など着実な進展

<九州－中国大連市（環境・リサイクル関連産業）案件>

- ・大連に派遣したミッション（平成20年3月）に参加した環境テクノス株式会社が平成20年8月、大連に現地法人日本環境技術諮詢を設立しました。
- ・平成21年2月に実施主体である九州地域環境・リサイクル産業交流プラザ（K-RIP）と大連市政府の間で環境分野の産業交流に関するMOUが締結されました。

#### 【成果事例②】 アニメーション分野における日仏のビジネス交流が活発化

<練馬－フランス（アニメーション）案件>

- ・日本企業のアニメ作品「ネットゴーストピポパ」をフランスのテレビ局（FR5）が購入し、代理店を通じてフランスを始めとする欧州4ヵ国およびアジア7ヵ国での放映が決定しました。
- ・日仏間で平成19年8月に覚書を締結して共同制作に取り組んでいたアニメ（Kawaikoプロジェクト）のパイロットフィルムが平成20年9月に完成し、今後の作品販売に向け商談中です。

#### 【成果事例③】 富山県－スイス（医薬品）

- ・平成20年11月のバーゼル市およびジュネーブ市へのミッション派遣の際に、スイス企業K社が保有する薬効成分と富山企業L社の製剤技術を合わせた経口剤薬品の共同開発に合意しました。既に富山企業L社からスイス企業K社へサンプルが送られており、今後の成約が見込まれています。

#### 【参考：20年度地域間交流支援 (RIT) 事業案件一覧】

1. 岩手地域－中国・大連地域（ものづくり基盤技術）※1
2. 茨城県－中国・上海市周辺（環境）
3. 埼玉県－米国ペンシルバニア州・オハイオ州（先端精密技術・先端材料）※1
4. 東京都練馬区－フランス（アニメーション制作）※1
5. 千葉県－英国・南西イングランド地域及びドイツ・デュッセルドルフ市、同周辺地域（ライフサイエンス）※2
6. 富山県－スイス（医薬品）※1
7. 石川県－台湾（IT）
8. 長野県諏訪地域－スイス（マイクロマシン）※1
9. 静岡県浜松地域－ドイツ・イエナ地域（光装置関連産業）※1
10. 三重県－中国南京地域、瀋陽地域（医療・健康・福祉）※1
11. 大阪府東部－ドイツ・ザクセン州ドレスデン（ナノテク）
12. 関西・北大阪－フランス・アルザス地方（創薬）
13. 関西文化学術研究都市－中国・北京市中関村科技園区（環境・省エネ関連産業）
14. 大阪府を中心とする近畿地域－オランダ・ヘルダーランド州ワーヘニゲン（食品産業）※1
15. 広島県－スイス（自動車関連分野を中心とするものづくり基盤技術）
16. 香川県－フランス・ローヌアルプス・アルザス地域圏（バイオ産業）
17. 九州－中国大連市（環境・リサイクル関連産業）※1
18. 福岡県福岡市－インド・タミルナドゥ州（チェンナイ）、カルナタカ州（バンガロール）、ケララ州（IT関連産業（組込みソフト））※1
19. 北九州市－ベトナム・ハノイ市（ITソフトウェア）

※1：19年度からの継続案件

※2：20年度対象地域拡大案件

## ② 新産業創出地域連携フォーラムを活用した新規地域活性化テーマの発掘

RIT 事業の一環として、新産業分野や関連テーマを取り上げた「新産業創出地域連携フォーラム」を自治体や地方の産業振興機関、産業クラスター関係者、外国公館等の担当者、関連企業等を対象に 20 年度は下表のとおり 5 回開催しました。同フォーラムは国内外における最新情報の提供や参加者間の意見交換を通して、当該産業や関連テーマについて地域における産業集積のコアとなりうるか可能性を検討するものです。参加者からは、「理論と実際の両面から台湾との産業連携の現実を見ることができた」（第 6 回）、「海外の活動を知る事で日本のクラスターの国際連携の戦略を考えることができた。」（第 9 回）といったコメントを得るなど、高い評価を得ました。

|       | テーマ                                      | 開催地 | 開催日       |
|-------|--|-----|-----------|
| 第 5 回 | 「中国の省エネ・環境ビジネス」                          | 東京  | 5/27      |
| 第 6 回 | 「台湾との地域間産業交流」                            | 東京  | 7/18      |
| 第 7 回 | 「医療産業での国際ビジネス交流～神戸および豪州での取組事例から」         | 東京  | 10/14     |
| 第 8 回 | 「アニメ産業における新ビジネスモデル」                      | 東京  | 12/17     |
| 第 9 回 | 「国際産業連携成功へのヒントー海外クラスターに見る国際産業連携成功のポイントー」 | 東京  | 21 年 3/18 |

## (3) 環境・エネルギー分野等における我が国の産業技術の普及

環境・エネルギー分野においては、展示・商談会でのビジネス・マッチング支援に加えて、我が国の産業技術普及のために広報活動、相談業務、調査・セミナー等を重点的に実施しました。

### ① 日中省エネ・環境ネットワーク事業

平成 19 年 12 月の日中首脳会談で合意した「環境・エネルギー分野における協力推進に関する共同コミュニケ」に基づき、平成 20 年 4 月から中国 5 事務所（北京・上海・大連・青島・広州）に窓口を設置して相談業務に当たる一方、中国各地で開催される環境関連見本市に広報ブースを出展し、事業の広報・普及に努めています。また、「日中省エネ・環境協力フォーラム（広東）」（平成 20 年 12 月、広州）を広東省人民政府と共催し、日本の省エネ・環境関連技術の広報を行いました。

ジェットロに対する相談案件は 478 件に上っています（平成 21 年 3 月 31 日現在の内訳は、北京：176 件、上海：136 件、大連：47 件、青島 92 件、広州：26 件、東京 1 件）。中国企業からの引き合い案件については、内容を精査した上で、うち 88 件をメールマガジン（※）に掲載し、マッチング支援を行ったところ、28 件が事業者間の交渉段階に至っています。なお、事業者間の交渉段階にいたっている案件のうち、4 分の 3 が環境関連（水処理、廃棄物処理など）のものです。

※ジェットロメールマガジンは、平成 20 年 5 月 19 日以降、正規号・臨時号合わせて計 21 号まで配信済（登録者数は平成 21 年 3 月 31 日現在 1,000 名）。配信内容は中国企業からの引き合い案件の紹介。

## ●2008 中国国際工業博覧会（平成 20 年 11 月 4-8 日、上海）

日中省エネ・環境ネットワーク事業の一環として「2008 中国国際工業博覧会」に 54 社・団体からなる日本パビリオンを出展し、会期中の商談件数は 5,331 件、成約件数は 57 件（見込み 261 件）、成約金額は US\$490,266（見込み US\$22,740,600）に達しました。出展ブースには日中省エネ・環境協力相談窓口を設置し、本部から派遣したアドバイザーが 76 件の相談に対応しました。日本パビリオンの出展目標である①日中首脳合意を踏まえた政策的アピールと、②中国での日本の省エネルギー、環境技術・機器の普及促進を達成することができました。

### 【成果事例①】初めての海外出展企業も商談に大きな手ごたえ

日本パビリオン出展企業M社の会期中の商談件数は約 250 件で、うち 10 件とコンタクトを継続しています。同社からは「海外展示会への出展は初めてであり、当初不安が大きかったものの、予想以上の商談が実施できた」と高い評価を得ました。

### 【成果事例②】独自参加の展示会に比べてビジネス機会の多さに満足

日本パビリオン出展企業N社はブースへの 1 日当たりの来場企業が約 200 社を記録し、過去に参加した他の展示会に比べてもビジネス機会が圧倒的に多かったと評価しました。通常同社が直接コンタクトしても面談が難しいような企業も数多くブースを訪れ、このうち中国政府系企業O社との間で提携に向けた商談を現在継続しています。

## ② 日本・サウジアラビア産業協力フレームワーク事業

ジェトロでは、平成 19 年 4 月に日本・サウジアラビア両国首脳の間で設置が決まった日本サウジアラビア産業協力タスクフォースの活動を支援する事業を 19 年度より実施しています。20 年度は日本・サウジアラビア両国においてセミナーの開催と調査を実施し、両国ビジネスの基盤整備を行っています。

### 【20 年度事業実績】

- ・セミナー：
  - －「サウジアラビア・ビジネス環境セミナー」（5 月、東京・大阪）  
サウジアラビア国家産業クラスター計画の責任者、日系進出企業関係者などを講師として招いたほか、19 年度に実施した現地調査結果を調査担当者から直接提供しました。
  - －「日本・サウジアラビア産業協力ビジネスサポートオフィス開所記念フォーラム」（10 月、サウジアラビア・リヤド）  
日本側タスクフォース事務局が平成 20 年 9 月にリヤドに設置したビジネスサポートオフィス（以下、BSO）の開所を記念して開催しました。現地要人を含め日本企業、サウジ企業から 100 名の参加を得て、日サ産業協力フレームワーク活動を推進するとともに、BSO 開所を日サ双方の企業に広く周知する良い機会となりました。
- ・調査：「欧米中韓企業等の対サウジアラビア・ビジネス動向」、  
「サウジアラビアのビジネス・投資環境調査」

## ③ 原子炉導入可能性調査支援事業（経済産業省受託事業）

ジェトロは日本とインドネシア、ベトナムとの各二国間協力文書において、原子炉導入可能性調査支援の日本側実施機関に位置付けられています。20 年度は、昨年度に引き続き専門家の派遣や相手国関係者の受け入れを行い、インドネシア、ベトナム両国の原子炉導入のための基盤整備に貢献しました。

### 【20 年度事業実績】

- ・対インドネシア事業
  - －専門家派遣によるインドネシア政府関係者向けワークショップ開催（「人材育成」、「原子力発電所建設サイト適性」等／8 月、11 月）
  - －インドネシア政府関係者招へいによる国内原子力関連施設の視察（12 月、平成 21 年 3 月）

- ・対ベトナム事業
  - －専門家派遣によるベトナム政府主催の国際原子力発電展示会へ出展、セミナー開催（5月）
  - －ニトアン省関係者招へい（8月）、計画投資大臣訪日時原子力関連施設の視察（2月）

#### ④ 地球環境適応型・本邦技術活用型産業物流インフラ整備等事業（円借款案件形成等調査及び民活インフラ案件形成等調査）（経済産業省受託事業）

本事業は、民間活動のみでは案件の積極的な発掘・形成が望めない開発途上国のインフラ等投資環境整備や地球環境問題への対応および、我が国の資源確保に資する鉱山等の周辺インフラ整備等に関して、我が国企業の優れた技術・ノウハウの活用による円借款案件や民活インフラ案件等の形成に資する調査等を行うものです。本事業を通じて、我が国企業等の優れた技術やノウハウを活用した案件を迅速に発掘・形成することに貢献しました。

##### 【20年度事業実績】

- ・公募型（8カ国11案件）：ベトナム3案件、インドネシア2案件、アンゴラ、イラク、カンボジア、フィジー、フィリピン、タイ各1案件
- ・緊急政策ニーズ対応型（2カ国2案件）：ベトナム、インドネシア各1案件
- ・過去案件のフォローアップ事業：
  - －ボツワナ環境省廃棄物処理部門の高官2名の日本への招へい（11月）
  - －マダガスカル空港・港湾開発セミナー（12月、マダガスカル・アンタナナリボ）（同国運輸大臣、経済通商産業大臣が出席）
- ・過去案件のフォローアップ調査：11カ国26案件が日本政府と相手国政府との間で交換公文（E/N）の締結に至ったことが判明しました。

#### ⑤ 石油資源開発等支援事業（経済産業省受託事業）

本事業は、我が国のエネルギー安定供給に資することを目的に、産油・産ガス国の産業構造の高度化や我が国からの関連技術の移転など、相手国側の強い要請に応えるプロジェクトの案件発掘（エネルギーマスタープラン作成を含む）に資する調査を行うものです。

##### 【20年度事業実績】

- ・公募型（4カ国5案件）：サウジアラビア2案件、アラブ首長国連邦、トルクメニスタン、イエメン各1案件
- ・過去案件のフォローアップ調査：12年度～19年度に実施した調査103案件を対象にその後の事業実施状況を調査しました。現状把握とそこに至る背景・経緯について原因分析することで、調査案件採択時の評価方法の見直しや関係機関との連携強化など、今後の本事業の効果的な実施に向けての提言を取りまとめました。

#### （4）科学技術・産業動向情報の収集・普及による産業基盤整備への貢献

##### ① 「科学技術と産業」国際シンポジウム2008を通じた世界の科学技術・産業動向の発信（経済産業省受託事業）

ノーベル賞受賞者を含む世界各国のトップレベルの科学者、国際的企業の幹部など国内外の有識者をスピーカーとする公開シンポジウムを行いました。世界の科学技術・産業の最新動向を広く普及することで、産業界の今後の課題の検討等に大きく貢献しました。

##### ② 海外ネットワークを活用して収集した海外産業技術情報の政策立案へのインプット（経済産業省受託事業）

米国5センター、中南米1センター、欧州9センター・事務所、アジア6センターにお

いて、各国の産業技術政策の動向、バイオや ICT、ナノテクノロジー等の分野別調査を実施しています。海外で収集した最新の産業技術情報は、毎月経済産業省内の関係部局に配信される「産技トピックス」に掲載され、政策立案等に役立てられています。

### ③ 海外の最新産業・技術動向をセミナーで普及

今後の我が国企業と海外企業とのビジネス・アライアンスや共同研究開発など国際的な企業連携支援に向けた事業戦略に資するよう、ジェトロの海外駐在員や有識者による海外の産業・技術関連の最新動向セミナーを行っています。20年度は平成20年11月から平成21年1月にかけて「欧州の環境規制」、「インドの製薬産業」、「北米のクリーンテック・ベンチャー」の3テーマをそれぞれ東京と地方都市の2カ所で開催しました。来場者へのアンケート結果では、「現地でなければ得られない情報」、「最前線の生の情報」が得られたとしていずれも高い評価を受けました。

## 3. 業務運営上の課題と改善に向けた取組

### (1) 日中省エネ・環境ネットワーク事業における体制強化

#### 【課題】

相談窓口が立ち上がったものの、相談業務を円滑に行うために必要な日本の省エネ・環境関連政策、法律、技術等にかかる情報提供が十分に準備できていないなど対応が必要な状況がありました。

#### 【対応状況】

相談案件の処理体制の整備、事業周知のため、主に以下の対応を行いました。

- ・関係機関を通じた日本の省エネ・環境関連情報の収集（4月～）
- ・環境関連分野担当アドバイザーの配置（8月～）
- ・在中国の担当者研修（技術情報、関連法規制等）の開催（9月）
- ・中国各地で開催される環境関連展示会における広報活動（9月～）
- ・専門誌「環境ビジネス」（平成21年5月号／3月発行）への広告掲載による事業広報

#### 【21年度に向けた取組】

優良な相談案件の発掘に向けて、新聞との連携等中国での広報体制を見直すとともに、中国からの引合案件を迅速な商談につなげるべく国内での広報活動・フォローアップ体制を改善・強化する方向です。また、国内での窓口業務協力機関である日中経済協会や NEDO と案件情報の共有、案件処理に関する共通ルールの改善に取り組む予定です。

### (2) BIOLINK FORUMにおける海外企業商談実績の把握

#### 【課題】

ジェトロのマッチング（商談）システムをBioJapanのマッチング（商談）システムに統合して効率化を図ったことにより、省力化のメリットはあったものの、ジェトロの海外広報活動を通じて商談に参加した海外企業の実績を把握することに困難が生じました。

#### 【対応状況】

BioJapan のマッチングシステムにおいては、商談会参加のきっかけとなった情報源を特定できるようにシステムの変更を運営主体のバイオジャパン組織委員会と調整中です。これによって、ジェトロの海外事務所の働きかけにより参加した海外企業の実績が把握が可能となる見込みです。

### 〔3〕 開発途上国との貿易取引拡大

#### 1. 定量的指標の目標達成状況

##### 参考【中期計画に明記されている目標】

- ・ その時々国際政治及び経済の動向を反映した政策ニーズに基づく事業を機動的に実施し、その成果を検証するため、各年度の年度計画において、各事業の特性に合った目標を明示してその達成を図る。

##### 【20年度計画に明記されている数値目標（定量的アウトカム指標）】

- ・ 国際政治及び経済の動向を反映した政策ニーズに基づく事業を機動的に実施し、商談目的の事業については20年度1年間で2,771件以上の商談を提供するとともに、開発途上国との貿易取引拡大事業の関係者に対し「役立ち度」に関するアンケート調査を実施し、4段階評価で上位2つの評価を得る割合が7割以上とする。

##### 〔ポイント〕

1. 開発途上国との貿易取引拡大に関する商談件数と利用者の役立ち度は、いずれも年度計画に定める目標を大きく上回りました。
2. 平成20年5月に横浜で開催された「アフリカン・フェア2008」では、一村一品型開発途上国産品発掘育成事業の一環として、アフリカ産品の対日輸入拡大を支援しました。また、当時の世界的な一次産品価格の高騰を背景とした大豆、木材、鉱物資源などの代替調達地をアフリカ諸国に探す動きに対する支援や、重機、太陽光発電ユニット、ガスタービン、鉄道建設などの大型商談支援により、目標を大きく上回る1,402件の商談につながりました。  
また役立ち度についても、アフリカビジネス創出支援コーナーにおいて、ガーナ産シアバター石鹸工場のデモンストレーションや、対アフリカ貿易投資に関するセミナーが好評で、来場者・セミナー参加者に対して行った役立ち度調査結果は上位2項目99%と、目標を大幅に上回りました。
3. 「FOODEX JAPAN 2009」では、会期中、出展者を対象とした日本のマーケットに関するセミナーを実施するなど、行き届いたサポート体制が評価されました。また、「ペルー展」では、関連業界団体などへの幅広い事前広報が出品物のセグメントに合ったバイヤーの来場につながったことから、「たいへん実りのある商品紹介が出来た」との意見が寄せられ、高い役立ち度評価につながりました。
4. 20年度の一村一品マーケット（成田空港店、関西空港店）の売上げは、両店合計で約2,400万円となり、昨年度（約2,000万円）を上回りました。

#### （1） 開発途上国との貿易取引拡大に関する商談件数

20年度の開発途上国との貿易取引拡大に関する商談件数は、中期計画の目標（当該年度計画に記載、20年度は2,771件）を大幅に上回る8,103件となりました。

なお、目標を5,000件以上上回る結果となった理由としては、上述のアフリカン・フェア2008において、アフリカ外交団の要望である「ビジネス志向」の展示会実現に向けて、一般広報のほか、流通業界を中心とした業界団体の協力を得た傘下企業へのピンポイントの広報を行ったことに加え、日本企業のアフリカビジネスに対する関心が予想以上に高かったことによる商談件数の増（目標400件、実績1,402件）、ならびにアジア貿易振興フォーラム（ATPF）事

業の一環として平成 20 年 9 月にアジア諸国 15 の貿易振興機関、103 社の出展支援を行った東京国際・ギフト・ショーにおける商談件数が目標 660 件に対し、実績 3,949 件となったことが主な要因です。東京国際・ギフト・ショーについては、出展規模確定が平成 20 年 4 月だったため、過去に実施した同様事業（家具関連見本市）の実績値を参考に目標（660 件）を設定いたしました。しかしながら、結果として、出展企業数が過去事業の 2 倍、見本市来場者数が 7 倍に上ったうえ、見本市主催者が ATPF ブースを特別に取り上げ、全面的な PR 協力を受けたこと、出展した各国貿易振興機関が在京大使館との連携等により日本企業への事前広報を十分に行ったこと、対象品目が商談の成立しやすい雑貨等ギフトアイテムであったことなどが功を奏し、目標値を大きく上回る結果となりました。

〔中期計画上の目標〕 開発途上国との貿易取引拡大に関する商談件数  
当該年度計画に記載、20 年度は 2,771 件以上

|      | 19 年度   | 20 年度   |
|------|---------|---------|
| 商談件数 | 4,862 件 | 8,103 件 |

## （２） 役立ち度調査の結果

開発途上国との貿易取引拡大事業の関係者に対する「役立ち度」調査結果の平均値は 96.7%となり、目標を大きく上回りました。

〔中期計画上の目標〕 4 段階中上位 2 つの割合が 7 割以上

| 地域別内訳        | 19 年度       | 20 年度         | 20 年度内訳 |
|--------------|-------------|---------------|---------|
| アジア関連事業      | 94.0% (630) | 95.7% (1,258) | 50.2%   |
|              |             |               | 45.4%   |
| アフリカ関連事業     | 97.0% (124) | 98.8% (475)   | 75.8%   |
|              |             |               | 23.0%   |
| 中東・北アフリカ関連事業 | 94.5% (450) | 97.4% (106)   | 77.8%   |
|              |             |               | 19.6%   |
| 中南米関連事業      | 92.3% (252) | 95.4% (669)   | 67.3%   |
|              |             |               | 28.2%   |

括弧内は有効回答数

（注）役立ち度内訳の上段は、最上位評価（役に立った）の割合、下段は 2 段階目の評価（まあ役に立った）の割合を指す。また、小数点第二位を四捨五入している為、両者の合計が必ずしも役立ち度の割合数値とはなっていない。

## （３） 一村一品マーケット来場者数および売上げ 【参考】

20 年度の一村一品マーケット（成田空港店、関西空港店）の売上げは、両店合計で約 2,400 万円となり、昨年度（約 2,000 万円）を上回りました。また来場者数は、目標 4,500 人／1 ヶ所・月のところ、両店平均 6,839 人／1 ヶ所・月にのぼり目標を達成しました。

総売上げが前年度と比較して増加した要因としては過去の経験が蓄積されたことにより、商品の売れ行きを見ながら陳列を変化させる、またお客様にわかりやすい、より深い商品説明を行う等の工夫ができるようになったことが大きいと思われま。

|   |  |
|---|--|
| 一村一品マーケット【来場者数（売上げ）】<br>【4月1日～3月末 成田空港 57,995人（11,044,121円）】<br>【4月1日～3月末 関西空港 106,151人（13,285,465円）】 | 2カ所合計<br>総来場者数 164,146人<br>総売上金額 24,329,586円 |
| <参考：H19年度実績><br>【4月15日～3月末 成田空港 53,269人（9,014,127円）】<br>【4月22日～3月末 関西空港 116,772人（11,259,207円）】        | 2カ所合計<br>総来場者数 170,041人<br>総売上金額 20,273,334円 |

## 2. 具体的なアウトカムの実現例

参考【中期計画に明記されている取組目標（定性的アウトカム）】

- ・ 支援対象国の輸出産業の成長、東アジア等における経済制度の整備・運用改善等の具体的なアウトカムの実現を図る。
- ・ 開発途上国の産業育成及び東アジア等との経済連携促進のための制度整備・運用等に資する事業を多面的に展開し、日本と開発途上国双方にメリットをもたらす実効モデルの構築を目指す。

〔ポイント〕

1. 支援対象国の輸出産業の成長、東アジア等における経済制度の整備・運用改善等については、以下のような具体的なアウトカムが実現されました。

「アフリカ産品の対日アクセス支援」（一村一品型事業）

平成20年5月に実施された「アフリカン・フェア2008」では、目標の約3.5倍の商談件数を記録し、日本企業とアフリカ企業のビジネス関係深化に貢献しました。本フェアを契機にアフリカに進出した日本企業の事例も出ています。

19年度の開発輸入実証事業で取り上げられたアフリカ産品（切花等）は改良の結果日本の市場に着実に浸透しつつあるほか、20年度の同事業採択案件により、タンザニア、ウガンダ、マダガスカル、エジプト等から、スパイス、オーガニックバナラビーンズ、モロヘイヤをはじめとする食料品など多くのアフリカ産品が対日輸出されています。

「アジアの物流円滑化支援」

ASEAN・インド物流円滑化支援事業では、『物流ネットワーク・マップ』調査にて明らかとなった人材不足という課題解決に向けて、ASEAN後発加盟国（CLMV）での物流人材育成支援を開始すると共に、タイでのグリーン物流（環境負荷配慮型物流）普及をはじめ、日ASEANの互惠関係を念頭に置いた物流高度化支援事業をASEANワイドで展開しました。

なお、『物流ネットワーク・マップ』は、『ASEAN物流ネットワーク・マップ2008』（和文および英文）、『インド物流ネットワーク・マップ』（和文）と合計3種類を発刊し、日本企業のビジネスニーズに応えつつ、現地政府等に対し、より実用的かつ即効性のある情報提供を行うことに成功しました。

2. 開発途上国の産業育成及び東アジア等との経済連携（EPA）促進のための制度整備・運用等に資する事業を多面的に展開したところ、以下のような実行モデルの構築が図られました。

「アジア諸国における産業人材育成に貢献」



インドネシア金型工業会（IMDIA）への技術協力・体制整備支援を推し進めた結果、現地スタッフのマネジメント力が高まり、自立化が進むと同時に、金型人材育成活動が活発化しました。また、平成21年2月現在会員数も243社と平成18年2月の発足当初に比べて3倍にまで増大しました。

タイでは現地での自主的な省エネ活動を推進するため、新たなモデル工場（食品2工場、繊維2工場）を選定し、タイ診断チームの省エネ診断能力の向上に取り組んだほか、中小企業を診断するタイ人トレーナー（専門家）を育成するためのトレーナーバンクシステムを20年度より正式にスタートさせました。その結果、タイ診断チームの省エネ診断能力は飛躍的に向上し、食品と繊維を対象とした診断マニュアルも完成しました。

## （1） 発展途上国の産業育成への貢献

### ① アフリカン・フェア 2008

TICAD 公式イベント、ならびに日本政府が推進する WTO ドーハラウンドにおける「開発イニシアティブ」の下で実施している一村一品型開発途上国産品発掘育成事業として、TICADIVの重点事項の一つである「成長の加速化」への貢献を目指して、アフリカン・フェア 2008 を開催しました。同フェアは、各国産品の展示、投資・観光情報普及を通じて、ビジネスマンや一般消費者のアフリカ諸国・産品に対する関心を喚起し、アフリカ産品の対日輸出拡大を図りました。

#### （i）TICAD から洞爺湖サミットへという枠組みの中で日本のアフリカ支援をアピール

「アフリカン・フェア 2008」には、福田総理（当時）、甘利経済産業大臣（当時）、ボンゴ・オンディンバ・ガボン大統領、ラヴァルマナナ・マダガスカル大統領、センペラ世界銀行対外関係担当上級副総裁代行、パニチャパック・国連貿易開発会議事務局長、逢沢日 AU 友好議連幹事長、松沢神奈川県知事、野田横浜市副市長らが開会式に参列したほか、10 カ国の首脳、22 カ国 31 名の閣僚が会期中にフェアを訪れました。

このほか、内外プレスも多数取材、メディアで取り上げられ、TICADIVで採択された「行動計画」における「貿易の促進・拡大」、「外国投資の奨励」への取組の始まりとして、日本とアフリカの関係深化へのジェトロの貢献を関係国の政府高官にアピールする良い機会となりました。

#### （ii）アフリカの一次産品、日本の大型設備などの活発な商談が行われる

「アフリカン・フェア 2008」では、出展したアフリカ企業や訪日団の関係者が日本企業と活発な商談を行い、商談件数は目標（400 件）の 3.5 倍にあたる計 1,402 件を記録しました。「アフリカン・フェア 2008」では、出展したアフリカ企業や訪日団の関係者が日本企業と活発な商談を行いました。当時の世界的な一次産品価格の高騰も重なり、大豆、木材、鉱物資源などの代替調達地をアフリカ諸国に探す動きや、重機、太陽光発電ユニット、ガスタービン、鉄道建設等について商談に向けた話合いが行われました。日本企業ゾーンに出展した A 社は、「アフリカン・フェア 2008」出展を契機に、セネガルを訪問。平成 20 年 9 月、電機メーカー B 社（セネガル）と覚書を交わし、同国に LED 照明の組立工場を設立予定です。環境負荷が少ないという特性を活かし、同国で製造した LED 照明をアフリカ全土に販売することを視野に入れています。

### **(iii) 今後ジェットロとして取り組むべき有望産品を多数発掘**

「アフリカン・フェア 2008」ビジネス創出支援コーナーでは、食品加工・原料など4分野の商品専門家12人を配置し、各国出展者（アフリカ企業）からの対日輸出相談を受け付けました。さらに同専門家が各国ブースを訪問し、今後ジェットロによる対日市場アクセス支援の対象候補産品の発掘を行った結果、南アフリカ共和国産のハーブティーやスキンケア原料素材、ブルンジ・ルワンダ産のコーヒー、スワジランド・ボツワナ産のマルーラオイル等、多数の品目が有望産品として発掘され、それらは、それぞれの在京大使館にフィードバックされています。

## **② アフリカ産品育成支援（一村一品型事業）**

### **(i) ナチュラルプロダクツ製品、対日輸出に向けた動き**

アフリカの植物関連商品の対日輸入開始・増加を目的とし、平成20年9月21日～10月3日に研修員を受け入れました。研修員は、店舗視察やパッケージ等の講義を受けるなど、日本市場の理解に努め、さらに大阪では個別商談会及び企業訪問を行いました。また、受け入れ期間中には、健康志向や環境保全をテーマとした国際展示会「ナチュラル EXPO」（平成20年9月24日～26日、ビックサイトにて開催）への出展支援を実施しました。ここでの商談をきっかけに、日本企業2社がザンビアからスパイス輸入を本格的に検討しており、4月時点でサンプルの入手や価格交渉の段階に入っています。

### **(ii) 東アフリカ産の切花、対日市場アクセスがよりいっそう活発に**

ケニア・エチオピア産の切花育成支援事業では、花業界のアジア最大展示商談会である「IFEX2008」（平成20年10月30日～11月1日開催）への出展支援を行い、期間中にケニア生産者との商談が1件成立しました。その後も新たに代理店契約1件、商談2件が成立し、日本市場のニーズにあった品質や規格の切花が、より安定した市場価格で販売されています。

アフリカ産品の開発輸入実証事業では、タンザニア・ザンジバル等のスパイス加工品の対日輸出・販売が平成21年2月から開始されました。また、ウガンダのオーガニックバニラビーンズも平成21年3月に160キロ日本に輸入されており、マダガスカルのパニラビーンズも平成21年6月に100キロ輸入予定です。

## **③ アジア産業育成支援（一村一品型事業）**

### **(i) インドネシア・バングラデシュ一村一品運動の結果、大型商談が複数成立**

18年度から実施してきたジャワ島ジョグジャカルタでの一村一品運動支援（家具・インテリア製品）及びジョグジャカルタの生産者団体JOGJAticの立ち上げ支援の成果が、19・20年度を通じた大型商談の複数成立という目に見える形で現れてきました。

19年度までに日本企業3社と4件の成約（エイ皮製品、家具、鞆他）が実現していたところ、平成20年11月にはJOGJAticメンバー企業と日本企業との間で鞆1,000個の追加発注（17,000ドル）が成立しています。

平成20年11月に開催された「2008一村一品国際サミット」（大分一村一品国際交流推進

協会主催)では、JOGJAticが平松賞を受賞し、評価を得ました。

また、バングラデシュ産オーガニック紅茶についても一村一品運動支援を実施した結果、平成20年7月に日本企業から200キロのサンプルオーダーが行われています(US\$6/kg)。

日本企業1社により、平成20年8月に200キロ、平成21年1月には250キロ輸入されており、同社は平成21年の夏から秋にかけても、新たに4,500キロ輸入予定です。

#### ④ 「一村一品マーケット」が国際版一村一品運動の普及に貢献

成田空港、関西空港に設置した「一村一品マーケット」では、経済産業省、外務省との連携で、海外から合計で20名以上の要人の受け入れを行い、わが国が進める一村一品型の開発途上国支援策をアピールしました。店舗を視察したバットライ財務相(ネパール)、ラオス貿易観光相(ペルー)などは自国での一村一品運動の展開に大きな関心を示しています。

#### ⑤ 国別展示会、専門見本市への出展支援による開発途上国産品の対日アクセス支援

##### (i) 「ペルー展」を核に重層的に事業を展開、日秘経済関係緊密化の機運を醸成

平成21年2月に開催した「ペルー展」を核にペルー投資誘致セミナー、第8回日本・ペルー経済協議会(CEPEJA)開催協力、「一村一品マーケット」での“ペルー・ウィーク”の開催、日本・ペルーEPA研究会の立ち上げ、「世界は今」でのペルー特集放映などを行い、今後期待される日本・ペルー経済連携協定(EPA)締結に向けて、両国のビジネス関係緊密化の機運醸成に貢献しました。ペルー展の商談件数は計526件に達しました。以下が代表的な成果事例です。

##### 【成果事例①】

展示会ではコーヒーを出展したC社(ペルー)が、飲料品メーカーD社と具体的な商談を行い、48万3,000ドルの成約を見込んでいます。また、会期約1ヶ月後には、飲料品商社E社が、出展企業の1社からコーヒー900キロを購入することを決定しました。

##### 【成果事例②】

飲料品メーカー数社が出展企業と商談を行っています。また、グリーンナッツオイルを出展したF社(ペルー)には化粧品メーカーG社、食品商社H社が商品化または取り扱いを検討しているほか、大手食品メーカーI社も同社へ関心を示すなど、今後の商談の進展が期待されます。

##### (ii) 「FOODEX Japan 2009」への出展支援による食品分野での対日市場アクセス支援

開発途上国食品産業の対日ビジネス支援を目的として「FOODEX Japan 2009」内にジェトロ・ゾーンを構成し、出展支援を行いました(平成21年3月)。同展示会の商談件数は計941件でした。以下が代表的な成果事例です。

##### 【成果事例①】

同食品見本市では、カシューナッツを出展したJ社(スリランカ)は、健康食品をインターネット販売する日本企業と商談し、その場で100キロの受注が決まりました。次回注文では500~1,000キロを受注する予定で、今後は代理店契約を見据えた商談に入るとのことです。また、柑橘系濃縮果汁を出展したK社(ウルグアイ)には大手商社3社から引き合いがあり、サンプル提供後、価格面の交渉に入る予定です。

##### 【成果事例②】

冷凍魚介加工品を出展したL社(ベトナム)は、フライ用に加工されたエビやティラピアなどの白身魚がバイヤーの関心を惹きつけ、ウクライナ企業M社と10万ドル程度、毎月1コンテナベースの取引を見込んでいます。日本企業以外の海外バイヤーと成約が見込まれる

のも、国際的に知名度のある同展示会への参加の二次的成果といえます。

#### 【成果事例③】

19年度に実施した「FOODEX JAPAN 2008」の出展企業に対する成果フォローアップを実施したところ、食品商社 N 社は、「FOODEX JAPAN 2008」でジャムを出展した O 社（マダガスカル）の工場を訪問後、O 社の総代理店となりました。このジャムは、ハイエンド市場にも参入し、平成 21 年 1 月末から 2 月初旬まで松屋（銀座店）の「銀座おいしいもの一週間」で販売されるなど、成功例のモデルケースになりました。

なお、N 社が、マダガスカル、南ア共和国を訪問した際に他の現地企業とも取引を開始しており、同展示会を契機とした副次的な成果も出ています。

#### 【成果事例④】

P 社（南ア共和国）が出展したワインは、肉食傾向が進む日本市場に、家庭で楽しめる手頃な価格帯のワインであることが評価されました。現在、酒類輸入販売を手掛ける Q 社が、ウェブ上で P 社のワインをネット販売しています。

なお、Q 社が、マダガスカル、南ア共和国を訪問した際に他の現地企業とも取引を開始しており、同展示会を契機とした副次的な成果も出ています。

## （2） 発展途上国の経済制度の整備・運用改善等への貢献

### ① ASEAN・インド物流円滑化に向けた取組

#### （i）「調査ステージ」から課題解決に向けてのアクションを起こす「事業ステージ」へ本格移行

ASEAN 後発加盟国 CLMV（カンボジア・ラオス・ミャンマー・ベトナム）では、各国のニーズに応じた物流環境改善に向けた意識醸成を図るとともに、物流人材を育成すべく、物流啓発を目的としたワークショップ開催を開始しました。第一陣として平成 21 年 1 月に開催したラオスでは、参加した現地関係者（ラオス官民、進出日系企業、国際機関等）から好評を得るとともに、ワークショップ開催翌週には同国公共事業・運輸相がジェトロ理事長を表敬訪問し、謝意を表明するとともに、継続的な支援を要請するなど、定性的な成果もあがってきています。他 3 カ国についても現地関係者との連携体制の構築等を進めております。CLMV 諸国と進出日系企業双方の互惠関係を念頭に置いた本ワークショップは、今後「日 CLMV 経済大臣会合」等の場でジェトロの先駆的な取組として報告される予定です。

また、物流分野におけるエネルギー消費量および CO2 排出量の削減に取り組むための高度な物流マネジメント手法の一つである「グリーン物流」の普及・啓発活動を ASEAN 各国の中で最も物流支援事業の蓄積のあるタイで行いました。ASEAN では初めての試みとなった本活動は、今後、本邦で経済産業省・国土交通省と関連民間団体が推進する「グリーン物流パートナーシップ会議」等との連携も行う予定です。他に、インドネシアやフィリピン物流人材育成に向けた取組を実施中であり、これら各国での取組は、今後、「ASEAN 物流フォーラム（ジェトロが組成した日 ASEAN 民間団体のネットワーキング）」の場で共有し、ASEAN ワイドでの物流円滑化促進に貢献していく予定です。

#### （ii）調査ステージの締めくくりとして、日本企業のニーズに応える「物流ネットワーク・マップ」発刊

「調査ステージ」の最終年度となった 20 年度では、19 年度に実施した調査結果を基に、平成 20 年 12 月に「ASEAN 物流ネットワーク・マップ 2008」を発刊、平成 21 年 2 月には同書籍の英語版「ASEAN Logistics Network Map 2<sup>nd</sup> Edition」を発刊、平成 21 年 3 月

には「インド物流ネットワーク・マップ」を発刊し、調査結果を日系企業に情報提供するのみならず、国際会議の場等で各国政府にも積極的に提言を行う等、成果普及を積極的に実施しました（成果普及回数計 36 回、対象人数計約 2,000 人、役立ち度平均は上位 2 項目で 93.6%）。さらに、書籍発刊に伴う広告収入は自己収入の拡大にも貢献しました（計 310 万円）。

## ② フィリピン情報処理技術者試験、全国規模に拡大

フィリピン IT 人材育成（フィリピン国家 IT 資格財団[PhilNITS]機能強化支援）事業では、情報処理技術者試験を全国規模で広めることを目標とし、試験対策セミナー及び教員研修を 19 都市で 39 回実施したところ、4,233 名が受講しました。その結果応募者数が、20 年度は 1,432 名と 19 年度に比べて 283 名増加し、試験制度として拡大・定着しつつあります。

また、財務改善施策（試験料収入・スポンサーシップ収入・研修事業収入・事業所賃貸料政府補助支援の継続／拡大等の改善）により PhilNITS の財務状況の大幅な改善が図られました。

## ③ インドネシア金型工業会（IMDIA）の自立的発展のための技術協力・体制整備支援が進む

インドネシアの製造業の基盤であり、日インドネシア経済連携協定（EPA）では日本の対インドネシア協力の三大重点分野の一つとして挙げている金型産業を育成すべく、金型協力の受け皿機関として同 EPA でも明示されているインドネシア金型工業会（IMDIA）への技術協力・体制整備支援を積極的に行いました。その結果、IMDIA 事務局の体制整備が進み、PC を数台備えた事務所スペースが拡充し、インドネシア人スタッフのマネジメントの理解・能力が深まり、自立化が進みました。会員数も平成 21 年 2 月現在 243 社と平成 18 年 2 月発足当初に比べて 3 倍になるなど、具体的な成果も見られています。

また、多数の専門家の支援を得て、20 年度はセミナー・ワークショップを各々 6, 14 回（前年比の 7 倍）開催し、そのためのインドネシア語テキスト作成、金型用語集作成、技能試験が実施され、有資格者が徐々に育成されつつあります。

## （3） 開発途上国における環境・省エネルギー協力

### ① タイ省エネルギー診断チームの診断能力が向上し、トレーナーバンクも正式に始動

これまで JICA が行ってきた S-PRE（シニアエネルギー管理者）制度構築支援、省エネルギーセンターが行ってきた省エネルギーハンドブック作成支援等を融合しつつ、省エネ技術者の育成を行うとともに省エネを推進するためのネットワーク化を推進することにより、タイ側で自主的に省エネ活動が推進できるような基盤（体制、仕組）の構築を図りました。

具体的には、19 年度に実施したモデル工場以外に新たにモデル工場（食品 2 工場、繊維 2 工場）を選定し、タイ診断チームが独自に診断を実施したことで、同チームの診断能力が飛躍的に向上しました。また、タイの中小企業に対する省エネ活動の実践指導を行って省エネルギーの実現を図るトレーナーバンクシステムが正式にスタートし、食品と繊維

を対象とした診断マニュアルが完成しました。

## ② メキシコでの省エネ改善指導事業、現地カウンターパートの高評価を得る

メキシコに製鉄分野のモデル工場を設定し、エネルギー診断のためのデータ収集及びその結果のフィードバックを行った結果、現地のカウンターパートである CANACERO（メキシコ鉄鋼連盟）から非常に高い評価を受け、次年度以降の協力も要請されました。21年度は CANACERO と共催セミナーを実施予定で、さらなる協カスキームの構築を目指します。

## （４） 他機関との連携により効率的な支援を実施

### ① 貿易投資円滑化支援事業における他機関との連携

貿易投資円滑化支援事業（経済産業省委託事業）においては、単体の事業では得ることができない一貫性を持った事業展開と成果を得ることを目的として、ジェトロが行う専門家派遣事業と他機関が実施する事業との連携を図りました。

平成 19 年 11 月に発効した日タイ経済連携協定における協力事業の最重要案件の一つである「タイ自動車産業人材育成プロジェクト（AHRDP）」においては、現地政府・関係機関、トヨタ、ホンダ、日産、デンソーといった日本企業、ジェトロ、JICA、AOTS といった日本の関係機関がプロジェクトの立ち上げから体制作りまで共同で行い、ジェトロが専門家を派遣、JICA が研修機材の提供、AOTS が日本国内での現地技術者の研修を実施するなど、オールジャパンでの取組が進められています。

また、「フィリピン商工会議所機能強化支援」、「タイ LCA&エコデザイン推進体制基盤構築支援」といった案件では、派遣されたジェトロ専門家が、AOTS 研修の全体構成やカリキュラム編成に関して実務的なアドバイスを行ったほか、「ミャンマーレスポンシブル・ケア能力構築支援」ではジェトロ専門家が指導を行った企業を AOTS 研修に参加させ、RC 普及の中核企業として活動していくことが期待できるレベルまで現地関係者の理解を深めた、など、各機関のツール連携により支援の効果を一層高めることができました。

### ② ASEAN・インド物流円滑化支援事業における JICA との連携

「ASEAN・インド物流円滑化支援事業」の一環として実施している「ASEAN 後発加盟国（CLMV）向け物流啓発ワークショップ」では、経済産業省のみならず、JICA や国土交通省等本邦関係機関との連携体制を構築すべく注力しています。特に、ラオスではワークショップ開催（平成 20 年 1 月、於ビエンチャン）にあたり JICA からアジェンダ構成へのアドバイス等の支援を受けたことを始めとし、ハードインフラ整備を中心とした JICA 事業との 21 年度以降の連携を調整中です。CLMV 諸国では我が国 ODA 等により物流インフラが整備される中で、それらのインフラを有効活用していくための施策立案や人材育成が各国政府ならびに進出日系企業にとって重要となります。そのためにも、本邦関係機関が一体となり各国に働きかけることが必要であることから、今後も連携体制を一層強化し、事業効果の最大化を図ります。

### 3. 業務運営上の課題と改善に向けた取組

#### (1) 国内の消費者ニーズに対応するため企業へのアイディアの提案

##### 【課題】

アフリカ各国との貿易取引拡大という明確な目的を持ちながら、彼らの「自助努力を側面的に支援する」ことを役割とするジェトロにとって、個別企業に直接働きかけることのできる範囲は限られており、ともすると途上国産品の調査・研究・商談会の開催等、日本の消費者とは距離を置いた活動に終始してしまうという課題を常に持ち合わせています。

##### 【対応状況】

アフリカン・フェア開催に向け、ジェトロのアイディアを企画協力という形で企業に提供、採用していただくことで上記課題の克服に取り組みました。結果として、「アフリカン・フェア 2008」の事前 PR としてだけでなく、アフリカ産品を消費者により身近に感じてもらえる場を多数設けることに成功しました。

- ① 横浜山手西洋館でのアフリカ紅茶セミナーの開催（平成 20 年 5 月 20 日）
- ② 横浜タカシマヤでのケニア産バラを展示した横浜バラ展の開催（平成 20 年 5 月 21～26 日）
- ③ ホテルでのアフリカ食材を用いたレストランフェアの開催
  - ・ ヨコハマ グランド インターコンチネンタルホテル「ワールドグルメフェア」（平成 20 年 5 月 7～31 日）
  - ・ パン パシフィック横浜ベイホテル東急「アフリカンティータイム～癒しの時間～」（平成 20 年 5 月 15 日～6 月 1 日）
  - ・ 横浜ロイヤルパークホテル「ディナーbuffet～アフリカのハラペコを救え」（平成 20 年 5 月 7～31 日）

#### (2) 製品の品質改善から、付加価値の創造へ

##### 【課題】

アフリカ産製品の対日輸出を支援するにあたり、添加物過多等加工品そのものに改良の必要性が生じることが多々あります。支援対象品目を手広くすることでそのリスクはより高くなり、アフリカ製品に対する信頼性も低下してしまう恐れがあります。

##### 【対応状況】

ドライフルーツの対日輸出に際して上記の問題が発生しました。そこで、21 年度は対象をバオバブのドライフルーツに絞り、商品を改良するのみならず高付加価値をつけたシリアルバーの開発に着手することで、対日アクセスを目指します。

#### (3) マレーシア自動車産業人材育成支援における改善取組

##### 【課題】

日マレーシアEPA協力事業の一環として実施している自動車産業人材育成支援事業については会計検査院の国会要請ODA検査の結果、「指導対象とされた現地指導員が定着しておらず、計画どおりに進まなく、十分に効果が上がっているとは認められない」という指摘を受けました。

##### 【対応状況】

実情としては、相手国側が選定した技術指導の対象者が専任ではなかったため、各個人の都合によって継続的な受講が行われず、計画どおりに進まなかったという相手国側の事情であったものの、同様の事態を防ぐべく、累次にわたりマレーシア側に継続的に受講できる専任指導員を確保するよう改善を申し入れました。この結果、現地職業訓練校側は当事業を活用して人材を育てていくことの重要性を認識し、専任指導員候補は平成 20 年 2 月時点の 12 名から、平成 21 年 3 月現在 23 名に増加しました。

また、こうした申し入れの積み重ねの結果、職業訓練校は正式な当事業担当部署を設置するべく準備をしており、本事業を管轄する人的資源省との調整も進められています。今後も専任指導員候補の定着のため、現地側へ待遇面の提言などを行うとともに、マレーシア側の担当省庁の幹部などに対し、本事業の重要性を理解してもらうべく認識共有の機会を設けていく予定です。

#### 〔4〕調査・研究等

##### （イ）調査・研究

### 1. 定量的指標の目標達成状況

参考【中期計画に明記されている数値目標（定量的アウトカム指標）】

- ・本部が発行する定期刊行物の購読者に対して「役立ち度」に関するアンケート調査を実施し、4段階評価で上位2つの評価を得る割合が7割以上とする。
- ・本部が実施するセミナー・シンポジウムの参加者等に対して「役立ち度」に関するアンケート調査を実施し、4段階評価で上位2つの評価を得る割合が7割以上とする。
- ・ウェブサイト（ジェトロ海外情報ファイル）へのアクセス件数（ページビュー）は、年平均800万件以上とする。
- ・アジア経済研究所（以下、研究所）では、外部専門家の査読による評価を行い、5点満点の総合評価で3.5点以上を確保する。
- ・研究所は、研究所が実施するセミナー・シンポジウムの参加者、研究所図書館の利用者及び経済開発・社会開発に寄与する専門家育成事業の利用者に対する「役立ち度」に関するアンケート調査を実施し、4段階評価で上位2つの評価を得る割合を7割以上とする。
- ・研究所ウェブサイトへのアクセス件数（ページビュー）を年平均600万件以上とする。
- ・研究所ウェブサイト上の論文のダウンロード数を年平均130万件以上とする。
- ・第二期中期目標終了年度において、研究所図書館の資料利用冊数を年間4万冊以上とする。

#### 〔ポイント〕

1. 調査・研究に関するサービスに対する役立ち度調査（9割以上）、外部専門家による査読評価（4.5点）、ウェブサイト（ジェトロ海外情報ファイル）へのアクセス件数（約1,318万件）、研究所ウェブサイトへのアクセス件数（約1,006万件）及び論文ダウンロード数（約240万件）、研究所図書館の資料利用冊数のいずれも中期計画で定められた目標を達成しました。
2. 役立ち度に対する主な評価理由は以下のとおりです。
  - ・ウェブサイト「ジェトロ海外情報ファイル」については、「世界各国を幅広く網羅した正確な情報が提供されており、ジェトロが取りまとめていることで、信頼できる」、セミナーについては「時期が非常に適切であり、最新データに基づく講演に説得力があった」といった声がありました。
  - ・研究所のセミナー・シンポジウムについては、アフリカ連続フォーラム（全12回）において、5月に横浜で開催されたTICADIVに先駆けてアフリカに関する幅広いテーマの専門的情報をわかりやすく解説することを目的として開催したところ、受講者から「非常にタイムリーであり、アフリカを多角的に見る目を養う契機となった」との評価を得ました。また、欧州4カ国で10月に開催した海外講演会では、アジ研の研究成果であり世界で唯一の「アジア国際産業連関表」をWTO、OECDを含む海外の研究機関等に紹介し、各地でその有用性が高く評価され、国際機関との今後の共同研究につながり、世界に向けて知的貢献を果たすことができました。
  - ・図書館外部利用者アンケートでは、利用者から「非常に親切に対応していただき、とても助かりました」、「資料の充実度は素晴らしい。もっと有効に活用してもらえよう、広報すべきと思う。当図書館の存在や一般に開放していることをもっと広く知らせるべき」、「土日の開館を希望」、「開館時間の延長を希望」「セルフコピーでも領収書が出ると助かります」との意見が寄せられました。



### (1) 役立ち度調査の結果

それぞれの事業において、中期計画の目標を大幅に上回りました。

[中期計画上の目標]

「役立ち度」に関する調査／4段階中上位2つが7割以上

|                     | 19年度          | 20年度          | 20年度内訳 |
|---------------------|---------------|---------------|--------|
| 通商弘報（購読者）           | 93.9% (593)   | 98.0% (500)   | 47.4%  |
|                     |               |               | 50.6%  |
| ジェトロセンサー（購読者）       | 97.2% (246)   | 97.5% (218)   | 44.9%  |
|                     |               |               | 52.7%  |
| 貿易投資白書（購読者）         | 95.4% (132)   | 97.8% (46)    | 63.0%  |
|                     |               |               | 34.8%  |
| アグロトレード・ハンドブック（購読者） | 90.7% (65)    | 92.2% (64)    | 37.5%  |
|                     |               |               | 54.7%  |
| 本部テーマ別調査のセミナー（参加者）  | 93.8% (2,423) | 95.9% (2,166) | 50.0%  |
|                     |               |               | 45.9%  |
| 研究所セミナー・シンポジウム（参加者） | 91.4% (1,435) | 96.9% (1,484) | 65.0%  |
|                     |               |               | 32.0%  |
| 開発スクール（研修生）         | 95.3% (32)    | 100.0% (23)   | 60.9%  |
|                     |               |               | 39.1%  |
| 研究所図書館（利用者）         | 97.0% (443)   | 98.7% (301)   | 73.4%  |
|                     |               |               | 25.2%  |

括弧内は有効回答数

(注) 役立ち度内訳の上段は、最上位評価（役に立った）の割合、下段は2段階目の評価（まあ役に立った）の割合を指す。また、小数点第二位を四捨五入している為、両者の合計が必ずしも役立ち度の割合数値とはなっていない。

### (2) 外部専門家の査読による研究成果の評価結果

20年度は28本の研究会の成果について56名の外部専門家による査読評価を実施しました。総合評価結果は4.5となり、中期計画の目標を大きく上回りました。

[中期計画上の目標] 5点満点の総合評価で平均3.5点以上

|             | 19年度 | 20年度 |
|-------------|------|------|
| 査読による総合評価結果 | 4.3  | 4.5  |

### (3) ウェブサイト「ジェトロ海外情報ファイル」コーナーのアクセス件数

ウェブサイトの「ジェトロ海外情報ファイル：J-FILE」コーナーのアクセス件数は、ジェトロウェブ内における検索機能を強化することで、求める情報へ素早く辿り着けるようにシステム面での改善を行い、19年度の1,080万件から22%増の1,318万件と着実に増加しました。

[中期計画上の目標]

「ジェットロ海外情報ファイル」コーナーへのアクセス件数（ページビュー）年平均 800 万件以上

|               | 19 年度      | 20 年度      | 前年度比 (%) |
|---------------|------------|------------|----------|
| 基礎データ・制度情報・統計 | 4,472,402  | 5,212,497  | 16.5%    |
| 貿易投資相談 Q&A    | 4,414,152  | 5,285,970  | 19.8%    |
| 投資コスト         | 119,627    | 140,804    | 17.7%    |
| 調査レポート        | 1,796,544  | 2,541,911  | 41.5%    |
| 合計            | 10,802,725 | 13,181,182 | 22.0%    |

【参考】国別アクセス状況

(アクセス件数は各国の「基礎データ」「貿易為替制度」「投資制度」「統計」「アーカイブス」「データ比較」)

| 順位    |       | 国名       | 19 年度   | 20 年度   | 前年同期比 (%) |
|-------|-------|----------|---------|---------|-----------|
| 19 年度 | 20 年度 |          |         |         |           |
| 1     | 1     | 中国       | 385,298 | 415,100 | 7.7       |
| 2     | 2     | ベトナム     | 188,434 | 209,474 | 11.2      |
| 6     | 3     | 韓国       | 132,023 | 191,496 | 45.0      |
| 3     | 4     | インド      | 177,360 | 189,614 | 6.9       |
| 5     | 5     | 米国       | 155,812 | 185,349 | 19.0      |
| 4     | 6     | タイ       | 161,404 | 184,972 | 14.6      |
| 12    | 7     | 台湾       | 106,958 | 166,250 | 55.4      |
| 8     | 8     | ブラジル     | 117,179 | 152,287 | 30.0      |
| 7     | 9     | ロシア      | 126,561 | 143,350 | 13.3      |
| 10    | 10    | シンガポール   | 114,054 | 138,911 | 21.8      |
| 11    | 11    | インドネシア   | 110,671 | 133,541 | 20.7      |
| 9     | 12    | オーストラリア  | 114,830 | 126,567 | 10.2      |
| 16    | 13    | EU       | 88,862  | 115,178 | 29.6      |
| 14    | 14    | マレーシア    | 97,419  | 113,387 | 16.4      |
| 13    | 15    | フィリピン    | 97,792  | 113,079 | 15.6      |
| 18    | 16    | 香港       | 84,006  | 102,436 | 21.9      |
| 23    | 17    | 南アフリカ共和国 | 72,920  | 93,874  | 28.7      |
| 20    | 18    | 英国       | 76,742  | 91,298  | 19.0      |
| 19    | 19    | フランス     | 78,983  | 89,488  | 13.3      |
| 21    | 20    | ドイツ      | 76,175  | 87,877  | 15.4      |

(注) 12/12-22 の間、サーバー入れ替え関連作業のため、アクセス件数がカウントできなかった。

(4) 研究所ウェブサイトアクセス件数・論文ダウンロード数の推移

研究所ウェブサイトのアクセス件数、論文ダウンロード数は、ディスカッションペーパーや論文の掲載数を継続的に増加させた結果、それぞれ前年度比 26.9%、39.3%増と中期計画の目標を大幅に上回りました。

ウェブサイトアクセス数については、平成 20 年 6 月に図書館が構築した研究所出版物の電

子版である「アジア経済研究所出版物デジタルアーカイブ」の公開（平成2年以降の有料出版物約500冊4500論文）を開始したほか、既存のデジタルアーカイブの認知度も高まり、特に図書館関係のウェブサイトが前年比68.5%と大幅な増加となりました。

また、論文ダウンロード数については、調査研究報告書、英文 Discussion Paper など無料出版物を積極的にウェブ公開しており、20年度は、調査研究報告書12点（論文数：96本）、Discussion Paper（英文）53点を公開した結果、20年度末の公開数は調査研究報告書84点（論文数：862本）、Discussion Papers199点、および無料出版物354点となりました。

大学のウェブ公開されているデータとの比較では、例えば、北海道大学スラブ研究センターのアクセス数417万件、新潟大学387万件、京都大学数理研究所14万件（いずれも19年度）であり、論文のダウンロード件数については、京都大学の20年度の論文ダウンロード件数60万件超、千葉大学142,586件（19年度）と比較してアジア経済研究所のウェブサイトアクセス数、論文ダウンロード件数ともに突出していることがわかります。

**[中期計画上の目標]**

アクセス件数（ページビュー）年平均600万件以上、論文のダウンロード数を年平均130万件以上

|          | 19年度       | 20年度        | 前年度比  |
|----------|------------|-------------|-------|
| アクセス件数   | 7,929,191件 | 10,063,306件 | 26.9% |
| ダウンロード件数 | 1,749,920件 | 2,436,854件  | 39.3% |

**(5) 研究所図書館の資料利用冊数**

研究所図書館の資料利用冊数（貸出冊数+館内閲覧冊数）は、中期計画で定められた目標に鑑み、順調な資料利用冊数となりました。

図書館では、受入資料の目録データを NACSIS-CAT（国立情報学研究所の共同目録システム）に積極的に登録しており、図書検索などを通し外部利用者のアジ研図書館の図書・資料情報へのアクセスが増えてきています。こうした取組を通じて閲覧者数と図書の貸出冊数は3年連続で増加し、20年度の NACSIS -ILL（国立情報学研究所の図書館間相互貸借）貸出の受付件数は1,236冊となり、ILL登録1,554機関中8位にランクされました。

**[中期計画上の目標]**

第二期中期計画目標終了年度（22年度）において、年間平均4万冊以上

|        | 19年度    | 20年度    |
|--------|---------|---------|
| 資料利用冊数 | 38,863冊 | 39,187冊 |

## 2. 具体的なアウトカムの実現例

参考【中期計画に明記されている取組目標事例（定性的アウトカム事例）】

- ・ FTA・EPA、WTO の推進など我が国の通商政策に寄与する。
- ・ 我が国政府・産業界や相手国政府等に対する経済・社会発展、ビジネス機会の創出等に関する積極的な政策提言等を行う。
- ・ 調査・研究成果を国民に広く還元するという観点から、出版、セミナー、ウェブサイト、映像、面談等を通じて、政策決定権者、企業関係者、有識者、学界など各層のニーズ・特性に応じて成果の普及を図っていく。

〔ポイント〕

1. 東アジア経済圏の推進に向け、東アジア・ASEAN 経済研究センター（ERIA）の正式設立に協力・貢献したほか、ASEAN+6 経済大臣会合等に向けた政策提言支援を行い、東アジアの経済統合に向けた問題解決に寄与しました。
2. 「日本・EU 経済統合協定（EIA）の可能性を探るタスクフォース」への協力、「日本・ペルー-EPA 研究会」の実施・取りまとめなど、日本と諸外国との経済連携協定（EPA）締結に向け、政策当局への情報提供・政策提言等を行い、通商政策に貢献しました。
3. 海外ビジネスに対する経済危機の影響の情報を提供するために、金融危機に関する特集を組み、世界各国の情勢をウェブで無料配信しました。また、世界的な保護主義的傾向の高まりを受け、企業活動に影響を与えうる各国の貿易措置に関する情報を迅速に収集し、提供するための体制を構築しました。
4. TICAD IV（第4回アフリカ開発会議）開催に関連して、研究成果の出版、連続フォーラム、政策立案者への勉強会、テレビ等マスメディアへの対応を通じて、同地域の理解促進や政策立案に対し、研究蓄積を活かした貢献を行いました。
5. セミナー・講座開催、新聞・雑誌等への連載、テレビ出演、メディアからの問い合わせ対応等を通じて、海外の経済動向などを解説するなど、調査・研究結果の広報・普及に努めました。
6. 世界銀行、世界貿易機関（WTO）、経済開発協力機構（OECD）等の国際機関と連携し、国際シンポジウム、セミナーを開催し、我が国通商政策に協力するとともに、世界水準の研究に向けた取組を行いました。

### （1） 調査・研究を通じた通商政策への貢献

#### ① 東アジア経済圏の推進

##### （i）東アジア・アセアン経済研究センター（ERIA）支援を通じた通商政策への貢献

###### ●ERIA が正式に設立

19 年度に ERIA 支援室を設置して設立支援事業を行ってきたところですが、20 年度にはインドネシア・ジャカルタの ASEAN 事務局にて、ERIA 設立総会が開催され、正式設立に至りました（6 月）。また、ERIA サテライト・オフィス（ジャカルタ）の立ち上げ等の支援を行いました。

## ●ASEAN+6 経済大臣会合における政策提言支援等

ERIA 支援室及びバンコク研究センターが中心となり、ERIA 事務局や経済産業省等と連携し、東アジアの首脳や閣僚に対して行う政策提言及び研究成果の評価や助言を取りまとめ、ERIA 事務総長に提出しました。こうした取組を通じ ASEAN+6 経済大臣会合（8月、シンガポール）において次の成果を得ました。

- ・ ERIA はアジアの成長を支える中核機関と位置づけられ、ERIA の活動成果を東アジア・サミットで首脳へ報告することが合意されました。
- ・ 具体的なプロジェクトとして、二階経済産業大臣から「東アジア産業大動脈構想」が提案され、今後 ERIA でコンセプト作りを進め関係国と協力して具体化していくこととなりました。
- ・ 二階経済産業大臣から、我が国が ERIA と協力して 12 月上旬に「エネルギー・食糧価格高騰に関するシンポジウム」を東京で開催することが提案され、各国から賛同を得ました。

## ●ERIA シンポジウム開催を通じた政策提言支援等

ERIA の正式設立後の初事業となる国際シンポジウム”Asia ‘Noodle Bowl’ Conference and Technical Workshop on Impacts of FTAs on Business Activity in East Asia”（7月、ADB 及び ADBI 主催、ERIA 共催）が開催され、ジェトロは後援の立場で参加し研究所から3名の研究者が参加し報告を行いました。

また、ERIA、ASEAN 事務局、経済産業省、外務省、農林水産省、日本経済団体連合会等と連携し、東京において ERIA シンポジウム「東アジアの持続的成長に向けたエネルギー・食料資源戦略」（12月、ERIA 主催、ASEAN 事務局及びジェトロ共催）を開催しました。

「東アジアの持続的成長に向けたエネルギー・食料資源戦略」では、二階経済産業大臣、スリン・ピッサワン ASEAN 事務総長等、枢要な来賓が基調講演を行うとともに、アジア各国から招いた研究者、政策立案者等の有識者が討議を行い、各国が食料とエネルギーの共同備蓄などで連携すべきとの認識が示されました。討議では、短期的課題として投機の抑制と政策調整の重要性、効果的な備蓄制度の構築などが挙げられるとともに、長期的課題として将来の需給バランスの構築、生産力の増強、環境に配慮した食料とエネルギーのバランスに留意すべきとの提言がありました。両シンポジウムの開催を通じて、東アジアにおけるビジネス機械の創出に関する政策提言構築に貢献しました。

## ●ERIA 事務局と研究プロジェクト、CLMV 諸国のキャパシティ・ビルディングへの支援

ERIA の幹事機関業務（WG 運営代行）、ERIA メンバー業務（研究プロジェクト参加）、CLMV（カンボジア・ラオス・ミャンマー・ベトナム）を対象とした ERIA-IDEAS 短期キャパシティ・ビルディング研修プログラムの3つの業務を ERIA から受託し、ERIA の活動を支援しました。

キャパシティ・ビルディング研修プログラムでは、CLMV 諸国の ASEAN 経済大臣会合主管省庁の高級政策担当者・上級研究者等を招き、日本において第一線で活躍する研究者や技術者から最新の東アジアをはじめとする世界経済動向分析や最先端の科学技術、企

業活動に関するレクチャーを提供するとともに、生産・政策実施現場を視察し、経済開発戦略策定に資する知見の付与、能力向上に貢献しました。また本プログラムを通じて、CLMV 諸国の高級政策担当者等との人脈形成等を図ることができました。

## **(ii) 国際シンポジウム「東アジア地域統合と日本－国家・市場・人の移動」の開催**

世界銀行と朝日新聞社との共催で、ジェトロ創立 50 周年およびジェトロ－アジア研統合 10 周年を記念した国際シンポジウム「東アジア地域統合と日本－国家・市場・人の移動」(12 月)を開催しました。

米コーネル大のピーター・カツェンスタイン教授、世界銀行のヴィクラム・ネルー局長、ASEAN 事務局のスリン・ピッスワン事務総長が基調講演を行うとともに、白石隆アジア研所長がモデレータとなり、本部・アジア研の双方の専門家、国際労働機関 (ILO) 駐日事務所の林次長を交え討論しました。

シンポジウムを通じ、東アジアの地域統合における秩序の形成がどのように進展していくのかを経済学的観点のみならず政治、国境を越えた人材の移動、社会的構造変化などを含めた多角的視野から論じました。また、カツェンスタイン教授は、欧州統合との比較にも触れつつ「中国の台頭を賛美することも危険視することも誤りであり、日米中とアジアは双方向に影響しあいながら再編成され、中国は米国の覇権と東アジアの地域秩序に組み込まれながら進展していく」と論じました。

外部参加者は総計 382 名、役立ち度 (4 段階中上位 2 段階) は 93.2%であり、聴講者である政策立案者、学識経験者、ビジネスマン等からアジアの将来や日本の立ち位置を展望するうえで新たな視点を獲得できたとの評価を得ることができました。また、シンポジウムの概要は朝日新聞、時事通信社、NHK「BS ニュース」及び「BS きょうの世界」等、メディアを通じて幅広く提供されました。

## **(iii) 「東アジア包括的経済連携協定」(CEPEA) 専門家会合への協力**

平成 19 年 1 月の第 2 回東アジア・サミットでの民間研究の開始合意を受け、ASEAN+6 による経済統合の可能性について提言書をまとめ、同専門家会合の運営をサポートしました。同専門家会合は 6 回開催され、平成 20 年 8 月に開催された ASEAN+6 経済相ワーキングランチで最終報告が行われました。この場での CEPEA フェーズ 2 研究の開始合意を受け、ジェトロは平成 20 年 11 月に東京で行われたフェーズ 2 研究に向けてのアド・ホック会合の開催に協力しました。また、平成 21 年 3 月、ニュージーランド会合での開催を支援しました。

## **② 日本と諸外国との経済連携協定 (EPA) 締結に向けた取組**

### **(i) EPA 交渉に関する情報提供**

我が国が EPA 交渉を行っているオーストラリア、インドについて、現地での報道ぶりについて迅速かつ機動的な情報収集を行い、経済産業省への情報提供を通じて、我が国の通商政策に寄与しました。平成 20 年の報告実績はオーストラリア 134 件、インド 3,878 件です。

## **(ii) 「日本・EU 経済統合協定 (EIA) の可能性を探るタスクフォース」への協力**

平成 19 年 6 月に独ベルリンで開催された日・EU 経済界による「日・EU ビジネス・ラウンドテーブル」(BRT) 19 年度年次会議において、日本と EU 間の経済統合協定 (EIA) のフィージビリティを調査するためのタスクフォースを、産業界の支援の下に日・EU 双方に設立することが日・EU 首脳に対して提言されました。ジェトロは同タスクフォースの日本側事務局を担い、EIA に対する基本姿勢、EIA の理念、盛り込むべき個別項目についての日本側タスクフォースの意見を取りまとめ、EU 側タスクフォースとの協議を行い、合同報告書案を作成しました。平成 20 年 7 月 2 日に日・EU タスクフォース合同報告書が合意され、7 月 4 日に BDRT の 20 年度年次総会にて報告されるとともに、同日、福田元総理とリチャードソン駐日欧州委員会代表部大使 (欧州委員会委員長の名代) に手交されました。タスクフォース終了後も、ジェトロは「日本・EU EIA 研究会」の事務局を務め、引き続き日・EU EIA の研究を続けています。20 年度には環境、イノベーション、ビジネス環境の改善をテーマに 2 回の会合を開き、検討結果を平成 21 年 7 月開催予定の BRT19 年度年次会議に提言する予定です。

## **(iii) 「日本・ペルーEPA 研究会」の実施・取りまとめ**

平成 20 年 11 月にペルーで開催された APEC 首脳会議にて麻生首相とガルシア大統領が日本・ペルー投資協定に署名した際に、日本との EPA に対する強い要望が出されました。そこで、ジェトロが事務局となって民間ベースの日本・ペルーEPA 研究会を立ち上げ、平成 21 年 1 月から 3 月までの間に計 3 回研究会を開催しました。3 月 25 日には研究会報告書を発表し、ペルー市場で競合関係にある日本企業の関税差等競争条件の確保やビジネス環境整備の観点から EPA 交渉を開始する必要性や、ペルーとの EPA に盛り込むべき項目について提言を行いました。これを受けて政府は 4 月 14 日、麻生首相とガルシア大統領による電話会談にて、交渉を正式に開始することに合意しました。

## **(iv) 発効済み EPA についてのフォローアップ**

《関税逆転現象についての調査、注意喚起の実施》

EPA/FTA を活用した関税と最恵国待遇関税が両立することにより関税逆転現象が起こる可能性のあるインドネシア、ベトナム、マレーシア、フィリピンにおいて、調査を実施し、産業界に対して注意喚起を行いました。

### **【成果事例①】**

日本・インドネシア EPA は平成 20 年 7 月 1 日に発効しましたが、交渉開始から発効までに複数回の MFN 関税の引き下げが実施され、その結果、日本からインドネシアに EPA を活用して輸出した場合に適用される関税が MFN 税率を上回る、関税率逆転現象が起こる可能性が想定されました。ジェトロが両国の関税率を照合した結果、平成 20 年 7 月 1 日から平成 21 年 1 月 1 日までの期間、330 品目について MFN と税率が逆転する可能性があることが判明しました。この状況を正確に我が国企業へ広報すべく、6 月 26 日付通商弘報で「一部の品目で税率の逆転も-日インドネシア経済連携協定 (JIEPA) の留意点 (1) -(インドネシア)」として注意喚起を行い、関税逆転現象によるビジネス・トラブルの未然防止に努めました。

平成 20 年 12 月 1 日に発効した日 ASEAN 包括的経済連携協定 (AJCEP) についてもベトナム・マレーシアにおいて MFN および AJCEP との関税率逆転現象が起こる可能性が想定され、平成 20 年 12 月 11 日に発効した日本・フィリピン EPA (JPEPA) についても同様の可能性があったため、対象品目を調査の上、通商弘報やセミナーで注意喚起を行いました。

### **(v) 日中韓 FTA 共同研究（日中韓首脳会談）**

平成 20 年 12 月の日中韓首脳会談において「日中韓行動計画」がとりまとめられ、その中で、日本貿易振興機構（JETRO）、韓国対外経済政策研究院（KIEP）、中国国務院発展研究中心（DRC）が共同で日中韓 FTA に関する研究を実施することとなりました。

ジェトロでは研究所が中心となり、中国、韓国の両機関と共同で第 1 回ワークショップ開催（2 月、韓国）を通じて、3 カ国における貿易円滑化のための具体的な議論に貢献しました。本ワークショップの開催を受けて、日中韓域内貿易の状況、貿易円滑化に向けた先行事例、日本・中国・韓国による既存の FTA における貿易円滑化に関連する条項について研究を行うことになりました。平成 21 年には共同研究を継続しワークショップ（中国）、国際シンポジウム（日本）を開催するとともに、3 カ国首脳に提出する政策提言を盛り込んだ最終報告書の内容を議論する予定です。

### **(vi) 日中経済連携研究**

日中両国が将来にわたって共存共栄の関係を構築するためには、実態面で進んでいる経済的な連携を制度面から支えていくことが望まれるとの観点から、「日中経済連携研究」を、17 年度から研究所と本部が連携して実施してきました。

20 年度は中国の地域経済、産業・企業の動向、投資環境に関する諸問題等を対象に、調整過程にある中国経済の現状と方向性について、中国社会科学院工業経済研究所と共同で研究を行いました。

## **③ TICADIV（第 4 回アフリカ開発会議）開催への貢献**

本部と連携し研究所の各事業を組み合わせ高い効果を発揮しました。

### **(i) 出版活動**

定期刊行物『アフリカ・レポート』（No.46、3 月）に「特集・TICADIV の課題」を掲載するとともに、機動研究の成果として単行書『アフリカ開発援助の新課題：アフリカ開発会議と北海道洞爺湖サミット』（吉田栄一編、情勢分析レポート 10、4 月）を刊行しました。これらの出版物を通じ TICADIV に向けて研究者の視点から問題提起を行いました。

### **(ii) アフリカ連続フォーラムの開催**

研究所のアフリカ研究者 11 名全員による「アフリカ連続フォーラム」を企画し、全 12 回（3 月～6 月）のセミナーを開催しました。「農村・社会」、「政治」、「経済」等テーマごとに集客したところ、延べ 400 名超の受講者が参加し、タイムリーな企画として高い評価を得ました（役立ち度調査 4 段階中上位 2 段階の割合：計 10 回の平均 95.5%）。

### **(iii) 政策立案者への貢献**

経済産業省の TICAD 準備作業を支援するために、経済産業省職員を対象とした出張セミナー（勉強会）を 2 月から 4 月にかけて 4 回開催し、その内容を取りまとめた「IDE-JETRO インフォ・クリップ」を作成して同省内に配布しました。これに対して経済産業省から TICADIV 本会議でも配布して欲しいと要請があり、英語版、仏語版を作成して本会議、アフリカン・フェア等で広く配布し好評を得ました。



#### **(iv) マスコミを通じた情報提供**

TICAD 開催直前にはマスコミ各媒体は、それぞれアフリカ特集等を企画し、英国エコノミスト誌（東京支局）、日本経済新聞社、NHK・BS「アフリカの声にどうこたえる」、NHK 国際放送（ラジオ）をはじめとする雑誌・新聞への寄稿やインタビュー、テレビ番組出演などの要請が寄せられました。研究所から平野地域研究センター長が TICAD 前後毎日いずれかのテレビ局に登場したほか、多くの研究者がこの機会に日頃の研究成果を披露することができました。

#### **(v) 図書館サテライト資料展**

アジ研図書館サテライト（本部）において、「アフリカの今を知る・開発・環境・平和構築」資料展を約 1 ヶ月間（5～6 月）開催し、図書館が所蔵する資料の中から TICADIV の 3 テーマ「成長の加速化」、「人間の安全保障」、「環境・気候変動への対処」に関連する文献約 400 冊を展示し、図書館資料及び研究成果物の時宜を得た利用促進を図りました。

### **(2) 企業の国際ビジネス展開に資する情報提供**

#### **① 金融危機特集（平成 20 年 11 月～）**

米国サブプライム問題が世界規模での金融危機に発展したことを受け、各国・地域の経済やビジネスへの影響について情報収集および提供を行いました。10 月よりウェブサイト内に緊急特集コーナーを設け、12 月までに 146 本の関連情報を迅速に提供し、平成 21 年 1 月初旬には経済危機の発生、進行過程と各国の対策を調査レポートとして取りまとめウェブサイトで公開し、3 月には『米国発 世界金融危機 ～ビジネスへの影響と世界各国・地域の対策について』を発行しました。平成 20 年 11 月上旬には、米国、欧州、中国の海外駐在員を呼び寄せて「米金融危機と米欧中経済セミナー」を東京と大阪で開催し、海外進出日系企業への影響と展望を現場の視点で解説しました。緊急セミナーの参加者からは、「時期が非常に適切であり、最新データに基づく講演に説得力があった」、「時系列・国別等、多くの情報が集約されており資料としても役立つ」、「世界の複数の中心地から現地ではか手に入らない動向や情報が得られた」などの声がありました。

#### **② 「保護主義的措置」情報収集・提供体制の構築（平成 21 年 2 月～）**

深刻な経済危機の下、世界で保護主義的傾向が強まっている中、企業活動に影響を与える各国の貿易措置に関する情報を迅速に収集し、提供するための体制を構築しました。本体制が発足した 2 月 12 日から 3 月 31 日までの間に、海外事務所等が収集した 38 件の情報を経済産業省通商機構部に提供したほか、同部からの確認要請 7 件に対応しています。これらの情報を通商弘報用の記事としてとりまとめ、ウェブサイト上で 19 本の関連情報を公開しました。2 月 25 日に二階経済産業大臣が WTO のラミー事務局長に手交した報告書においてもジェトロから提供した情報が活用されました。

#### **③ BRICs に次ぐ新興国「JFIC16」についての情報提供（平成 20 年 9 月～）**

日本企業の海外市場開拓への関心が以前にも増して高まりつつあることを受け、J-FILE への

アクセス件数や伸び率をもとに日本企業の関心の高い新興国 16 カ国を「JFIC16」として取り上げ、本部と海外事務所が一体となって消費市場を中心に重点的な情報収集を行いました。これらの調査活動をベースに、ジェトロ貿易投資白書で JFIC16 カ国の消費市場を取り上げたほか、各地で成果普及セミナーを実施。さらにジェトロセンサー平成 21 年 1 月号、3 月号において、現地からの報告をもとに、金融危機後の新興国の消費市場の姿を特別レポートとして取りまとめるなど、継続的にフォローしました。読者やセミナー参加者からは、「非常に勉強になった」、「日本のビジネスが進むべき国々が見えた」、「今後も継続して実施してほしい」などの声が寄せられました。マスコミからも高い関心が寄せられ、ジェトロの情報をもとにした記事が多く掲載されました。

#### ④ 中小企業の国際ビジネス展開に寄与

##### **(i) ウェブサイトを通じた情報提供**

平成 20 年 10 月に、ジェトロがウェブ上で無料提供する情報の役立ち度に関するヒアリング調査を実施したところ、「世界各国を幅広く網羅した正確な情報が提供されており、ジェトロが取りまとめていることで、信頼できる」、「輸出や海外拠点設立の際、規制、制度を閲覧し役立っている」、「公平な情報を見ることにより、リスク回避をすることができる」との声がありました。

具体的には、「アイルランドに中古車を輸出する際、関税制度のページで関税率を確認し、現地で売られている価格を予測。その情報をもとに、相手先企業に価格提示をしたため、交渉を有利に進めることができた」（在愛知県中小企業）、「タイの企業と売買（機械部品）をする際、現地へ送金すると税金がかかるという話を関係者から聞いたが、J-FILE で検索したところ、実際はそのような税金はかからないことがわかった」（在愛知県中小企業）、「オーストラリア向けの木の輸出を目指し、細かな現地の規制を調べていた際、ジェトロの各国ページから現地の検疫機関を知り、実際の輸出につなげることが出来た」（在静岡県中小企業）などのコメントが寄せられています。

##### **(ii) ブリーフィングを通じた情報提供**

###### **【成果事例①】**

大阪のゴム・プラスチックメーカーに平成 20 年 2 月、本部にてブリーフィングを行い、3 月にサントペテルブルク事務所より人材会社、会計事務所等の情報提供をすることで、7 月に同社の現地法人設立に結びつきました。

###### **【成果事例②】**

ジェトロセンサー平成 20 年 3 月号「環境ビジネス最前線」コーナーで、デンマークの風車ブレードメーカー（エル・エム・グラスファイバー社）を紹介したところ、読者企業が、同社との技術的協力を検討することになりました。

##### **(3) メディア・セミナー等を通じて調査・研究成果を幅広く提供**

セミナー・講演会への講師派遣、メディアからの問い合わせ対応、テレビ・ラジオ番組への出演などを通じて、調査・研究成果の広報・普及に努めました。その結果、20 年度においては、

調査担当者のコメントや調査結果の引用などが 530 件（新聞・雑誌等の）メディアで報道されました（19 年度比 97 件増）。

メディア報道件数： 

|                  |
|------------------|
| (19 年度)<br>433 件 |
|------------------|

 (97 件増) ⇒ 

|                  |
|------------------|
| (20 年度)<br>530 件 |
|------------------|

## ① セミナー・講座開催等を通じた情報提供

### (i) 米国オバマ政権の誕生を受けて全国各地でセミナー開催

米国オバマ新政権の誕生を受け、米国経済の現状と展望、新政権の経済・通商・産業政策を解説するセミナーについては、平成 20 年 12 月より全国各地で 27 件実施し、幅広い情報提供に努めました。

### (ii) 夏期公開講座の開催

研究所では、夏期公開講座（7～8 月）を 10 日間 10 コース（34 コマ）開催し、「原油価格高騰下のアラビア半島」、「成長至上主義からの転換を模索する中国」、「ベトナム・ラオス・カンボジアの政治」、「アジアのリサイクル」などタイムリーなテーマを取り上げ、高い役立ち度を達成しました（4 段階中上位 2 項目が平均 96.6%）。特に「深化する世界とアジアの FTA」では研究者 1 名、本部職員 2 名が講師となり、途上国研究の視点にビジネスの視点を加えることにより講義内容を充実させたところ、役立ち度 4 段階中上位 2 項目 100.0%を達成しました。

### (iii) グローバルフェスタ Chiba2008 への参加

千葉県及び（財）ちば国際コンベンションビューロー等が主催する国際協力をテーマとしたイベント「グローバルフェスタ Chiba2008」に、主催者からの参加要請を受け、研究所として今年度初めて参加しました（8 月）。

同フェスタでは、会場内に広報ブースにて研究所の紹介や開発スクール（IDEAS）の講義の様子について写真等で掲示し、広報用パンフレット等を配布、出版物を販売しました。併せて、会場内セミナー用会議室にて、開発スクール（IDEAS）教授でもある野上裕生専任調査役による「国際開発協力学入門」と題するミニセミナーを開催するなど、地元自治体の国際協力活動への貢献、研究所事業の PR に役立ちました。

### (iv) 専門講座「2008 年日本ブラジル交流年：ブラジル政治経済セミナー」の開催

研究所では、日本ブラジル交流年にあたる機会を捉え、ブラジルの政治経済に特化した専門講座を開催しました（11 月、本部 5 階会議室）。本講演では、本部海外調査部と研究所双方のブラジルのエキスパートが組んで講師を務め、「金融危機に直面するブラジル経済」、「ブラジルのルーラ労働党政権—経験と交渉調整型政治にもとづく穏健化—」をテーマとしました。

参加者からは「二つのテーマは良い組み合わせだったと思う。直近のテーマとより長期的な背景情報によりブラジル理解が深まった」などのコメントが多数寄せられ、充実した講演会となりました。

### (v) 幕張新都心公開セミナー（インド）の開催

国際的な米・小麦の価格急騰や、途上国の一部において市民暴動にまで発展した食糧危

機に関して、「世界食糧危機とインド農業―鍵を握る穀物自給政策―」と題するセミナーを開催しました（11月、幕張、千葉県企業庁共催）。

本講演では、食糧価格高騰の要因の一つともいわれる、インドの米の輸出規制をはじめ、インド農業の現状とそれを取り巻く政策を解説し、世界食糧危機発生との関係等について検証しました。タイムリーで、ビジネスマン等にも関心の高いテーマであったことから、都心から離れた千葉・幕張での講演会にもかかわらず、55名の方に出席いただき、役立ち度調査アンケートには「世界におけるインドの位置づけがよく分かった」「インドの農業全般の状況を把握できてよかった」など、高い評価を得ることができました。

## ② 外部団体の主催する講演会等への講師派遣

業界団体、民間企業や地方自治体、地域の商工会議所、経済団体の要請に応じ、167件（19年度比12件増）の外部講演会などにジェトロ職員を講師として派遣しました。

外部講師派遣数（本部）：

|                |   |                |
|----------------|---|----------------|
| (19年度)<br>155件 | ⇒ | (20年度)<br>167件 |
|----------------|---|----------------|

## ③ 新聞・雑誌連載、テレビ出演、メディアからの問い合わせ対応を通じた情報提供

新聞・雑誌連載、テレビ番組への出演、メディアからの問い合わせ対応などを通じて幅広く調査結果の普及を図りました。また、

### (i) 新聞・雑誌連載

- ・ 毎日新聞社が発行する「エコノミスト」の平成20年10月臨時増刊号の巻頭ページにて32カ国の景気報告を執筆しました。
- ・ (株)日本商工経済研究所が発行する商工ジャーナルの新コラム「ライジング・ワールド」への寄稿を、月に1度（平成20年1月～22年12月（予定））行っています。
- ・ 時事通信社が提供する Jiji News Service に、アジア・オセアニアの動向を概観する「アジア展望」を2週に1度、同欧州編の「欧州展望」を月に1度、平成20年4月から1年間連載しました。
- ・ 「アジア動向年報」について、今年度から発刊と同時に貿易記者会所属の記者に対して研究者4名が各担当地域について詳しい説明を行うプレスブリーフィングを開始し（6月）ました。参加した記者より「サブプライム問題が国際金融に与える影響」、「インフレ問題で今後浮き彫りになることは何か。それによって日本からの投資が鈍ることはないか」などの質問を受け、各研究者よりそれぞれの専門分野において回答し、世界経済動向に関する社会的に関心が高い事項に対する的確な情報提供を行いました。
- ・ 研究所では途上国に関する社会科学およびその周辺分野における調査研究の優れた業績を評価し、この領域における研究水準の向上に資することを目的として、昭和55年に「発展途上国研究奨励賞」を創設し、今年で第29回目を迎えました（7月）。

### (ii) テレビ出演・メディアからの問い合わせ対応

- ・ 環境・資源関連、貧困削減関連などについてテレビ出演依頼があり、研究成果を生かした対応を行いました。例えば、環境・資源関連では小島主任研究員がNHK「クローズアップ現代」に出演し、アジアのE-wasteの争奪戦等のリポートを見ながら、それらの

資源の流出について日本はどうかなどについてコメントするとともに、NHK 国際放送でも英語でコメントいたしました。また、貧困削減関連では山形主任研究員が NHK 「今日の世界『特集：国連ミレニアム開発目標－貧困層を救え』」に出演し、ベネズエラの貧困層の現状レポート等を見ながら、専門家としてミレニアム開発目標は達成できるかについてコメントしました。さらに、武内アフリカ研究グループ長が NHK 「今日の世界『特集：女性の力で復興 ルワンダ』」に出演するなど、メディアを通じ国民に幅広く研究成果を普及することができました。

- ・「日テレ NEWS24」は最新ニュースを 24 時間放送するニュース専門チャンネルであり、国会、議員会館や官庁でも視聴されています。研究所では 20 年度から同チャンネルの 10 分間のニュース解説コーナー「プラネット VIEW」において、途上国問題のスペシャリストとして研究者が出演することとなりました。アフリカ、ブラジル、インド、フェアトレードなど社会的に関心の高いテーマを選定し、計 20 回出演しました。
- ・ミャンマー・サイクロン被害、中国・四川省大地震、TICADIV（いずれも 5 月）などに関してメディアからの多数の問い合わせがありました。研究所では各地域担当の研究者と成果普及部門との連絡体制を整備し、可能な限り迅速に対応するとともに、日頃の研究成果を国民に還元しました。

#### ④ 研究所図書館を通じた成果普及

研究所図書館の非来館型サービス拡充に向けたデジタルライブラリー化の一環として、研究所出版物デジタルアーカイブ「AIDE」（6 月）を公開し、夏期公開講座や千葉県主催のグローバルフェスタにてデモンストレーションを行いデジタルアーカイブの普及に努めました。

#### ⑤ 印刷物を通じた情報提供

- ・在 ASEAN7 カ国および南西アジア 4 カ国進出日系企業の新型インフルエンザ対策に関するアンケート調査レポートを作成したところ、海外勤務者等の健康問題を扱う独立行政法人である労働者健康福祉機構・海外勤務健康管理センターのウェブサイトリンクが貼られ、同センター医師や閲覧した企業から、「今後の新型インフルエンザ対策を考えて行く上で有用な資料となる」とのコメントが寄せられました。
- ・北米地域、中南米地域、欧州地域、中国北アジア地域、アジア・オセアニア地域にて「日系企業の経営実態調査」を行いプレスリリースすることで、現地進出日系企業の経営状況、新たな進出先などに関する実態を普及しました。
- ・「2008 年版ジェトロ貿易投資白書」では、日本企業の対外 M&A や新興国でのビジネスチャンスなど、提言的内容を含むトピックスが、国内外で 55 件のメディアで紹介されました。北米 7 カ所、欧州 2 カ所を含む内外 27 カ所で講演会・セミナーを実施し、調査の成果普及につとめました。

## ⑥ 映像資料を通じた情報提供

国内外のネットワークを活用し、世界の経済・産業の最新動向や貿易・投資などの国際ビジネスに役立つ情報をテレビやインターネットを通じて提供するため、国際ビジネス情報番組「世界は今 JETRO Global Eye」を毎週制作し、地上波（東京 MX）・CS 放送（日経 CNBC）にて放映を行いました。

番組コンテンツは TV 放送以外にも、日本航空 (JAL) 国際線や岡三証券アジア情報館、Yahoo 動画、英文雑誌 EAST などにも有償提供しています。Yahoo 動画においては、ビジネスカテゴリ番組のランキングの上位に常時位置しています。

また、昨今の経済情勢の影響に対応すべく、ジェトロが海外ビジネス緊急支援体制を強化した際には、その活動を幅広く広報する役割の一部を担いました。

その他にも、日本と諸外国の交流を紹介するツールとして、ジェトロの映像資料は、一般企業の職員研修用資料として採用されるなど、多くの場で活用されています。

## (4) 国際機関等の連携を通じた調査・研究

### ① 世界銀行等と共催したシンポジウム・セミナーの開催

#### (i) 国際シンポジウム「東アジア地域統合と日本－国家・市場・人の移動」の開催（再掲）

世界銀行と朝日新聞社との共催で、ジェトロ創立 50 周年およびジェトロアジア研統合 10 周年を記念した国際シンポジウム「東アジア地域統合と日本－国家・市場・人の移動」（12 月）を開催しました。

米コーネル大のピーター・カツェンスタイン教授、世界銀行のヴィクラム・ネルー局長、ASEAN 事務局のスリン・ピッスワン事務総長が基調講演を行うとともに、白石隆アジア研所長がモデレータとなり、本部・アジア研の双方の専門家、国際労働機関 (ILO) 駐日事務所の林次長を交え討論しました。

シンポジウムを通じ、東アジアの地域統合における秩序の形成がどのように進展していくのかを経済学的観点のみならず政治、国境を越えた人材の移動、社会的構造変化などを含めた多角的視野から論じました。また、カツェンスタイン教授は、欧州統合との比較にも触れつつ「中国の台頭を賛美することも危険視することも誤りであり、日米中とアジアは双方向に影響しあいながら再編成され、中国は米国の覇権と東アジアの地域秩序に組み込まれながら進展していく」と論じました。

外部参加者は総計 382 名、役立ち度（4 段階中上位 2 段階）は 93.2% であり、聴講者である政策立案者、学識経験者、ビジネスマン等からアジアの将来や日本の立ち位置を展望するうえで新たな視点を獲得できたとの評価を得ることができました。また、シンポジウムの概要は朝日新聞、時事通信社、NHK「BS ニュース」及び「BS きょうの世界」等、メディアを通じて幅広く提供されました。

#### (ii) IDEAS 開発問題セミナーの開催

世界銀行情報センターと共催し、IDEAS 開発問題セミナー「教育開発はなぜ必要か」（12 月）、「貿易と開発」（1 月）、「教育と平和構築」（2 月）を東京で連続して開催し、開発問題に

ついて普及活動を行いました。役立ち度調査アンケートでは「理論的な話と現場の事情の両方を聞くことができ、とてもよく理解することができた。」、「ボスニアやコソボなどの紛争地、国際機関で働いた方から、豊富で具体的な話を聞くことができ、とても勉強になった。実際にプロジェクトの内容等を聞くことができ、貴重な機会となった。」などの評価を得、研究成果の効果的な普及をはかることができました。

## ② WTO、OECD 等との連携に向けた海外講演会（欧州）の開催

アジ研の研究成果のうち世界唯一の国際産業連関表である「アジア国際産業連関表」について世界貿易機関（WTO）から内閣府を通じて要請があり、WTO（ジュネーブ）において講演しました。同時に OECD（パリ）、CERAM（ニース）、ボッコーニ大学（ミラノ）、LSE（ロンドン）において講演会を開催しました（計4カ国、7回）。

講演では「アジア国際産業連関表」を海外の研究機関等に紹介し、その有用性について広く知らしめたほか、国際産業連関理論に基づくフラグメンテーション分析への応用や雇用機会の国際間移動の計測など最新の研究成果も発信し、世界に向けて知的貢献を果たすことができました。また、延べ121名の研究者、専門家、学生に参加いただきました。（計7回の開催について、役立ち度調査上位2つの項目ですべて100%。）

具体的な成果として、①世界貿易機関（WTO）から、アジア国際産業連関表の貿易政策への応用可能性について、共同研究を含むアジ研との協力関係の構築に向けた要請があり、②経済協力開発機構（OECD）では、アジ研（猪俣哲史 開発研究センター・ミクロ経済分析グループ長）が開発した国際フラグメンテーションの新指標を貿易分析に導入することを検討することとなりました。さらに、③CERAM ビジネス・スクール（ニース）やボッコーニ大学（ミラノ）では、学生たちがそれぞれの研究テーマに引きつけて、国際産業連関分析の応用研究に着手しました。

## ③ 国際機関等への派遣

研究者の知見を活用した国際貢献、研究に有益な職務経験蓄積等のため研究者を国際機関等へ派遣しています。20年度はイラク研究者を国連イラク支援ミッションに政務担当官として、アフガニスタン研究者を国連アフガニスタン支援ミッションに政務担当官として、さらにインドネシア研究者を KADIN（インドネシア商工会議所）に派遣しました。

## 3. 業務運営上の課題と改善に向けた取組

### （1）通商弘報のデータベース改修

#### 【課題】

通商弘報データベースがアクセス数増加やその他の理由によりロックされ、利用できなくなるケースがありました。

#### 【対応状況】

外部のサーバーに移行し、新システムで運用することとし、8月下旬に改修を完了しました。アクセス数の増加、その他の状況に対応できるようになりました。

## (2) ジェトロセンサーのデジタル版発行開始

### 【課題】

海外居住者にとって「ジェトロセンサー」の定期購読は、送料および時間差の面で難しく、デジタル版発行への要望の声が強くなっていました。

### 【対応状況】

ジェトロセンサー・デジタル版を平成20年11月号（10月15日発売）より、発行開始しました。海外からも送料なしで、発行日に手軽にジェトロセンサーを購読できるようになりました。

## (3) 『アジ研ワールド・トレンド』の内容改善

### 【課題】

『アジ研ワールド・トレンド』の内容は専門的になり過ぎており、もう少し平易な文章やイラストで読者を取り込むものにして欲しいという要望があがりました。

### 【対応状況】

現在の予算制約の中でイラスト等を挿入することは難しいところ、執筆者にはできるだけ平易に記述するよう編集委員会で議論し、コンセンサスを得た上で、原稿を依頼する際に執筆者へ周知するなど、分かりやすい内容にするための取組を実施しました。

## (4) 調査研究テーマについての本部との連携

### 【課題】

アジア経済研究所が実施する調査テーマについては、ジェトロ本部と十分に協議して欲しいという要望があがりました。

### 【対応状況】

研究所が実施する調査テーマ（調査研究課題）は、地域研究を深める観点から独自のテーマ設定をせざるを得ない面もありましたが、ジェトロ本部職員が調査に参画し、共同研究を行うことにより相乗効果をもった研究の実施を実現してきました。さらに20年度からはテーマの企画・立案の段階から本部及び国内外事務所の意見を聞くため、役員会や地域調整会議にて報告するプロセスを設け、さらなる連携に務めました。

## (5) アジア経済研究所賛助会員の新規獲得

### 【課題】

賛助会員数減少を増加に転じ、自己資金収入である賛助会費収入増加を図ることは緊急の課題です。研究所の成果をさらに普及し、現会員に支援を維持していただくとともに新会員を獲得する必要があります。

### 【対応状況】

会員サービスの改善として、アジ研出版物アーカイブ（AIDE）の最新10年分のオンライン閲覧サービスを開始するとともに、個人会員向けの配布出版物を拡充しました。また、賛助会員獲得キャンペーンとして、パンフレット郵送（227件）・講演会・シンポジウムでの配布、勧誘訪問（法人70件）、オンライン閲覧無料トライアル（法人17件）を展開しました（10月～12月）。

このような取組の結果、大学図書館等の法人会員9件、個人会員48件（来年度から入会



の法人会員 3 件、個人会員 9 件を含む) の新規会員を獲得しました。

## (6) 研究者の能力向上・競争力強化への取組

### 【課題】

中期計画で掲げた「世界水準の研究」を目指し研究者の能力向上が課題となっています。

### 【対応状況】

- ① 研究所の研究事業はグループによる共同研究を基本とし、最終成果については全て査読を受けることになっています。これに加えて、研究者個人の能力向上には単著の本や査読付き論文の執筆をすることも大いに役立つことから、20 年度は個人研究 9 件を実施し単行書執筆 6 件、査読誌への論文執筆 3 件を行いました。
- ② 研究の競争力の強化と多様な財源確保のため、文部科学省科学研究費補助金の獲得に向け前年度に機関登録を行い研究課題の申請を行いました。20 年度は研究代表者 9 件、研究分担者 12 件、学術図書出版 1 件が採択され、合計 25,958 千円を獲得しました。
- ③ 研究成果を世界に向けて発信するため、20 年度は海外の有力出版社から単行書を 5 件刊行し、英文ディスカッション・ペーパー 46 件を発表しました。英文ディスカッション・ペーパーは研究所ウェブサイトに掲載し、論文ダウンロード件数の増加につながりました。研究水準の向上のため博士号取得者の採用と博士号取得の奨励を行い、博士号取得者 36 名に達しました (20 年度末現在)。また、優秀な外国人研究者の採用に向けた取組を行い、20 年度には任期付研究員を募集し、フィリピン国籍の博士号取得者の採用を内定しました。さらに、世界的に著名なマレーシア国籍の国際政治学者 (東南アジア政治専門) の採用に取り組み、1 名が内定しました。
- ④ 海外研究機関の知見を得て研究の質的向上を図るため、20 年度はマサチューセッツ工科大学、パデュー大学 (米国)、ADB、OECD、中国社会科学院低開発研究センター等と海外共同研究・海外委託研究を行いました。

## (7) 政策提言等への取組

### 【課題】

アジア経済研究所では、「独立行政法人整理合理化計画」(平成 19 年 12 月 24 日閣議決定)を踏まえ、研究をアジア地域等の貿易の拡大と経済協力推進に資するための政策提言、政策提言のための分析、分析を支える基礎的・総合的研究に特化し、研究対象分野を「開発途上国の持続的発展に資する研究」に特化することが課題です。

### 【対応状況】

政策提言として ERIA 支援事業、日中韓 FTA 共同研究、日中経済連携研究を行うとともに、重点研究 (中国総合研究、インド総合研究、東アジアにおける地域統合、貧困削減と開発戦略) を実施しました。また、政策提言のための分析として、アジア及び BRICs に関する国際産業連関表の作成研究等を行いました。さらに、基礎的・総合的な研究については、開発途上国の持続的発展に資する研究として、経済成長の持続に資する研究、政治・社会の安定に資する研究を行いました。

(ロ) 情報発信

**1. 定量的指標の目標達成状況**

参考【中期計画に明記されている数値目標（定量的アウトカム指標）】

・セミナー・シンポジウムの参加者等に対して「役立ち度」に関するアンケート調査を実施し、4段階評価で上位2つの評価を得る割合が7割以上とする

〔ポイント〕

1. 20年度に開かれたシンポジウムの参加者に対する役立ち度アンケートの結果は、4段階評価で上位2項目の平均が91.8%となり、中期計画で定める目標（7割）を大幅に上回りました。

2. 役立ち度に対する主な評価理由としては、「日本政府の本気度が伝わり、今後は具体的に民間企業への進出支援が期待できる印象を受けた（アフリカ・シンポジウム）」「テーマがタイムリーであり、講師の選定も適切であった（東アジア広域経済圏セミナー）」といった声がありました。

(1) セミナー・シンポジウムの結果（「役立ち度」に関する調査等）

日本の貢献・魅力・立場を中心とするメッセージを発信するセミナー・シンポジウムの参加者に対する役立ち度アンケートの結果はいずれも9割を超え、中期計画で定める目標（7割以上）を達成しました。

〔中期計画上の目標〕4段階中上位2つの評価を得る割合が7割以上

|                           | 19年度           | 20年度           | 20年度内訳         |
|---------------------------|----------------|----------------|----------------|
| セミナー・シンポジウム<br>（参加者）の役立ち度 | 93.0%<br>(967) | 91.8%<br>(781) | 37.2%<br>54.7% |

括弧内は有効回答数

（注）役立ち度内訳の上段は、最上位評価（役に立った）の割合、下段は2段階目の評価（まあ役に立った）の割合を指す。また、小数点第二位を四捨五入している為、両者の合計が必ずしも役立ち度の割合数値とはなっていない。

| 事業名                      | 実施日   | 実施場所 | 参加者数 | 役立ち度  | 役立ち度内訳         | 回答者数 |
|--------------------------|-------|------|------|-------|----------------|------|
| アフリカ・シンポジウム(午前)          | 5月29日 | 横浜   | 669名 | 98.3% | 45.8%<br>52.5% | 120名 |
| アフリカ・シンポジウム(午後)          | 5月29日 | 横浜   | —    | 97.4% | 50.9%<br>46.5% | 114名 |
| 日中韓産業交流会<br>シンポジウム       | 6月18日 | 大阪   | 257名 | 88.6% | 31.1%<br>57.6% | 132名 |
| 日露専門家対話                  | 8月27日 | 東京   | 12名  | —     | —              | —    |
| 日中対話促進プロジェクト             | 8月29日 | 東京   | 45名  | —     | —              | —    |
| 日越経済交流事業：<br>中部ものづくりセミナー | 9月17日 | 名古屋  | 121名 | —     | —              | —    |
| 日越経済交流事業：                | 9月18日 | 大阪   | 530名 | 88.0% | 16.0%          | 150名 |

|                      |        |         |      |        |       |      |
|----------------------|--------|---------|------|--------|-------|------|
| 日越経済討論会              |        |         |      |        | 72.0% |      |
| 日越経済交流事業：<br>日越経済討論会 | 9月19日  | 東京      | 764名 | 87.8%  | 15.3% | 131名 |
|                      |        |         |      |        | 72.5% |      |
| 日中経済討論会              | 11月18日 | 大阪      | 250名 | 82.7%  | 21.8% | 110名 |
|                      |        |         |      |        | 60.9% |      |
| 東アジアセミナー             | 3月4日   | ワシントンDC | 160名 | 100.0% | 79.2% | 24名  |
|                      |        |         |      |        | 20.8% |      |

(注) 役立ち度内訳の上段は、最上位評価（役に立った）の割合、下段は2段階目の評価（まあ役に立った）の割合を指す。また、小数点第二位を四捨五入している為、両者の合計が必ずしも役立ち度の割合数値とはなっていない。

## 2. 具体的なアウトカムの実現例

### 参考【中期計画に明記されている取組目標事例（定性的アウトカム事例）】

- ・日本の貢献・魅力・立場を中心とするメッセージをセミナー・シンポジウムの開催、情報誌、ウェブサイト、専門家対話、要人との会談、展示会等のあらゆる機会を通じて発信することにより、我が国と諸外国との経済・産業交流の緊密化や我が国企業の円滑な海外展開への基盤整備に寄与する。
- ・平成20年サラゴサ国際博覧会(スペイン)、平成22年上海国際博覧会(中国)など国際博覧会への日本政府参加（ナショナルプロジェクト）を積極的に支援することで、上記同様のメッセージを発信していく。

### 【ポイント】

1. サラゴサ国際博覧会の中で最大規模の政府パビリオンである日本館の運営を担うことで、愛・地球博の理念の継承と地球規模の課題を解決する最先端技術の紹介を行いました。
2. TICADIVの併催事業としてアフリカ・シンポジウムを開催し、アフリカ開発における企業の役割や取組を紹介し、対アフリカビジネスの現状について情報発信を行い、新しいビジネスチャンス創出を目指す情報提供を行いました。
3. 日本・ベトナム外交関係樹立35周年記念事業の一環として、“ものづくり”を共通テーマとする経済交流事業を実施し、ベトナムの投資、ビジネス情報など、製造業における日越連携に向けた協力を強化するための情報発信を行いました。
4. 日中間の最新のビジネス動向や今後の展望などの情報発信と、参加者同士のビジネスチャンス創出の場として「日中経済討論会」を開催しました。
5. 海外の要人、研究機関との交流を通じて、ネットワークを構築するとともに日本の貢献・魅力・立場などについて情報発信しました。
6. ビジネスニーズが拡大する産油国での見本市に日本企業を取りまとめて参加し、日本企業のビジネス拡大と日本のプレゼンス向上に貢献しました。

### (1) 国際博覧会への取組

経済産業省から国際博覧会の日本出展にかかわる業務を受託し、ジェトロは参加機関として主に次に関連する業務を行いました。

## ① サラゴサ国際博覧会（平成 20 年 6 月 14 日～9 月 14 日）

愛・地球博の理念を継承しつつ、サラゴサ博のテーマ「水と持続可能な開発」に向けたメッセージ性の高い出展を目指すという方針の下、ジェトロは日本館の企画・立案から運営、展示・行催事まで実施しました。

日本館では展示を通じ、水や環境・エネルギーといった地球規模の課題解決に向けた日本の取組を示すとともに、我が国の伝統・文化・価値観を紹介しました。また、国際的なプレゼンスの向上を目指し、博覧会に参加した国々の政府や財界の要人との交流による人脈形成に努めました。

7 月 21 日に開催されたジャパン・デーは皇太子殿下のご臨席により、現地でも大きな注目を集めました。また、スペインのソルベス第二副首相兼経済財務相より「日本館は本博覧会における中心的なパビリオンであり、西日両国間において近年育まれてきた良好な関係を反映したものとして、本博覧会の成功に大きく貢献いただいている」と高い評価をいただきました。

会期を通じた博覧会会場への総来場者数は 5,650,941 人（注：主催者発表）、日本館への総来館者数は 738,105 人に達し、各国の国家元首や閣僚級 29 名のほか、皇室・王室からも VIP の訪問がありました。日本館一般来館者に対するアンケート調査（8 月 22 日及び 9 月 6 日に実施、有効回答数 836 件）では、総合役立ち度の設問における 4 段階評価の上位 2 項目の占める割合が 98.2%（「大変良い」が 65.2%）という結果となりました。さらには BIE（博覧会国際事務局）褒賞制度に基づき、日本館は「洗練されたスタイルとテーマに沿った素晴らしい内容」と評価され、1,000 m<sup>2</sup>以上の大規模出展のデザイン部門の「金賞」を受賞しました。現地メディアによる報道は新聞、テレビ、ラジオなど前後 5 日間で 60 件以上と、他国のナショナルデーに比べて突出したプレスカバレッジとなりました。

## ② 上海国際博覧会（平成 22 年 5 月～10 月）

平成 19 年 11 月に設置した、官民関係主体で構成される「2010 年上海国際博覧会日本館計画委員会」の第 2 回委員会（平成 20 年 2 月開催）において策定された「2010 年上海国際博覧会日本館出展基本計画」に基づき、ジェトロは上海博における日本館の建築、展示、運営、広報、行催事に係る諸準備を行いました。

日本館の建築については、その設計が完了、平成 21 年 2 月に日本館敷地内で起工式を実施し、基礎工事を開始しました。また館内での展示内容についても、その企画・設計を完了しました。

一方、平成 20 年 10 月及び平成 21 年 2 月の 2 回にわたり、上海市内において記者会見を実施し、日本館の出展計画について広報を行い、多くの中国国内メディアから高い注目を集めました。

## （2）国内外におけるセミナー・シンポジウムの開催等を通じた情報発信

### ① TICAD（アフリカ開発会議）IVにおける「アフリカ・シンポジウム」（平成 20 年 5 月、東京）

平成 20 年 5 月、第 4 回アフリカ会議が開催され、ジェトロは「アフリカ・シンポジウム」を開催しました。午前は「アフリカ・ビジネスの新潮流」を、午後は「企業が行うアフリカ開発」をテーマに講演とパネル・ディスカッションが行われ、スタンダード銀行、BHP ビリトンなどのアフリカ企業のほか、日揮、ソニー、米国メルクなど、日米のアフリカ進出企業の役員が登壇者となり、各企業が手がけている CSR 活動やアフリカビジネスの具体的な活動例を紹介しました。国内では 14 件の関連報道があり、在アフリカ海外事務所では、現地でのプレスリリース、寄稿等を行い、本部では、外務省招へい記者（27 名）へのブリーフィング、フェア・シンポでのプレスキット提供、取材撮影のアレンジ等を実施した結果、計 40 件以上の海外報道がありました。

## ② 日越経済交流事業（平成 20 年 9 月、大阪、名古屋、東京）

日本・ベトナム外交関係樹立 35 周年記念事業の一環として日越友好議員連盟の要請を受け、ベトナム商工会議所(VCCI)と共催で経済交流事業を実施しました。本事業に併せてベトナムからフォー・ドック・ヴィエット党組織委員長(政治局員・越日友好議員連盟会長)をはじめとする政府・企業関係者 140 名のミッションを受け入れ、“ものづくり”を共通テーマに大阪、名古屋、東京で開催、各地で政財界多数の関係者に参加を頂きました。「日越経済討論会」（大阪・参加者 530 名、来賓挨拶橋下大阪府知事他）、「中部ものづくりセミナー」（名古屋・121 名、基調講演トヨタ自動車(株)張会長他）、「日越ビジネスフォーラム」（東京・764 名、来賓挨拶二階経産大臣他）を通じて、ものづくりの考え方や人材育成、すそ野産業の重要性について活発な議論が展開され、“ものづくり”における日越連携に向けた協力を強化する第一歩となりました。

## ③ 日中韓産業交流会シンポジウム（平成 20 年 6 月、大阪）

「日中韓の環境・省エネ分野での協力に向けて」をテーマに新日中友好 21 世紀委員会の日本側座長である富士ゼロックスの小林陽太郎・最高顧問が基調講演を行ったほか、3 カ国の企業が環境・省エネ問題に対する取組を説明しました。来場者からは、世界の潮流の中で日中韓の各社の取組がわかり参考になった、日中韓の今後の協力体制の重要性について認識できたとのコメントを得ました。

## ④ 日中対話促進プロジェクト（平成 20 年 8 月、東京）

日中両国の向こう 5 年間を展望して、①両国が持続可能な発展を続けていく上で重要となる内需の拡大、②日中経済連携の主役である両国の企業経営・戦略のあり方に焦点を当て、両国の専門家同士で意見交換を行いました。議論の成果は、日中両政府への政策提言として情報発信しました。

## ⑤ 日中経済討論会（平成 20 年 11 月、大阪）

日中間の最新のビジネス動向や今後の展望などの情報発信と、参加者同士のビジネスチャンス創出の場として「日中経済討論会」を開催しました。メインセッションでは、「環境・省エネビジネスにおける相互協力」をテーマに議論を行い、中国から国務院発展研究中心（政府直属の政策研究シンクタンク）、皇明太陽エネルギー集団（太陽熱温水器トップメー

カー) を招請しました。

### ⑥ 東アジア広域経済圏セミナー (平成 21 年 3 月、米国)

米国ワシントン DC にて「東アジア経済統合と日米関係」をテーマに、戦略国際問題研究所 (CSIS) と開催しました。日本が深く関与する東アジア経済統合の実態を米国に定点的に伝えることを目的として (今年で 5 回目)、特に今年度はオバマ新政権にアジアのメッセージを伝えるため、この時期に開催しました。総勢 160 名を超える政策関係者、研究者、ビジネスパーソン等ワシントン DC の主要なアジアウォッチャーが参集しました。参加者からは、タイムリーで洞察力に富んだ内容だったとの声が聞かれました。

### (3) 首脳外交等のタイミングを捉えた情報発信

#### 【ペルー】

・ガルシア・ペルー大統領の訪日 (平成 20 年 3 月) に際し、リマ・センターより現地各紙に大統領訪日の意義や二国間経済関係の展望等について寄稿等を行った結果、7 報道機関に計 27 件掲載・報道されました。さらにリマ・センター所長がペルー国営テレビに出演する機会につながりました。平成 20 年 5 月 8 日付ヘスティオン紙には、寄稿「APEC 貿易担当大臣会合への期待」が掲載されました。

・リマ・センターは、平成 20 年 5 月よりヘスティオン紙での月 1 回程度の定期連載枠を持っています。平成 21 年 2 月には、ガルシア大統領の訪日に合わせて (実際には外務大臣、貿易観光大臣が訪日)、円滑な日ペルー EPA 交渉開始をサポートするべく、「EPA を利用してさらにその先へ：日本の食品市場の厳しさ」と題した寄稿を行いました。

#### 【中国】

胡錦濤・中国国家主席が国賓として訪日するタイミングで、林理事長名で「日中ビジネス・アライアンス促進で新段階の日中関係構築を」と題して、国際商報紙 (中国商務省発行) に寄稿を行い、主席来日当日の 5 月 6 日に掲載されました。また同日同紙到北京センターが日中投資関係について解説文とデータを寄稿し、掲載されました。

#### 【インドネシア】

ジャカルタセンターは、日本インドネシア経済連携協定 (JIEPA) が発効する 7 月 1 日に向け、経済産業省と連携して、甘利経済産業大臣と林理事長の連名で、インドネシア経済発展のための JIEPA の意義について、地元新聞に寄稿しましたところ、JIEPA への関心の高さもあいまってコンパス紙 (尼語有力紙、6 月 30 日付) とジャカルタ・ポスト誌 (英語有力紙、7 月 1 日付) に掲載されました。

#### 【トルコ】

イスタンブール事務所は、ギュル・トルコ大統領の訪日 (6 月) に際し、現地紙に日トルコ関係等につき寄稿した結果、5 月 29 日付で NTV (現地テレビ局) ウェブサイトに掲載されました。

#### **(4) 外国メディアを通じた情報発信**

20年度のジェトロが提供・発信した情報に関する海外メディアの報道件数（新聞、雑誌、TV出演等）は538件（海外事務所からの報告ベース）となりました。

海外のマスコミを通じた日本の魅力・貢献・立場の情報発信に繋げるため、ジャーナリストやテレビクルーの招へいなどを行っています。

##### **① ジャーナリスト招へい**

ジェトロ、日本政府・企業等の環境保護・省エネ問題の取組を中国で発信することを目的に、10月、中国三大経済紙のひとつといわれる第一財經日紙（発行部数60万部。本社上海）の記者2名を日本に招へいしたところ、林理事長インタビュー記事を含め計3件の記事が同紙に掲載されました。

##### **② 取材協力**

・韓国放送公社（KBS）釜山総局が本部を訪問し、大木主任調査研究員に日本の競争力等につきインタビューを実施、4月29日放映のKBS特別企画「韓国経済の希望 熟練労働者～低熟練の罫から抜け出せ」中で紹介されました。

・本部の関係部署は平成21年2月、フォーリン・プレスセンターの記者研修事業で来日したタンザニアとボツワナの新聞記者に対して、日本の貿易・投資の現状、日本の対アフリカ貿易投資・貿易政策、ジェトロのアフリカ事業、「アフリカン・フェア 2008」につきブリーフィングを実施しました。同取材結果2月10日付ガーディアン紙などに掲載されました。

##### **③ テレビクルーの招へい**

日越外交関係樹立35周年関連イベント（9月）に合わせ、ベトナム国営テレビ（VTV）よりレポーター1名とカメラマン1名を招へいし、当地ニュース番組で計3回に渡り放映されました（9月17、19、21日）。VTVは取材全体を元に30分程度の特集番組を作成し、10月13日に放映されました。

#### **(5) 海外の要人等への積極的な情報発信**

海外の要人との交流を通じ、我が国との経済関係の強化、我が国企業の国際化、ジェトロ事業を通じた開発途上国経済・産業への貢献等について、積極的に情報発信しました。20年度に国内にて面談した要人は340人、海外にて面談した要人は2,720人になりました。

【20年度主な海外要人とジェットロ幹部との会談内容】

| 地域     | 要人名（面談日程、場所）   | 会談テーマ                    |
|--------|--|--------------------------|
| アジア    | ズン首相（4/2、ベトナム）   | 日越の経済協力について              |
|        | ホアン・ベトナム商工大臣（5/23、東京）  | 裾野産業育成について               |
|        | クマール・インド工業大臣（7/16、インド）   | 日印協力等                    |
|        | サマック・タイ首相（8/4、タイ）  | タイにおける日系企業が抱える課題         |
|        | スリン・ASEAN事務総長（12/8、東京）   | ASEANとジェットロの協力等          |
|        | アピシット・タイ首相（2/7、東京）   | 日タイ協力、景気対策               |
| 北米     | フクヤマ・ジョンズホプキンス大学教授（4/22、米国）  | 米国大統領選挙、日米関係について         |
|        | ストリックランド・オハイオ州知事他（9/7、米国）  | 日米経済の見通し等                |
|        | ハスラック・米国APEC大使（10/21、米国）   | 東アジアにおける中国の影響力拡大         |
|        | ハムレ・米国戦略国際問題研究所（CSIS）所長、グリーン・同上級顧問兼日本部長（12/17、東京）  | 米国新政権の外交・通商政策等           |
| 欧州     | ヴルフ・ニーダーザクセン州首相（4/20、ドイツ）  | ハイテク分野における日独交流促進の重要性について |
|        | トゥーマン・ドイツ産業連盟（BDI）会長（10/7、東京）  | 金融危機、イノベーション分野での協力       |
|        | チュルク・スロベニア大統領（10/17、オーストリア）  | スロベニアの今後のビジネスリーダー育成      |
|        | カウワン・アイルランド首相他（1/14、東京）  | ジェットロの協力、アイルランド経済・R&Dの現状 |
|        | アピア・対仏投資庁長官（2/18、フランス）   | ジェットロとの今後の協力関係           |
| 中東アフリカ | アブルゲイト・エジプト外務大臣、イサイアス・エリトリア大統領、ジョナサン・ナイジェリア副大統領、キバキ・ケニア大統領、メラフェ・ボツワナ副大統領、ゲレ・ジブチ大統領、ラヴェルマナナ・マダガスカル大統領、アブダライ・モーリタニア大統領、ムタティ・ザンビア・エネルギー・商務・貿易・産業大臣（5/27-30、東京・横浜） | TICADIV時に経済協力等について意見交換   |
|        | カベルカ・アフリカ開発銀行総裁（10/31、東京）  | ジェットロとの協力、一村一品等          |
|        | ダッバーグ・サウジアラビア総合投資院（SAGIA）総裁（1/26、サウジアラビア）  | SAGIAとの協力                |
|        | ルト・ケニア農業大臣（2/2、ケニア）  | ジェットロ事業                  |
| 中南米    | プラタ・コロンビア商工観光大臣（4/24、東京）   | 日本・コロンビア賢人会について          |
|        | ロペス・パラグアイ大統領府官房長官（10/6、パラグアイ）  | ジェットロ事業                  |
|        | ベラウンデ・ペルー外務大臣（2/24、東京）   | ペルー展、日ペルーEPA             |
|        | シモン・ペルー首相（3/17、ペルー）  | 一村一品運動                   |
| 大洋州    | クラーク・ニュージーランド首相（5/14、東京）   | ジェットロの活動紹介               |
|        | ラッド・オーストラリア首相（6/11、東京）   | ジェットロの活動紹介               |
|        | クラーク首相（5/23、ニュージーランド）  | 今後の両国の経済協力について           |
|        | ラッド・オーストラリア首相（6/11、東京）   | ジェットロの活動紹介               |
|        | サイモン・クリーン 豪州連邦政府 貿易大臣（12/5 オーストラリア）  | 日豪FTA/EPA交渉の現状について       |
| 国際機関   | スパチャイ・国連貿易開発会議事務局長（9/15、スイス）   | ジェットロ及び日本のアフリカ支援策        |

また、ジェットロの海外事務所では、在日系企業のビジネス環境改善を目的に、在海外企業の意見の代弁者として、また外国政府、産業界への協力機関としての情報発信に努めました。そのなかで典型的な事例をいくつか紹介します。



## 【バンコクセンター】

平成 20 年 9 月には、バンコク日本人商工会議所と在アセアン日本人商工会議所と共催で、「スリン アセアン事務局長と在アセアン日系企業との意見交換会」を実施し、同局長に各国での日系企業の抱える課題などをインプットしました。

## 【上海センター】

中国プレス向け情報発信強化のため、平成 19 年 9 月から上海センター内に広報部を設置し、毎月 1 回上海を中心とする中国プレスに対し、中国語でプレスリリースを実施しています。平成 21 年 3 月には、中国メディア 24 社と交流会を開催しました。

## (6) 広報展示事業、産油国協力展示事業

### ① 産油国協力展示事業

#### (i) PROJECT QATAR 2008

産油・産ガス国であるカタール国との投資・技術交流の促進、両国の相互理解及び友好関係を強化するため、建設・環境関連見本市としては出品者数、来場者数、出品面積の全てにおいてカタール国最大規模の「Project Qatar 2008」においてジャパン・パビリオンを組織し、16 社・1 機関の出展支援を行いました。ジャパン・パビリオン参加企業の商談件数は 1,659 件、うち成約見込み 82 件となり、出展者の「役立ち度」は 4 段階評価の上位 2 項目の割合が 88%でした。ジャパン・パビリオンに来訪したアブドゥル・ラハマーン自治農業大臣、アル・カヤリン公共事業庁長官などの同国政府要人、ならびにビジネスマンに対して、カタール国の持続的発展に貢献し得る日本の建設・環境技術を紹介しました。

#### 【成果事例】

発電機を出品した A 社は、4 日間の会期中に展示していた 3 つの発電機全てが、成約に至りました (40 万ドル相当)。

#### (ii) World Future Energy Summit 2009

アラブ首長国連邦における日本のプレゼンス向上、両国の友好関係強化を図り、日本のエネルギー安定調達に資するため、経済産業省資源エネルギー庁からの委託を受け、アブダビ首長国で開催された中東最大規模の代替エネルギー技術関連見本市に、日本パビリオンを組織し、日本企業 16 社・3 団体の出展支援を行いました。日本パビリオン参加企業の商談件数は 1,121 件、うち成約見込み 13 件となり、出展者の「役立ち度」は 4 段階評価の上位 2 項目の割合が 100%でした。また、日本パビリオンには、ムハンマド・アブダビ首長国皇太子のほか、UAE 主要閣僚 (外相、エネルギー相、環境・水資源相など)、ウェレム・オランダ王国皇太子、ジェイムス・セーシェル共和国大統領など要人が来訪され、同国政府要人に対しても日本の建設・環境技術を紹介しました。

### ② 広報展示事業

ジェットロは海外で開催される見本市に広報ブースを設置し、ビデオ上映、パネル展示、実機展示などを通じて、自らの事業および日本の先端技術、日本と見本市開催国との経済・貿易関係や技術交流の実態を紹介しました。

20年度はロシア・CIS4件、アジア4件、中南米2件、中東1件の計11件の展示会等に  
参加し、訪問者に対する役立ち度は4段階評価の上位2項目の割合は平均98.9%となりま  
した。

#### 【成果事例】インドネシア日本博覧会

日本・インドネシア国交樹立50周年を記念する主要行事として、ジャカルタにて平成20年11月1日  
～9日に「インドネシア・日本博覧会2008」が開催されました。経済・科学・技術・文化の各面で、両  
国間のさまざまなレベルでの交流と相互理解の場を提供することを目的に、日系を中心に117の企業・  
機関が出展、日本の最先端の科学技術や工業製品、若者に人気のアニメや伝統文化などが紹介されまし  
た。

ジェトロは、同博覧会において、一村一品運動支援事業「ジョグジャカルタ・パイロット・プロジェ  
クト」にて開発支援を行ったインテリア製品を紹介しました。同博覧会開会式では、ユドヨノ大統領か  
らはジェトロ事業に対する評価が寄せられ、さらには福田康夫前内閣総理大臣がジェトロ・ブースを訪問  
し、ジェトロの開発途上国との貿易取引拡大事業に対して好評価を得ました。

#### ③ CEATEC JAPAN 米国メディア向け広報業務

日本エレクトロニクスショー協会から「CEATEC JAPAN 米国メディア向け広報業務」  
を受託し、米国メディア向け広報を多面的に行いました。米国メディアによる CEATEC  
JAPAN メディア・ツアーへの参加を促した結果、14名が参加（平成19年は9名）し、米  
国の新聞・雑誌における関連記事の掲載は10月31日時点で346件（平成19年は234件）  
に達しました。

会期中、米国メディア5社による「テックパート・パネル（テクノロジー＋エキスパー  
ト）」を組織し、専門家の目線で CEATEC 出展物の中から今後、米国市場に影響を与える  
とみられる IT・家電製品12品目を選考しました。表彰式を行うと共に、プレスリリース  
やウェブで発表しました。

### 3. 業務運営上の課題と改善に向けた取組

#### (1) 日中経済討論会

##### 【課題】

8年目の開催となり、政治面において日中関係が悪化していた初期の、ビジネスを中心とした  
双方の対話の場を作り経済面での関係を発展させるという開催目的は達成されました。運営上の  
協賛金獲得が厳しく、また高額な参加費（平成19年4.5万円、平成20年3万円）の負担が重い  
との声があります。

##### 【対応状況】

・討論会が果たしてきた役割は終了したとの認識に基づき、これまでの開催方法は20年度をもっ  
て終了とする方向で検討することになりました。一方、関西経済界からは、引続き大阪において中  
国関連のイベントを開催し、人脈形成や情報収集に活用したいとの要望は強いため、21年度に向  
けて、大阪本部や関西経済連合会、近畿経済産業局等の在阪関係機関を中心にイベントの位置づ  
け、目的、関係機関との役割分担（含む経費負担）などを再考し、地元のニーズ、適正規模、適  
正経費に沿ったイベントの開催を検討することとしました。

## (ハ) 貿易投資相談

### 1. 定量的指標の目標達成状況

参考【中期計画に明記されている数値目標（定量的アウトカム指標）】

- ・サービスの利用者に対して「役立ち度」に関するアンケート調査を実施し、4段階評価で上位2つの評価を得る割合が7割以上とする
- ・貿易関連人材の育成のため、「貿易実務オンライン講座」を提供し、各年度4,440人以上の受講者数を確保する。

〔ポイント〕

1. 利用者の役立ち度は、貿易投資相談、ビジネスライブラリー、貿易実務オンライン講座、EPA セミナー等、全ての貿易投資相談事業において、目標を大幅に上回りました。利用者からは、「親切、丁寧な対応で問題解決がなされた。」「具体的な説明で、理解できた。」（貿易投資相談）といった評価や、ビジネスライブラリーの来館者からは、これだけの国際経済情報を一覧できる場所は他にないといった所蔵資料に対する高い評価を得ました。また、貿易実務オンライン講座でも具体的な画像を使った説明等があり非常に分かり易い、といった意見が寄せられました。
2. 貿易実務オンライン講座の受講者数は、目標である各年度4,440名に対し10%上回る4,888名が受講しました。

### (1) 役立ち度調査の結果

平成20年11月～12月に貿易投資相談事業の関係者に対して行った「役立ち度」に関するアンケート調査では、役立ち度は、91.9%～98.0%となっており、目標を大きく上回りました。

〔中期計画上の目標〕 サービスの利用者に対する役立ち度調査／4段階中上位2つが7割以上

|                | 19年度          | 20年度          | 20年度内訳 |
|----------------|---------------|---------------|--------|
| 貿易投資相談         | 98.1% (1,319) | 98.0% (1,397) | 89.1%  |
|                |               |               | 8.9%   |
| ビジネスライブラリー(東京) | 96.2% (524)   | 95.2% (499)   | 69.1%  |
|                |               |               | 26.1%  |
| ビジネスライブラリー(大阪) | 98.1% (323)   | 95.7% (301)   | 65.4%  |
|                |               |               | 30.2%  |
| 貿易実務オンライン講座    | 94.6% (1,320) | 96.9% (2,310) | 60.0%  |
|                |               |               | 36.9%  |
| EPA セミナー等      | 87.0% (2,265) | 92.7% (4,361) | 40.4%  |
|                |               |               | 52.3%  |
| メンバーズ講演会       | 88.8% (892)   | 95.6% (1,598) | 54.7%  |
|                |               |               | 41.0%  |

括弧内は有効回答数

(注) 役立ち度内訳の上段は、最上位評価（役に立った）の割合、下段は2段階目の評価（まあ役に立った）の割合を指す。また、小数点第二位を四捨五入している為、両者の合計が必ずしも役立ち度の割合数値とはなっていない。

## (2) 貿易実務オンライン講座の受講者数

20年度の貿易実務オンライン講座の受講者数は前年度より1,037名増え、目標である4,440名に対しても10%も上回る結果となりました。

<貿易オンライン講座の受講者数>

[中期計画上の目標] 各年度4,440人以上の受講者数を確保

|          | 19年度   | 20年度   |
|----------|--------|--------|
| 実受講者数合計  | 3,851人 | 4,888人 |
| 申込受講者数合計 | 3,948人 | 5,028人 |

## 2. 具体的なアウトカムの実現例

### 参考【中期計画に明記されている取組目標（定性的アウトカム）】

- ・制度・市場情報等の一層の整備・蓄積を図り、公平性や信頼性を保持しつつ、企業の個別ニーズに合致した的確な対応を行うことにより、我が国企業の個別ビジネスへの貢献等の具体的なアウトカムの実現を図る。

### 〔ポイント〕

1. 不況下にあっても輸出相談を中心にジェットロへの貿易投資相談件数は堅調に推移し、TICの相談ポイント数が初めて7万件を超えました。
2. 世界的な景気後退の中で、我が国中小企業から寄せられる相談に対して、リテインした弁護士による支援を組み合わせるなど「緊急支援デスク」として体制を強化し、各社が困難を乗り越えダメージや損失をできるだけ軽減させるために必要なアドバイスを提供しました。
3. 地場産品の輸出や初めての海外輸出の相談、また経費節減のためのEPA活用策、詐欺事例の相談にきめ細かい情報提供、支援を行い、全国各地の中小企業の個別ビジネスに貢献しました。

### (1) 貿易投資相談の傾向と分析

20年度にジェットロ（国内外事務所）に寄せられた貿易投資相談（ポイント数※）は、前年度比14%増の7万2,252ポイントに達しました。

相談の種別では、輸出相談が大幅に伸び（31,731ポイント、27%増）、構成比は全体の44%を占めています。とりわけ農水産・食品関連の輸出相談が1.5倍となるなど、アジアや欧米は勿論、ロシアやUAEといった新興市場にまで開拓の動きが広がっています。また、21年1月30日に開設した緊急支援デスクでは、ビジネス環境悪化に伴う各種トラブルの相談に対応しています。

地域・国別の傾向では、中国が世界全体の約2割、その他アジア（日本を除く）で約3割を占めています。中国については、輸出相談は増加を続ける一方で輸入相談が微減に転じ、市場としての関心が高まっています。その他のアジアについては、特にEPA関連の相談が急増し、

タイ、マレーシアに加え、インドネシア、ASEAN（日 ASEAN 包括的経済連携協定）、ベトナムなどに関心が高まっています。

※注：ポイント数は案件の数です。1つの相談に複数案件が含まれる場合はそれぞれ1件とカウントしています。

## （２）緊急支援デスクに寄せられた様々なトラブルに対して的確にアドバイスを提供

平成 21 年 1 月 30 日の緊急支援デスクの開設以来、世界的な景気後退によるビジネス環境の悪化に苦慮する国内中小企業からの相談が相次ぎました。緊急支援デスクではリテインした弁護士による支援を組み合わせ、相談各社が困難を乗り越えるために必要なアドバイスを提供しました。

### 【事例①】請負業務の代金不払いへの対応を支援

A 社は米国企業から日本企業向けに部品を輸出する際の、日本での品質検査業務を請け負っていますが、代金の支払いが滞った上、本件業務を一時停止願いたいとの連絡を米国企業から受け、代金の回収についてジェトロに相談が寄せられました。

緊急支援デスクでは弁護士との面談をセットし、債権額を再確認することの重要性や、弁護士による支払要求文書(Demand Letter)の作成を支援(有料)、また高額なコストの掛かる裁判よりも自身で渡航して直接談判するほうが得策であることなどをアドバイスしました。更に、最後の手段として、数十%の割引で債権そのものを売却する手もある事をアドバイスしました。

A 社ではアドバイスを受け現在も米国企業との間で交渉を継続中です。

### 【事例②】輸出直前の注文機械の納期延期に苦慮する中小企業を支援

産業機械メーカー B 社は、長年の取引実績のある韓国企業から出荷直前の機械の納期を延期したいとの要請を受けましたが、資金の回収を急ぐ必要があることからジェトロに相談が寄せられました。こうした場合には担当ベースの交渉に任せず、トップが早急に訪韓してトップ同士で交渉することが重要であること、景気回復後に取引が継続する可能性を勘案すれば代金の何割かを前金として支払ってもらえるなら、出荷の延期に合意するのも得策となりえること、また、前金額は交渉次第であり、その後商品の出荷時に残金の事前支払いを要求するか、事後で良いとするかは経営者の判断となること、転売不能な商品が出来てしまった今となっては、押し引きの交渉となるが、少しでも損を減らすという姿勢で慎重に進めるべきことなどについてアドバイスしました。これを受けた B 社は韓国企業との交渉で、20%の前金受領と半年間の出荷停止に合意し、既に前金を受領できたとのこと。6 ヶ月後に市況を見て、その後の対応について再度双方で話し合うこととしています。

## （３）全国各地の中小企業等の海外ビジネスを支援

我が国の中小企業等から全国各地のジェトロ事務所に対する輸出相談や輸入トラブルの相談が相次いで寄せられ、個別の案件毎にきめ細かく情報提供、アドバイスを行い、輸出入に悩む企業関係者を支援することができました。

### 【事例①】初めてのプラント輸出への挑戦に実務面から支援

C 社は、ステンレス・バルブやチューブ、産業機械、プラント機器等を国内販売しています。中国企業（欧州の現地法人）向けに特殊バルブを使用したプラント機器を輸出することとなりましたが、

海外との取引が初めてで、かつメーカーへの発注から納品まで7～8ヵ月を要するため、契約書作成の注意点や作成方法についてジェットロに相談を寄せました。

ジェットロでは、貿易実務とともに、売買契約書の必要項目全てについて説明、特にクレーム対策、品質、数量、受け渡し（船積み遅延）、価格・決済などの注意点を重点的に説明しました。更に英語での貿易実務用語を紹介し、正式な契約書の作成をするには法律事務所に相談することを勧めました。

その後相談者からL/Cが無事届いたこと、メーカーからも予定より早く納入されそうで、順調に進んでいるとの報告を受けるとともに、これまでのアドバイスに対する謝意を受けました。

#### **【事例②】 輸入製品の品質不良に苦慮する地場企業を支援**

D社は、台湾からガーデニング用の装飾用品を大量に輸入したところ、受領後の検品でかなり高い割合で不良品があることがわかり、今後輸出企業との交渉をどう進めるべきかについてジェットロへ相談に訪れました。

ジェットロでは、時間がかかっても全品検査を行い証拠写真を撮影してクレームすることの重要性を始め、製品の不良が部品交換で対応できるのか、修理が必要なのか、あるいは新品に交換する必要があるかを検討してその費用見積を行うこと等の重要性をアドバイスしました。

このアドバイスを受けてE社で全品検査を行ったところ3割以上の不良品が見つかり、その結果を写真つきで台湾メーカーに報告したところ、破損数量分の新品の提供を受けることができました。E社は破損品を分解してアフターサービス用部品として流用することとし、極めて満足できる結果になったことにつき、謝意が寄せられました。

#### **【事例③】 日ASEAN包括的経済連携（AJCEP）協定活用によるベトナムからの輸入関税削減を支援**

E社は、ベトナムでの加工貿易を行っており、AJCEP発効前に輸出した材料を使って生産した製品を、AJCEPを利用して日本に輸入するに当たり、ベトナム側の原産地証明書発給機関に原産地証明書の発給依頼をしたところ、日本で発行された原産地証明書がなければベトナム側では発給できないと通告され、大量の材料を現地で抱えるという困難に直面していました。

平成21年1月、相談を受けたジェットロ大阪本部では、AJCEP協定の条文やIRのサイトなどを用いてベトナム側発給機関に対し根拠となる文書を示し、日本側での原産地証明書の発給は制度上不可能であり不要であることを説明する方法をアドバイスしたところ、後日無事にベトナム側で原産地証明書を取得でき、関税率が0%に減免されるメリットを享受して無事に輸入ができたとの報告を受けました。

#### **【事例④】 ラゴス事務所との連携により詐欺被害を防止**

F社から、ナイジェリア鉄道公社の中古レールの輸入商談に関する相談が寄せられました。ナイジェリアの中古レールについては、これまでも被害者を含む数多くの相談が寄せられており、輸出が禁止されていることにつき平成19年に確認しています。今回の話では平成20年2月に輸出が解禁となり、ナイジェリアの政府機関から輸出許可書も出ているとし、3通の公文書が送られてきました。相談者の同意を得て、本件許可書の真偽を確かめるため、在京ナイジェリア大使館に3度に亘って照会しましたが回答がありません。詐欺の可能性が高いことは既に相談者に説明済みでしたが、許可書が本物らしくできているので、念のため再度ラゴス事務所に確認したところ輸出禁止が再確認され、詐欺被害を未然に防止することができました。

### 3. 業務運営上の課題と改善に向けた取組

#### (1) TPPP(Trade Tie-up Promotion Program : 引合案件データベース)信頼性の向上に向けた改善を図る

##### 【課題】

TPPPでは従来から信頼性を向上するために様々な対策を講じていますが、20年度には更なる改善に向けて以下の措置を取りました。

##### 【対応状況】

1. 迷惑メール等のジェトロ報告を迅速且つ容易にできるよう改善しました。
  - ①メール受信者が悪質な引合（迷惑メール）や詐欺と疑われる案件等をワンクリックで簡便にジェトロに報告できる仕組みを導入しました。（平成20年4月）
  - ②迷惑メール防止策として、本文の無いメールが発信できないしくみを導入しました（平成21年2月）さらに、迷惑メールが疑われる多数のメールが送信された場合、その内容を監視できるようにしました。（平成21年3月）
  - ③過去に取引トラブルのあったユーザーをウォッチできるよう、機能を追加しました。（平成21年3月）
2. TPPPが禁止する事項とその対応を明確化しました。
  - ①登録・利用規約および閲覧利用規則を見直しました。（平成20年4月）
  - ②規約に、TPPPコンテンツ等の第三者提供の禁止事項を追加しました。（平成20年11月）
  - ③“注意喚起”をより目立つように表示しました。（平成20年10月）。さらに、個別ページにも“詐欺被害への注意喚起”を表示しました。（平成20年11月）
3. TPPP登録情報の必須項目を拡大しました。
  - ①システム改修を実施、実装しました。（平成21年3月）
  - ②必須項目の拡大にあたり、登録情報のチェックルールを見直しました。（平成21年1月）

### 3. 財務内容の改善に関する事項

#### 〔1〕自己収入拡大への取組

##### 【中期計画】

- ・ 今般の行政改革の主旨を踏まえ、それぞれの事業ごとに適切な目標を設定のうえ、第一期中期目標期間中の実績を上回る自己収入の増加に向けた経営努力を継続し、国への財政依存度の引き下げに引き続き取り組む。
- ・ 受益者が特定できること、受益者に応分の負担能力があること、負担を求めることで事業目的が損なわれないことといった条件を踏まえつつ、例えば、対日投資ビジネスサポートセンターの運営、セミナーの開催、展示会・商談会の開催等について、より適正な受益者負担を積極的に求めていく。また、地域における国際的企業連携支援事業（地域間交流支援（RIT）事業）についても、事業実施主体の費用負担の増加を図る。

#### 1. 自己収入の状況

20年度の自己収入は前年度から6億9,844万円増加し、53億1,814万円となりました。自己収入が大幅に増加した主な要因としては、サラゴサ国際博覧会にかかる協賛金及び寄付金等として2億1,205万円の収入があったこと、パートナー・カントリーとして参加したハノーバー・メッセでの出展料として1億2,343万円の収入があったこと、などがあげられます。

|        | 19年度実績         | 20年度実績         | 増減             |
|--------|----------------|----------------|----------------|
| 自己収入総額 | 46億<br>1,971万円 | 53億<br>1,814万円 | +6億<br>9,844万円 |

自己収入：国の財政負担によらない収入。具体的には、見本市や展示会における企業等からの受益者負担としての出展料収入や出版・会員事業収入など。なお、国が事業主の受託事業については公募・入札で獲得したものであっても含めていない。

#### 2. 積極的な受益者負担の追及

##### （1）受益者負担単価の見直し

適正な受益者負担を求めるために基本となる事項を定めるため、新たに「受益者の負担に関する規程」を作成し、20年度から施行しました。

また、より適正な受益者負担を求めるべく、以下のような受益者負担料金の単価見直しを行うなど、受益者負担の増加に向けた取組を行いました。

##### ① 対日投資ビジネスサポートセンター（IBSC）東京の使用料の見直し

平成19年10月、対日投資ビジネスサポートセンター（IBSC）東京の使用料について見直しを行いました。通常の登記手続及び就労ビザ獲得に最低限必要となる50営業日までは従来どおり無料期間とし、50営業日を超える場合の使用料について値上げを行いました。1-2人部屋は1営業日あたり1,500円から5,000円に、3人部屋は1営業日あたり2,000円から7,000円に値上げを行いました。その結果、20年度における使用料収入は159万円増加しました。さらに21年度においても、一部の部屋について、1-2人部屋は1営業日あたり5,000円から5,500円に、3人部屋は1営業日あたり7,000円から7,500円に値上げすることとしました。



## ② 開発スクール(アイデアス：IDEAS)受講料の見直し

「受益者の負担に関する規程」の施行に伴い、アジア経済研究所開発スクール (IDEAS) における日本人研修生課程の学費の段階的な見直しを行いました。これにより、20年度に募集した日本人研修生に対しては、国内研修の授業料 (1年間) を28万円から40万円に改訂し、授業料収入が86万円増加しました。さらに、21年度は単価を40万円から54万円に引き上げ、国立大学並みの授業料とすることとしました。

### (2) 会員数の拡大努力

自己収入の拡大およびジェトロのサービスの普及に貢献するべく、20年度に引き続き、組織を挙げた会員拡大キャンペーンを実施しました。具体的には、平成20年10月1日から平成21年1月30日までの期間に、特典 (1カ月分の会費サービス：1年分の会費で13カ月の会期) 付きのキャンペーンを実施、また部署別の努力目標を掲げ、全社的に勧誘に努めました。キャンペーン期間中の入会口数は160口となり、会員数増に貢献しました。しかしながら、世界的な金融危機の影響で低迷する経済環境下、解約件数が増加したため、20年度末時点の会員数は前年同期比48件減となりました。

|      |                   |             |                   |
|------|-------------------|-------------|-------------------|
| 会員数： | (19年度末)<br>4,091口 | ⇒<br>(48件減) | (20年度末)<br>4,043口 |
|------|-------------------|-------------|-------------------|

### 〔2〕 決算情報・セグメント情報の公表の充実等

#### 【中期計画】

- ・事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、機構の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実等を図る。

#### 【整理合理化計画での指摘事項】

- ・各独立行政法人は、管理会計の活用により、事務・事業別、部門別といった単位における費用を明確にしつつ、費用対効果の分析を適切に行うこと等により、経営の効率化を図る。
- ・各独立行政法人は、業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示を徹底する。

独法化以降財務諸表の附属明細書において、本部・アジ研・一般管理費の3つに分けたセグメント情報をジェトロ・ホームページ上の各年度の決算情報の中で開示しています。

### 〔3〕 短期借入金の限度額

#### 【中期計画】

- ・6,677百万円 (理由) 運営費交付金及び補助金の受入れが最大3か月分遅れた場合、事故の発生等により緊急に対策費が必要となった場合等を想定して、運営費交付金及び補助金の約3か月分を短期借入金の限度額とする。

借入れは行っていません。

#### 〔4〕重要な財産の処分等に関する計画

##### 【中期計画】

- ・輸入促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法の廃止、地元自治体との協議等を踏まえ、以下財産の処分を行う。

大阪りんくう FAZ 支援センター（大阪府泉佐野市りんくう往来北1丁目）

境港 FAZ 支援センター（鳥取県境港市竹内団地）

大阪りんくう FAZ 支援センターについては、平成 20 年 8 月 8 日に第 5 回目の一般競争入札を公示、1 者の応札があり、10 月 6 日に開札し、12 月に売却手続を完了させました。

なお、境港 FAZ 支援センターについては平成 19 年 7 月に売却手続を完了させています。

#### 〔5〕剰余金の使途

##### 【中期計画】

- ・職員教育の充実／海外有識者、有力者の招へいの追加的実施／展示会、セミナー、講演会等の追加的実施（新規事業実施のための事前調査の実施を含む。）／先行的な開発途上国研究の実施

##### 【総務省政独委による「独立行政法人の実績に関する評価の視点」における指摘事項】

- ・当期総利益の発生要因が明らかにされているか。また、当期総利益の発生要因の分析を行った上で、当該要因が法人の業務運営に問題等があることによるものかを検証し、業務運営に問題があることが判明した場合には当該問題等を踏まえた評価が行われているか。
- ・利益剰余金が経常されている場合、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から実施されることが必要な業務を遂行するという法人の正確に照らし過大な利益となっていないかについて評価が行われているか。

##### 【総務省政独委による「20 年度業務実績評価の具体的取組について」における指摘事項】

- ・1 億円以上の当期総利益がある場合において、目的積立金を申請しなかった理由の分析に留意する。
- ・法人又は特定の勘定で、年度末現在に 100 億円以上の利益剰余金を計上している場合において、当該利益剰余金の発生要因と業務運営上の問題の有無についての分析に留意する。

20 年度当期総利益の発生要因につきましては、一部事業の譲渡益、共同事務所収支等となり、計 3.42 億円となりました。

20 年度利益剰余金につきましては、積立金 1.16 億円（19 年度における当期末処分利益）、前中期目標期間繰越積立金 4.75 億円、および当期末処分利益 3.42 億円（一部事業の譲渡益、共同事務所収支等）により、9.34 億円となりました。同剰余金は通則法第 44 条第 1 項に基づき、積立金として整理する予定です。

## 4. その他業務運営に関する事項

### 〔1〕人事に関する計画

#### 【中期計画】

- ・ 第一期中期計画で再構築した研修制度を活用し、若手職員への語学、貿易・投資実務、財務・会計等の基礎知識の習得を徹底する。また、特定の地域・国、さらに貿易・投資、経理・財務等業務別の専門家・実務家育成に繋げる。
- ・ 研究職員については、博士号取得を支援するとともに、現地語研修、海外研究員派遣等を通じて、学問的な知見の蓄積のみならず広く現地事情に通暁した人材の育成を図る。

## 1. 職員の専門性の向上

20年度においては、職員の能力・専門性の向上の各種研修を体系的に実施しました。特に、大学院での博士号や修士号の取得を目的とした制度により専門性の向上に努めました。

### （1）階層別研修

入構後2年間で、基礎的知識の最低限の習得を目的に、財務・会計、顧客サービス、経済基礎知識などの「基礎パス研修」（計8回）のほか、職場でのマネジメント知識の習得を目的とした各種階層別研修（管理職候補者研修、課長代理候補者研修、ライフプラン研修など計6回）を実施しました。

### （2）能力開発講座

職員の調査能力の向上を目的とした調査基礎（計6回）、対外的な情報発信強化を目的とした英語プレゼンテーション（計2回）及びビジネス英文ライティング（1回）、さらに貿易実務の能力向上を目的とした貿易実務（計3回）をテーマに能力開発講座を開催しました。

### （3）その他の専門性向上の取組

本部では、人事異動後の業務の円滑な開始を図るため貿易情報センター赴任前研修、海外赴任者研修を実施しました。さらに、業務の質的な向上を図るため海外語学研修（中国、タイ、スペイン、エジプト）、海外専門研修（米戦略国際問題研究所）などを実施するほか、国内大学院派遣（早稲田大学院公共経営学修士及びMBA）制度によって、中堅層の専門性向上を図りました。

アジア経済研究所では、若手研究者の調査能力向上を目的としてシニア研究者に随行する海外現地調査研修（パキスタン及び台湾）を実施し、フィールドワーク等の手法の習得に取り組みました。また、研究者の学術水準向上を目的として引き続き博士号取得を奨励しました。20年度中に新たに取得した人数は6名（米国バージニア大学1名、英国リーズ大学1名、東京大学1名、一橋大学2名、政策研究大学院大学1名）となりました。

その他、現地語研修（ウルドゥー語、アラビア語等）や所内勉強会（政治学・政治経済学、東南アジア政治研究レビュー）への支援を実施しました。

## 2. 採用形態の多様化

外国人採用を含めた採用形態の多様化に取り組みました。アジア経済研究所では、研究業績

を積んだ博士号取得者の採用を継続しています。外国人研究者の採用についても引き続き取組を進めています。平成20年4月入構者の採用活動においては20名の外国人から応募がありましたが、審査の結果新規採用には至らず、年度末の外国人雇用者数は前年度から引き続き3名となりました。一方、21年度に向けた採用活動では、これまでどおり地方の大学を含め内外問わず広く公募を行い、20名超の外国人から応募がありました。採用が内定した2名のうち、1名は「アジアにおける3R（リデュース、リユース、リサイクル）政策」プロジェクトの任期付研究員として日本に留学中のフィリピン国籍の博士号取得者が内定しました。さらに、世界的に著名なマレーシア国籍の国際政治学者（東南アジア政治専門）の採用に取り組み、1名が内定しました。

### 3. 業務上の課題とその改善に向けた取組

#### (1) 優秀な人材獲得に向けた採用に関わる広報活動

##### 【課題】

年度当初から昨年秋までは学生の売り手市場が続き、業種を問わず優秀な学生確保に厳しい状況が続くと予測されていました。優秀な学生ほど就職活動に早期から取り組む傾向にあることから、積極的な情報提供およびPRに早い段階から取り組むことが必要となっていました。

##### 【改善に向けた取組状況】

- ① 優秀な学生と早い段階から接触する機会を設定するため、8月中旬から合同説明会や大学別説明会に積極的に参加し、学生との意見交換を継続しました。
- ② 東北、中国、九州地方の中核となる大学での説明会にも参加し、優秀な学生を全国から選抜できるよう幅広い母集団形成に取り組みました。
- ③ 例年、年明けから実施していたジェトロ主催の単独説明会を12月に開始するとともに、ジェトロを志望する学生の志望度が高く維持されるよう、2月から3月にかけても単独説明会を継続的に実施しました。

#### (2) 専門性の向上、実務家の育成のための研修の拡大

##### 【課題】

総人件費削減が迫られ、職員数減少が避け難い状況において、職員の自己成長支援、モチベーションの向上、生産性の向上に向け、研修の充実が求められています。

##### 【改善に向けた取組状況】

- ① 職員のスキル向上に効果的と考えられる外部講座の受講をワールドワイドに支援するため、自己啓発補助制度の対象を海外の職員にも拡大し、語学・実務・資格分野において受講実績がありました。
- ② 能力開発講座において、職員より実施要望の多かった英文ビジネスライティング講座を本部以外の職員も受講できるようにEラーニングで実施するほか、海外調査部職員を講師とする調査基礎講座を開講し、調査業務の遂行に必要な知識を習得する機会を設けました。

### (3) 超勤管理の適正化

#### 【課題】

総人件費削減が迫られる中、超勤財源の管理の厳格化が一層必要となっています。

#### 【改善に向けた取組状況】

超勤管理の適正化を強化推進することを目的に超勤管理システムを導入しました。超勤管理を更に向上させるためのツールを整え、超勤下命の徹底と円滑な運用に取り組みました。

システム導入に先立ち、職員の効率的な業務実施への意識を高めるとともに、管理職と職員のコミュニケーション促進により超勤削減を実現させるため、管理職と職員向けに超勤管理システム・時間管理研修を計 10 回実施しました。加えて、アナウンスや見回りを通じて週 2 日間の「早帰り勸奨日」の導入による定時退社を励行するとともに、海外からの帰任者や育児休暇から復帰した職員向けに説明会を定期的実施し、時間管理の意識付けを行いました。